民間保護地域ガイドライン

ブレント・A.・ミッチェル、スー・ストルトン、ファン・ベザウリー＝クリール、ヘザー・C.・ビンガム、
トレーシー・L.・カミング、ナイジェル・ダッドリー、ジェームズ・A.・フィッツシモンズ、
デルフィン・マレレット＝キング、ケント・H.・レッドフォード、ペドロ・ソラーノ

クレッグ・グローヴス、シリーズ編集者

保護地域優良事例ガイドラインシリーズ #29

IUCN WCPA の保護地域実践例ガイドラインシリーズについて

IUCN WCPA の保護地域実践例ガイドラインシリーズは保護地域の管理者に向けた権威ある世界的な資料である。現場におけるこれらの考え方の導入の向上に向けて支援する専門的な実践者による協力も得て、本ガイドラインは IUCN の諸活動から得られた教訓や提言を抽出している。本ガイドラインの内容は現場で応用することにより保護地域制度を効果的、平等、かつ持続的に管理し、実践の場で直面するあらゆる課題に対応するための機関や個人の能力を構築する。また、本ガイドラインは政府、保護地域に関連する機関、NGO、コミュニティ、民間セクターがコミットメントや目標を達成し、特に生物多様性条約による保護地域作業プログラム (POWPA) を実現する上で役に立つ。

ガイドライン全巻は次の URL より取得できる : www.iucn.org/pa_guidelines
補足資料は次の URL より取得できる : www.cbd.int/protected/tools/
Protected Planet の開発能力に貢献するためには次の URL を確認すること : www.protectedplanet.net/

IUCN 保護地域の定義、管理カテゴリー、ガバナンスタイプ

IUCN では保護地域を次の通り定義している :
「自然および関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、法令その他有効な方法を以て認められ、特定の目的のために用いられる、管理された明確に境界が定められた地理的な空間である。(原文：A clearly defined geographical space, recognised, dedicated and managed, through legal or other effective means, to achieve the long-term conservation of nature with associated ecosystem services and cultural values.)」

この定義は以下の 6 つの管理カテゴリー（うち 1 つはサブ区分を伴う）によって拡大されるものである。以下に各カテゴリーの要約を示す。
Ia 厳正保護地域 (Strict nature reserve): 生物多様性だけでなく、地質学的・地理学的特質が含まれることもあり、これらの地域では人間の立ち入り、利用ならびにそれらがもたらす影響は、保全すべき価値の保護に反しないよう厳しく管理もしくは限定される。
Ib 原生自然地域 (Wilderness area): 通常、継続的な居住もしくは大規模な居住が行われず、自然の特徴とその影響が残されている広大な原生地域もしくはわずかに改変された広大な地域で、こうした自然の状態の維持を目的として保全・管理される。
II 国立公園 (National park): 大規模な生態学的過程を保護するために指定され、当該地域の特徴である種と生態系を備えた広大な自然地域もしくは自然に近い地域である。環境および文化的に許容可能な精神的、科学的、教育、レクリエーション、観光機会も提供する。
III 天然記念物 (Natural monument or feature): 特定の自然の特徴の保護を目的とし、地形、海山、海底洞窟、渓谷などの地学的現象、古代林などの生物学的現象を含む。通常、面積は非常に小さく、観光的価値が高い。
IV 種と生息地管理地域 (Habitat/species management area): 特定の種や生息地の保護を目的とし、管理もこれを優先する。この目的のために定期的かつ積極的な介入を必要とする保護地域も多いが、これは本カテゴリーの必須要件ではない。
V 景観保護地域（陸域景観・海域景観）(Protected landscape or seascape): 人間と自然の長年にわたる相互作用により、生態学的、生物学的、文化的、景観的価値を備えた地域となった保護地域であり、この相互作用の完全性の保護が、当該地域および関連の自然保護、その他の価値の保護・維持に不可欠であるような保護地域。
VI 自然資源の持続可能な利用を伴う保護地域 (Protected areas with sustainable use of natural resources): 関連する文化的価値と天然資源の伝統的管理制度とともに、生態系と生息地を保護する。通常、広範囲に渡り、そのほとんどが自然の状態にあり、一部のエリアで天然資源の持続可能な管理や、自然保護を損なわない低レベルの天然資源の非産業的利用が行われることが、当該地域の主な目的の一つである。

カテゴリ―は、保護地域面積の少なくとも 4 分の 3 で適用されている管理の主目的に基づいて設定されるべきである。(75% ルール)
管理カテゴリーは、ガバナンスタイプの類型 (誰がその保護地域に対する権限と責任を有しているか) にも沿って適応される。IUCN ではガバナンスタイプを以下の通り定義している。

タイプ A. 政府によるガバナンス : 連邦または国家省庁 / 担当機関、サブ国家省庁または担当機関（地方、州、自治体レベルなど）、政府の委任による管理団体（NGO など）。
タイプ B. 分担ガバナンス : 越境ガバナンス（2 ヶ国以上の国家間における正式または非公式の取り決め）、協働ガバナンス（様々なアクターや機関が共に取り組むための様々な方法による）、合同ガバナンス（複数母体による管理）
タイプ C. 民間によるガバナンス : 個人の土地所有者、非政府組織（NGO、大学など）、営利組織（法人土地所有者など）が設立し運営している自然保護地域
タイプ D. 先住民社会・地域コミュニティによるガバナンス : 先住民によって設立され運営されている先住民による自然保護地域および領土、地域のコミュニティによって設立され運営されているコミュニティの自然保護地域

UCN の定義やカテゴリー、ガバナンスタイプに関する詳しい情報については次を参照すること : Dudley (2008). Guidelines for applyingprotected area management categories, 次の URL よりダウンロード可能 : www.iucn.org/pa_categories

ガバナンスタイプの詳しい情報については次を参照すること : Borrini-Feyerabend, et al., (2013). Governance of Protected Areas: From understanding to action, 次の URL よりダウンロード可能 : https://portals.iucn.org/library/sites/library/files/documents/PAG-020.pdf

民間保護地域ガイドライン

民間保護地域とネイチャー・スチュワードシップに関する専門家グループは、
大いに惜しまれる同僚のエリサ・コークエラ氏に本巻を捧げる

国際自然保護連合日本委員会（IUCN）

IUCN は世界の喫緊の環境問題や開発課題に対する実際的な解決策の策定を支援する。IUCN は科学研究の支援や世界各地で行われるフィールド事業の管理を行うほか、政策や法律、実践例を整備するために各国政府と NGO、国際連合、企業をとりまとめ、生物多様性、気候変動、エネルギー、人間の暮らし、世界経済のグリーン化を推し進めている。IUCN は世界で最も歴史の長い世界的な環境団体であり、1,300 もの政府機関や NGO が加盟し、13,000 人以上ものボランティア専門家が参加している。IUCN の活動は 50 ヶ国を超える国々で約 900 人の職員や世界中における数百もの公的機関、NGO、民間セクターとのパートナーシップによって支えられている。

www.iucn.org

IUCN 世界保護地域委員会（WCPA）

IUCN 世界保護地域委員会は保護地域を専門とした世界最高のネットワークである。IUCN の保護地域プログラムの管理下にあり、140 ヶ国より 2,500 名以上が加盟している。WCPA は保護地域の計画に向けて各国政府を支援し、政策立案者に戦略的なアドバイスを提供し、保護地域の能力や投資活動を強化し、難しい課題に対応するために保護地域の多様な利害関係を有する有権者をまとめることで全てのセクターに保護地域が取り込まれていくことをサポートする。IUCN と WCPA は 60 年以上にわたり保護地域に関する世界的な行動をリードしてきた。実践例・ガイドラインシリーズは WCPA 委員会による旗艦資料の一つであり、保護地域の計画立案、管理、評価について全ての観点からタイムリーなガイダンスを提供している。

www.iucn.org/wcpa

民間保護地域とネイチャー・スチュワードシップに関する専門家グループ

UCN 世界保護地域委員会の専門家グループとして、本グループは自然環境の保全における民間のアプローチが果たす役割に対する理解を深め認識を向上させ、世界規模で情報収集と共有を行うことで民間保護地域および保全地域の効果を強化する。

privateconservation.net

生物多様性条約（CBD）

1992 年にリオデジャネイロで開催された地球サミットで調印され、1993 年 12 月に発効となった生物多様性条約は生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用、そして遺伝子資源の利用による利益の衡平な配分 (ABS) に関する国際条約である。これまでに 196 ヶ国が署名しており、本条約にはほぼ全ての国が参加している。

www.cbd.int

Fundación Mar Adentro

Fundación Mar Adentro はチリの民間非営利財団であり、チリの自然の命に関する科学研究に基づいた生物多様性の保全戦略を模索し、人々の意識を高め、自然遺産や文化遺産の価値に関する変化を推し進めるために、教育目的で芸術と自然を統合する他分野プログラムを開発している。

www.fundacionmaradentro.cl

Equilibrium Research

Equilibrium Research は保全の課題に対し、構想から実施やインパクト評価まで、実用的な解決策を提供している。世界中の地域のコミュニティから国連機関まで様々な団体とのパートナーシップを通じ、Equilibrium は自然と人間のニーズのバランスを保つような天然資源の管理のアプローチを模索し開発する。創業者のナイジェル・ダッドリーとスー・ストルトンは生物多様性の保全を人類の福利にも資する倫理的な必要性として捉えている。

www.equilibriumresearch.com

ドイツ連邦自然保護庁

ドイツ連邦自然保護庁（Bundesamt für Naturschutz BfN）はドイツ政府の科学的な機関であり、国内および国際的な自然環境の保全に対して責任を負う。BfN は政府の部門的な研究機関の 1 つであり、ドイツ環境省（BMUB）に報告している。同機関はドイツ環境省に全ての自然環境の保全、景観管理に関する課題、国際的な協力活動において専門的で科学的な支援を提供している。また、BfN は関連する科学研究を実施し、数々の融資プログラムを運営することで機関の目標に向けて前進している。さらに、BfN は種と自然環境の保全に関する国際的な合意である南極条約と German Genetic Engineering Act の下で重要な執行活動も実施している。

www.bfn.de/en

国立環境研究所

国立環境研究所は、1974 年 3 月に環境分野に関する唯一の国立研究所として発足。日本の環境研究の中核的研究機関としての役割を担う。幅広い環境研究に学際的かつ総合的に取り組み、国内外での環境研究を推進し、研究開発成果を社会とともに活用し、環境政策に貢献する。
気候変動適応研究プログラムでは、気候変動への適応に係る研究・技術開発に取り組む。生態系、大気水環境、熱中症当の健康分野をはじめとする様々な分野・項目を対象として、気候変動への適応策の策定・実施に必要な手法開発や政策研究を行う。

www.nies.go.jp

The Turner Endangered Species Fund（TESF）

1997 年に設立された TESF は、主に私有地を対象に危惧種とその生息環境の持続性を確保することで生物多様性の保全に貢献している。TESF の活動は単一の種を対象とした保全活動から生態系のコミュニティや機能的な生態系の回復まで多岐にわたる。TESF は生態系の保全において私有地の役割を前線に押し出すという点により、その取り組みは独特のものとなっている。最高の科学を活用して生物多様性を効果的に保全し、信頼できる科学情報や政策情報を普及させることを目指している。官民協働の取り組みの効果について新たなレベルを確立させ、絶滅の危機に瀕している種を救済する固い意志を有している。

tesf.org

QLF Atlantic Center for the Environment

QLF は世界的なリーダーシップの開発を促進させ、カナダ東部やニューイングランドの農村コミュニティや環境を支援し、世界と共有できる天然資源や文化遺産の管理モデルの創出を目指している。The Quebec-Labrador Foundation はアメリカでは 501(c)3 NGO として登記され、カナダでは慈善団体として登記されている。QLF Atlantic Center for the Environment は、マサチューセッツの本部から IUCN 世界保護地域委員会による援助の下で民間保護地域とネイチャー・スチュワードシップ自然の管理に関する専門家グループを運営している。

www.qlf.org

民間保護地域ガイドライン

ブレント・A.・ミッチェル、スー・ストルトン、ファン・ベザウリー – クリール、ヘザー・C.・ビンガム、
トレーシー・L.・カミング、ナイジェル・ダッドリー、ジェームズ・A.・フィッツシモンズ、デルフィン・マレレット = キング、
ケント・H.・レッドフォード、ペドロ・ソラーノ

クレッグ・グローヴス、シリーズ編集者

本書における地理的実体の表示、および、資料の提示は、いかなる国、領域、地域、またはその当局者の法的地位、あるいは、国境または境界の画定に関する、IUCN、または、他の参画組織の意見の表明を意味するものではない。

本書において表明されている見解は必ずしも、IUCN、または、他の参画組織の意見を反映するものではない。

本書の一部は、ドイツ連邦自然保護庁とターナー絶滅危惧種基金からの資金提供によって作成された。

※国際自然保護連合（IUCN）は、本書における翻訳の誤りや削除された部分に関して、一切の責任を負いかねます。
不明な点は原本 (Guidelines for privately protected areas. (2018) Published by : IUCN. DOI : https : //doi.org/10.2305/IUCN.CH.2018.PAG.29.en) をご確認ください

原著発行者：　IUCN、グラン、スイス

2021 年 3 月 31 日発行　日本語版
日本語版発行者：国立研究開発法人　国立環境研究所
日本語訳：角谷拓・角真耶
当日本語訳版の翻訳は、2020 年度国立研究開発法人　国立環境研究所気候変動適応研究プログラムの下で実施された。

著作権：　© 2018 IUCN 国際自然保護連合
© 2021 国立研究開発法人国立環境研究所、日本、日本語訳

教育目的もしくはその他営利目的の本書の転載は、出典が十分に明示されている場合、著作権者からの事前の書面による許可なしに承認される。
著作権者からの事前の書面による許可がない場合、再販売、または、その他の営利目的の本書の転載は禁止される。

引用：　ミッチェル , B.A., ストルトン , S., ベザウリー＝クリール , J., ビンガム , H.C., カミング , T.L., ダッドリー , N., フィッツシモンズ , J.A., マレレット＝キング , D., レッドフォード , K.H., ソラーノ , P. (2021). 民間保護地域ガイドライン、保護地域優良ガイドラインシリーズ 29、グラン、 スイス：IUCN xii + 100pp

ISBN:　978-2-8317-2124-8

表紙写真：　© Lapa Rios, Osa Peninsula, Costa Rica

裏表紙：　Nature Conservancy of Canada conservation volunteers planting marram grass
(**Ammophila breviligulata**) © Mike Dembeck

レイアウト：　Miller Design

入手先：　International Union for Conservation of Nature (IUCN)
Global Protected Areas Programme
Rue Mauverney 28
1196 Gland
Switzerland
Tel +41 22 999 0000
Fax +41 22 999 0002
wcpa@iucn.org
www.iucn.org/resources/publications

目次

序文 ix
謝辞 x
概要 xi
はじめに xii

パートA 民間保護地域とは何か？ .....

パートB 実践例 .....

第1節　民間保護地域の確立 8
第2節　民間保護地域の管理 15
第3節　民間保護地域のインセンティブ 27
第4節　民間保護地域の永続性の担保 33
第5節　民間保護地域のサブタイプ別の課題 38
第6節　国立保護地域との連携 46
第7節　民間保護地域の記録 50
第8節　民間保護地域ネットワークが果たす役割 53

パートC 今後の展望: PPAの可能性の実現に向けた機会 .....

パートD ケーススタディー .....

1. オーストラリアの公共、民間、および先住民保護地域による全国保護区制度 62
2. ブラジルの民間自然遺産保護区: 公共政策としての民間の取り組み 64
3. 中国の土地トラスト保護区 66
4. PPAと観光: コスタリカのLapa Riosにおけるサイトベースの例 68
5. 国家自然遺産: ドイツの自然環境の保全における民間の関与への貢献 70
6. ケニアのレワ野生生物保護管理公園: 野生動物保護管理モデルの成功事例 72
7. ニュージーランドにおける社会運動としての私有地の保全 74
8. ペルーの民間保全ネットワーク 76
9. マロロレレイ・レクリエーション保護区: サモアにおける協働の成功 78
10. PPAの設立: 南アフリカの教訓 80
11. エセックス郡グリーンベルト: 「一般的な」アメリカ型土地トラスト 82
12. PPAを有名に: イギリスにおけるPPAをWDPAに加える取り組み 84

パートE 参考資料 .....

参考文献と巻末注 88
用語集 94
付録1　PPAと保護地域以外の地域をベースとする生物多様性保全手段 97
著者経歴 98

ボックス
ボックスA1　管理とガバナンスの違いは何か？ 2
ボックスA2　民間ガバナンスの特徴とは？ 6
ボックス1.1　IUCNによる保護・保全地域グリーンリスト 9
ボックス1.2　南アフリカで保全と経済開発の支援 9
ボックス1.3　バイオマップ: アメリカマサチューセッツ州における買収の優先事項のマッピング 10
ボックス1.4　欧州連合(EU)全体の地域型自然保全戦略 10
ボックス1.5　PPAの国際的な義務 11
ボックス1.6　コーカサス野生動物保護区: アルメニアの先駆的なPPA 12
ボックス1.7　タンザニア・ザンジバル島のChumble Island Coral Park - 世界初の海域PPA 13
ボックス1.8　PPAのパイオニア - ブラジル 14
ボックス1.9　南アフリカのIngula自然保護区: 企業によるオフセットの成功事例 14
ボックス2.1　保護地域管理のツールとガイダンス 15

ボックス2.2　南アフリカのPPAの文脈における管理の実践例と法的要件 16
ボックス2.3　全国データを補完するグローバルな保全データ源....17
ボックス2.4　オーストラリアの伝統的な生態的知識とBush Heritage....18
ボックス2.5　火災のリスク削減: ブラジルの例....19
ボックス2.6　インドネシアの沿岸コミュニティに対する支援 20
ボックス2.7　ケニアのモンバサにあるHaller Parkにおけるモニタリング 21
ボックス2.8　IRIS指標を活用したBush Heritage Australiaが報告する影響....22
ボックス2.9　保護地域の管理効果フレームワーク 23
ボックス2.10 ボランティアとの取り組みによる教訓: ナミビア、ブラジル、カナダの事例....25
ボックス2.11 カナダの保全事業におけるコミュニティの啓発 26
ボックス3.1　PPAの異なるインセンティブの種類....27
ボックス3.2　南アフリカ初の効果的な生物多様性税制優遇措置....28
ボックス3.3　アメリカのTable Top Conservation Bank....29
ボックス3.4　PPAの資金源としての生態系サービス支払の活用 32
ボックス4.1　「購入-保護-再販」: The Nature Conservancyによる保全戦略....37
ボックス4.2　チリのKarukinka保護区における権利の統制と保全の確保 37
ボックス5.1　研究機関のPPA: オーストラリアのNanya観測所....40
ボックス5.2　ワインと保全: 南オーストラリア州の例....40
ボックス5.3　砂礫採取後の生息環境の再生: イギリスのAttenborough自然保護区 41
ボックス5.4　ケニアのBorana Conservancyの経営に向けた長期財務安定性の創出....43
ボックス5.5　PPA設立に向けた宗教的な寄付の活用: レバノンのJabal Moussaの事例 45
ボックス6.1　繋がりの構築: ベリーズのNortheast Biological Corridor....47
ボックス6.2　コロンビアのオリノコワニを救うための保護地域ガバナンスタイプを通じた協働....49
ボックス7.1　世界保護地域データベースと保護地域の管理効果に関する世界データベース 50
ボックス8.1　アメリカのLand Trust Alliance....54
ボックス8.2　アメリカの土地トラスト認定制度 55
ボックス8.3　The Long Run: 観光型PPAの支援....56
ボックス8.4　ナミビアのナミブランド自然保護区: 土地所有者協会....58
ボックス9　OECMからPPAへ: 南アフリカの事例 97

表

表1　本ガイドラインに記載しているケーススタディーの一覧
表2　「IUCN保護地域マトリックス」: 管理カテゴリーとガバナンスタイプの両方による保護地域の分類システム 5
表3　異なるガバナンスタイプ下にあるその他PAとPPAを区別する基準のまとめ....5
表4　Bamburiモニタリングシステムの草案....21
表5　ペルーにおけるPPAネットワークの寸評 77

図

図1　IUCN WCPA 管理効果フレームワーク 23
図2　南アフリカにおける保護地域の所有 80
図3　生物多様性管理に関する合意の階層:
生物多様性の管理はPPAの設立を可能にする南アフリカの詳細な制度構造と実用的な実施枠組みを表している....81

序文

IUCN では保護地域を次の通り定義している :「自然および関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、法令その他有効な方法を以て認められ、特定の目的のために用いられる、管理された明確に境界が定められた地理的な空間である」。

保護地域には様々なガバナンスや管理体制が含まれる。ガバナンスのタイプには政府によるガバナンス、民間ガバナンス、先住民や地域コミュニティによるガバナンス、および様々な形の分担ガバナンスが挙げられる。保護地域の管理については既に様々な一般的なガイダンスが用意されているが、本ガイドラインは IUCN による保護地域の定義を満たしつつも、ガバナンスや管理が民間によって行われている特有の地域に注目している。これらの地域は土地所有権を有する個人・NGO・組織・会社などが所有し管理している土地であり、保有権または長期的な借地権に基づいて経営権を有する商業的な民間セクターによる事業も含まれる。他の保護地域と同じく、民間保護地域（PPA）は所有者が変更しても永久的な保全地域として維持されることが期待されている。PPA の象徴的な特徴は、保護地域が民間ガバナンス下で設立されているという点にある。

現在、世界保護地域データベースに PPA を報告している国は 28 ヶ国でしかないが、PPA は多くの国々で見られる。PPA の特定と認識は国家の保護地域ネットワークを補完する可能性が高く、接続性や生物多様性の保全を強化するような土地、湿原、海岸地域のモザイクに貢献する。PPA は既にアメリカやオーストラリア、さらに一部のラテンアメリカ、ヨーロッパ、アフリカ諸国では広く認知されている保全地の一部となっている。また、PPA はその他の国でも新たな自然保護モデルとして台頭しつつある。

IUCN 世界保護地域委員会の民間保護地域とネイチャー・スチュワードシップに関する専門家グループが作成した本ガイドラインは PPA の設立と私有地における効果的な長期保全を担保するために役に立つ様々な実践例を提供している。各事例は民間によるガバナンスや管理下にある地域に適用され具体的なガイダンスを提供しており、法的や制度的な取り決め、融資メカニズムに対する有用な見解なども含まれている。

民間土地所有者は非常に多様な理由により PPA の設立に至ると考えられ、野生動物の保護に対する個人または組織としての関心から商業的な観光事業まで多岐にわたる。民間所有地に含まれる地域が PPA として指定または宣言されるためには IUCN による保護地域の定義を満たしているか、国家の法律下で制定されている同様の基準 (例：長期的な自然の保全を実現する意図があるなど) を満たしていなくてはならない。 そのような永続性を達成するには通常具体的な事業、契約、定款、規約、土地所有権より優遇される登記済みの地役権、了解覚書、または現在の所有者および将来の継承者の所有権に対して拘束力のある手段が求められる。

「民間の保護地域 (private protected area)」ではなく、「民間が保護している地域 (privately protected area)」、という単語を本ガイドラインで使用しているということは、非常に意味のあることである。なぜならば、それらは民間によって設立され管理されている私有地であるにも関わらず、公益性を発揮しているということを強調するためである。
一部の事例では、国家の法律がこのような民間での生物多様性の保全のための自発的な取り組みを認識し支援するために、税優遇措置や土地利用特有の補助金、またはその他の財務的な貢献を用意している。別のケースでは、これらの地域を認め、その効果を維持し強化するための新たなメカニズムを導入するという選択肢も用意されている。

本ガイドラインは PPA の設立と管理に向けて様々な選択肢や手段について述べており、世界中の多様な PPA を参考にしている。実践者がこれらの実践例を活用しさらに貢献し、豊富な事例に資するとともに原則やガイダンスの新たな応用を刺激することが期待される。

各国が愛知ターゲットの達成に向けた取り組みを強化し生物多様性条約下におけるポスト 2020 年枠組や義務を検討するにあたり、PPA の設立や承認は保全の取り組みにより多くの利害関係者を取り込み、国家が統治し管理している保護地域の境界線の外に存在する生物多様性にとって重要な地域を守り管理するための保全地の拡大に向けた多大な機会を提供している。

Kathleen MacKinnon

キャシー・マッキノン博士
IUCN 世界保護地域委員会会長

ベアテ・ジェッセル教授
ドイツ連邦自然保護庁長官

謝辞

2017 年 6 月にドイツのフィムで開催された、ドイツ連邦自然保護庁による自然保護国際アカデミーでのフレーミングワークショップの参加者：Juan Bezaury Creel (The Nature Conservancy, Mexico); Nandipha Bhengu (Department of Environmental Affairs, South Africa); Heather Bingham (UN Environment World Conservation Monitoring Centre, UK); Carlos Chacón (Forever Costa Rica Association); Tracey Cumming (UNDP BIOFIN, South Africa); Tilmann Disselhoff (European Land Conservation Network, Germany); Nigel Dudley (Equilibrium Research, UK); Nicole Ellena (MVMT, Chile); André Ferretti (Fundação Grupo Boticário, Brazil); James Fitzsimons (The Nature Conservancy, Australia); Ralf Grunewald (BfN International Academy for Nature Conservation, Germany); Mike Jebson (Queen Elizabeth II National Trust, New Zealand); Laura Johnson (International Land Conservation Network, USA); Delphine Malleret King (The Long Run, UK); Lisa McLaughlin (Nature Conservancy of Canada); Brent Mitchell (QLF Atlantic Center for the Environment, USA); Kiragu Mwangi (BirdLife, UK); Miquel Rafa (Fundació Catalunya-La Pedrera, Spain); Oswaldo Sabido (Belize Association of Privately Protected Areas); Pedro Solano (Peruvian Society for Environmental Law); Gisela Stolpe (BfN International Academy for Nature Conservation, Germany); Sue Stolton (Equilibrium Research, UK); John Waithaka (IUCN World Commission on Protected Areas, Kenya).

2018 年 1 月にブレントミッチェルとジェームスフィッツシモンズがチリのサンティアゴで運営した、国際土地保全ネットワーク会議での PPA セッションの参加者：Mark Anderson (The Nature Conservancy, USA); Alan Bannister (Parque Tantauco, Chile); Jessica Brown (New England Biolabs Foundation, USA); Beatriz Bustos (Fundación Mar Adentro, Chile); Kristijan Čivić (Eurosite, Netherlands); Mike Daniels (John Muir Trust, Scotland); Michael Dowling (Land Trust Alliance, USA); Anton Gazenbeek (European Commission, Belgium); Lance Gloss (Brown University, USA); Jennifer Gooden (Oxford University, UK); Ana González-Rojas (Huilo Huilo Biological Reserve, Chile); Roberta Guagliardi (Private Reserves Program of Rio de Janeiro, Brazil); Tim Hughes (South Endeavour Trust, Australia); Olivia Humphreys (Parque Tantauco, Chile); Madeline Hurtado (Fundación Mar Adentro, Chile); Ruben Khachatryan (Foundation for the Preservation of Wildlife and Cultural Assets, Armenia); Catherine Kenrick (Parque Andino Juncal, Chile); Judy LaBelle (Glynwood, Inc., USA); Rosa Madera (Empatthy, Chile); Victoria Marles (Trust for Nature, Australia); Rodrigo Mata (Huilo Huilo Biological Reserve, Chile); Lisa McLaughlin (Nature Conservancy of Canada); Carlos Mendoza (Fundación Mar Adentro, Chile); Florencia Morales (Red Argentina de Reservas Naturales Privadas); Flávio Ojidos (National Confederation of Natural Heritage Private Reserves, Brazil); Miquel Rafa (Fundació Catalunya-La Pedrera, Spain); Loring Schwartz (Friends of Spannocchia, USA); Henrique Seixas Barros (Consultant, Brazil); Marion Leticia B. Silva (Fundação Grupo Boticário, Brazil); Jin Tong (The Nature Conservancy, China); Agus Utomu (BirdLife Indonesia); Grace Weatherall (QLF Atlantic Center for the Environment, USA); Geoff Wescott (Deakin University, Australia) and Mike Williams (Nature Conservation Trust of NSW, Australia)

第 2 ドラフトへのコメント者：Thora Amend, Germany; Rafael Antelo, Colombia; Hari Balasubramanian, Canada; María Paula Bertolini, Argentina; Renata Bomfim, Brazil; Alejandra Carminati, Argentina; Melissa Carmody, Chile; Subir Mario Chowfin, India; Benjamin Cooke, Australia; Kalilou Dama, Mali; Pierre Doumet, Lebanon; Kate Fitzherbert, Australia; Anton Gazenbeek, Belgium; Jennifer Gooden, USA/UK; John Gordon, UK; Yogani Govender, Puerto Rico, USA; Ben Guillon, USA; Mat Hardy, Australia; George Holmes, UK; Harry Jonas, UK/Indonesia; Daniel Marnewick, South Africa; Rossana Merizalde, USA; Lisa McLaughlin, Canada; Beto Mesquita, Brazil; Flávio Ojidos, Brazil; Nils Odendaal, Namibia; Jessica Owley, USA; Juan Pacheco, Chile; Ceclia Riebl, Australia; Sibylle Riedmiller, Tanzania; Juan Carlos Sandino, Colombia; Carolina Sans, Uruguay; Karina Schiaffino, Argentina; Michael Schuett, USA; Edji Seyoum, Canada; Anna Spenceley, South Africa; Candice Stevens, South Africa; Stan Stevens, USA; Philip Tabas, USA; Christophe Tourenq, Australia; Francis Vorhies, USA/France; Paul Walker, Belize; Maria Cristina Weyland Vieira, Brazil; Dale Wright, South Africa; Noelia Zafra-Calvo, Spain.

ケーススタディーの筆者：Australia: James Fitzsimons, The Nature Conservancy, Deakin University, Australia. Brazil: Renata Bomfim, RPPN Eluz, Beto Mesquita, independent consultant, Flávio Ojidos, National Confederation of Natural Heritage Private Reserves (CNRPPN) and Maria Cristina Weyland Viera, Association of RPPN and Other Private Reserves Minas Gerais. China: Jin Tong, The Nature Conservancy China Program. Costa Rica: Delphine Malleret King, The Long Run and Karen Lewis, Lapa Rios. Germany: Gisela Stolpe BfN Vilm, Karin Reiter, BfN Bonn and Tilmann Disselhoff, NABU. Kenya: Tuqa Jirmo, Lewa Wildlife Conservancy. New Zealand: Mike Jebson, Queen Elizabeth II National Trust. Peru: Christel Scheske and Bruno Monteferri, Sociedad Peruana de Derecho Ambiental with contributions from José Vargas, Martín Vasquez, Fernando Arévalo and Karina Pinasco. Samoa: Moeumu Uili, Ministry of Natural Resources and Environment. South Africa: Candice Stevens, BirdLife South Africa. UK: Sue Stolton, IUCN NC UK. USA: Brent Mitchell, Chair, IUCN-WCPA Specialist Group on Privately Protected Areas and Nature Stewardship and Ed Becker, Essex County Greenbelt Association.

ピアレビュアー：Geoff Wescott and Andrew Knight and IUCN WCPA (Sarina van der Ploeg; Trevor Sandwith; Kathy MacKinnon; Craig Groves).

概要

本ガイドラインは民間保護地域（privately protected areas; PPA）の設立と管理について説明しており、PPA に関わっている、もしくは関わる可能性がある実践者や政策立案者を対象としている。

PPA は IUCN が定義する、民間のガバナンスによって統治されている保護地域である。これには個人によるガバナンスや個人の集団、NGO、事業会社や複数の PPA の管理を目的として設立された小規模の会社などを含む企業、エコツーリズム会社などの営利目的の所有者、大学や野外観測所などの研究機関、あるいは宗教団体などが含まれる。全ての民間による保全の取り組みが保護地域の定義を満たしているわけではなく、また PPA として捉えるべきではない。実践例は 34 の原則に沿ってまとめてられており、下記に示している。それぞれの実践例については詳細な記述や、例を提供している簡潔なボックスや写真などを用意している。民間のガバナンスに様々な個人や組織が関わっているため、各節では原則や実践例の主な対象者を明確に示している。また、実践例の応用例として、世界中から 12 件の詳しいケーススタディを選定し提供している。

諸原則

第 1 節：民間保護地域の確立

原則1.1： PPAは保護地域の定義を満たさなくてはならない
- 原則1.2： PPA所有者や管理者は最初から保全の目的を明示しなくてはならない

原則1.3： ガバナンスや管理を強化するような明確で支持的な制度枠組みの下でPPAを開発することが最も望ましい
原則1.4： PPAは様々なメカニズムを通じて設立できる
原則1.5： 全てのPPAの設立には長期戦略と持続可能な財務計画が伴うべきである

第 2 節：民間保護地域の管理

原則2.1： 現在および将来のPPA土地所有者は管理活動を策定する前にPPA内とその周辺で起きていることについて明確に理解しているべきである
原則2.2： 管理制度は、PPAで定義した目標の達成に集中すべきである
原則2.3： PPAによる便益や費用は管理基準として理解されるべきである
原則2.4： 管理は順応型であるべきである
原則2.5： チームを構築することでPPAの管理能力を開発できる
原則2.6： PPA管理に関する情報は広く普及させるべきである

第 3 節：民間保護地域のインセンティブ

原則3.1： PPAに対するインセンティブの設計、普及、実施はその効果を担保するためにも慎重に行うべきである
原則3.2： インセンティブはPPAの設立とその長期的なガバナンスおよび管理を促進するよう設計されるべきである
原則3.3： 逆効果のインセンティブを特定し回避すること
原則3.4： 認知や支援はPPAにとって強力なインセンティブである
原則3.5： 直接的な管理や技術支援はPPAの管理に対するインセンティブとなり、長期的なコミットメントを支持する
原則3.6： マーケティングの支援は収益を生み出す可能性を有するPPAにとって効果的なインセンティブである
原則3.7： 財務インセンティブはPPAの設立と管理にとって重要である

第 4 節：民間保護地域の永続性の担保

原則4.1： PPAのガバナンスは保全を達成するための長期的な意図を体現しているべきである
原則4.2： PPAの永続性には数々の民間による保全手段が貢献できる

第 5 節：民間保護地域のサブタイプ別の課題

原則5.1： 具体的なPPAのサブタイプの中には特有の状況に合わせた承認、サポート、奨励が必要となる場合もある
原則5.2： 企業型PPAは会社に特定の便益をもたらし、またその逆も然りである
原則5.3： 採取産業が管理するPPAは生物多様性の保全への貢献を実証しなくてはならない
原則5.4： 営利会社/法人として設立されるPPAは規定した保全結果を達成できていることを担保すべきである
原則5.5： 宗教団体は所有地にPPAを開発することで保全に貢献できる

第 6 節：国立保護地域との連携

原則6.1： PPAが国家の保護地域制度の一部として他のタイプの保護地域と連携している場合には保全に便益がもたらされる
原則6.2： 効果的な国の保護地域制度を構築する上で、PPAは他の保護地域のガバナンスタイプを補完できる

第 7 節：民間保護地域の記録

原則7.1： PPAは世界保護地域データベースに記録されているべきである

第 8 節：民間保護地域ネットワークが果たす役割

原則8.1： ネットワークは土地所有者の利害や懸念事項について代表する上で有効なメカニズムである
原則8.2： ネットワークはPPA土地所有者に支持体制を提供できる
原則8.3： ネットワークはPPAのモニタリングと検証において役割を果たすことができる
原則8.4： ネットワークはPPAによる商品の宣伝において重要な役割を果たしている
原則8.5： PPAネットワークはそのミッションや目的に構造やガバナンスを合わせるべきである
原則8.6： 他の組織と同様に、PPAネットワークもその活動を支援し持続させる方法を見つけるべきである

はじめに

本ガイドラインは民間保護地域（または PPA）の計画立案や管理について言及している。IUCN が定義する民間保護地域（すなわち、自然および関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、法令その他有効な方法を以て認められ、特定の目的のために用いられる、管理された明確に境界が定められた地理的な空間である）は民間のガバナンスによって統治されている保護地域である。これには個人や個人の集団、NGO、事業会社や複数の PPA の管理を目的として設立された小規模の会社などを含む企業、エコツーリズム会社などの営利目的の所有者、大学や野外観測所などの研究機関、あるいは宗教団体などが含まれる。全ての民間による保全の取り組みが保護地域の定義を満たしているわけではなく、また PPA として捉えるべきではない。

本ガイダンスは、以下のような主体を含む、主に PPA に関わっている実践者や政策立案者を対象としている。

- 全ての種類の所有者:
  - 個人や個人のグループ
  - 非政府組織（NGO）
  - 事業会社や複数のPPAの管理を目的として設立された小規模の会社などを含む企業
  - 営利目的の所有者
  - 研究機関（大学や野外観測所など）
  - 宗教団体
- 政府関係者（管理機関や法的および政策当局）
- 関連する利害団体（保全NGOなど）
- 国際協定のフォーカルポイント(訳注：窓口としての担当者)　（生物多様性条約など）

PPA の設立から管理や報告まで全ての観点についてガイダンスを用意しており、原則や実践例について情報を提供するとともに世界各地から様々な例を紹介している。序章（パート A）の後に、パート B では PPA に影響を与える主な課題に注目しており、その詳細は包括的な原則に基づいて整理した一連の実践例を通じて述べている。PPA の将来に関するビジョンや世界の保全目標との繋がりの概要をパート C で提供している。最後に、パート B で記述した原則や実践例について実世界での経験を描いているケーススタディ（パート D）を通じてさらに詳しく述べている（表 1 を参照）。

本ガイドラインの目的は PPA の管理者や運営者に注目し、その効果や保全による成果を強化するための IUCN のポリシーや原則の応用を形作ることである。ガイダンスの中には PPA の規制や法的な条件を確立させる保護地域機関の上級管理者向けの事項もある一方で、現場の管理者にとって有用な観点も提供している。パート B では各節の冒頭で主な対象を強調している。ガイダンスの全てが全ての社会、政治、経済的な文脈に必ずしも当てはまるわけではない。しかし、世界中の実践例から学びそれらがどのように現場や全国規模で取り込まれるか検討することで民間による保全活動が成功する可能性を高め、PPA を優遇するような条件をどのように改善し、それによってもたらされる機会を活用できるか提案できる。IUCN による保護地域に関する実践例に関して長らく刊行されてきたガイダンスシリーズの一部として、本ガイドラインのほとんどの部分において、保護地域全般に関しあてはまるか、外のシリーズ[1]で記載されている内容については繰り返し記載していない。

表 1: 本ガイドラインに記載しているケーススタディの一覧

ケーススタディ	本ガイドライン「パート B」における副節							
	PPA の設立	PPA の管理	PPA のインセンティブ化	実績の担保	PPA の特定のサブタイプ	国家 PA 制度との連携	PPA の記録	PPA のネットワーク
1. オーストラリア						■		
2. ブラジル				■				■
3. 中国	■							
4. コスタリカ					■			
5. ドイツ		■						
6. ケニヤ		■						
7. ニュージーランド	■		■	■				
8. ペルー								■
9. サモア					■			■
10. 南アフリカ			■					
11. アメリカ			■	■				
12. イギリス							■	

民間保護地域とは何か？

A

保護地域とは

IIUCN はこれまでに「保護地域」とは何かについて数十年にわたりその定義について検討を続けてきた。改正した定義について、2008 年に合意に至っている (Dudley, 2008) :**「自然および関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、法令その他有効な方法を以て認められ、特定の目的のために用いられる、管理された明確に境界が定められた地理的な空間である**この定義では自然の保全が保護地域の主な機能であることを明記しており、これは関連する原則によってさらに強調されている。「IUCN はその主な目的が自然保護であるものに限り、保護地域とする。これには同じレベルの他の目的を持つ多数の地域も含むが、各目的の利害が衝突する場合、自然保護が優先されるものとする。」国別の適用は自主的であるものの、その活用は決議事項 (WCC-2012-Res-040-EN : 保護地域管理ガイドラインの承認と一様な応用) および生物多様性条約 (CBD)(例えば「保護地域に対する単一の国際分類システムの価値 ...」に関する決定 VII/28) の採択を通じて IUCN への加盟によって支持されている。

保護地域のデータは IUCN と共に世界保護地域データベース (WDPA)(UNEP- WCMC, 2017) を運営している国連環境計画世界自然保全モニタリングセンター (UNEP-WCMC) によってグローバルにまとめられている。

IUCN が定義する保護地域は、根底にある土地関連の権利と、その延長線上にある地域およびその資源に対して意思決定の権力を行使する人々の権利に基づいて 4 種類に分類されている (表 2 参照)。この 4 種類の保護地域には、政府によるガバナンス、分担ガバナンス、民間の主体によるガバナンス、先住民社会・地域コミュニティによるガバナンスが含まれる。これまでの歴史や争われている権利、またはこれらの権利に対する正式な認識が欠如していることによって地権が不明確であり重複しているといった特定の場合においては、ガバナンスは地域の特定のアクターによって事実上統治されることがあるが、根底にある法的または慣習上の統治権は法律上のものである可能性がある (Borrini- Feyerabend et al., 2013)。本ガイドラインで解説している実践例は、ガバナンスのうち「民間ガバナンス」や、分担ガバナンスの調整において民間ガバナンスの要素が含まれている状況に焦点をあてている (Borrini-Feyerabend et al., 2013)。保護地域におけるガバナンスの種類についてより深く理解するために、IUCN WCPA PPA 専門家グループが IUCN WCPA のテクニカルレポートである民間保護地域の未来 (Stolton et al., 2014) を作成している。

それによる PPA の定義は IUCN 決議において確認されている (ボックス 1.5 参照)「民間保護地域とは IUCN が定義している保護地域のうち、民間ガバナンスによる統治下に置かれているものを指す (民間とは、個人や個人の集団、非政府組織 (NGO)、既存の営利事業ならびに時々見られる複数の PPA を管理するために民間所有者のグループが設立した企業、営利所有者、研究機関 (大学や野外観測所など)、あるいは宗教団体を指す)」が、簡潔に定義すると、**保全を目的として民間ガバナンスによる統治下に置かれている陸域や海域は、IUCN による定義の保護地域であり民間ガバナンスによって管理されている場合のみ PPA となる。**

IUCN は保護地域の目的に応じて 1 つまたは複数の管理カテゴリーを割り当てている。これらの管理カテゴリーは厳重な保護から地域の複数の活用方法を許容するものまで様々である。民間ガバナンスはどの IUCN 保護地域管理カテゴリーにも適用できる。表 2 は IUCN が定義している保護地域カテゴリーとガバナンスの種類によるマトリックスを表している。

実際には、全ての地域がこれらの箱に綺麗に収まるわけではなく、各国の保全活動における法的または国際的な文脈に応じて民間ガバナンスを他のガバナンスの種類と組み合わせた分担ガバナンスの事例は多い。これらの区別は常に明確なわけでも恒久的でもない。PPA の中には政府の手に自主的に渡る場合もあり、チリにおける巨大な PPA の例が最近の例として挙げられる。[2] その他の PPA は、管理を左右する国家政策の対象となる。さらに、民間土地所有者のグループが結束し保護地域を形成した場合、PPA として数えられるのか地域共同体保護地域として数えられるのかが定かでないこともある。分担ガバナンスは複雑で、様々な利害関係者における意思決定の権限に関する明確性が欠けていることもある。また、大規模な保護地域の場合、複数のガバナンスの種類が地域内に共存していることもある。この例としては、例えば 1996 年にアメリカの国立公園制度の一貫としてカンザス州のフリントヒルに 4,408 ヘクタール (ha) もの面積を有する Tallgrass Prairie National Preserve[3] が設立されている。アメリカ合衆国国立公園局が NGO の The Nature Conservancy と協働管理を行っており、このパターンは世界でもかなりよく見られる。しかし、Tallgrass Preserve の土地のほとんどは民間のパートナーによって所有されており、これはほとんどの分担ガバナンスの取り決めにおける所有パターンとは逆となっている。Tallgrass Prairie は PPA の傾向が強い。同様に、PPA

ボックス A1

管理とガバナンスの違いは何か？

保護地域の文脈においては、管理とは特定の目的を追い求める上で行われる事柄である (つまりそのような目的を達成するために取られる手段と実施される活動)。ガバナンスとはこれらの目的が何であるかを決めるのは誰であり、それを追い求めるために何をどのような手段で行うかを決めることを指す。ガバナンスの意思決定には以下のような例がある :

- 保護地域の確立
- 保護地域の長期的目標 (ビジョン)
- 主な管理目標
- 各目的がどのように地域の生活や発展に結びつくか
- 管理計画や制度の裁可
- 誰が管理を実施するかを決定
- 管理が実施されるよう人的および財務資源の確保
- 法の掟や広範な国際法 (人権や先住民の権利を含む) がどのように遵守され施行されるかを確立 (Borrini-Feyerabend et al., 2013)

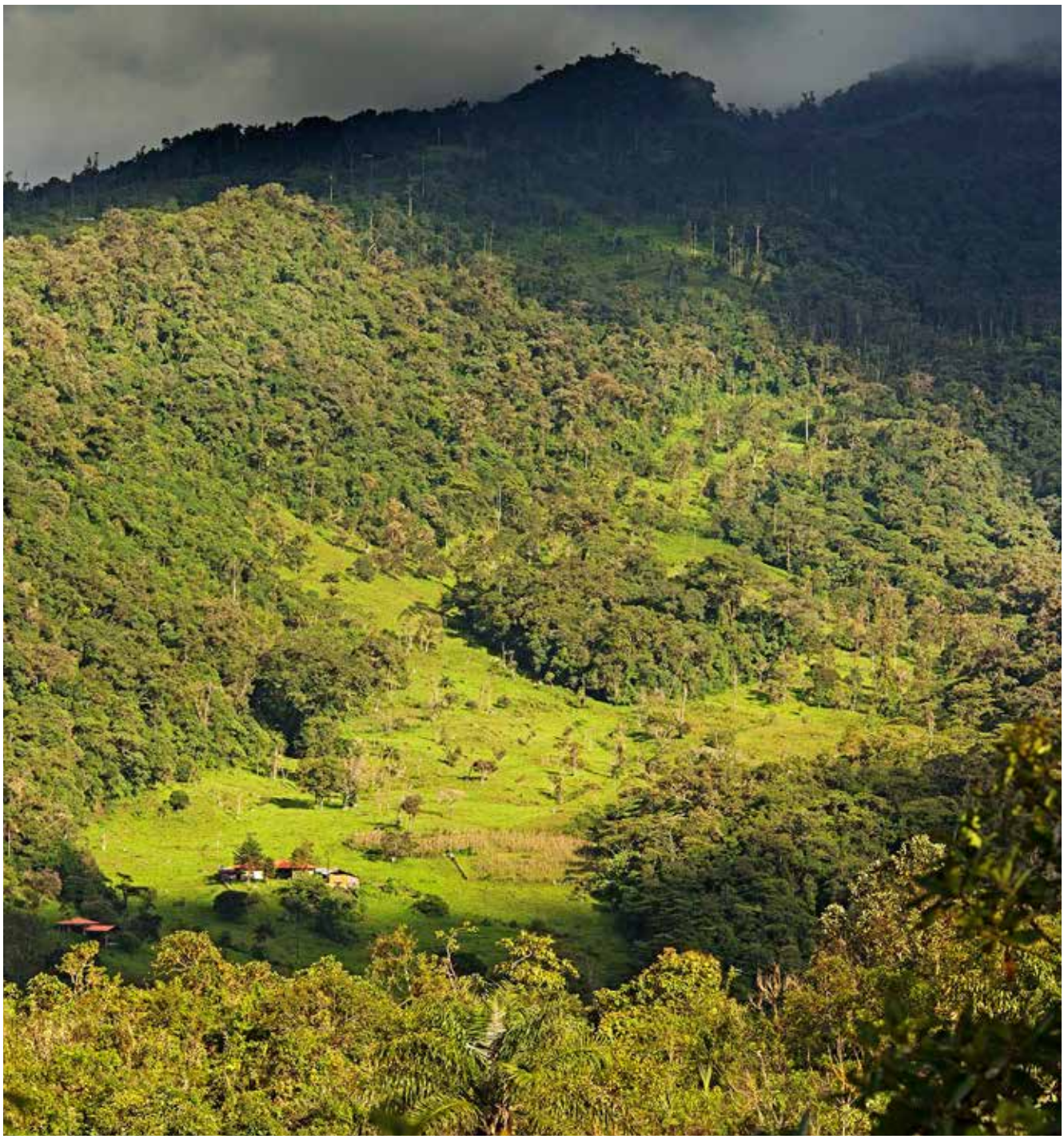

ペルーの Amazonas にある Bosque Berlin PPA は固有かつ絶滅寸前のイエローテイルド・ウーリーモンキー (Lagothrix flavicauda) の生息地である。所有者による隣接地の購入を支援し景観の連結性を高めるために Conservamos por Naturaleza が US$10,000 の調達を目指すクラウドファンディングのキャンペーンを立ち上げている。© Walter H. Wust.

なのか先住民共同体保全地域 (ICCA) なのか、土地保有権や後者のガバナンスのアプローチに応じて両方の特徴を示している事例も数多くある。一部の国、例えばペルーの法律では民間保護地域と先住民保護地域の区別を定義していない。表 3 に上記に述べた区別の一部をまとめている。

PPA ではないものは何か？

PPA のガバナンスタイプは全ての民間による保全の取り組みを包括することを意図しているのではなく、IUCN による保護地域の定義に当てはまるものを区別することを目指している。保全に貢献しつつも上記の通り定義された PPA としては認められない民間の取り組みは数多く存在する (例えば Fitzsimons, 2015; Mitchell et al., 2018)。PPA か否かの境界線上にある陸域や水域の民間保全の種類には、例えば南アフリカやナミビアにある、野生動物の放牧場がこれに当たる。そこ

カナダ・アルバータ州の Waldron Conservation Project における Nature Conservancy of Canada の保全活動ボランティアたち © NCC

では、内部の策に囲まれたキャンプや飼養場および肉食動物の駆除が関わる商業的な農業の慣習と密接に関連している集中的な獲物の放牧が行われている。自然の保全が主目的ではない場合は、そのような地域は PPA としては認められない。同様に、私有地における責任ある森林施業は重要な生息地を維持し、密猟から守り絶滅危惧種を支援しているかもしれないが、保全が主目的でなければ一般的には PPA としては見なされない (パート B 第 1 節を参照)。

PPA はなぜ重要なのか？

これまでに記録されている保護地域のほとんどが国有地や国有の水域に設立されたものであった。これらの取り組みにも関わらず、いくつかのエコリージョンは世界の保護地域ネットワークによってほとんど代表されていないものもある。世界における生物多様性 (とジオ多様性) にとって最も重要な場所の多くは正式な保護地域の外にあり (Dinerstein et al., 2017)、民間、共同体、または先住民の土地所有である。例を 1 つ挙げると、重要野鳥・生物多様性地域 (IBA) は南アフリカの陸地面積の 11.6% を構成する 1,400万ha もの土地を対象としている。この土地の 6 割以上は正式に守られているわけではなく、そのほとんどが民間所有地となっている (Marnewick et al., 2015)。

世界にはすでに数千もの PPA が存在しており (Bingham et al., 2017)、さらに多くの PPA が設立される予定である。しかし最近までは PPA は基本的に隠れた資源であり、一部の政府によって無視され、国際的な保全に関する報告機構から除外され地域の保全戦略の対象外となってしまっている (Stolton et al., 2014)。既存の民間による保全の取り組みを認識し、新たな PPA を設立することで、地理的な対象範囲、生態系の代表性、そして絶滅危機に瀕している生息地や種の保護という観点から国家の保護地域制度による重要なギャップを埋めることができることも多い。土地や水域の購入または寄付により保護地域の制定に向けた政府による時間のかかるプロセスよりも保全の課題に反応するスピードを上げられることも多い (Pasquini et al., 2011)。保全の取り組みにより広範な利害関係者を取り入れることもでき、一般市民がボトムアップ型のプロセスや保全の取り組みに直接貢献し、公益に向けて民間団体が貢献できるようにしている。

表 2.「IUCN 保護地域マトリックス」: 管理カテゴリーとガバナンスタイプの両方による保護地域の分類システム

型 ガバナンス類 / 保護地域カテゴリー	A. 政府によるガバナンス			B. 分担ガバナンス			C. 民間によるガバナンス			D. 先住民社会・地域コミュニティによるガバナンス	
	連邦／国の省庁・機関	準国省庁・機関	政府によって委託された管理機関（NGO など）	越境管理	協働管理（複数関係者が影響力をもつさまざまな形態）	合同管理（複数関係者で構成される管理母体）	営利団体（企業、組合など）による指定・維持	非営利団体（NGO、大学など）による指定・維持	個人の土地所有者による指定・維持	先住民の保護地域および領土 - 先住民による指定・維持	コミュニティ保全地域 - 地域コミュニティによる指定・維持
Ia 厳正保護地域											
Ib 原生自然地域											
II 国立公園											
III 天然記念物											
IV 種と生息地管理地域											
V 景観保護地域											
VI 自然資源の持続可能な利用を伴う保護地域											

表 3. 異なるガバナンスタイプ下にあるその他 PA と PPA を区別する基準のまとめ (Stolton et al., 2014 より適応)

PPA 基準	サブ基準
保護地域	• 地域が IUCN による保護地域の定義と関連する原則に基づいて法的に指定され管理されている **または** • 地域が IUCN による保護地域の定義関連する原則に基づいて管理され、法的に指定されていないものの PPA として認められている
関与している民間団体	• 個人または複数の個人、NGO、企業、営利オーナー、研究機関、宗教団体
ガバナンス	• 地域は自然保護を主な目的に設定している **および** • PPA 土地所有者は権限外の使用権について理解しており、そのような利用が全体的な保全の目的に影響を与えないことを担保するよう取り組むべきである
永続性	• 地域が自然保護に向けて永久的な保護の対象として法的に指定されている (国家制定法、法令など) **または** • 自然保護への指定は永久的な合意によって成立している (保全規約や保全地役権) **または** • 自然保護への指定が永続性を目指した更新可能な合意によって成立 (有限の保全規約や保全地役権) **または** • 長期性 / 永続性が契約、定款、了解覚書（MoU）、地域の目的・計画に明記され、土地所有者によるポリシーや財務的な メカニズムに反映されている

ボックス A2

民間ガバナンスの特徴とは？

民間による自然の管理は、民間の土地所有者 (全ての種類の土地・海面保有制度に対する本用語の使用については用語集を参照) に土地に関する権利を与える土地・海面保有制度の結果、発生したものである。これらの権利は例えば土地の所有権や長期借地権によって与えられるものである。土地所有者は対象地域における排他的な占拠と利用に関する権利を有し、借地権またはその他の合意によってそれらの権利を他人に委任または譲渡でき、所有権の後継者に土地を売却または譲渡できる。そのため、以下のような者が土地所有者となる。

- 土地の所有権または借用権を有する個人。
- 非政府組織、コミュニティの土地所有者協会、トラストや財団などを含む、土地 / 借地権を有する合法的に設立された組織。
- 非営利企業、商事会社、営利企業を含む、設立された管轄区域における法律によって土地所有 / 借地権が認められている企業または法人。

R. E.(テッド) ・ターナー氏が所有するアメリカのモンタナ州南西部にある 46,000 ha もの民間保全地である Flying D Ranch における危惧種保全プロジェクトについて議論を交わすマイク・フィリップス氏と E.O. ウィルソン氏

これらの土地所有者は、上記のような民間の主体を含む他者に、統治および管理責任をリースまたは委任できる。土地所有者は通常、自然保護目的などを含む土地利用を決定する権利を有している。これには、その区域を、IUCN および / または管轄区域の該当法規の観点で定義される PPA として確立することも含まれる。それによってこの区域を PPA または自然保護に制限された土地利用計画ゾーンとして指定できる。逆に土地所有者の権利は、私有地で実施される可能性のある種類の活動を規制する一般的な土地利用計画法によって制約される可能性がある。

所有している地域とそこで行われる活動に対する説明や、近隣の土地に及ぼす影響は土地所有者の責任となる。自然保護活動の実施は、一般的に土地所有者の責任であるという前提だが、土地利用とそれに関するコストや便益が公認されると、特定の自然保護や遺産保護に関する法律の対象となる場合もある。

民間の所有地が PPA として指定または宣言されるためには、IUCN が定義している保護地域か、長期的に自然の保全を実現するという文言または意図を含めた IUCN の保護地域と同等の適用可能な法律による要件を満たす必要がある。このレベルの恒久性の実現には、通常は長期的に現在および将来の所有権の継承者に対して法的に拘束する手段が必要となる。これは具体的な意思表明書、事業、契約、関連規約の条項、所有地に対する所有権よりも自然の保全を優先した登録地役権、了解覚書、あるいはその他同様の手段などといった形で実現できる (表 3 参照)。恒久性の確立に関する数々の選択肢についてはパート B 第 4 節で詳述しており、自主的な宣言や関連する法律の支持による PPA 設立に向けたいくつかの多様な手段についてはパート D のケーススタディで述べている。

それとともに、財産の土地所有者と創設時の意思表明書の署名者は、その義務を果たせるように組織を作ることができる。これは理事会、委員会、またはその他の統治団体という形を取り、具体的な構成や権限、義務を伴い、それに基づいて実施すべき地域の日々の管理をボランティアや従業員による管理チームやその他の契約による管理機関に割り当て、関与、契約、委譲、あるいは委任することができる。ガバナンスの責任は日々の管理を実施する義務と混同してはいけない。しかし実務上は PPA について公的に認知されている者が管理機関であることから両者は混同されてしまうことが多く、特にガバナンスと管理が同じ団体または個人によって実施される場合にはこの傾向が見られる。このような状況では、誰が PPA に対して最終的な法的および道徳的な義務を有しているかを具体的な民間ガバナンスの取り決めにも影響する要因として理解する必要がある (Borrini-Feyerabend et al., 2013)。

著者 : トレバー・サンドウィズ、IUCN

実践例

B

第 1 節
民間保護地域の確立

この節の対象者：

土地所有者や、PPA の確立に関係する義務を有した政府当局など、PPA の設立や管理に関わる者全てがこの節を一読すべきである。下記の実践例の全てが PPA の全ての種類や規模に当てはまるわけではないが、これらの例は世界中で得られた経験に基づいており、PPA 確立におけるいくつかの最も重要な要素についてガイダンスを提供している。

PPA を設立する動機は様々である、ということを理解することは、PPA の確立に関する実践例の開発の重要な要素である。PPA の確立は他の種類の保護地域の確立と似ている面もあるが、重要な違いもある。まず、PPA は単一の個人によって一方的に設立されることが多い一方で、他の種類の保護地域では多数の人 (会社の従業員や宗教のメンバーなど) で設立される場合が多い。また、PPA はボランティアの会員が大多数を占めることが多い組織 (NGO など) によって確立されることもある。グループによって確立された PPA の例は、本ガイドラインを通じて記述している。

土地所有者は PPA の設立に向けて様々な動機を持っている。このような動機の中には外部のインセンティブや要因による反応である場合もあるが (第 3 節参照)、経験や研究成果 (例えば Farmer et al., 2011; Leménager et al., 2014; Selinske et al., 2015; Farmer et al., 2016) からは、多くの土地所有者において最も強力な動機は内因性のものであり、利他主義から精神的信仰や宗教観まで多岐にわたり複雑なことが多い。PPA の認定と確立のメカニズムは各国の法的および規制枠組み (またはその欠如) によって様々である (Mitchell 2005)。PPA は自主的に確立され、本節では PPA の確立に伴うことが多いいくつかの一般的な条件や要因を記述している。

原則 1.1 : PPA は保護地域の定義を満たさなくてはならない

IUCN によって国際的に認定され WDPA の一覧に含まれる (第 7 節参照) ためには、PPA は IUCN による保護地域の定義を満たしている必要があり (パート A 参照)、つまり主目的が自然の保全でなくてはならない。この定義を満たしていない地域は保護地域ではなく、その観点から見ると民間地域は政府所有の地域とは何ら変わらない。保護地域の定義を満たしていないものの保全に向けて効果的で永続的な貢献をしている場合は、CBD の愛知ターゲット 11(Jonas et al., 2014, 2018; Mitchell et al., 2018) で導入された保護地域以外の地域をベースとする生物多様性保全手段 (OECM) として認めることがある (付録 1 参照)。

実践例 1.1.1:PPA は信頼できる機関によって公式に認められるべきである

承認は政府によるものが多く (オーストラリアのケーススタディ 1、ニュージーランドのケーススタディ 7、実践例 1.2.1 を参照)、公式なチャネルを通じて世界保護地域データベースに報告される場合、これは大いに望ましい (第 7 節参照)。PPA の所有者が PPA 認定に特化して設計された国家のプロセスに関わらないことを選ぶこともあるため、このような認定は唯一の選択肢ではない (Clements et al., 2018)。独立した認定は、IUCN などの国際組織 (例えばイギリスのケーススタディ 12 や実践例 7.1.8 を参照) や地方、国家、地域の PPA ネットワークによって与えられることもある (第 8 節参照)。どの認定機関も土地所有者から独立しているべきであり、つまり認定は自分で与えるものであってはならない。保全 NGO によってフィーシンプル (訳注 : 不動産保有方法の一種。) として保有される土地の場合は例外的に扱える場合もあるが、当該 NGO のミッションや役割について何らかの形での認定を有していることが前提となる。PPA の合意に複数の関係者が関わることで、保護のセキュリティを高めることもできる。

実践例 1.1.2: 政府による PPA の公式な承認と並行して独立した第三者による承認も行える

IUCN と WCMC は、現在の政府中心型で独立した専門家を活用するプロセスと並行して、WDPA への PPA の記録を改善する制度を確立している (詳細については第 7 節を参照 ; コスタリカのケーススタディ 4 を参照)。同様の制度を国家レベルで確立することもできる (Bingham et al., 2017)。

実践例 1.1.3: 認定プログラムにより PPA をさらに認めることができる

認識 (Recognition) と認定 (Accreditation) は必ずしも同じではない。認識は最低限の法的な要件が満たされていることを保証する。認定はさらに深く、定期的な評価を通じてより詳細に管理やガバナンスの状況を評価している。第三者機関による認定は、通常、地域、ビジネスまたは製品による特定の実績基準 (実践例 2.4.3 も参照) に対す

るコンプライアンスを保証している。第三者機関による認定は透明性を担保し、明言している目的が達成できていることを公や当局、その他の利害関係者 (政府を含む) が信頼できるようにしている。PPA に関連する制度には次のものが挙げられる :Global Ecosphere Retreats による承認 (ボックス 8.3 参照)、IUCN の保護・保全地域グリーンリスト (ボックス 1.1 参照)、The Land Trust Alliance の基準および実践 (ボックス 8.2 参照) などが挙げられる。

Long Run のあるメンバー地区で亀の巣を構築 © インドネシア・ニコイ島

ボックス 1.1

IUCN による保護・保全地域グリーンリスト

IUCN 保護・保全地域プログラムのグリーンリスト [4] は、保全による成果を生み出すために、効果的で平等かつ成功する保護地域および保全地域を奨励し、実現し、促進することを目指している。2017 年 11 月に IUCN 理事会が承認したグリーンリスト基準は保護地域および保全地域における自然保全の成功を反映する 4 種類の構成要素によってまとめられている。ベースとなる構成要素は以下の 4 つである :

- 適切な意思決定と運営の仕組み
- 適切な計画立案
- 効果的な管理
- 良好な保全活動の成果

ユーザーマニュアル (IUCN WCPA, 2016) は IUCN グリーンリスト基準の作成過程、支援するプログラム、適合させた指標を通じて基準に対して保護地域がどのように評価され、ユーザーマニュアルの規則や手順の遵守がどのように検証されるのかを説明している。PPA においてグリーンリストがどのように適用されているかの例については、ケニアのケーススタディ 6 で記述している。

原則 1.2 : PPA 所有者や管理者は最初から保全の目的を明示しなくてはならない

PPA は様々な理由によって確立される。PPA 所有者 (および地役権または規約の所有者) にとってプロジェクト開始時に保全の目標を明確に示すことは重要である (実践例 2.2.1)。例えば、土地トラストなどの保全 NGO は、生物多様性やその他の保全価値にとって特に重要な具体的な地域を対象にするかもしれない。逆に、土地所有者は国家戦略における優先度に関係なくその所有地を個人的な共感に基づいて保護することにするかもしれない。別の例では、自然保護論者が土地利用転換の脅威に晒されている土地区画を買収し保護するように動くかもしれない。しかし、他の土地利用に関係なく、全員が、その土地での自然の保全において意図した役割を明示できるべきである (原則 1.1、ボックス 1.2 を参照)。

ボックス 1.2

南アフリカでの保全と経済開発の支援

南アフリカの生物多様性に対する管理対象地は、保護のレベルや適用されている土地利用の規制により様々な経済および商業活動を提供している。The Business Case for Biodiversity Stewardship(SANBI, 2015) は野生動物経済を通じた農村部の成長や持続可能性を奨励するために生物多様性の管理を通じた PPA の確立を活用するよう強く主張している。その結果、南アフリカにおける PPA は保全に向けて明確に設立され管理されていながらも重要で経済的に持続可能な活動を支えている事が多い。

フリーステイト州北東部の草原にある The Sneeuberg Protected Environment[5] は自然保全を主目的として宣言されたが、主な土地利用は畜産業としている。南アフリカの PPA では草原管理から生息地の更生までを包括した管理計画が求められる一方で、これらの管理目的は PPA のステータスと整合性が取れていれば土地所有者がその土地上で経済活動を実施することを可能にしている。例えば、Sneeuberg の管理計画では草原や湿原の環境管理や商業食糧生産の継続の両方を取り込んでいる。さらに、バードウォッチングに基づいたローカルツーリズムの経済発展も発生させている。この PPA モデルは生活の糧や野生動物をベースとした経済開発、食糧安全保障や、南アフリカの国内総生産の大部分を占める農業セクターの関与などを提供しつつ効果的に自然の保全を促進させるモデルとなっている。

著者 : ダニエル・マーネウィック、BirdLife South Africa

実践例 1.2.1: 可能であれば、PPA を確立し管理目的を設定する際には自然保全に関する国家またはサブ国家の優先項目と結びつけること

ほとんどの国は生物多様性国家戦略[6](NBSAP) やその他の計画手段を有しており、例えば保護地域において代表性に乏しい生態系の特定など、新たな保護地域の確立に向けた一定の優先化が通常含まれる。利用可能な場合、そのような優先項目は PPA の確立を目指すために活用すべきであり、特に保全 NGO による保全用の土地の購入や規約 / 地役権の確立の優先化などの場合に活用すべきである。政府はこのプロセスを実施するために支援できる。例えば、メキシコでは PPA の正式な承認には National System of Protected Areas の文脈における地域の生物学的な意義と全ての利害関係者による参加を示した管理計画の策定が必要となる (Hora et al., 2018)。また、アメリカでは政府機関が PPA を確立し管理する組織に戦略的マッピングを提供しており、組織の多くが政府が策定した戦略に沿った優先事項を採択している (ボックス 1.3 参照)。同様のガイダンスは南アフリカでも用意されている (ケーススタディ 10 を参照)。オーストラリアでは、PPA の購入に向けた政府による資金が高優先度のバイオリージョンと関係している (ケーススタディ 1 を参照)。また、欧州連合の Natura 2000 Network も同じような運営方法を採用している (ボックス 1.4 参照)。

ボックス 1.3

バイオマップ : アメリカマサチューセッツ州における買収の優先事項のマッピング

アメリカのマサチューセッツ州と The Nature Conservancy が広範なマッピングを行い、以下の項目を特定している :

- 希少、脆弱、または珍しい種の生息地
- 優先度の高い自然コミュニティ
- 質の高い湿原、一時的水域、および海岸性の生息環境
- 自然度の高い森林生態系
- 8 つのエコリージョン毎の、もっとも大きな景観要素のまとまりと、隣接した高台 (湿地・水域・海岸性の生息地の緩衝地域となる場所)

この取り組みでは、州を通じて 100 万 ha を超える生物多様性にとって重要な地域を特定した。2010 年以降、BioMap は州の保全土地買収助成金について優先事項を設定し、その結果、ほとんどの土地トラストが新規 PPA の優先事項を設定する際にその戦略を BioMap に合わせている (Commonwealth of Massachusetts and The Nature Conservancy, 2010)。

著者 : ブレント・ミッチェル、QLF

ボックス 1.4

欧州連合 (EU) 全体の地域型自然保全戦略

EU の Natura 2000 Network は大陸レベルで保全に関する優先事項を特定しており、ヨーロッパにとって重要な生息環境や種を定義し、それらに対し良好な保全ステータスの達成に向けた目標を設定している。これらの目標は国家および地方レベルで実施され、作業プログラムや優先事項 (Prioritised action framework)、資金調達が地域レベルで行われる。ヨーロッパで、保全のために土地を買い、所有し、管理する全ての大規模な NGO が、これらのリストや目標、分布マップなどを PPA におけるそれぞれの作業計画を微調整するために活用している。欧州委員会が運営している LIFE プログラムは PPA を確立させるためにヨーロッパにとって重要な生息環境や種を抱える土地の買収に向けて、保全 NGO、農業者や林業者協会などの民間団体、および民間営利企業 (権利の保証や科学的な管理の専門性へのアクセスを有している根拠を示せる場合) に対し最大 75% までを協調融資として提供している (Tasos et al., 2014)。

フィンランドの Kätkävaara 自然歩道 © スー・ストルトン

実践例 1.2.2 : 国家による優先事項が存在しない、あるいは不完全である場合は、PPA の設立に向けて国際的に認められている保全の優先化の応用が役に立つ

国家による優先事項が設定されていない場合には、国際的に認識された優先化プロセスが PPA の確立に向けた参考となりうる。例えば、生物多様性重要地域 (KBA) は世界的な生物多様性の持続性に顕著に貢献しているサイト (IUCN, 2016a) である。サイトは 5 つのカテゴリー (脅威にさらされた生物多様性、地理的に制限された生物多様性、生態学的な完全性、生物学的過程、および代替不可能性) にまとめられた 11 の基準のうち 1 つ以上を満たしていればグローバル KBA として認められる。KBA 基準は陸域、陸水および海域の環境における種や生態系に適用でき、PPA の確立に向けた優先度の高いサイトの特定に役立つ。KBA パートナーシップは IUCN を含めた複数の代表的な保全組織によって構成されており、KBA の世界データベース[7] は位置情報を提供している (ボックス 2.3 を参照)。重要野鳥・生物多様性

地域 (IBBAs) も同様の概念に基づいており、過去 30 年にわたり開発され適用されている。[8]

実践例 1.2.3 : 政府は国家またはサブ国家の優先事項設定によって特定された地域における PPA の確立を推奨すべきであるが、現在優先度が低いと考えられている地域における PPA の確立を排除すべきではない

世界は急速な変化を遂げており、それによる結果も完全には理解されていない。気候変動や外来種の急速な侵入、または単に地域でこれまで記録されていなかった種が予想に反して移入してくることなどの影響により、実施されている保全計画の内容の多くが追い越されてしまう可能性もある。可能な限り広範囲に保護対象の地域を確保しておくことは、今後の保全活動の成功や順応型管理には必要不可欠で、接続性や保全対象地全体に貢献しうる。PPA を確立する個人や団体は、地価が比較的低い場所では土地の購入を優先することも考えられる (例えばチリでは高優先度かつ高価な地中海性気候の地域にいくつか PPA が存在するが優先度が低く地価も低いパタゴニア地方には PPA がより多く存在している)。あるいは、南アフリカの一部にある狩猟の対象となる鳥獣を保全する地域 (Game reserve) のように、経済的なリターンのポテンシャルが高い場所を選ぶかもしれない。人間や社会要因に関するデータは PPA を保全活動の優先事項として特定する上で重要となると考えられ (Knight et al., 2010, 2011)、利用可能な支援の仕組みの種類に関する情報も同じく重要である可能性がある (Pence et al., 2003; Wilson et al., 2007)。

原則 1.3 : ガバナンスや管理を強化するような明確で支持的な制度枠組みの下で PPA を開発することが最も望ましい

PPA の確立は国家 / 地方の社会条件や制度および法的枠組みが設立に向けて資するようなものである場合に最も容易になる (南アフリカのケーススタディ 10 やボックス 1.2、1.3、および 1.4 を参照)。これには PPA の確立に特化した法律のみならず、現在進行中の管理に対する広範なサポート、慎重に対象を選定した金銭的なインセンティブ (第 3 節参照)、何らかの形で行われる監査、そして社会的学習機関なども含まれる。

ボックス 1.5

PPA の国際的な義務

2014 年の生物多様性条約締約国会議の決定 XII/19(UNEP/CBD/COP/DEC/XII/19 17 2014 年 10 月) のパラグラフ 2 には次の通り記述がある :「公的保護地域および先住民共同体保全地域に加え、民間保護地域による生物多様性の保全における貢献を認識し、生物多様性の保全に向けて生態系の保護と持続可能な管理に向けた取り組みを今後も続けるよう民間セクターに奨励する。」

これに基づき、IUCN の 2016 年世界自然保護会議による決議 (WHC2016-036「民間保護地域の支援」) では IUCN の国家会員に以下の事項について呼びかけている。

a. 国家および国際的な保全目標に重要な貢献を行っている民間保護地域を認識し、推進させ、モニタリングするための政策を採択し、民間保護地域を国家、県、および地域レベルでの保護地域制度に取り込むようなメカニズムを導入すること
b. 特に国家の法において制限や曖昧性が存在している国において、民間保護地域の維持と強化に向け、適切に法改革を通じた法的および金銭的なインセンティブの創出と促進を実施
c. 市民社会組織と協働し、国家の保全政策の中での、民間かつ非政府セクターによる補完的な役割に基づいて、私有地の自主的な保全の重要性を公的なアジェンダにおいて確立させること (IUCN, 2016b)。

実践例 1.3.1 : PPA の国際的な認識は PPA の確立と認識に対するサポートとなる

CBD と IUCN の両方が近年の決定において PPA のさらなる開発を支持している (ボックス 1.5 参照)。そのほかの国際条約 (ラムサール条約 [9]、世界遺産条約 [10]、UNESCO 人間と生物圏計画)[11] が先駆的な PPA が大いに必要としている国際的な認識を提供できる。

実践例 1.3.2 : 個別 PPA は各国内における PPA の確立をさらに進めるための手本となりえる

時として求められているのは、ひとりの先駆的な個人または組織が国内で PPA を確立し、その国で運動を起こすことである (例えばボックス 1.6、1.7、1.8、5.5、中国のケーススタディ 3、コスタリカのケーススタディ 4、ケニアのケーススタディ 6、およびサモアのケーススタディ 9 などを参照)。ペルーでは、Chaparrí Ecological Reserve[12] が 2001 年に設立された。当時は革新的なものとして考えられ、このような形の保護区の設立は政府による適切な規制の開発と土地所有者による新たな PPA の設立に向けた動きの火付け役となった (Solano & Wust, 2005)。

ボックス 1.6

コーカサス野生動物保護区：アルメニアの先駆的な PPA

2010 年にアルメニアの Foundation for the Preservation of Wildlife and Cultural Assets[13](FPWC) が Caucasus Wildlife Refuge[14](CWR) を設立した。現在半砂漠から高山草原地まで 20,000 ha もの地域を保護している CWR は南コーカサスや東ヨーロッパにおける数々の絶滅危惧種や希少動物にとって安全な場所を提供している。この保護用の土地は FPWC がアララトおよびヴァヨツ・ゾル地方のコミュニティから貸借している。有効期間は 25 年間であるが、コミュニティが恒久的な保全のために土地を寄付しているケースもある。現在、南コーカサス全体においてこのような取り組みは CWR による事業のみである。PPA プロジェクトのモデルとして設立され、地域のコミュニティによる関与や教育、エコツーリズムや自然環境の保全が相互につながっている。CWR の全体的な目的は、保護区内でこれまで持続不可能な形で管理されてきたバッファーゾーンや野生動物の移動経路における動植物の保護を改善することで、アルメニアにおける効率的な生物多様性の保護に貢献することである。

このモデルの成功はすでに明らかになっている。FPWC はレンジャーが常時駐屯しているレンジャーステーションを維持しており、コミュニティから 6 名のレンジャーを雇っている。レンジャーは違法な活動を防ぎ動物のモニタリングを行うために地域を継続的にパトロールしている。データはデータベースに入力され、様々な種やセンシティブな生息環境、重要な野生動物の経路などに関する詳細な視点を提供する地域の GIS マップの作成に寄与している。2010 年には地域の野生動物は主に密猟などによりほぼ存在していなかったが、CWR 各地に設置されているカメラトラップは現在パサン (*Capra aegagrus*)、ヒグマ (*Ursus arctos*)、アルメニアクサリヘビ (*Vipera raddei*)、ヒゲワシ (*Gypaetus barbatus*) など希少種やレッドリストに含まれている動物の数が大幅に増えていることを示しており、同時に , コーカサス地方のオオヤマネコ (*Lynx dinniki*)、テン、アナグマ、ハイイロオオカミ、キツネやウサギなどの普通種の存在も確認できている。2013 年の夏には、ペルシャヒョウ (*Panthera pardus saxicolor*) のオスを PPA 内のカメラトラップが捉えている。CWR の成功により、FPWC によるアルメニア南端にある重要な保全地域への PPA の拡大に関する計画立案が可能となっている (Röttger et al., 2016)。

著者：ヴィッキー・ムクルチヤン、FPWC

コーカサス野生動物保護区 © スー・ストルトン

原則 1.4：PPA は様々なメカニズムを通じて設立できる

PPA の確立方法 (Lausche, 2011) には以下のアプローチが挙げられる：

1. 個人の土地所有者が、正式な保護地域について自主的に合意・設置し、所有権を保持し、設定した保全目的や保護地域カテゴリーに基づいて管理の義務を遂行する (ケニアのケーススタディ 6 や南アフリカのケーススタディ 10 を参照)。
2. 個人の土地所有者は、特定の保全価値を目的とした利用に関しては、権利を政府に自主的にゆだねる一方で、非保全的活動 (住宅の維持など) に対しては、所有権や権利を保持する。ある所有地に対する特定の権利は、他の所有地や隣接地を開発する権利や、その他の生産ポテンシャルにおける価値の理論的な損失の補償としての固定資産税の減税などといったその他のインセンティブと引き換えに放棄されることもある。このアプローチによるメカニズムには否定地役権 (negative easement)(一部の法域では保全地役権 (conservation easement) とも呼ばれる)、地役権、土地に随伴して移転する規約 (土地の所有者ではなく土地の所有権が制限されているため、土地の所有者が変更されても制限が残り続ける)、および管理契約などが含まれる (オーストラリアのケーススタディ 1、ブラジルのケーススタディ 2、ニュージーランドのケーススタディ 7 を参照)。
3. NGO、研究機関、または宗教団体が、土地の保護と保全に向けて土地を購入、貸借、あるいは寄付地の管理に向けて慈善寄付を受け取るか、プライベートあるいは公的に資金を調達する (中国のケーススタディ 3 やドイツのケーススタディ 5 を参照)。
4. NGO、研究機関、宗教団体、あるいは営利団体が陸域 / 水域を購入あるいは寄付し、所有権に保護合意を加えた後に別の民間土地所有者に売却する (コスタリカのケーススタディ 4 を参照)。
5. 営利企業が観光などの保全と適合する活動を通じて利益を生み出すために地域を買収し直接管理する (ペルーのケーススタディ 8 を参照)。
6. 営利企業が広報や、他の活動に向けた譲歩やオフセットとして保全用に地域を確保し、寄付、または直接管理する。動機として、関連する開発プロジェクトに向けて「グリーン」認証を取得したいと考えたり、将来への投資などが考えられる (サモアのケーススタディ 9 を参照)。
7. 営利企業、NGO、研究機関などが政府や地域のコミュニティとの契約合意により、Marine Conservation Agreement(MCA) と呼ばれる合意に基づいて海域あるいは湖域において資源を使わない水域を設定し、この水域を保全や研究、あるいは観光などの適合する活動を通じて利益を生み出すために直接管理する (ボックス 1.7 や TNC & CI, 2012 を参照)。

これらのメカニズムは個別に検討し実施していくべきではない。それよりも、実践例として最低限の努力や支出で保全による便益を最大化するような「最適なメカニズムミックス」を見つけるべきである (Young et al., 1996)。加えて、確立に向けた合意は長期的に地域を保護する上で不十分である可能性もあり、地域が PPA の定義を満たし続けるために追加のメカニズムが長期的な管理に向けて必要となることも考えられる。

実践例 1.4.1 : PPA の設立に関するメカニズムはその他の土地や資源に対する正当な権利を侵害すべきではない

PPA の確立を目的として購入される地域が、法的または慣習的な権利を侵害しないよう、PPA の土地所有者 (または土地所有者になると考えられる者) がデューディリジェンスを実施することは重要である。国家や土地登記所が保有している情報のみを頼るだけでは不十分なことが多く、さらなる調査や問い合わせが必要となることが多い。地域のコミュニティとその権利と関わる場合は、コミュニティによるアクセスに関する伝統的な権利を理解し、「自由意思による、十分な情報を与えられた上での事前合意の原則 (FPIC)(FAO, 2017)」を適用することは土地所有者になると考えられる者の義務である。また、PPA により特定の資源や聖地へのアクセス経路に関する権利が犯されていないかどうか理解し、PPA の所有者がこれらを制限しえるような保全介入を計画する際には、コミュニティと相談しつつ立案していくことを担保していくことも重要である。適切な場合は、土地所有者は先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UN, 2007) を尊重し、実践例を担保する上で参考になる次の IUCN のポリシーについて認識しているべきである。ここで述べる IUCN のポリシーには、例えば WCC 2016 決議第 30 号「保護地域と重複しており、先住民共同体保全地域 (ICCA) によって保全されている領土や地域の認識と尊重」[15]、WCC 2008 決議第 38 号「保護地域における神聖な自然遺産の認識と保全」[16]、および WCC 2012 勧告第 147 号「世界的な脅威や課題に直面している管理人のプロトコルおよび慣習法に対する神聖な自然遺産へのサポート」[17] などが含まれる。

実践例 1.4.2 : 民間ガバナンスは土地所有権を通じて確立されることが多いが、他のメカニズムも可能である

借地に関する契約が長期的で更新可能である場合は PPA を借地に確立することもできる (中国のケーススタディ 3 とボックス 1.7 参照)。借地権は複数の所有者の間で引き継ぐことができるが、保全の目的は維持され続けるべきである。例えば、タンザニアの Grumeti Reserve は毎年発生する野生動物の移動の経路を守ることを主目的として政府が 1994 年に設立した保護区である。2002 年に非営利組織である Grumeti Community and Wildlife Conservation Fund が 140,000 ha もの保護区を管理し保全活動を行う権限を与えられている。4 年後には権益保有者の要望を受けてサファリ会社の Singita[18] が土地の管理を引き継いだ。この間、地域の保全管理は継続して行われている。

ボックス 1.7

タンザニア・ザンジバル島の Chumble Island Coral Park - 世界初の海域 PPA

Chumbe Island Coral Park Limited(CHICOP)[19] による海域および陸域 PPA への投資プロポーザルを受けて、ザンジバル政府の土地環境委員会は、1993 年に同社に更新可能な 33 年間の貸借期間により無人島である Chumble 島でのエコロッジの建設に向けて 2.44 ha 相当の地域を貸与した。1991 年から 1994 年にかけて CHICOP は半自治的なタンザニアのザンジバル政府との西部のサンゴ礁や森林地帯を MPA として指定し、その管理を CHICOP に任せるという交渉に成功した。同社は MPA の運営費用から関連する保全、研究、教育、および普及啓発活動に対して収益を生み出すエコツーリズムを活用することで財務的に持続可能な形で MPA の開発と管理を行う目的のために設立された会社であった。これを通じ、Chumbe はタンザニア初の管理された海洋公園、世界初の民間管理下にある MPA、そして現時点に至るまで財務的に持続可能な MPA として世界的にも珍しい例となっている。会社の目標は非営利であり、利害関係者の参加を通じて作成した 3 つの管理計画 (1995-2005、2006-2016、および 2017-2027) による枠組みに従って保全活動や教育的な取り組みを 20 年以上にもわたり続けている。エコツーリズムの事業運営は収入の最大化と費用対効果の促進という商業的な原則に従い MPA の活動における持続可能な収益を担保しており、持続可能で効果的な MPA の管理におけるビジネス指向のアプローチの成功例となっている。

著者 : シビル・リードミラー、Chumbe Island Coral Park Ltd.
詳しい情報については Dodds(2012) を参照

教育プログラム ©Chumbe Island Coral Park

原則 1.5 : 全ての PPA の設立には長期戦略と持続可能な財務計画が伴うべきである

PPA は保全による長期的な成果を期待して設立されるべきである。これに関する重要な要素として、保全計画の立案や管理と世代間での継承に向けて十分確保された長期的な財務サポートなどが挙げられる。

実践例 1.5.1 : PPA の設立に関するメカニズムは長期的な保護を担保すべきである

PPA を確立する場合、法的な手段がなくても、陸域または水域が保全されている状態を長期的に確保することが肝心である (第 4 節を参照)。そのため世代間の管理における課題を検討することも重要となる (実践例 1.5.2)。PPA の確立または「永続的な」保全地役権を創り出すことにより、現在の世代が将来の世代における保全活動の判断を左右している (Thompson, 2004)。条件や嗜好、知識などは時間とともに変化していくため、そのような「世代間保全機関」では継承する土地所有者が保全の倫理を継続していくか、社会が法的な保護を尊重する意志がないと厳しくなる。

実践例 1.5.2 : PPA を確立するにあたり土地の所有者が変わることを予測し、継承に関する規則を制定しておくべきである。

PPA ではガバナンスの所有者が時間とともに変わる可能性が高い。そのような不測の変更に対応する計画は PPA の確立段階で策定すべきである (実践例 4.1.4 とコスタリカのケーススタディ 4)。例えば、NGO による土地トラストや個人土地所有者が PPA を設立する場合、パートナーとなる保全 NGO と取り決めを行い、当初の NGO/ 土地所有者が所有地を維持できなくなった時に所有地に対する責任を引き継いでもらうようにすべきである。場合によっては政府の部門がデフォルトの所有者または管理者になることもある。保全規約は土地担保証書や登記に記載することもでき、如何なる合意内容も所有者でなく土地に結びついているようにすることも可能である (ボックス 1.8 参照)。

規約または地役権の宣言が政府、法定機関または NGO を通じて行われる場合、現在および将来の土地所有者と継続している関係性は、将来の計画や予算にも組み込まれるべきである。例えば、ブラジルでは Caiman Ecological Refuge[20] が長期的な民間保護区の管理を確保するため NGO とのパートナーシップを確立し、将来の事業上の優先事項の変化のリスクを削減することを模索している。

実践例 1.5.3 : 生物多様性オフセットとして確立した PPA は生物多様性のオフセットに関する IUCN のポリシーに従うべきである。

生物多様性オフセットは PPA の確立や PPA における生物多様性の価値の回復などの保全による良好な結果に貢献できる (ボックス 1.9 参照)。しかし、IUCN の生物多様性オフセット制度 (WCC 2016 Res 059)[21] では「生物多様性オフセットはミティゲーション・ヒエラルキー (回避、最小化、回復 / 更生、オフセット) を厳格に実施したプロジェクトのみが適切な適用対象になる」とも明記している。

RPPN Sesc Pantanal 最後の住民 © ブレント・A.・ミッチェル

ボックス 1.8

PPA のパイオニア - ブラジル

ブラジルは民間保護区の創出に関してはラテンアメリカにおける先駆的な国家であり、1934 年の Forest Code(訳注 : 森林に関するブラジルの法律) が「Forest Protectors」と呼ばれる PPA の確立に関する制度を提供している。これらの地域は私有地であり続け法的に触れることができない地域であると考えられてきた。1965 年の Forest Code の改革により「Forest Protectors」のカテゴリーは撤廃されたが、新たな法律においても私有地のどの部分も恒久的な保全地域として宣言できる選択肢を残している (Art. 6°, Federal Law n° 4 771/1965)。これには当局との合意に署名し、土地担保証書にその内容を記録することが義務付けられていた。しかし、この新たな選択肢は 25 年後まで本当の意味で運用されることはなく、この法令の公式な承認と Private Natural Heritage Reserves(ポルトガル語では RPPN) に関する現代的な概念の創出によって可能となった (Mesquita & Vieira, 2004)。詳しくはブラジルのケーススタディ 2 を参照すること。

著者 : マリア・クリスティーナ・ヴィエラ・ウェイランドおよび CRPPN のメンバー、RPPN Association

ボックス 1.9

南アフリカの Ingula 自然保護区 : 企業によるオフセットの成功事例

南アフリカの Ingula 揚水発電所計画の開発では、その承認の一部として環境オフセットが必要であった (Maphisa et al., 2017). この目的のため、水道施設を囲む Ingula 自然保護区 [22](企業が所有している PPA) は、主目的を自然環境の保全とし、2018 年に宣言された。これは PPA という形式による適切なオフセットを伴う産業的な取り組みによる、相互利益のための保全と開発の統合を実現した成功例である。

著者 : ダニエル・マーネウィック、BirdLife South Africa

第 2 節
民間保護地域の管理

この節の対象者：

民間土地所有者、NGO など PPA を管理する者。下記の実践例の全てが PPA の全ての種類や規模に当てはまるわけではないが、これらの例は世界中で得られた経験に基づいており、PPA の管理におけるいくつかの最も重要な要素についてガイダンスを提供している。

管理制度を設けておくことは PPA における自然環境の保全を効果的に実施していくための重要なステップである。理想的には、管理制度は目的の設定からモニタリングや適応まで、保護地域管理の全ての観点を検討しているべきである。本節における異なる実践例の実装が現実的であるかどうかは個別の PPA の規模、ニーズ、条件などによる。

保護地域管理の実践例については既に多くの情報が出版されており、その多くは PPA にも当てはまる (ボックス 2.1 参照)。本節では世界中の PPA でこれらのプラクティスがどのように導入されているか見ていく。

ボックス 2.1

保護地域管理のツールとガイダンス

生物多様性の保全に向けた計画立案や管理を支援するために、これまでに多くの情報が出版され様々な方法が開発されてきた。様々な保護地域管理課題に対する全体的な実践例に関する詳しい情報は WCPA[23] や保護地域のガバナンスと管理 (Worboys et al.,2015) に関する詳しいオンライン版の各巻を通じて確認できる。IUCN による Programme on African Protected Areas & Conservation(PAPACO) では保全や保護地域に関する MOOCs[24](Massive Open Online Course) を現在開発しており、Zoological Society of London とナショナル・ジオグラフィックも別の取り組みを計画している。これらの授業は参加者数を制限せず、インターネットに接続できる者ならだれでも保護地域管理に関する知識にアクセスできるようにしている。

原則 2.1：現在および将来の PPA 土地所有者は管理活動を策定する前に PPA 内とその周辺で起きていることについて明確に理解しているべきである

可能な場合、管理活動の計画を立てる前に PPA およびその周辺における地理、水理、社会、生態、ジオヘリテイジ、文化および法律 / 政治に関する情報を収集しておくことが重要である。計画立案におけるこのステップは状況分析とも呼ばれる (CMP, 2013)。個別の所有者は PPA を確立する地域について何世代も前まで遡るような知見を有していることもある。別のケースでは、NGO や営利組織が購入または貸借する土地区画について情報が限られていることもある。下記の実践例ではいくつかの重要な情報源を記している (ボックス 2.3 参照)。ほとんどの地域では保全機関や各組織、研究機関などから現地の情報を得ることが可能なはずである。情報源としてはパートナーシップも重要であり (実践例 2.5.4)、全てのパートナーは地域に関する共通の理解を有しているべきである。

実践例 2.1.1：管理は、法律のみならず、類似事例の共有や学びからも方向づけられる

管理では既に利用可能なものを活用すべきである。これは例えば政府の法律に従う活動が行われるよう担保することを意味しており、例えばほとんどの PPA が政府の管理下における保護地域と同じ法制度によって管理されている。メキシコ (Hora et al., 2018)、ブラジル (ケーススタディ 2 参照)、南アフリカ (ケーススタディ 10 参照) などの国々に当てはまる (ボックス 2.2 参照)。あるいは、同様の目的を掲げている土地の管理計画を適応させることを意味している場合もある。多くの PPA は比較的小規模であることから、近隣地域との接続性は特に重要である。管理システムを開発する際には、自然環境の保全の観点、および社会、文化、経済的観点から見たサイトやその周辺地域の背景を理解することに時間をかけると、リソースを節約できる。多くの保護地域は、単一の景観にまとめて位置している場合は、個別の地域に対してではなく全体に向けて管理計画を策定する方が望ましく (ボックス 2.4 参照)、時間や資金、能力などを効率よく活用できる。例えば、英国ソマーセットの Avalon Marshes では、商業的な農業や泥炭の生産が実現しにくくなるに連れ、政府機関や保全 NGO が所有する保護

地域がモザイク状に出来ている。地形や管理行動を横断した協力によって行われる活動の計画は、共同で行われている (Avalon Marshes Landscape Partnership, 2011)。

ボックス 2.2

南アフリカの PPA の文脈における管理の実践例と法的要件

南アフリカの「National Environmental Management : Protected Areas Act, 2003」[25] では、PPA を含めた全ての保護地域が関連する保全当局に、草案した管理計画を提出し、管理当局を設置することを義務付けている。また、南アフリカの Protected Areas Act に基づいて制定された The Norms and Standards for the Management of Protected Areas in South Africa(National Gazette No. 41224,2017) と Regulations for the Proper Administration of Nature Reserves では、民間所有地内に宣言されている保護地域の管理評価に関する要件が定義されている。The Regulations では専用の管理当局が保護区における管理計画の実施状況について毎年監視と報告を行うことを義務付けており、Norms and Standards では規範や基準を満たし維持していく上での進捗について年間報告書を提出することを求めている。後者による報告の義務は南アフリカ特有の the Management Effectiveness Tracking Tool(METT) を通じた管理効果評価を通じて満たされる (実践例 2.4.2)。METT 評価は保護地域管理における不足に対応し効果性を高めるための管理活動を特定し優先化していく手段として特に有用である。また、評価は素早く容易に行われる。理想的には、この評価は保護地域の管理責任者やその職員およびその他の利害関係者により自己評価の一形態として実施されるべきである。これらの評価はサイト間での比較よりも単一のサイトにおける時間軸に基づいた比較に適しており、繰り返し行われる評価により時間とともに見られる効果性のトレンドを捉え保護地域の順応型管理を支援する (Cowan et al., 2010)。

著者 : グレッグ・マーティンデール、Conservation Outcomes

実践例 2.1.2 : 管理計画 / 制度に保全価値や生物多様性に関する状況や傾向を取り込むこと

管理制度を開発する際に、種や生息環境、トレンドなどの情報を取得することが重要である。基礎調査はモニタリング評価を行うべき対象を特定する上で役に立ち、そのため生物多様性の状況や傾向をどのように理解できるかを左右する。ガバナンスの仕組みに関わらず、一部の保護地域では生物多様性について包括的なベースラインを設けているが、細かい管理活動を特定するためには状況や傾向に関する知識がある程度求められる。最初のステップとして、PPA は生息環境の基本的な地図、種の出現やその他の自然または半自然の生息地域との接続性など既存の関連データをまとめ、評価することができる。地方、国家、または世界的に重要な種や生態系については特に注意を払うべきである。ボックス 2.3 では一部のグローバルな情報源を示しているが、よりローカルまたは地方レベルでの資源も利用可能となっている。

実践例 2.1.3 : 先住民や地域の人々、伝統民や彼らが有する伝統的な生態学的知識などの知見を管理に取り込むこと

PPA の管理活動を展開する際、他者と協働し学ぶことで多くの時間と労力を節約し、地域での連携を深めることができる。例えば、アルゼンチンの the Fundación Vida Silvestre が民間保護区の設立に向けて新たな合意形成を行うために実施した迅速生態評価 (Sayre et al., 2000) では、地域で業務にあたる人や近隣の住民、その他利害関係者などを対象に聞き取り調査を行っている。知識の共有は双方向に働く。地域の住民は野生動物種の存在について学びつつ自分たちの観点から捉えた保全問題や脅威などについて共有し、その一方で調査を実施する技術者らや土地の所有者らはサイトの管理に影響を及ぼしうる新たな情報や課題について知ることができる。一部の場所では、伝統的な生態学的知識が管理に向けて欠かせない貢献を行うことがある (ボックス 2.4 参照)。

年長者や知識保有者の指導の下で学校の子供達や学生、地域のボランティアがカナダの Galiano Conservancy(ボックス 2.11 参照) で天然の森林の回復を手伝う ©Galiano Conservancy Association

ボックス 2.3

全国データを補完するグローバルな保全データ源

Protected Planet[26] は世界で最も完全な保護地域の空間と管理に関する情報源である。

The Global Biodiversity Information Facility(GBIF)[27] は地球上のあらゆる種類の生命に関するデータを提供している。世界最大の生物多様性データベースとしてバクテリアからシロナガスクジラまで 170 万を超える種の記録を保持している。データベースは出版社、国、種などによってソートできる。

IUCN レッドリスト[28] は最も包括的な動植物種の保全ステータスの世界的な評価である。グローバルデータベースと共に**国別レッドリスト**[29] も多くの国で作成されている。

World Database of Key Biodiversity Areas[30] は BirdLife International が Key Biodiversity Areas(KBA)Partnership に代わり管理している。重要野鳥・生物多様性地域、Alliance for Zero Extinction sites 、Critical Ecosystem Partnership Fund が支援するホットスポット生態系プロファイルを通じて特定された KBA、およびその他いくつかの KBA などのグローバルおよび地域の KBA データを保持している。データベースは KBA が見直され新たな KBA が特定されていくにつれて更新されていく。

Google Earth[31] は衛星画像や地図、地形などのオンライン資源を提供しつつ、Earth Engine[32] では 40 年以上前まで遡る歴史的な画像を含めたグローバルな画像を有しており、地域のマッピングを行いベースラインとなる生息環境データの提供に活用できる。

Global Forest Watch[33] はこの千年を通じて森林損失統計に向けてベースマップに描かれた地域を分析できる。ペルーでは、San Martin における地域ネットワークは Global Forest Watch プラットフォームを確立し、PPA における森林破壊を監視しており、森林管理に関する課題に挑戦する地域の当局と協働するマルチセクターの一部である。

Planet.com[34] は 175 機を超える衛星を軌道に乗せており、毎日 3m および 72cm の解像度で地球の画像を撮影できる。

ペルーの Amazonas における PPA ネットワークの RED AMA のメンバーらが、グローバル・フォレスト・ウォッチから得た情報を元に PPA Bosque de Palmeras – Molinopampa で伐採のアラートについて地上での検証データを収集中収集 © アーロン・グロス

ボックス 2.4

オーストラリアの伝統的な生態学的知識と Bush Heritage

Bush Heritage Australia[35] では、伝統的な生態学的知識を PPA の管理に取り込むことは、土地や水域に対するアボリジニの権利や利害関係を認識し尊重する根本的な運営原則となっている。これは Bush Heritage がアボリジニの土地に招待されるか PPA の確立に向けて土地が買収される前に始まる。アボリジニにとって重要な生態学的、文化的、および社会的な価値を特定し、アボリジニの知識体系や慣習とその活用を支援するために PPA 管理を通じて継続される。これはアボリジニ系の会社や家族グループとのミーティング、「カントリートリップ」(現場の訪問) や文化的遺産評価、保全計画立案や土地管理への関与への招待などを通じて実現される。これにより長期的な信頼関係やパートナーシップの構築とコミュニティの関与の促進につながる。Traditional Owners によって特定された価値は Healthy Country Plans や PPA 管理計画に取り込まれ、戦略や行動が作業計画に組み込まれていく。進捗の監視に向けた価値の説明や指標の選択も文化的な知識を取り込んでいる。

アボリジニ組織と Bush Heritage の間における協働管理合意はパートナーシップを支持し計画を行動に移すための相互的なコミットメントを表すガバナンスの合意をガイドするものである。一例として、ニューサウスウェールズ州北部の Naree Station Reserve[36] は Budjiti Country であり、PPA に関しては Traditional Owners も初めから関わっていた。この土地は 2012 年に Bush Heritage Australia が購入し、その後 6 年間にわたり Budjiti 族が関与した取り組みとして、当初の生態学的な「BioBlitz」(実践例 2.5.4)、「カントリートリップ」(毎年 2-3 回)、高齢者や若手世代との大規模な親類の集い、そして Budjiti 族にとって重要な地域に基づいた文化遺産評価などへの参加が挙げられる。

著者 : サラ・エックレス、Bush Heritage Australia

Budjiti の長老フィル・エウロ氏が Bush Heritage Australia の Naree Station Reserve で文化知識を共有 © サラ・エックレス

実践例 2.1.4 : 利害関係者としっかり相談することで、PPA の開発と管理に向けた各利害関係者による関与と貢献を支援できる

管理計画に、社会的知識や経験に基づいた知見および学習などが取り込まれていくためのメカニズムが必要である。PPA や将来の PPA に対する深い理解を得る上で、利害関係者や権利所有者と共に取り組むことは重要である。これにより伝統的なアクセス権限を脅かすことを避け (実践例 1.4.1)、取り組みの重複を回避し (実践例 2.1.1)、どのような問題についても協力的に解決策を見つけることができるようになる。地域出身ではない将来の PPA 土地所有者が背景の理解を深め、社会、経済、保全の結果といった観点から地域での PPA の妥当性を担保する一助となる。PPA の目標や目的を伝える上で相談することが役に立ち、透明性を確保しつつ PPA への支援や関与を向上させることができる。また、協働によりスキルや知識の向上が見込める。管理のプロセスを通じて、土地所有者は PPA ネットワークや保全機関、今後の土地所有者にとって価値のある保全に関する場所別の知識を育むことができる。

原則 2.2 : 管理制度は、PPA で定義した目標の達成に集中すべきである

一般的に、管理制度は PPA に対する共通の理解とビジョンを育む上で役に立つ文書 (例えば 5 ヶ年計画や年間作業計画) に記載されている。また、管理制度は単一の主要な計画よりも特定の管理課題またはゾーン (例えば観光計画、事業計画、研究計画、パトロール計画、回復計画、モニタリング計画など) を対象とした数々の小規模な計画によって構成することも可能であるが、その場合は核となる計画が全体的なビジョンや合意されている目的によってまとまりを有していることが肝要となる。管理計画は必ずしも複雑であったり正式な過程である必要はないが、サイトが必要としている管理の種類はどのようなもので PPA が実現しようとしているものが具体的に何なのかを記録しておくことは重要である。

実践例 2.2.1 : PPA の管理計画の一貫として明確な戦略 (ビジョン、ミッション、目的やアクション) を策定すること

共通の目的を策定し合意しておくことで管理活動を集中させることができ、コミュニケーションや資金調達にも役に立つ (ボックス 2.11 参照)。これは地域の環境に関係する PPA のビジョンを定義することで実現できる。そのようなビジョンは土地所有者が実現しようとしている望ましい状態を記述しているべきで、多くの場合保全、社会、文化、および経済要素 (例えばコスタリカを対象としたケーススタディ 4 を参照) が含まれる。これは時として現在の条件に関する維持管理の担保であることもある (その場合能動的な管理はあまり必要とされないかもしれない)。別のケースでは、ビジョンにおいて回復や再導入を通じて変革した PPA を記述しているかもしれない。ビジョンステートメントは、その名の通り、インスピレーションをもたらしつつ簡潔であるべきである。管理はビジョンの実現に集中すべきである。一旦ビジョンステートメントが策定されたら、管理制度におけるその他の様々な要素を策定することができる。

実践例 2.2.2 : 進捗の評価対象となる保全目的に基づいた活動計画を策定すること

Worboys and Trzyna(2015) は管理計画術について良く紹介している。理想的には、活動の計画にはタイムラインや義務、資源の配分 (予算、設備など)、スケジュール、優先度、マッピング (例えばゾーン) などが含まれるべきである。

実践例 2.2.3 : リスク評価を実施し緩和計画を立て、問題が発生した場合にアクションプランを実施できるようにしておくこと

このレベルでの計画立案は特に管理能力が限られた小規模な PPA において負担が重く感じられるかもしれないが、そのような地域こそ問題が生じたときにまさに最も対応しきれないのである。緩和計画 (すなわち PPA の目的に関する機会を強化し脅威を削減する選択肢や行動の策定プロセス) は全体的な管理制度の一部であるべきで、PPA 管理に関わる全ての者が把握しているべきである。評価では火災 (ボックス 2.5 参照)、大々的な密猟、洪水、内乱、資金繰りの破綻など、サイトの目的に対する主なリスク (潜在的な脅威など) を検討すべきである。その他の種類のリスク評価 (ボランティア、サイト上で活動するパートナー、来訪者などに対するリスクなど) も必要で、保険制度も必要となる可能性がある。管理計画と同様、PPA 土地所有者は地域で既に同様な計画が存在し適応させることができないか確認すべきである。

原則 2.3 : PPA による便益や費用は管理基準として理解されるべきである

PPA の管理にかかる費用は規模や自然の特徴、PPA の目標などの要因によって様々である。土地を現状のままにしておくことでさえ火災管理や法的弁護などにより費用がかかる (Rissman & Butsic, 2011)。PPA の中には土地所有者が資金を提供していることもあり、多くの場合勤労所得 (観光業や NGO によるメンバーシップなど) によって賄われているが、その他の PPA では基金や助成金 (インセンティブについて記述している第 3 節を参照)、またはそれらの組み合わせによって資金繰りを実現している。資金源が何であるにせよ、管理計画や制度による活動と現実的な予算を明確に結びつけておくことは重要である。実施できない細かい管理計画の策定は資源の無駄である。PPA ネットワーク内 (第 8 節参照) または近隣の保全土地 / 水域と協働することで作業負荷や財政的な経費負担を分散させることもできる (実践例 2.1.1)。さらに、PPA の管理には機器や技術・人的資源など他の種類の資源が求められるかもしれず、管理計画の構造化の際には検討すべきである (Ojidos, 2017)。費用とともに、PPA による様々な便益もはっきり理解し、実現可能な場合は便益の共有活動も策定する必要がある。

ボックス 2.5

火災のリスク削減 : ブラジルの例

多くの生態系において火災は自然な一部であるものの、山火事は生息環境や野生動物、PPA の職員、インフラ、近隣の土地などに対して多大なリスクとなる。火災管理は PPA 土地所有者の多くが十分な能力を有していないと感じる分野である (例えば Halliday et al., 2012)。火災が発生しやすい地域では、火災が発生し広まりやすい火災リスクゾーンの特定が緩和計画に含まれるべきである。森林火災の問題や対応に関する意思決定の正確な評価は火災リスクゾーンマップが参考になる。衛星データは森林火災の特定とマッピングや、異なる植生種やゾーンが影響を受ける頻度の記録において重要な役割を果たしている。地図上で様々な森林火災の原因を組み合わせる際には地理情報システム (GIS) が役に立つ。火災対策計画の立案に役立つツールには、NASA の Active Fire Data[37] や Global Forest Watch Fires[38](GFW Fires) プラットフォームなどが提供する、衛星画像によるほぼリアルタイムのグローバル火災データなどが挙げられる。

ブラジルでは、Salto Morato と Serra do Tombador の 2 つの PPA が Grupo Boticario Foundation を通じてブラジルの化粧品会社によって維持されている。これらのサイトでは、火災リスクと社員の安全に関する評価や緩和に向けて複数の手順や基準を適用している。Serra do Tombador では、火災による脅威が大きいため毎年火災リスクゾーンマップを作成している。これらの地図は、火災の発火と伝播に直接影響を与えるリスク要因 (気候、風、バイオマスなど) や PPA 内でのアクセスの条件、保護に向けた優先的地域の確立、年間を通じて実施される保護活動などを考慮した統合分析に基づいて作成される。さらに、火災が PPA の範囲外で発生するにつれ、Grupo Boticario Foundation は 2014 年に火災予防活動を監視し最適化しつつ政府が政策の実施を強化することを促進する地域ネットワークを結成している。

サンパウロ州では、Private Reserves Association(FREPESP Federation of Private Ecological Reserves of the State of São Paulo[39]) が火災の発生に対応するため州政府や軍事警察とのパートナーシップを形成した。州の PPA は、軍事警察や公共の消防機能がそれぞれの保護区の火災対策を支援してくれることを認識し、防火計画を立案することができる。

著者 : フラヴィオ・オヒドス、National Confederation of Natural Heritage Private Reserves, Brazil

Chumbe Island Coral Park における教育プログラム

実践例 2.3.1 : 管理活動を現実的な予算と結びつけること

管理計画や制度の草案が一旦作成された時点で、PPA を維持していくために必要な最低限の費用を把握するために、諸活動を現実的な予算と結びつけることは重要である。財務的な持続可能性に対するリスクも評価する必要があり、土地所有者がリスクを理解し撹乱に対して対策を策定しておくこと (実践例 2.2.3) は重要である。運営費用 (例えば職員、機器、維持管理、施行、反密猟活動などのサイトにおける日常的な管理費用) と具体的な管理活動による費用 (回復プロジェクトや具体的な研究活動) を区別しておくとよい。ブラジルの Grupo Boticario Foundation によると、この 2 重のアプローチにより運営上の効率や評価を改善させ、戦略的な活動の計画が立てやすくなる。チリの El Cañi Sanctuary[40] は地域の協会である Grupo de Guías Cañi(GGC) が管理しているが、この協会はエコツーリズムを通じた財務管理に向けて 5 年かけて準備した。しかし、来訪者数の増加による環境に対する影響の増大 (2007 年から 2017 年にかけて来訪者数が 10 倍に増えていた) や、正式な計画の欠如や限られた人的・財務資源により、GGC が来訪者管理計画を実際の管理能力 (2 名) と財務資源に基づいて立案する必要が明らかになった。(来訪者計画の詳細については Tourism and Visitor Management in Protected Areas BPG(Leung et al., 2018) を参照すること。)

実践例 2.3.2 : PPA は地域のコミュニティに便益を提供すべきである

PPA、特に営利 PPA は直接雇用や地域の供給源の活用、コミュニティの能力支援 (例えば健康、教育、金融、セキュリティの課題など)、さらにはレストランやホテル、観光ガイドの来訪者の増加といった副次的効果など、可能な限り地域のコミュニティに貢献すべきである (ケニアを対象としたケーススタディ 6 を参照)。そのような活動の実施は慎重に計画し、潜在的な市場や顧客を評価し非現実的な期待を避けるよう注意を払うべきである。企業は可能な限り開発を地域の環境や伝統の構築などにとって適切なものに維持すべきである (コスタリカを対象としたケーススタディ 4 を参照)。PPA に基づいた観光は、来訪者やその他の利害関係者が直面している保全や社会問題に対する意識を向上させ、インフラの開発や医療、その他の教育プログラムなどへの支援を高めるカタリストとして機能することも可能である (ボックス 2.6 参照)。また、PPA は地域のコミュニティによる保全と関係した開発への参画に向けた効果的な研修の場にもなり得る。例えば、南アフリカの Makuleke Contractual Park[41] にあるロッジの 1 つは、土地を所有している地域のコミュニティからの 30 年間のコンセッションという形で「Seasons in Africa」社が経営している。この期間終了時にはロッジの所有権は採算が取れる形で運営できるように訓練され、スキルを習得した地域のコミュニティに譲渡される。最後に、非常に重要なこととして、地域のコミュニティや先住民などによる如何なる意思決定への関与や関連する費用や便益の分配も平等に行われるべきである (Franks et al., 2016)。

ボックス 2.6

インドネシアの沿岸コミュニティに対する支援

インドネシアにある 15 ha のニコイ島の保全をエコツーリズム事業が支援している。管理は海洋保全に集中し、事業の持続と、乱獲によって脅威に晒されている海域のサンゴ礁の健全性の回復の両方を目指している。ニコイでは長年にわたり海域保護区の設立に向けて取り組んできた。持続可能な資源の活用について認識を高めることと、住民が観光業に関わるために必要な能力の強化の両方の観点から、地元の住民による関与は取り組みの成功において必要不可欠な要素である。2010 年に事業の創業者らは The Island Foundation[42] を設立した。この財団は 7 つの研究センターを開設しており、それぞれが識字率向上プログラムや様々なスキル開発を育む革新的なカリキュラムを通じて高品質の教育を提供している。これまでに 25 の国立学校より集められた 1,100 名の教師が訓練を受け、2,300 名の生徒がプログラムに参加してきた。加えて文化的な伝統である Jong ボートレースの復活やコミュニティの砂浜の清掃なども行われ、ニコイは地域の漁師と海域の生態系の健全性に関する啓発を実施することができ、保護地域の設立に向けてさらなる関与を創り出している。

著者 : デルフィン・マレレット・キング、The Long Run とアンドリュー・ディクソン、ニコイ島

Nikoi Island Foundation による産物 © インドネシア・ニコ

ボックス 2.7

ケニアのモンバサにある Haller Park におけるモニタリング

Haller Park[43](元 Bamburi Nature Trail) は Lafarge にある Bamburi セメント工場の南のモンバサ - マリンディ高速道路沿いに位置している。PPA と動物園を組み合わせた公園の歴史は、1970 年代にさかのぼり、レネ・ホーラー博士が広大な廃石灰採石場を再生するための技術実験を始めたことから始まっている。その後数十年間に渡り、荒廃した景観は森林、草原、湿原によって構成される多様な生態系へと発展してきた。この長期的な回復はこの地方において特に重要である。東アフリカの海岸沿いの森林の生物多様性価値は高く、世界に 21 箇所ある生物多様性のホットスポットの 1 つに数えられているが、海岸沿いの森林のほとんどが破壊され、わずかな地帯のみが残っている状態をになっている。

WWF と Lafarge による長期的なパートナーシップは採石場再生管理制度などを含めた幅広い課題に集中している。回復の発展に関する長い経験により汎用的なモニタリングのガイダンス (Lafarge, 2007) が Bamubri を含めた数々の回復したサイトを対象とした詳細モニタリング計画と共に策定されている。Lafarge の職員は様々な指標の効果について学び、他の熱帯地域の採石場にも情報を提供することを視野に入れ、より包括的なモニタリング制度について関心を持っていた。下記の表 4 に策定されたモニタリング制度についてまとめている。

著者 : ナイジェル・ダッドリー、Equilibrium Research

表 4: Bamburi モニタリングシステムの草案

	目標	指標	収集方法	収集者	備考
1	持続可能な森林	植林	植林数 / 年	Lafarge 生態系職員	収集済み
2		バイオマス	樹木の合計バイオマス	未定	
3		在来種の %(または数)	植林時のデータと調査データ	Lafarge 生態系職員	
4		外来種	1-2 種に集中	未定	(Neem など)
5		再生中の %	GIS	定期的な画像が必要	
6		水質		Lafarge 生態系職員	収集済み
7		土壌プロファイル	湿度深またはヤスデの数	Lafarge 生態系職員	
8	生物多様性	鳥類	希少な鳥類に集中が望ましい	Lafarge 職員、学生	例えばサイチョウの再来
9		コウモリ	種数	未定	増加を示している
10		トカゲのモニタリング	豊富さ	未定	何を示すかは不確実
11		動物の健全性	物理的な状態、糞ワーム、ダニ、ブラウジングの影響	Lafarge 職員がすでにデータを収集	野生動物について最も有用と思われる
12		希少種	モニタリングのリターン		
13	変化の大きな景観	水域（その他の景観要素）の割合	GIS	定期的な画像が必要	
14	教育的価値	来訪者数 (外国、ケニア人、学校)	来訪者数 / 年	Lafarge 職員がデータを収集	フィードバックが望ましい
15	社会的価値	バオバブの木	文化的な理由による樹木の維持管理	Lafarge 職員がデータを収集	
16		サイトにおける生産価値	木材、NTFP など		本指標は開発途上
17	科学研究	作業に関わる学生数			開発予定
18	費用対効果の高い回復	持続可能な森林を達成するための費用削減			明確な目標が必要

原則 2.4 : 管理は順応型であるべきである

生態系の管理では不確実性が一般的であり、管理による介入が予期せぬ結果 (成功と失敗の両方) を生み出すこともあるため、「実践しながら学ぶ」ことが良い管理にはつきものである。これは気候変動により未来の生態系の状態などが不確実であることを踏まえると特に当てはまることである (Gross et al., 2016)。PPA の管理者は管理行動がどのように保全目標に影響を与えるかを理解し、活動の対象がどのように反応したかデータを収集し、そのような学びに基づいて今後の行動を修正していくといった段取りを取るべきである。そのような順応型の管理により、実践者が反省事項などを行動に取り込み保全や学びの実践を強化することを担保することを目指すことができる (Groves & Game, 2016)。

実践例 2.4.1 : 成功や失敗から学び、それに応じて管理制度を順応させていくこと

PPA の目的に関する要因の状況 (種の個体数に関する傾向、生息環境の状況、水質、現地で作業に従事するボランティア、観光客の数、教育目的の訪問数など) における変化や傾向を評価するため、モニタリングシステムを開発すべきである。モニタリングによる結果は管理に直接フィードバックすることが望ましい。ボックス 2.7 ではケニアの PPA で開発された簡単な監視システムの例を提供しており、ボックス 2.8 はオーストラリアにおけるネットワーク規模でのモニタリングについて記述している。可能かつ適切な場合には、PPA 管理者は先住民や地域のコミュニティ、会社の従業員 (ボックス 2.7 参照)、ボランティア (ボックス 2.10 参照)、様々な利害関係者のグループ (来訪者、観光ベースの PPA における来訪客など) をモニタリングに関わらせるべきである。

実践例 2.4.2 : 管理効果に関する自己評価を設定すること

保護地域の管理効果 (PAME) の定期的な自己評価は弱みや非効率性の特定という観点から実施する価値がある。PAME のツールや導入については様々なガイダンスが用意されている (ボックス 2.9 参照)。チリでは、the Association of Conservation Initiatives on Private and Indigenous Lands(Así Conserva Chile[48]) が協会に入会したい PPA の現状を評価するツールを開発している。また、管理、保護、人員、計画立案、予算、コミュニティの関与といった 6 つの基本的な観点を組み合わせたツールの開発のため、The Management Effectiveness Tracking Tool(Stolton et al., 2007) が「HEEM」評価に採用されている。簡便な質問票により、所有者が文脈を理解し、優先事項を設定し、行動計画の策定ができるようになる。また、質問票により協会が候補地の状況を把握し、提案を行い、改善の余地があるか支援が必要な部分について管理活動をサポートする。協会はさらに実施した行動による進捗を測るための基準として HEEM を用いている。南アフリカでも METT に基づいて年次評価制度を開発しており (ボックス 2.2 参照)、コロンビアでは Colombian Association Network of Nature Reserves of the Civil Society(RESNATUR) において PPA の管理における効果性を評価する方法論を確立しており、WWF Colombia が開発し試験運用を行っている (Mayorquín et al., 2010、ボックス 2.2 参照)。

ボックス 2.8

IRIS 指標を活用した Bush Heritage Australia が報告する影響

Bush Heritage Australia[44] は CAPAD(Collaborative Australian Protected Area Database、実践例 7.1.3 を参照) に PPA のデータを報告しており、さらに年間報告書において PPA 内で保全の影響について追跡し報告している。ここで、Global Impact Investment Network が開発し国際的に受け入られている規格である「Impact Reporting and Investment Standards」(IRIS).[45] から適応させた様々な戦略的な指標を活用している。Open Standards for the Practice of Conservation[46] と Miradi[47] ソフトウェアを活用することで Bush Heritage Australia は時間とともに PPA の管理活動の計画、実施、モニタリング、および評価を行うことが可能となっている。Open Standards プロセスを用いることで抽出したデータを用いて、Bush Heritage は PPA のポートフォリを通じて集計したアウトプット、結果、およびインパクトデータを報告している。また、IRIS によって規格化された指標を用いることでドナーや資金提供者が組織の実績を評価できる。詳細な財務や社会指標に伴い、Bush Heritage は以下の環境 IRIS 指標に基づいて年間報告を行っている :

- Bush Heritage およびそのパートナーによって保護され持続可能な形で管理されている土地の面積 (保護下にあるヘクタールの合計)
- 十分な生物多様性ベースライン評価を得た土地の割合 (保護されているものに関する知識)
- National Reserve System および愛知ターゲットであまり代表されていない地域における保護区の割合 (ニーズが最も高い地域における保護)
- 隣接した保護対象地との境界線の長さ (他者との協働によるインパクトの強化)
- 隣接している保護対象地の面積 (他者との協働によるインパクトの強化)
- 保護区やパートナーの土地において脅威に晒されている種やコミュニティの数 (ニーズが最も高い地域における保護)
- 元のベースライン評価と比較した主要な脅威の状態の年間評価 (保全結果)
- 元のベースライン評価と比較した高優先度の保全対象の健全性の年間評価 (保全の効果)

著者 : ケイト・フィッツハーバート、Bush Heritage Australia

ボックス 2.9

保護地域の管理効果フレームワーク

IUCN WCPA では保護地域の管理効果 (PAME) を地域の管理の優良性に対する評価として定義している – これは主に自然価値や文化価値をどれだけ保護できており、どの程度目標や目的を実現できているかを評価している。PAME の評価を実施する際に検討すべき 6 つの要素によって構成されるフレームワークを開発している (Hockings et al., 2006)。これにより評価の実施に向けたフレームワーク (図 1 参照) と評価における全ての観点について提言できる。PAME システムに関する詳しい情報 (管理効果トラッキングツール、METT) や PAME が実施された場所に関する情報は protectedplanet.net(ボックス 7.1 参照) より確認できる。[49]

図 1:IUCN WCPA 管理効果フレームワーク

実践例 2.4.3 : 自己評価を管理効果に関する独立した評価で補完すること

外部評価や管理効果に関する証明は PPA にとって特に重要になりうる。これにはいくつか理由があり、認識 (実践例 1.1.3)、PPA 内にはない専門性へのアクセス (実践例 2.4.2)、資金へのアクセスなどが挙げられる。独立評価については国際、地域、あるいは国家制度が存在している (実践例 1.1.3)。IUCN グリーンリスト (ボックス 1.1 参照) は全てのガバナンスタイプの保護地域および保全地域に対する比較的新しいグローバル基準である。全国またはサブ国家レベルで実施されており、多くの国々ではグリーンリストの仕組みを設けつつある。ケニアにある Lewa と Ol Pejeta の両 PPA は 2014 年にグリーンリストの試験運用フェーズに参加している (ケニアのケーススタディ 6 を参照)。アメリカの Land Trust Alliance[50](ボックス 8.2 参照) も土地の保全に関する高い基準を認識する認定制度を提供している。その他の PPA の設立や維持に集中した認証制度も利用可能であり、例えばブラジルの LIFE 認証 [51] は様々な会社による環境管理制度に注目している。各社は PPA の設立や維持などといった活動を通じた生物多様性の保全への貢献度を文書化し、評価スコアを高めることができる。The Long Run[52] も観光ベースの PPA に対し Global Ecosphere Retreats® を通じた認定を行っている (ボックス 8.3 参照)。

原則 2.5 : チームを構築することで PPA の管理能力を開発できる

多くの小規模 PPA ではフルタイムで管理活動に集中できる正規職員がほとんど、あるいは全くいない。しかし、他の PPA 土地所有者や近隣住民、ボランティア、研究者などからの支援や他の機関との連携により管理能力を構築することはできる。一部の地域では、先住民や PPA 内やその周辺に住む地域のコミュニティメンバーによる参加も特に重要になる (ボックス 2.6、2.11 参照)。

実践例 2.5.1 : 異なる管理活動は異なる組織によって実施できる

場合によっては土地所有者が管理のある部分を実施し、関係者に他の部分を担当してもらうことがあり、例えば土地所有者が保全に集中する一方で観光などの営利目的の活動を外部者に外注するといったアプローチが考えられる (コスタリカのケーススタディ 4 を参照)。例えば、アルゼンチンにある 168 ha 規模の Osununú 自然保護区は Temaikèn Foundation が所有しておりミシオネス州政府による保護地域制度によって法的に認識されている。この地域やバッファーゾーンにおける保全の目的を満たすため、隣接している州立公園 (ミシオネス州政府が管理) と共に共同作業プログラム (合意によって裏打ちされている) を確立している。2010 年以来、火災対策計画や遺産の紹介に関する訓練、環境教育や普及活動 (ラジオ番組、学生向けガイドツアーなど) や維持管理のへのアクセスなどの行動を合同で計画し実施している。別の事例では、例えば NGO といった特定の運営団体がサイトの管理を行うために設立されることもある (中国のケーススタディ 3 を参照)。

実践例 2.5.2 : PPA 土地所有者の協働ネットワークを促進すること

PPA ネットワークは所有者や管理者の能力を開発し管理効果を高めることができる (ペルーのケーススタディ 8 とサモアのケーススタディ 9 を参照)。サポートの内容としては、機器 (カメラトラップなど) の共用、専門性や経験 (予算策定など)、特に管理運営の共有 (火災の管理 / 復元の手法など、ボックス 2.5 参照) などが含まれる。

実践例 2.5.3 : ボランティアプログラムは管理の活動を支援できる

ボランティアは PPA の管理計画や制度で策定した活動の実施に大いに必要となる支援を提供できる。しかし、ボランティアプログラムを開発し運営していく上では作業が発生し専門性が必要になる (ボックス 2.10 参照)。ボランティアプログラムの開発に関するアドバイス (ボランティアプログラムの設立方法 [53]、など) は有用な出発点である。ボランティアによる私有地のアクセスを許可する前に、PPA 土地所有者からそのような許可を得ることは重要である。

イギリスでは、Royal Society for the Protection of Birds[54] で業務に当たっている人々の 85% がボランティアであり、年間 100 万時間以上もの時間を提供している。同様に、カナダでは the Nature Conservancy of Canada[55] の保全ボランティアプログラムで 2017 年に開催した 200 件以上ものイベントを通じて 2,750 人ものカナダ国民がボランティアとして関わり、13,200 時間もの行動を自然のために捧げている。南アフリカでは、the Custodians of Rare and Endangered Wildflowers[56] が民間土地所有者と協働し、それぞれの土地における植物調査を行いつつ 2nd Southern African Bird Atlas Project などの市民科学プロジェクト (Ellwood et al., 2017) も実施している。

実践例 2.5.4 : 外部パートナーと提携や作業の取り決めを結ぶこと

Selinske et al.(2015) は土地の管理方法を学ぶことが個人 PPA 土地所有者の主な目標であるにも関わらず、多くの場合明示的に認識されていないことを明らかにした。多くの PPA 管理者は、生態学や保全生物学に関する正式な訓練をほとんど受けていないことを踏まえ、学習機関とのパートナーシップの発展 (Shackleton et al., 2009) が管理において重要な要素となることが多い。パートナーとして大学、研究機関、事業、先住民や地域のコミュニティ、政府、営利・非営利団体などが考えられる (ケニアのケーススタディ 6、ペルーのケーススタディ 8、サモアのケーススタディ 9 を参照)。違う PPA が異なりつつも補完的であるスキルを有していることもある。例えば、企業 PPA はパートナーシップにビジネスのスキルをもたらしつつ、NGO は企業の保全活動に知見やスキルをもたらすことで信頼性を提供し、費用削減、特には継続性の担保にまで繋がることがある (ボックス 2.5 参照)。

保全の専門家とのパートナーシップを模索することは、特に能力が限られている PPA にとってスキルを取得し保全活動を実施するための費用対効果の非常に高い方法でもある。エクアドルの Fundación Jocotoco[60] では、外部からの科学的なアドバイスに従って 18,000 ha の保護区の管理を行っており、この NGO にとってはそれが最も費用対効果の高いアプローチであることが証明されている。研究機関は幅広く普及させることができる情報を生成し、PPA を広範な保全のアプローチの中にさらに深く組み込む。ペルーでは、Conservamos por Naturaleza[61] が「Donate your Talent」キャンペーン [62] を実施しており、経済、建築、生物学、観光業などの様々な分野における専門家が時間と知識を PPA に提供し、具体的な問題の解決を行っている。同キャンペーンにはこれまでに 100 人以上の専門家や学生が参加している。

管理に関連するデータを収集しサポートや管理の感覚を構築するために、大学が市民科学活動を支援することもできる。このような共同的な取り組みの良い例が「BioBlitz」(特定の地域における全ての種を記録しようとする集中的な生物学的な調査期間) である。BioBlitz の概念は、科学者や自然愛好家、ボランティアをまとめ、通常 24 時間の期間中に集中的な現場調査を実施するために 1990 年後半に開発された。BioBlitz は世界中で実施され、PPA を含む全ての保全地域が対象となっている。

原則 2.6 : PPA 管理に関する情報は広く普及させるべきである

コミュニケーションは全ての保護地域において重要であるが、多くの会員とコミュニケーションを図る必要がある NGO が所有している PPA など、様々な PPA において特に重要である。PPA における営利目的の観光業者も自身のマーケティングを行う必要があり、場合によっては従来の慣習的な休日のアクティビティとの厳しい競争に対して宣伝する必要もある。例えば、ソーシャルメディアの利用により満足した来訪者に支持してもらうことは重要な宣伝方法の一つである。

実践例 2.6.1 : PPA の管理とその成功について市民に知らせるための効果的なコミュニケーション方法を開発すること

保護地域における保全活動について支持を得て関わってもらうためには、地域がどうなっているかについて人々に最新情報を提供することが鍵となる。先住民や PPA 内外に住むコミュニティとのコミュニケーションも特に重要であり、ドナーや政府の役人とのコミュニケーションも同様に大事である。その内容については野生動物の目撃情報に関する定期的な更新のみならず、管理、プロジェクト、ボランティアの募集などの情報も含まれる。また、インターネットは PPA のメッセージを普及させる上で実質的に無償で様々な機会を提供している。IUCN WCPA では、科学のコミュニケーションやメディアとの関係性に関する機会について一般的なガイダンス (Cohen et al., 2015) を作成している。PPA 土地所有者間におけるコミュニケーションも重要である (ネットワーキングについては第 8 節を参照)。特別なイベントや珍しい野生動物の目撃情報など、情報は常に最新状態であるべきである。種に基づいた情報の広報活動を行うかどうかは、非常に価値の高い種やその巣や卵、幼体などに対するかく乱や、さらには密猟のリスクまで高めてしまう可能性などを考慮し、慎重に判断すべきである。ペルーの Conservamos por Naturaleza は土地所有者や PPA がそれぞれの保全活動や体験をビデオやストーリーなどを通じて共有できるプラットフォームを提供するための大規模なコミュニケーションの取り組みである。[63] プラットフォームはドナーを森林再生や生息環境および種の生存などの活動に向けた資金を求めている個別 PPA など特定のキャンペーン [64] と繋げている。

ボックス 2.10

ボランティアとの取り組みによる教訓 : ナミビア、ブラジル、カナダの事例

様々なバックグラウンドのボランティアがナミビアを訪問し、2006 年の設立以来 N/a'an ku sê Foundation[57] で保全活動を支援してきた。これにより得られた重要な教訓は以下の通りである

1. **仕事に対する満足度 :** 取り組んでいる仕事がプロジェクトにとって肝要であることをボランティアが知り、その成果が環境に直接影響を与えていることを目の当たりにすることは重要である。
2. **知識の提供 :** 特に世間に誤解されている種 (例えばブチハイエナ、*Crocuta crocuta*) を対象とする場合、生態系における種の重要性と、なぜ取り組みが行われているかをボランティアが理解することは重要である。
3. **オーナーシップの感覚 :** ボランティアは国際的な保全の大使となるよう学んだ知見や得た経験を持ち帰るように勧められる。ボランティアは保全に関する公共および国際的なアウトリーチの取り組みにおける重要な一部である。

ブラジルの Salto Morato 自然保護区 [58] では、1996 年の設立以来 500 名を超えるボランティアが活動に参加してきた。ボランティアプログラムは 20 年の経験の評価を踏まえ最近になり再構築された。これまでに得られた教訓は以下の通りである :

1. **明確な期待値 :** ボランティアによる作業の目的は完全に理解されるべきである。
2. **その他の PPA 活動との統合 :**PPA の目的を達成する上でボランティアがそれぞれの役割を理解することは非常に重要である。
3. **整合性 :** 全ての PPA 職員は PPA におけるボランティアの役割を認識すべきである。
4. **結果の測定 :** 各サイトではボランティアの経験を評価することを勧める。
5. **安全第一 :** 各プログラムは事故に対する保険をボランティアに提供すべきである。
6. **法的なコンプライアンスに対する注意 :** 各国には PPA が注意を払うべき作業者や作業条件に関する法的枠組みが制定されている。場合によっては、ボランティアを対象とした具体的な規制法も制定されていることがある。

カナダでは、the Nature Conservancy of Canada(NCC)[59] が国内各地の優先的保全地域において様々な実践的なボランティアイベントを用意している。それぞれのボランティアイベントは意味のある保全インパクトを担保するよう設計されている。外来種の駆除やインベントリの作成、種のモニタリング、歩道の管理や看板の更新による来訪者体験の向上、在来の樹木・低木・草本などの植林など、各イベントは NCC の所有地管理計画に由来した緊急かつ便益をもたらすような活動を実施するために設計されている。

毎年、調査では保全ボランティアプログラムに参加するボランティアの間で最もよく見られる動機は以下の 2 つである

- 意味のある戦略的な活動を通じて自然環境や種の保護に貢献すること
- 似たような考えの人との関わること

あるボランティア調査では、回答者が次の通り話している :「自然や野生動物や環境全体のために貢献するという共通の目標を持った人々が集まっているというコミュニティの感覚に感銘を受けました。」

著者 : ジョージーナ・ホッキングスとカール・フェスター、N/a'an ku sê Foundation、マリオン・レティシア・B.・シルヴァ、Grupo Boticario Foundation、リサ・マクラフリン、Nature Conservancy of Canada

野生動物の移動経路を開くためにナミビアの N/a'an ku sê Retreat で古い柵を撤去するボランティア。ボランティアが自分たちの活動による影響を見ることは重要であり、ここでは撤去した柵の総長がこれにあたる。© ポール・ニルソン

ボックス 2.11

カナダの保全事業におけるコミュニティの啓発

ブリティッシュコロンビア州の Galiano Conservancy Association[65] は、1989 年に設立されたカナダで最も古いコミュニティベースの土地トラストである。合計 185 ha になる複数の土地区画と、ガルフ諸島南部のガリアノ島上で 200 ha を超える地域を対象にした規約を有している。ガリアノはアメリカトガサワラ (*Pseudotsuga menziesii*) が優占している温帯雨林の生態系が存在し、海岸性アメリカトガサワラ帯 (The Coastal Douglas Fir biogeoclimatic zone) に位置している。当協会の目標は陸域と海域の保全、管理と復元、環境教育と啓発である。

教育と啓発の目標は主に小学生から教員、カナダ人大学生や留学生、コミュニティグループや関心を示す社会など、様々な年齢の学習者を対象に自然をベースとした教育プログラムを通じて実現している。当協会が管理する土地は生態系の復元に関する授業や数々の大学院生の研究プロジェクトにとって格好の野外教室となっている。毎年実施している「Musical Walkalong for Learning」[66] では林道や海岸沿いの遊歩道の歩行者に音楽家がセレナーデを演奏する。音楽・自然と環境教育の祝福というユニークな組み合わせで、プログラムに参加するためのお金がない都心部の子供達などの学校グループを支援する奨学金向けの募金活動となっている。当協会の取り組みは島のコミュニティと来訪者が保全という目標を共有できるようにするだけでなく、保全に向けて土地所有者が所有地を寄付するための重要なインセンティブにもなっている (実践例 3.1.1)。ある土地所有者は、「次世代の科学者や意思決定者が保全の倫理や自然への愛を育める機会を提供できることは、私も喜んで支援したいことなのです」と語っている。

著者 : リサ・スミス、Galiano Conservancy Association

Galiano Conservancy © Galiano Conservancy Association

第 3 節
民間保護地域のインセンティブ

この節の対象者 :

本節の大半は PPA の設置や管理に関する政策を立案している政府や、PPA へ資金を提供している団体 (NGO や民間基金など) にとって関心の高い内容である。

PPA を創出するインセンティブには、PPA を確立するよう動機付け長期的な管理を支援するために、土地所有者や潜在的な土地所有者 (NGO、基金など) に便益を提供することが含まれる。これまでに、評価 (認識) や関係性の構築、PPA の管理やマーケティングに対する支援、直接的ないし間接的な財務インセンティブなど (Selinske et al., 2016)、様々な種類のインセンティブが効果的であることが示されており (ボックス 3.1 参照)。人は様々な動機や信念、価値体系などによって動くため、異なる土地所有者には異なるインセンティブが必要になる可能性がある。

本節ではインセンティブの設計と導入やいくつかの共通したインセンティブの種類に関する一般的なガイドラインを提供し、特定の種類のインセンティブについて世界中でこれまでに培われてきた実践例をいくつか紹介している。土地所有者に提供することが考えられる様々なインセンティブを全て網羅的に紹介することは目的としていない。

原則 3.1 : PPA に対するインセンティブの設計、普及、実施はその効果を担保するためにも慎重に行うべきである

適切なインセンティブについて考え設計することは政府などの機関が PPA プログラムを開発する際に行い、プログラムが進化していくにつれて続けていくべきである。検討すべきことは多く、需要側において土地所有者に最も魅力的なインセンティブや、供給側における手ごろな価格で実務的かつ公平で持続可能なインセンティブは何で、どのようなインセンティブが法や制度上の枠組み内において機能するかといったことが考えられる (オーストラリアのケーススタディ 1 や南アフリカのケーススタディ 10 を参照)。

実践例 3.1.1 : インセンティブは望まれる保全結果の実現に結びつき、全ての関係者によって理解されるべきである

インセンティブは現行の PPA の保全管理や実績に結びついているべきである (原則 1.5 とボックス 3.2 参照)。インセンティブにアクセスする資格や PPA の合意内容に違反した場合の罰則などについて明確なガイダンスが提供されるべきである。場合によっては、土地所有者による保全に集中しようとする動機は地域に対する外部からの脅威 (インフラ開発、鉱業など) によって強まることがあるが、これは PPA のステータスを手に入れることで止めることができる。インセンティブは、連結性や経路などを確保するために近隣の土地所有者に保全に親和的な管理を行ってもらうよう促すために開発することもできる。例えばアメリカでは American Prairie Reserve[67] が主に土地の購入によってアメリカ本土で最大の自然保護区を設立することを目指している。この野心的な目標は必然的に対象となっている景観内において保全地域のモザイクを作り出している。そのため American Prairie Reserves は Wild Sky Program[68] と呼ばれるインセンティブを開発し、土地を野生動物にとって住みやすくし野生動物の移動経路を設けることを受け入れる牧場主に、保険料を提供している。

ボックス 3.1

PPA の異なるインセンティブの種類

様々な種類のインセンティブが幅広く存在している。例えば :

- 教育と啓発活動により土地所有者の保全倫理、文化的アイデンティティ、および場所への愛着を調整し支援するもの (ニュージーランドを対象としたケーススタディ 7 を参照)
- 土地所有者による努力と PPA ネットワークとの繋がりを認めるもの (コスタリカを対象としたケーススタディ 4、ニュージーランドを対象としたケーススタディ 7、ペルーを対象としたケーススタディ 8 を参照)
- 土地所有者に経済的な便益をもたらし、良好な関係性や繋がりを構築し、学びや認識を向上させ得る管理の支援をするもの
- グリーン製品のマーケティング機会と市場へのアクセスを向上させるもの
- 直接支払い、税額控除、グリーン補助金などの財務インセンティブ (オーストラリアを対象としたケーススタディ 1 と南アフリカを対象としたケーススタディ 10 を参照)
- 土地所有者に対して強化された法執行をするもの (例えばブラジルやメキシコにおける監視や保護、環境犯罪の告発などの政府介入 ; ケニアのケーススタディ 6 を参照)

ボックス 3.2

南アフリカ初の効果的な生物多様性税制優遇措置

南アフリカの Income Tax 法では、民間または共同体の土地にある保護地域の経済的な持続性や、土地所有者のコミットメントへのやる気とやりがいを生み出すために設計された具体的な生物多様性税制優遇措置 ((S)37D 節) について記述している。S 37D により、自然保護区や国立公園の地価が課税対象の所得から控除され、土地所有者が支払う税額を抑えることで、サイトの管理のためのキャッシュフローを増やす。この税優遇措置は南アフリカ初の試みであり PPA 土地所有者による 2016 年度の確定申告に問題なく取り込まれたことで、南アフリカ初の民間生物多様性保全活動に対する財政的なインセンティブとなった。

この特定の生物多様性税制優遇措置は、1) しっかりとした PPA の設立に向けたサポートと 2)PPA の財務的な持続可能性に関する革新的なツールの創出という、2 つの主要な便益をもたらしている。便益として、1)Income Tax 法の要件が Protected Areas 法の要件とぴったり相関していることで、税控除の対象となりうる PPA が正式に保護地域として宣言されており法的な確実性や永続性、管理や長期的な意図について証言できることを担保し、2)S 37D は、実質的かつ具体的な財務便益を創り出しており、土地所有者が管理に関する義務を果たし、土地所有者の中長期的なモチベーションを高め、PPA と両立する経済活動の持続的な成功に不可欠な税の効率性を高める上で役に立っている。

著者 : キャンディス・スティーブンズ , BirdLife South Africa

実践例 3.1.2 : インセンティブの「度合い」を設計すること

単に PPA としての地位を得るよりも、インセンティブを受ける資格は微妙に異なる可能性がある。様々な度合いのインセンティブを用意することができる。例えば、広範な保全および社会価値を有する PPA にはより大きな報償が提供されているかもしれず、生物多様性のレベルが高く保全や保護の拡大の優先地域として捉えられている地域や、水の安全保障や雇用の創出など保全に加えてさらに便益をもたらす地域に対するインセンティブが大きくなっているオーストラリアがこの良い例である。また、インセンティブは土地利用の制限の強化や保護期間の延長など、コミットメントを増やすために用いることもある。南アフリカが良い例である (ケーススタディ 10 を参照)。

実践例 3.1.3 : インセンティブの選択肢を組み合わせて提供すること

提供されているインセンティブの種類が幅広く、PPA プログラムの柔軟性が増すほど土地所有者にとって魅力的となる (Cumming, 2007; Selinske et al., 2017)。

実践例 3.1.4 : インセンティブは複数のソースから提供できる

PPA と関わる主な実施機関が全てのインセンティブを提供する必要はない。NGO、企業組織、その他政府プログラムなどの組織がパートナーとして関わりガバナンスに関する指導や防火対策の研修などのインセンティブを提供できる。実施機関はこのようなパートナーを見つけ、彼らのサポートを活用する必要がある。同様に、実践例 3.5.1 で記述している通り、土地所有者のネットワークはお互いをサポートしあうこともできる (第 8 節も参照)。

実践例 3.1.5 : PPA の確立や管理において土地所有者が直面しうる阻害要因に対応すること

PPA の設立と管理において土地所有者が直面する障壁 (逆インセンティブ (disincentives) とも呼ばれる) を理解する努力を行うべきである。これらの障壁の中には「ポジティブ」なインセンティブを設けることで対応できるものもある。例えば、保護地域を積極的に管理することについておそれた土地所有者は国家や NGO、他の PPA が提供する実践的なの管理支援によって勇気づけられるかもしれない (原則 2.5)。また、障壁の中には長期管理に向けた資金の不足などといった財務的な性質を有している場合もあれば、生態系の知識の不足や自然を基盤とした持続可能な観光などといったグリーン製品の市場へのアクセスの欠如といった非財務的な性質を有しているものもある (Leung et al., 2018 参照)。

さらに障壁は固定資産税の増加、「未開発」土地の賃料、あるいは一次産業などに提供できる補助金の損失といった法律であったり財政的な罰則なものである場合もある (Smith et al., 2016)。

実践例 3.1.6 : インセンティブを適応させ見直すため土地所有者と協働すること

インセンティブや阻害要因、そして逆効果のインセンティブへの対策については PPA プログラム設計時の早い段階から考え、プログラムが進化するにつれて検討し続けること。土地所有者によるフィードバックを把握し、それに応じてインセンティブを調整する姿勢を維持すること。南アフリカで当初設計された税優遇措置は土地所有者にとって効果的でないことが証明された結果、新たな取り組みが立ち上げられ、関連する税務法を改正し効果性の改善を試みている (南アフリカのケーススタディ 10)。

原則 3.2 : インセンティブは PPA の設立とその長期的なガバナンスおよび管理を促進するよう設計されるべきである

PPA の設立に対するインセンティブの創出では、長期的な管理が行われることを担保するためのインセンティブとは異なるインセンティブが求められる可能性がある (ボックス 3.3 参照)。土地所有者は、土地や水域を保護するために長期協定を結ぶという保全の倫理によって動機付けられかもしれないが、プログラムにコミットし続ける確率は、サポートを提供している保全機関や受けている管理支援などの経験によって左右される (Selinske et al., 2015)。

Table Top Conservation Bank © ベン・ギロン

ボックス 3.3

アメリカの Table Top Conservation Bank

Table Top はアメリカのコロラド州にある Front Range の北部に位置している。Table Top は絶滅の危機に瀕している Preble's meadow jumping mouse(草地のトビハツカネズミ ; *Zapus hudsonius preblei*) にとって重要な生息地である。Colorado State Land Board(CSLB)[69] が同地を所有している。CSLB は幼稚園から高校 3 年生までの公立教育に向けて妥当で安定した収益を生み出すよう所有している土地を管理し、トラストの資産に対し確固たる管理を提供することをミッションとした公共機関である。従来 Table Top は放牧地として活用され、それによりネズミにとって重要な水辺地域に影響が及んでいた。保全に関する財務顧問会社の Conservation Investment Management LLC(CIM) の子会社である有限責任会社 (LLC)Table Top Conservation Company と CSLB は革新的な官民パートナーシップを組み、US Endangered Species 法に基づいて保全銀行を開発している。代表的なコンサルティンググループや個人投資家と取り組み、CIM は水辺の回復や保全と放牧主のニーズのバランスを図る戦略の実施などを含めた保全銀行の開発と管理に向けて米 200 万ドルを設けることが期待されている。投資家は土地利用や永続的な土地の保護に関する義務と引き換えに CSLB とのミティゲーションクレジットの販売による収益を共有する。この構造により CSLB は多大な財務リスクを負ったり保全バンキングに関する内部専門性を育む必要なく収益を生みだしつつ長期的な管理を行うという二重のミッションを達成できる (Colorad State Land Board, 2017)。

著者 : ベン・ギロン、WRA, Inc.

実践例 3.2.1 : 長期的なコミットメントを促すインセンティブは、同程度の期間持続可能性を担保しているべきである

効果が低く永久的ではないインセンティブ構造は、当初の目標が永続的な保護であったにもかかわらずインセンティブがなくなれば消えてしまう「一時的な」PPA を作り出してしまう恐れがある。投資に向けた長期的な計画を伴う専用基金 (寄付基金) などは PPA のサポートに向けて貴重なツールとなる (ボックス 3.3 参照)。インセンティブは変化する条件に応じて柔軟で調整可能であることが望ましい。例えばブラジルでは「Continuous cycle conservation : Management model for the financing of Private Natural Heritage Reserves」[70] と呼ばれるパイロットプロジェクトが開発されており、資金源となるプロジェクトやアクションを開発し、その一部を寄付基金の形成に割り当てることを目指している。この基金は長期的に保護区の管理と保護を支援する。オーストラリアでは、The Nature Conservancy's David Thomas Challenge[71] を通じた土地買収に向けて NGO に資金を提供する条件として、将来の管理に向けて寄付基金を設立することが条件の 1 つであった。

原則 3.3 : 逆効果のインセンティブを特定し回避すること

逆効果のインセンティブは農業の促進やエネルギー生産といった別の目標を意図して開発されたものの、生物多様性の保全に意図していない負の影響を与えるインセンティブである (Gordon et al., 2015)。そのような意図せざる影響を避けるためにも、様々なインセンティブが保全結果をもたらす上でお互いの邪魔になる可能性について慎重な検討を行うべきである。

実践例 3.3.1 : PPA の確立や管理を阻害するような逆効果の補助金に対応すべきである

逆効果のインセンティブを生み出す補助金の排除は補助金に対する直接的なロビー活動、保全を支援する「同等だが逆」の補助金の創出 (南アフリカでは農業のインセンティブの損失をオフセットするために PPA に対し税や固定資産税率のインセンティブを開発)、または元の補助金の「グリーン化」(例えば農業補助金のグリーン化) によって実現できる。このうち、最後のアプローチが最も効果的であることが多い。

原則 3.4 : 認知や支援は PPA にとって強力なインセンティブである

PPA 土地所有者にとって、保全にとって有利である活動を行っていると認識されているコミュニティの一部であるという感覚は力強いインセンティブになり得る (ニュージーランドのケーススタディ 7 を参照)。土地所有者、NGO、政府系の保全機関との間における関係性は PPA の設置に向けて重要な動機付けとなる。非財務的なインセンティブも、特定の土地所有者にとっては財務インセンティブに勝るとも劣らないほど重要なインセンティブになることがある (Selinske et al., 2015)。しかし、PPA 土地所有者全員が自身の取り組みについて外部から認知されたいと考えているわけではないことを認識すべきである。

実践例 3.4.1 : PPA 土地所有者は認知され、広範な保護地域コミュニティと繋がっている感覚を得られるようにすべきである

周囲によって認められ繋がることは重要なインセンティブとなり、特に一個人が設立している PPA の場合はそうである (サモアのケーススタディ 9 を参照)。例えばブラジルでは 1 月 31 日を全国的な PPA 記念日として宣言している。これにより全ての PPA 土地所有者が取り組んでいる自然保護の努力を認め、生物多様性の維持に向けた民間投資の重要性を強調しつつ保全に向けた公共の取り組みも認識している。記念のため毎年複数のイベントが開催され、新たな保護区が設立されたり新しいサポートプログラムが発表されることも多く、PPA というテーマに関する前向きな動員によりメディアの関心も惹きつけている。またアルゼンチンでは、The Argentine Network of Private Natural Reserves では会員のために「Open Reserve Day」を実施しており、PPA に (他の土地所有者や会員とともに) グループとして訪問し、PPA がどのように管理されているかを理解し、経験を共有し、学び、ネットワークに所属している他の土地所有者と 1 日を過ごす。この慣習は認識や動機、学ぶ姿勢などをグループ全体で生み出している。ペルーでは、個別の PPA を認識する政府の「Ministerial Resolution」[72] を受けることは、直接的なインセンティブや便益に価値を追加していないことが証明されているにも関わらず、地域の所有者にとって誇りをもたらす有効なインセンティブである (SERNANP, 2014)。

南アフリカにおける研究では、土地所有者、保全機関、NGO の間における良好な関係性が、土地所有者がコミットするよう動機付ける上で重要な役割を果たしており、特に土地所有者が長期的に PPA 合意に残ることについて有効であることが示された (Selinske et al., 2015)。ニュージーランドでは、土地所有者の間ではこれらの規約が社会的な規範となっている (ケーススタディ 7 参照)。同様の考えを持つ者同士で繋がっているという感覚が PPA 合意に関係者が関わり続ける上で役に立っている。

原則 3.5 : 直接的な管理や技術支援は PPA の管理に対するインセンティブとなり、長期的なコミットメントを支持する

直接的な管理や土地所有者に対する技術支援は、目に見えるコスト削減の便益とより広範なコミュニティに所属しているという感覚の創出を組み合わせた強力な動機付けとなる。そのような繋がりは関係性の構築や環境に対する意識の向上をもたらす。土地所有者と管理計画を策定し、防火対策や外来種の管理など実務的な問題や専門的な課題に関する支援は有用なアプローチである (実践例 2.5.4、ペルーのケーススタディ 8、サモアのケーススタディ 9 を参照)。管理支援には生物多様性の管理やガバナンスに関する支援、証明の取得に対するサポート、行政上の手続きへの対応、そして主に管理事業全般などが含まれる。研修やピア・ラーニング (相互学習) の機会なども価値のある支援である。

資産の長期的な保護を保証するための財務計画及び規定には、管理で必要とする費用を完全にカバーすることが求められる。組織が特定の土地利用権 (地役権や制限など) のみを買収しており、土地所有者が土地を占拠し利用している場合、管理コストはフィーシンプルの所有の場合よりも低いことがある。しかし、支出の管理や既存の保全に関する合意内容に違反が生じた場合の法的弁護費用に向けて、財務的な準備が必要となる。

Waikato のカウリ (*Agathis australis*) の木のそばでの QEII 地域代表者と規約者との打ち合わせ © QEII National Trust

実践例 3.5.1 : 管理に向けた支援は様々なアクターが提供できる

ニュージーランドなどにある「規約者のクラブ」は相互のメンタリングや現地訪問などを提供し、会員はお互いの土地に共同で取り組む (実践例 8.2.1)。南アフリカの生物多様性管理プログラムでは、国家の保全当局が土地所有者による協力や、多くの場合参加 NGO による情報も参考にしつつ管理計画を策定する。ブラジルのサンパウロ州では、保護区の所有者が保護や検視活動を支援する環境警察とともに保護計画を策定する。

原則 3.6 : マーケティングの支援は収益を生み出す可能性を有する PPA にとって効果的なインセンティブである

PPA は異なるエコツーリズム市場にとって魅力的であるなど、公設の保護地域とは異なる収入を生み出す機会を有している可能性がある。PPA は公設の保護地域よりも収益を維持しやすい立ち位置にある事が多い。公設の保護地域の場合、入場料などの収入は一般的な公的基金に流入し、保護地域の管理に向けて維持されることはない。

実践例 3.6.1 : PPA の状態や生物多様性にやさしい慣習に基づいて収入を得ている PPA に、承認やマーケティング上の価値を提供するインセンティブを設計すること

収入を獲得する事業と組み合わさっている PPA は、PPA として正式に承認されることにより得られる追加的なマーケティング価値により、得をすることがある (サブタイプとして収益を創出する営利 PPA に注目している第 5 節を参照)。これにより、収入の獲得を目指す PPA が「グリーン」な承認を利用し、エコツーリズムなどの市場へのアクセスを改善する機会を提供している (ボックス 8.3 参照)。

ペルーの Amazonas にある Milpuj-La Heredad PPA の所有者であるペリコ・ヘレディア氏が PPA ネットワークによるマーケティングや宣伝によりペルー各地の店舗で販売されている蜂蜜を抽出 © Conservamos por Naturaleza / SPDA

オーストラリア政府はヒクイドリ (*Casuarius casuarius*) の保護も含め、数々の PPA の資金調達を支援している © ジェームズ・フィッツシモンズ

原則 3.7 : 財務インセンティブは PPA の設立と管理にとって重要である

財務インセンティブには直接支払い、財政的インセンティブ、マッチングした基金の活用などが挙げられる。中には土地の購入など PPA の確立を促進させるために設計されているものものあるが、他では PPA 管理に関して土地所有者が被る費用を補償したり、被った費用を超えて追加の財務的な便益を提供するものもある。

実践例 3.7.1 : PPA への投資を補完する追加の資金を活用できる機会を模索すること

PPA として承認されている状態は、保全に投資するドナーを探すプロジェクトに信用を提供する上で役に立つ。PPA の正式な保護は、土地所有者が資金を惹きつけることを容易にし、PPA として承認されている状態が保全に投資したい資金提供者に対して信用をもたらす。PPA 組織による基金の活用やマッチング基金 (土地トラストなど) は PPA 発展の促進において重要な要因である。例えば、National Reserve System Programme の一部として、オーストラリア政府は保全価値の高い土地を対象に民間土地トラストに最大購入価格の 3 分の 2 までを提供することで、1996 年から 2013 年にかけて保護地域制度における代表性に見られたギャップを埋めている (Fitzsimons, 2015)。カナダ、アメリカ、メキシコの 3 ヵ国間の資金源である The North American Waterfowl Conservation Action Plan[73] も PPA にマッチング資金を提供している。

実践例 3.7.2 : 実際の費用や機会費用について土地所有者を補償するために直接支払いを活用できる

PPA に対する直接支払いの形態として最も知られているのが保全地役権と生態系サービスへの支払いである (ボックス 3.4 参照)。保全地役権は土地所有者が寄付することが多いが、時には公共組織や民間組織が購入することもある。例えば、アメリカでは、土地所有者が関連する税額控除を受けることができず、土地の優先度が高いとみなされる場合に The Nature Conservancy が保全地役権を購入することがある。別の種類の地役権は分割して受け取る方式であり、土地所有者が現金の一部を受け取り総額の残りを寄付する。

ボックス 3.4

PPA の資金源としての生態系サービス支払の活用

「生態系サービス支払」(PES) は、水の調整などの生態系サービスの受益者または使用者がサービスの提供と維持管理と引き換えにサービスの提供者に対し直接的あるいは間接的な支払いを行うモデルに基づいた概念である (Greiber, 2009)。提供者は通常土地を管理する義務を負っている土地所有者や団体である。購入者は下流の使用者であり、公共もしくは民間、地域、全国、あるいは国際的でもありうる。PES スキームの規模は生態系サービスの規模による。PES スキームにおける生態系サービスの主な例として炭素貯蔵、水量および水質などが挙げられる。PES スキームは任意の取り決めに基づいている。

存在している PES スキームの多くが必ずしも PPA の創出や PPA に対する便益をもたらしているわけではない (例えば、土地所有者との合意が最終的に土地の保護に関する短期的な契約に至った場合)。しかし、PES スキームは PPA 所有者に直接支払いを提供するために活用することができる。例えば、ブラジルではサンパウロなど一部の州で PES プログラムを PPA に仕向けている。ここで、土地所有者は生物多様性の保全や水の生産に対して支払いを受ける。PPA について行動計画を立案し、これらのサービスの提供に関する検証が必須となっている。別の例として、フィジーでは Conservation International が Fiji Water[74] とパートナーシップを組み、iTaukei Lands Trust Board と Sovi Basin 土地所有者との 99 年間の借地を通じて 16,34 ha 相当の Sovi Basin 保護地域 [75] に対し資金を提供する。土地所有者のための収益を作るために、信託基金が設立されペットボトル飲料水の会社である Fiji Water 社によって寄付が行われている。この信託基金で集められた利子は借地料の支払を促進し、先払いの木材使用料を補償し、コミュニティの開発の機会をもたらし、管理計画の実施を実現している (Keppel et al., 2012)。

National Forestry Commission(CONAFOR) が導入しているメキシコの PES プログラムでは森林地域における土地利用の変化を防ぐため 5 年間のサポートを提供している。サポートの期間が短く、合意が更新可能であるものの、土地所有者はプログラムへの参加の継続希望を提出し、他に参加したいと考えている土地所有者と競争しなければならないことから、受益対象となる土地は PPA としては見なされていない。しかし、メキシコの PES プログラムのうち一部は土地支援信託基金であり CONAFOR が運営する Biodiversity Fund の設立を通じて長期的な永続性に向けて進化している。同基金は元本を維持しつつ利子のみを用いてサポートを提供するよう資本化されており、政府保護地域外の限られた数の土地保有 (民間および共同体) に位置している重要な生物多様性の保護を目指しており、限定的な数の恒久 PPA の確立に向けた効果的なインセンティブとなっている。PES については多くの文献が出版されている (Grêt-Regamey et al., 2017; Neugarten et al., 2018)。[76]

実践例 3.7.3 : 財務インセンティブは追加性を促進すべきである

気候変動への適応や緩和、あるいは重要な水の供給に対する集水域の管理などの生物多様性を超えた生態系サービスを提供している PPA には追加の財務資源を宛がうことができる。それが可能であれば、当初の PPA 合意や規約はそれを許容するよう設計されている必要がある。例えば、ニュージーランドでは、所有地に対して規約を設定している土地所有者は森林の回復に関する炭素取引スキームにより直接便益を受けることができ、一部の集水域も湖や川における淡水の品質を守るために栄養素取引スキームから便益を受けることができる。

実践例 3.7.4 : 財政的インセンティブは政府の財務部門やその他関連する政府機関、NGO、土地所有者らと協力して開発すべきである

財政的インセンティブとは行動を変えるための税や補助金の利用のことを指す。この例には、PPA 所有者への税額控除の提供 (南アフリカのケーススタディ 10、アメリカのケーススタディ 11 を参照) や、メキシコの事例のように環境サービスの提供に対する補助金の取得が含まれる。政府の環境部門や NGO が主導することが多い財政的インセンティブの設立はその他の関連する政府部門や NGO などの協力を得て行わなくてはならない。インセンティブについて交渉する者は政府に財政的インセンティブの利用を通じて PPA を支援することの意義と価値を示す必要がある。(インセンティブは国境でその効果が止まる必要はない。カナダにおける土地を所有しているアメリカ人の土地所有者が土地をアメリカの組織へ寄付し税優遇措置への資格を得ることができるように American Friends(AF)of Canadian Land Trusts[77] が設立され、AF は長期的な管理に向けてカナダの土地トラストに所有権を移転している)。

実践例 3.7.5 : 財政的なインセンティブはできるだけ多くの PPA に適用可能なように設計すべきである

例えば、たった何名かの富裕層の個人のみに適用できるものの、同じような生物多様性上の重要性を有している他の PPA 土地所有者は対象外となってしまうような税優遇措置の設計には問題がある。これらの場合には、その他のインセンティブが土地所有者に利用可能である必要がある。

第 4 節
民間保護地域の永続性の担保

この節の対象者 :

本節の内容は、PPA に関する政策やインセンティブを開発している者 (政府、NGO、民間基金など) や、PPA の確立と正式化 の手続きを行っている土地所有者に深く関係する。本ガイドラインにおける他の全ての節と同じく、ここでは IUCN による PPA の定義を満たすために開発され管理されている地域に焦点を当てている。

「自然の長期保全」は IUCN による保護地域の定義の核を形成している。政府が管理する保護地域では、通常この定義が政策や法律において保護地域を設立するプロセスに組み込まれている。その他の種類のガバナンスによる保護地域では、「長期」の概念が必ずしも明確になっていない。

The Futures of Privately Protected Areas(Stolton et al., 2014) では、「長期的な意図」が「長期保全」に取って代わり、様々な状況に概念として提案されている。同報告書では、PPA が「永続的に」、あるいは少なくとも「長期的に」保全を行う意図を示しているべきであると提案している。どのような保護地域に対しても長期を定義することは難しく、政府の管理下にある保護地域の一部でも長期的には安定していない可能性もある (Mascia et al., 2014)。PPA については永続的な保護を担保する調整事項 (規約、保有権の合意など) を設けることは時間がかかることが理解されている。IUCN のガイダンスでは、PPA は永続的な保全、あるいは少なくとも長期的な保全活動の意図を示すべきであるとしており、後者についてはこの場合最低 25 年間として定義している (Stolton et al., 2014)。

原則 4.1 : PPA のガバナンスは保全を達成するための長期的な意図を体現しているべきである

PPA は国家が統治している保護地域と同じように法的に守れていない場合もある (Lausche, 2011; Bingham et al., 2017)。この原則はその定義上保護地域の前提条件であるものの、ここで繰り返すに値する。法的に守られていない PPA の場合、長期的な意図 (およびその他の効果的な手段) はその実績の中心的な構成要素となる。環境 NGO が登録している慈善的な (長期保全に関する) 目的や適切な保全用土地の処分の政策も長期的な意図の実証として役に立つ。土地の寄付者との信頼的な合意や土地の買収に必要な資金も長期的な保全の意図を示す上で利用できる。

一部の国では PPA を宣言することで長期的な保護の法的な義務が生じ (ブラジルのケーススタディ 2 を参照)、PPA を国営の保護地域と同じ待遇にしている。そうでない場合は、長期的な意図は以下の方法によって実証することができる :

- 地役権や規約、遺書、開発権の譲渡やその他の適切な法的措置により、PPA のステータスが所有権の変更を超えることを実証
- PPA に関する正式な合意が短期的なものである場合、長期的な保護に対するコミットメントを示す (例えば更新可能な合意、長期的に明言した目的など) ことで長期的な意図を実証できる。合意期間の終了時は PPA の継続を具体的に禁じてはいけない。長期的な保全施策を確立させる間、何らかの形態により元の保全の意図を遵守していることを示すような体系的な長期モニタリングを確立させ利用可能にすべきである。
- PPA 内にある天然資源の完全性を守るために適用され、政府または PPA の全国協会の地域または地方部門がガイドラインや国家の目録を持って検証した能動的または受動的な管理慣習

保全をミッションに掲げる組織によるフィーシンプルの PPA の場合、第三者に対する保全制限 (政府期間やその他非政府組織) や保全のステータスを法的に担保する具体的な法律が保護を実現している。しかし、保全ミッションを掲げる組織が管理計画を通じて意図を文書化するだけで十分であることもある。

実践例 4.1.1 : 永続性はガバナンスを強化する法的手段を通じて確保することが最善である

長期的な PPA の保全は多くの場合制度化された保全のエージェントに繋がる法的な保全手段または適切な政府機関を通じた法的なステータスによって最も効果的に実現できる (アメリカのケーススタディ 11 を参照)。ブラジルでは、PPA は土地の所有者やガバナンスが時間と共に変わっても土地の保全を保証する法律により永続的に設立される。イギリスでは、ナショナルトラストが所有する PPA は侵害不可能であり、その土地は特別な議会の手続きなしにトラストの意志に反して売却されたり抵当に入れられることはできない (Crofts et al., 2014)。ニュージーランドも同様の仕組み (ケーススタディ 7 を参照) を設けている。土地トラストの定款の範囲内で設定される、同様の考え方・目標を持つ機関への保全対象地域の譲渡などの法的拘束力のある規定は、土地トラストに予期しない制度的な問題が起きた場合であっても、

DBU はドイツの国家自然遺産ネットワークのうち最も多くの地域を所有している。Ruegen の小石地域はこれまで軍事訓練地として利用されてきた。© ノーバート・ロシン

保全目標の継続性を保証することにつながるものであり、適切な法的な保全手段のひとつである。

ドイツでは、連邦政府が National Natural Heritage[78] のイニシアチブを通じて、自然環境の保全価値が高い連邦政府所有の土地を民営化から免除し、永続的に自然環境の保全を行う目的で州 (Länder)、自然保護団体や財団などに無償で譲渡している (ドイツのケーススタディ 5 参照)。また、オーストラリアの事例 (ケーススタディ 1 参照) のように、将来の所有者に対しても拘束力を有しているだけでなく、PPA の継続的な永続性を担保するための施策が用意されているべきである (例えば保全規約に複数の関係者を用いるなど、Hardy et al., 2017 参照)。ケニアでは 2012 年にレワ野生生物保護管理公園 (ケーススタディ 6 参照) が保護管理公園を設立した土地の大半を購入した。このような契約はケニア初のものであり、土地の所有権を民間の個人から機関による所有へと移転させ、コミュニティの基盤および開発中心型の保全地としてのレワの存在と役割を担保した。また、コスタリカ初の事例として、Lapa Rios PPA では保護区の未来を確実なものにするため、初めて民間企業を対象とした地役権の契約が結ばれた (ケーススタディ 4 参照)。

世界中で多くの私有地の保全に向けて様々な民間的な手段が用いられており、それぞれが独特の法的な意味を国家や地方の法律より導出している。これらのツールの一部に対する定義は用語集に示している。例えばチリでは、私有地の保護に向けた新たな方的手段である the Derecho Real de Conservación(文字通り Royal Conservation Right)、または DRC を開発している。これまで法制度では保全契約 (servidumbre) を結ぶことができたのは隣接し合っている土地の間でのみであった。2016 年に議会が通過させた DRC は国内のどこでも私有地の保護を可能にするように法律を根本的に変えた。チリは初の DRC を民間の保全イニシアチブである Hacienda El Durazno と公共サービスである National Forestry Service(CONAF) の間で素早く確立させた。このような顕著な発展は、土地所有制度が市民法に基づいている他の国にとって前例として役に立つであろう。

実践例 4.1.2 : 法的手段が利用できない場合は合意を更新可能にし、保全の意図は永続的なものにすべきである

PPA の永続性の担保は長期的な保全の便益を得る上で非常に大切である。しかしながら、PPA の永続性に関する実践例は、将来 PPA として正式に法人化できるような様々な私有地や私有の水域における保全の取り組みの発展を阻害すべきではない。多くの場合、永続的な合意は不可能であるか、土地所有者が土地や水域の保全とそのコミットメントについて試し始めたばかりという状態である。固定期間中の保全合意は更新可能でその意図は永続性を目指して更新するというものであるべきであるものの (実践例 3.2.1)、一部の国では PES(ボックス 3.4 参照) などの政府による短期的な財務インセンティブが短期的な私有地の保全活動のきっかけとなり、長期的な取り組みへと進化することがある。別の場合では、私有地における重要な環境的な価値の保護に向けて政府機関や保全 NGO が提供する資金はより永続的な解決策が見つかるまでの間、一定期間しか提供できないこともある。これらのケースでは、長期的な保全に向けて代替となるメカニズムを模索する意図があれば、合意期間の終了が必ずしも PPA の終了を意味しているわけでなない (Stolton et al., 2014)。

実践例 4.1.3 : 法的手段やステータスが利用不可能または実現不可能である場合、「長期的な」意図について何らかの透明性を有した証拠を作成しておくべきである

法的な手段が実行不可能な場合、PPA として正式に認められたい地域 (原則 7.1 参照) は長期的な保全の意図の証拠と、時間とともにどのようにそのような意志を実施していくかの説明を書面で用意し関係

コーンウォールの Land's End 半島の一部など、イギリスのナショナルトラストが所有する地域はイギリス国内でも最も保護されている場所に数えられる。© スー・ストルトン

者へ提出できるようにしておくべきである。この例としては、長期管理計画などが含まれる。この文書の内容を変更するためのプロセスは透明で、地域が PPA として見なすことができなくなった場合もそれが明らかであるようにしておくべきである。透明性は誰にでも情報を公開することを意味している必要はないが、そのような情報は認定されている土地保全機関や確立されている PPA ネットワーク、適切な政府機関などに提供すべきである。保全に向けた長期的な意図の法的または正式な文書化は、現在多くの国で達成することが難しい。この実務は成熟している PPA 制度の特徴で、発展途上の制度にとって目標として捉えるべきである。このような実践例の実現に対する現在の制約は、そのような制度を発展させる可能性を有している国々において PPA の拡大をそれ自体により阻害するものであってはならない。

国家または地方の制度化された土地保全のエージェントは匿名性を維持しつつ意図や透明性の証拠の提供を手伝うことができる (実践例 7.1.4)。透明性は中央または農村部における統治構造が弱かったり違法活動によって劣化している地域では担保することが難しい。例えば、メキシコの PPA データベースを編集している際に (Bezaury-Creel et al., 2012)、一部の民間土地所有者により、他者が情報を乱用することで侵入に繋がるのではないかという懸念が提示された。(メキシコの一部の地域では、耕作や放牧に利用されていない土地は「無駄」になっており、そのため他の者が侵食し土地を利用する「権利」があるという考え方がある)。他のケースでは、PPA が地域のコミュニティによって使用終了または非生産的な土地として見なされ、PPA が長期的にもたらしうる幅広い環境サービスを考慮せずに地元の住民に短期的な便益をもたらすためにより良い形で利用できると思われるのではないかという疑問を土地所有者が投げかけている (Bingham et al., 2017)。

実践例 4.1.4 : 個別の保全の意図は将来の所有者に向けて守っておくべきである

土地所有者は継承について考え、所有者が変わった時にどのように PPA における保全の意図が継続されていくか考えるべきである。そのため PPA は全ての将来の所有者に対しても保全の意図が適用されるように構造化されるべきである (原則 1.5、実践例 3.2.1、オーストラリアのケーススタディ 1 も参照)。PPA の継続に向けた明確な継承計画は必須とするべきで、土地利用の制限や融資、所有権の譲渡などの事項を含むべきである。後継者が保全の意図を保持したがらない、あるいは保持できない場合、信頼性を有した保全機関に PPA を譲渡できるような選択肢も用意しておくべきである。

最も基本的な形では、独立した民間土地所有者が有する精神、審美、実務、あるいはその他の観点から土地を守るという意図によって個別の保全の取り組みが成立することもある。これらの取り組みは個人の生涯を通じて効果的な保全を実現でき、家族の各世代を通じて継続されるプロジェクトになれば、さらに長い機関その効果を発揮する。しかしながら、土地や水域の長期的な保護を実現するための法的な手段が存在せず、管理に際して資金源の計画が求められていなければ、これらの取り組みは時間とともに失敗していく可能性が高くなる。これらの独立した取り組みは通常第三者による検証が行えず、そのため意図の透明性は必ずしも明らかでない。法的な手段が不適切であったり利用可能でなければ、そのような場合における実践例は検証可能な保全声明 (実践例 4.1.3) の策定から専用の将来の管理費を提供する信託基金などの長期的な財務支援機構まで様々である。また、別の選択肢として、土地所有者が土地を空けたり、土地の保護の継続について継承者が関心を示していない場合にガバナンスや所有権を保全管理組織 (NGO や土地トラストなど) に移譲する法的な規定を制定することも考えられる (コスタリカのケーススタディ 4 を参照)。

実践例 4.1.5 : 民間の保全ネットワークへの参加は長期的な保全を担保できる

保護の永続性は、民間として保全活動や土地の管理を長期的に行う意図を持って土地所有者が正式に組織化することで実現しやすくなる (第 8 節参照)。

実践例 4.1.6 : PPA は保全の意図がリーダーシップの変更とともに変わらないことを担保するメカニズムを設けているべきである

計画立案サイクルが短い PPA 所有者や、リーダーシップや土地所有が急速に変わりやすい PPA(一部の会社など) では長期的な保全に必要な継続性に支障をきたしてしまいやすい (実践例 1.5.1 参照)。(例えば、スロバキアでは慈善的な理由に基づいてある会社が PPA を設立したが、その後費用の節約のためそのコミットメントを辞めている)。保全のフォーカスは、会社による保全のフォーカスを維持するために監督機関が承認した政策や意思決定の権限を有する機関に保全に注目している代表者の席を設けておくなど、他の手段によって担保することも可能である。

実践例 4.1.7 : 民間による保全活動を可能にしたり奨励している政府プログラムは永続性に関する規定を含めるべきである

世界中の多くの国家またはサブ国家政府が、PPA を保全戦略に取り込んだり (実践例 1.2.1)、私有地の保全活動を支援する具体的な経済または税制インセンティブを提供する (実践例 4.1.1、ブラジルのケーススタディ 2) など、様々な形で協働的な取り組みについて模索してきた。

政府の保全戦略に取り込まれている土地は、政府と土地所有者の間で永続的に確立した法的拘束力を有する規約などを含めた様々なツールを通じて広範な生物多様性保護制度に統合されている。これは、例えば規約が土地の所有権と共に登記されるニュージーランド (ケーススタディ 7、アメリカのケーススタディ 11 も参照) などで見られる。メキシコでは、土地所有者が最低 15 年 (これは本ガイドラインで勧告している 25 年よりもかなり短い)、最長 99 年間の期間で土地を PPA として自主的に宣言でき、これらは政府の保護地域と同等のものとして扱われる。両方の場合において PPA は国家の保護地域制度に統合されている。ヨーロッパでは、保全を目的とし欧州連合の LIFE[79] 資金の援助を得て買収した土地は永続的に保全専用にならない限りは PPA としての資格を有さない。オーストラリアでは、国家保護区制度への追加を見据えて NGO が買収した土地に対する連邦政府による融資に関しては、購入直後に保全規約を策定することが要件となっている (Fitzsimons, 2015)。

オーストラリア・ビクトリア州北部における Trust for Nature が所有する Glassons Grassland © ジェームズ・フィッツシモンズ

スペインには確立された民間保全ネットワークが複数存在し、その 1 つである Fundació Catalunya-La Pedrera は 1999 年に Montrebei Gorge reserve を購入している。© Fundació Catalunya La Pedrera

原則 4.2:PPA の永続性には数々の民間による保全手段が貢献できる

PPA の数も、関係者の数や慣習の範囲も増えている。PPA の種類に関する多様性が発展していくにつれて、保全結果の永続性を担保するために貢献するアプローチの数も増えつつある。

実践例 4.2.1: 一部の利用を許容し他を制限している保全の制限は効果的な保全ツールとなり、場合によっては PPA の定義を満たすこともある

土地や水域の所有権には、土地の開発権利、農業活動に従事する権利、林業生産のために管理をする権利、漁業や狩猟、レクリエーションを行う権利など、いくつかの明確な利用権が含まれている。法的に確立された保全規約には、その他の利用権が引き続き使用されることを許容しつつ、利用権の一部ないしほとんどを除外するために法的な権力を伴ういくつかの手段がある。(アメリカのケーススタディ 11 を参照)。土地所有者は PPA を設立した際に土地や水域の権利を全て有している訳ではない。これらの地域は、保全の成功に影響を与えうる権利を獲得する計画が策定され、それにより長期的な保全を担保できているのであれば PPA として見なすこともできる (ボックス 4.2 参照)。

ボックス 4.1

「購入 - 保護 - 再販」: The Nature Conservancy による保全戦略

Conservation Buyer Program は The Nature Conservancy が長期的な保全を実現しつつ、特にアメリカにおける新たな PPA の獲得に向けて資金源を解放するために用いている戦略の一つである。この戦略は、重要な保全地域における土地の買収、土地の自然の特徴を守るために適切な保全地役権を設計、そして保全地役権の条項に合意する個人に土地を売却し、PPA の永続性を実現する、という 3 つの基本的なステップを通じて実施されている (TNC, 2018)。Conservaiton Buyer Program は広範な保全アプローチ「購入 - 保護 - 再販 (purchase-protect-resale)」の一部であり、保全価値を有する私有地の購入、保護、および売却を世界中で行うため、回転資金や回転ローン資金、大規模な資本基金の利用などがアプローチに含まれている。

著者 : ジェームズ・フィッツシモンズ、The Nature Conservancy

ボックス 4.2

チリの Karukinka 保護区における権利の統制と保全の確保

チリのティエラ・デル・フエゴにある Karukinka 保護区 [80](300,000 ha) は Wildlife Conservation Society(WCS) が所有し管理している。WCS が所有者であるものの、泥炭 (同地の 25% が泥炭で覆われている) の抽出を行う鉱物権はこの資源の採掘を行いたいと思う者であれば誰でも利用可能であった。長年の研究や、様々な利害関係者との泥炭の世界的な保全価値のメッセージの共有により、WCS は 2015 年にチリ政府によって Karukinka を科学的関心地域 (Area of Scientific Interset) として宣言してもらうことに成功した。これは、鉱業省を通じて、チリが Karuhinka 保護区では科学研究が最優先事項であると宣言したことを意味している。そのため泥炭の採掘は禁止され、その脅威から永続的に土地を守ることとなった (Saavedra et al., 2011; Gobierno de Chile, 2015)。

著者 : メリッサ・カーモディー、Wildlife Conservation Society

実践例 4.2.2: 保全の制約に対する違反行為に対応するためのプロセスを準備しておくべきである

コンプライアンスの課題が生じた場合、緩和対策と行動計画が準備されているべきである。例えば、その計画では執行組織が義務の違反についていつ交渉し、いつ法的手段 (第三者含む) に頼るべきか示しているべきである (Rissman & Butsic, 2011; Hardy et al., 2017)。

第 5 節
民間保護地域のサブタイプ別の課題

この節の対象者：

本節は企業が管理している PPA や主に観光業を通じた営利モデルに基づいた PPA を主な対象としている。その他に、研究機関や宗教団体などの細かい PPA のサブタイプにも関連している。

PPA の中には管理の主体が個人や保全 NGO やトラストではないものもある。中には採鉱会社や化石燃料会社、観光業者、林業や農業経営者、宗教団体や研究機関など、通常であれば保全とは関連して捉えられることがない機関が PPA を所有し管理している場合もある。個人の PPA や NGO が管理する PPA ほどは知られていないものの、会社や営利企業 (社会起業家も含む)、研究機関や宗教団体の PPA も同等に価値のある取り組みである。このような異なる機関によって管理されている PPA は特有の課題に直面していることもあるが、保全管理活動に社会の新たなセクターを関与させるなど、重要な機会を提供していることもある。

企業が土地や水域を所有している場合、確保したまま未使用の地域において PPA を設立する場合がある。一部の国では企業が事業における損害をオフセットすることを義務付けており、それによって企業が土地や水域を購入し PPA を設立することがある。宗教団体は信仰やスチュワードシップの実践的な表現として土地の一部を保護地域として捧げることもできる。研究機関や大学 (Levitt, 2014) は保護そのものを目的として土地の一部を取っておき、研究機関の研究任務を実施することもある (ボックス 5.1)。個別の法律や政策も励みになる。最後に、例えば来訪者が日中の訪問や宿泊などを行う観光を通じて所得を生み出す事業として明示的に設立した PPA の数も増えつつある。保護地域に対する資金提供のギャップにより保護地域の拡大や既存のネットワーク維持の両方を制限してしまっているという文脈では、営利 PPA では長期的な生物多様性や開発の成果を利益が支えているため、持続可能な財務モデルを提示している可能性がある。

利害関係者の種類を拡大することでダイナミズムや新たなスキル、新しい考え方などを PPA セクターにもたらすことができる。しかし、制度や実践例などを設けることで、長期的な保全や開発の成果を持続させるために十分な利益を生み出せており、利益による動機が保全の妨げにならないことを担保する必要がある。

本ガイドラインにおける全ての PPA の例と同様、IUCN によるとそのようなサイトは PPA の定義 (パート A 参照) を満たしている必要があり、本巻で述べている関連する実践例に基づいて PPA を管理していることが望まれる。PPA ではないものの保全を目的としている他のサイトも「その他の効果的な地域をベースとする保全手段」の進化しつつある定義に当てはまることがある (付録 1 参照)。

原則 5.1：具体的な PPA のサブタイプの中には特有の状況に合わせた承認、サポート、奨励が必要となる場合もある

大規模な NGO が管理している PPA は国家や地域の保全戦略にうまく取り込まれているものの、企業や大学、宗教団体などが統治している PPA は保全の主流から孤立している傾向にある。さらに、これらの PPA 所有者 / 管理者の中には保全に関する知識や経験、科学情報へのアクセスが比較的限られている場合もある。全ての PPA に対してそうであるように同じ基準がここでも適用されているが、管理者が知識や経験を作り上げていくためには様々な形の支援やインセンティブが必要となる可能性がある。そのため実践例では、アウトリーチやエンゲージメントの観点から、個別の PPA のニーズと、広範な保全コミュニティの中で占めるその PPA の立場の両方に対応している必要がある。

実践例 5.1.1：世界保護地域データベース (WDPA) に所有あるいは管理している PPA を登録するよう企業に勧めること

PPA のリストと記録に関する細かいガイダンスは第 7 節で提供している。しかし、保全コミュニティの主流から外れて土地を管理している団体は、国家や国際的な保護地域対象地の一部に加えられるために励ましや具体的なガイダンスを必要とする場合もある。一部の国では、特定の地域が PPA の定義を満たしているかどうか確認し、全国的な保護地域一覧に加えるための支援を提供するために外部評価やアドバイザーが必要である場合もある。PPA を管理している NGO と繋げることで良好な参入点を提供し、IUCN の国内委員会や地域委員会 [81] などの IUCN 関連団体 (イギリスのケーススタディ 12 を参照) との協働に至ることもある。観光企業が所有あるいは管理している PPA のネットワークを表す The Long Run(ボックス 8.3 参照) は WDPA にとってデータ提供者とし機能している (実践例 7.1.4)。PPA の定義 (パート A

スミレコンゴウインコ © ブレント・A・ミッチェル

参照) を満たしているという前提で PPA がリストに含まれるよう提案し、WDPA の連絡先として機能し、必要な情報を集めるようメンバーを支援している。この情報や地域の専門家や政府機関が検証し、サイトの適切性を確認するとともにリストへの追加を承認する。例えば、コスタリカの LapaRios 保護区 (ケーススタディ 4) では WDPA のリストに加わることに決め、当地での保全の取り組みに対する認知度をさらに強化させている。法的拘束力を有する手段を用いて PPA を設立したり (第 4 節参照)、時には PPA ネットワークの一部になる (第 8 節参照) ことで国家の認識も得ることができる。

実践例 5.1.2 : PPA の価値を最大化するため、NGO や学術機関、その他の専門家とのパートナーシップを検討すること

PPA 所有者や管理者の全てが PPA を管理するための専門性を有しているわけではなく、また専門的な職員の雇用に投資する意思がない場合やできないこともある。支援は公式のものも非公式のものもあり、地域の NGO や関心を持っている市民、研究を実施する場を提供してもらう代わりに支援を提供しようと考える専門家や学者などから提供される (実践例 2.5.4)。支援の種類も簡単な管理計画の策定や現在の種の調査や長期的なモニタリングなど、保全の慣習に対するアドバイスとして提供されるかもしれない。場合によってはボランティアが回復や外来種の除去などの管理活動を支援できることもある。これらのパートナーシップは PPA の能力を強化するだけでなく、広範な保全の景観の中に PPA を埋め込んでいく。

多くの例が存在している :

ケニアのライキピアでは、肉食動物と人間の衝突を削減することを目的とした the Lion Landscapes and Living with Lions プロジェクトが実施されている。これらのプロジェクトとのパートナーシップにより、観光業の収益によって支えれている民間保全機関である Borana Conservancy[82] がライオンの保全の向上や牧畜的な近隣住民と肉食動物のあつれきを減らすといった管理を強化できている。

- ブラジルのエコツーリズム事業である Caiman Ecological Refuge[83](実践例 1.5.2) は長年にわたりスミレコンゴウインコ (*Anodorhynchus hyacinthinus*) の保全に向けて貢献してきており、さらにジャガー (*Panthera onca*) の保全に特化した Oncafari Project とも協働で取り組みを展開している。両プロジェクトにより Caiman が両種にとって安全地帯となっており、個体群サイズを増大させるとともに、多大な知識の寄与につながり、Caiman での独特の観光事業を開発する機会ももたらした。同様に、the State Institute for the Environment(INEA) とのパートナーシップも観光会社の Sinal do Vale[84] がブラジルのマタ大西洋岸森林における回復の進捗の追跡を可能にしている。

- モルジブでは、イギリスの 2 つの NGO に所属する海洋生物学者達が Six Senses Lamuu リゾート [85] における海域保護区の開発を支援している。

- 林業会社である UPM はフィンランド南部の Repovesi 自然公園に位置する 1,400 ha の Griffin Forest86 を管理している。この地域は UPM、Metsähallitus Parks and Wildlif(国家保護地域機関)、および South-Eastern Finland Centre for Economic Development, Transport and the Environment がそれぞれ派遣している代表者によって構成される Aarnikotka Forest Administrative Committee が全体を管理している。

ボックス 5.1

研究機関の PPA : オーストラリアの Nanya 観測所

オーストラリアのニューサウスウェールズにある Nanya 観測所[87] はバララット大学 (現在のフェデレーション大学) が 2004 年に保全、研究、および教育を目的として購入した。40,000 ha もの土地はオーストラリア政府の国家保護区制度プログラム (オーストラリアのケーススタディ 1 を参照) による資金により購入し、自然の塩湖や老齢マリー (複数の茎を有するユーカリの一種) や様々な無傷の生態系によって構成される独特のシステムを有している。保全活動には関連する研究プロジェクトが立ち上げられており、以下のものが含まれる :

- 人工水 (地下水槽) の閉鎖、ヤギの管理、およびウサギの巣の駆除による土地に対する放牧による圧力の緩和
- 除外柵を重要なコミュニティの周辺に設けることで絶滅の危機に瀕している動植物のコミュニティの再生
- 外来種の肉食動物の抑制と巣のモニタリングによるクサムラツカツクリ (*Leipoa ocellata*) の集団を保護

著者 : ジェームズ・フィッツシモンズ、The Nature Conservancy

Nanya 観測所 © ジェイミー・マクドナルド

ボックス 5.2

ワインと保全 : 南オーストラリア州の例

南オーストラリア州の Banrock 観測所[88] は大手の民間アグリビジネス会社によって管理されている (Accolade Wines Ltd)。250 ha のワイン農場を運営している同社は、家畜の放牧による圧力を除き、野生種や雑草を抑え、自然の水文学的な状況を再確立させ、在来の絶滅危惧種の再導入や植生回復などの活動を通じ、周辺の湿原や森林の回復に 25 年以上もコミットしてきた。このような環境のラムサール条約湿地としての資格とステータスにより、サイトは長らく絶滅したと考えられてきた植物であるオーストラリア固有のキク (*Acanthocladium dockeri*) を元の生息地域に再導入するサイトとして国家政府の環境機関により 2013 年に選定された。年間約 60,000 人もの来訪者に加えて、大学や学校の授業が毎月最大 2 グループ訪れ、ボランティアグループ (International Student Volunteers など) も 2005 年から訪れるようになった Banrock 観測所は、公益のために民間事業が手がける保全に向けた現場での取り組みの実証の場となっている (Tourenq et al., 2016)。

著者 : Banrock 観測所

原則 5.2 : 企業型 PPA は会社に特定の便益をもたらし、またその逆も然りである

他の PPA と同じく、企業 PPA を設立する理由も様々である (第 1 節参照) :

- 会社の取締役の個人的な関心
- グリーン認証の強化 – 例えば南オーストラリア州のワイン生産者 (ボックス 5.2 参照) は追加の輸出市場にアクセスするために保護地域を所有することで取得したグリーン認証を活用している
- 会社によって必要とされなくなっている土地・水域の有効活用 (元採石地や採鉱地など、ボックス 2.7 や 5.3 参照)
- 利用に適していないため確保したまま未使用の地域
- 保全の観点から特に価値があると見なされている地域 (認証の仕組みにより保護が必要とされている可能性もある)
- 復元の対象となっている地域

現在保全のために確保されていながらも将来利用する予定である地域は第 4 節で述べた長期的な意図を示せていないため PPA としては認められない。

企業は保護地域を設立することで、以下のように様々な形で便益を得ることができる :

- 社会の公益へのコミットメントを実証

- より肯定的なイメージを構築し、一般社会から支持を獲得
- PPA 管理に取り組める革新的なチームを惹きつけ、新たなマインドセットやスキルセットを会社に導入
- 企業の社会的責任 (CSR) の取り組みや環境的な関与による信頼性を強化し、第三者の検証によって強化されていることが多い市場における差別化を実現
- 水量や水質、送粉者、自然の害虫駆除など、会社が事業の運営のために依存している資源や生態系サービスを保護
- 訪問や炭素クレジットの販売などによるその他の収益源を生成する機会を提供
- 研究や教育ツアーの推進などにより地域のコミュニティに会社をさらに統合していく機会を創出
- 会社の従業員にインスピレーションをもたらしたりレクリエーションを提供できる場所を用意し、チームビルディングなどの様々な便益の享受にも活用

実践例 5.2.1 : 企業 PPA やその他のサブタイプの PPA は経営スキル、資本、財務的な回復力、保全管理能力などの強みを活かすことができる

企業が管理している PPA は能力開発、供給、IT、法務、予算管理スキルなどの活用を支援するような、主な事業で用いられている管理ツールやスキルを役立たせることができる。さらに、PPA は起業家精神や経営の効率性、イノベーション、リスクの負担などにより便益を得ることもある。事業が地域または国家の PPA ネットワークの一部となれば、別のセクターの PPA やその他の種類の保護地域にこれらのスキルを移転させることもできる。PPA を管理する研究組織は保護地域管理に関して世界的なリーダーになれる。アメリカのミネソタ州中部にある Cedar Creek Ecosystem Science Reserve[90] はミネソタ大学が所有し Minnesota Academy of Science の協力を得て運営している。同地での研究者は動物の追跡に発信機付きの首輪を初めて用いた研究者であり、1960 年代以来野焼きを研究し続けており、PPA も世界で最も集中的に研究されている昆虫コミュニティを有している。

原則 5.3 : 採取産業が管理する PPA は生物多様性の保全への貢献を実証しなくてはならない

林業、鉱業や化石燃料会社などの採取産業はその事業運営が複雑である。これらの企業は実際には採取に用いられていない大規模な区画の土地を有していたり、採取が行われなくなった地域などを所有していることが多く (ボックス 2.7 と 5.5 参照)、保全に向けて回復し重要な野生動物向けの PPA(特に文化的な景観) やジオ遺産およびジオツーリズムの観光地となることがある。

ボックス 5.3

砂礫採取後の生息環境の再生 : イギリスの Attenborough 自然保護区

Nottinghamshire Wildlife Trust が所有し管理している Attenborough 自然保護区 [91] は、イギリスの Nottinghamshire の Trent Valley にある使われなくなった砂利採取場にある PPA である。このサイトは 1929 年から 1966 年 (保護区が形成された年) まで運営され、CEMEX 社が今も周辺地域から砂礫を採取している。CEMEX 社のはしけは保護区を通過し処理工場に通じている。サイトの場所が計画されると、在来の林が更新する島々が大きな湖に点在している湿原へと回復した。ヨシ原、浮巣の台、巣箱、営巣用の人工土手などがサンカノゴイ (*Botaurus stellaris*)、アジサシ、ショウドウツバメ (*Riparia riparia*)、フクロウなどの種の帰還を促している。同保護区は現在 226 ha をカバーし、ハイド (野鳥観察舎)、歩道、表彰されたこともある自然センターが建設されている。トレント川は保護区の端を流れ、定期的に洪水をもたらし野生動物の移動経路として機能している。来訪者数は多く、バードウォッチャー、歩行者やランナーなどが訪れるが、慎重な計画により多くの未撹乱地域が野生動物用のままとなっている。その起源は大いに不自然であるかもしれないが、この地域は数百年にもわたる農業活動によってうしなわれた氾濫原の湿原に替わる地域となり、特に冬期には水鳥にとって重要な生息地となる。保護区が設立されて以来、250 種もの鳥類が記録されている (Dudley, 2011)。

著者 : ナイジェル・ダッドリー、Equilibrium Research

Attenborough 自然保護区 © ナイジェル・ダッドリー

© Project Oncafari

実践例 5.3.1：採取事業の一部として管理されている PPA はその事業から切り離されているべきである

鉱業や林業などの採取事業 (保全に特化していない経営) は採取利用と保全利用を明確に分け境界線を引くべきである。これは、PPA の地域内にその定義と不適合な土地利用が含まれていないことを意味する。例えば、ウルグアイの国家保護地域制度 (SNAP) 初の PPA である Esteros y Algarrobales del Río Uruguay(EARU)[92] は林業会社である UPM-Forestal Oriental が所有し管理している FSC 認証の高保全価値森林である。2015 年に国家制度に追加され、1,550 ha もの保護されている景観には河口、イナゴマメの木 (*Ceratonia siliqua*)、在来種の森林などがあり、ラムサール条約湿地の一部である。

原則 5.4：営利会社 / 法人として設立される PPA は規定した保全結果を達成できていることを担保すべきである

営利目的の企業は PPA に持続可能な財務モデルを提供することができ、それによって PPA の長期性を確保できる。持続可能な自然を基盤とした観光業では、企業の利益と保全の間には内在的かつ直接的な繋がりがあり、利益が保全に依存しており保全もまた利益に依存していることが多い (コスタリカのケーススタディ 4 を参照)。しかし、自然を基盤とした観光業や適合性が低い土地利用などでは、短期的な利益の追求と保全結果の間に起こりうる緊張に対応することは必要不可欠である。同様に、PPA の利益を低下させるような景気低迷や市場の突発的な暴落に保全結果が直接的に影響を受けないようにすることも重要である (世界経済の要因や安全保障の問題、疫病の流行などによる観光業の大幅な景気下降など)。

実践例 5.4.1：営利事業として設立された PPA は持続可能な保全の成果を担保するため弾力性のある財務モデルを開発すべきである

全ての PPA は自然環境の保全結果を維持するために必要な管理費用を考慮したビジネスモデルを構築すべきであり (原則 2.3 参照)、これは特に営利事業としての PPA に当てはまる。保全活動の商業事業による直接的なサポートは慎重な再投資戦略として捉えるべきである。保全活動に再投資する収益や利益の割合を決めておくとよい。それにより、コアとなる活動に対して予測可能な予算を確保できる。直接的な融資メカニズムとしては数々の選択肢があり、例えば観光の場合は宿泊時の料金などがこれにあたる。例えば、ケニアの Segera Retreat[93] に滞在する来訪者は 1 泊あたりかつ 1 人あたりの料金を支払い、これが保全活動を支援している。外部の要因も事業の収益性に影響を与え、保全活動を脅かす。そのため、収益源を多角化しておくことはよい戦略であり役に立つ。観光業の場合、観光商品を開発し市場を拡大しておくことについて考えるとよいだろう。企業が国際観光客を狙い季節性が高い場合は、オフシーズンに国内の観光客向けに特別なツアーパッケージを組むとキャッシュフローの問題を軽減できるだろう。また、観光ベースではないものの補完的な製品も検討できる。例えばニュージーランドの Tahi[94] では独特の持続可能なブランドのマヌカハニーを開発しており、PPA の財務的な実行可能性を強化している。予備基金を構築しておくことはよいことであり、主な資金源が機能しなくなった場合にも PPA の管理を継続できるようになる (ボックス 5.4 参照)。最後に、非営利団体を設立し、特定の活動に対して外部から資金を調達したり、保護地を設立しておくことも検討できる。ナミビアの Wolwedan[95] では、PPA が国際ドナーから資金を調達しナミブランドの保全に充てるため Wolwedans Foundation[96] を設立している。(ボックス 8.4 参照)

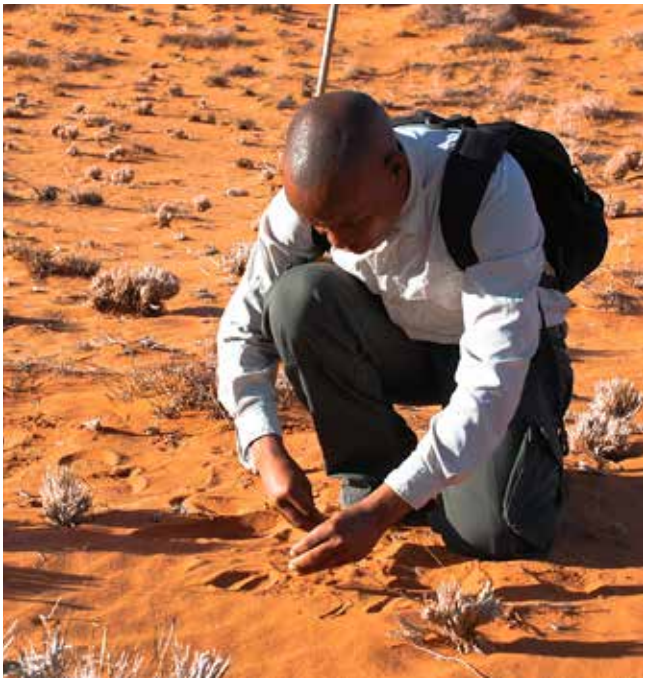

© ナミビア・ナミブランド自然保護区の Wolwedans

ボックス 5.4

ケニアの Borana Conservancy の経営に向けた長期財務安定性の創出

ボラナ [97] はケニアのライキピアに位置しており、ケニアでも有数の大規模なクロサイの景観の一部を形成している (ケニアのケーススタディ 6 も参照)。ボラナは 明確な保全目的を掲げている 14,000 ha の非営利型の保全団体 (PPA) を立ち上げている。時間とともに収益源を多角化し保全機関の運営費用を賄う能力を強化してきた。経営費用には、主に観光業や持続可能な畜産業が貢献している。最近、ボラナはパーマカルチャー型の農場を設立し、農産物を観光事業に提供し、来訪客の体験を拡大しつつ教育機会も創出している。非営利団体として、ボラナはサイの保全や、教育や医療、さらに地域のコミュニティから支持を得られ続けるようにしているマイクロ企業の発展などのアウトリーチプログラムの支援に向けてドナー基金を探している。観光ビジネスが下火になった場合の保全活動の脆弱性を低減するため、ボラナでは保全機関の株を売却することで留保金を設けている。株主は保有株の割合に応じて運営費用を出資することにコミットしている。最後に、株式を通じて調達した資本は寄付基金の設立のために活用され、ビジネスによる収益が急激に減少した場合に備えて保全機関にバッファーを提供している。

著者 : デルフィン・マレレット・キング、The Long Run and Michael Dyer, Borana

© ケニア・Borana Conservancy

実践例 5.4.2: 利益と保全の間における内在的な緊張には明確に表現された目的を通じて対応すべきである

企業の事業は保全活動や PPA の価値に負の影響を与えるべきではなく、また社会や経済的な検討事項も妨害すべきではない (コスタリカのケーススタディ 4 とケニアのケーススタディ 6 を参照)。これを担保するために、企業の活動によるインパクトや、その影響を緩和する方法について各社が明確に理解していることが望ましい。また、商業的な要素を支持しつつもそれによって支配されているわけではない PPA の定義 (原則 1.1) に沿って保全の目的を明確に表現しておくことも重要である (原則 1.2 参照)。観光業はうまく管理されていないと環境に悪い影響を与えてしまう。例えば、来訪客が動物の挙動 (肉食動物による狩猟パターン、行動範囲など) に影響を与えてしまったり、生息環境を劣化させてしまったり (植生やサンゴの破壊など)、さらに事業そのものに悪影響を及ぼしてしまうことも考えられる。保全の目的が満たされていることを担保するために、基準ベースの管理フレームワークを適用すると良い。これらは来訪者管理のために指標や基準を設け、必要があれば来訪者数や使用量の制限を設定するために活用できる。これらのツールにより制度の脆弱性を特定し生息環境や野生動物に対する影響を最小限に食い止めるための注意を払うことができる (ボックス 3.4 と Leung et al., 2018 を参照)。例えば、ガイド事業に関する行動規範による規定として、野生動物の観察において取る最低限の距離間隔、地域における自動車の台数、歩道から外れないという決まり、さらに繁殖地域や敏感な営巣地域が存在しうる地域を立ち入り禁止ゾーンとして設立するといった事項が考えられる。ケニアの Mara Conservancies[98] はコミュニティの所有者から貸借した土地によって構成され観光業者によって管理されており、ベッドの台数 (つまり来訪者数) の上限を設定している。一般的な規則は 350 エーカー (140 ha 強) あたりベッド 1 台) である。これは短期的な利益目標によって保全目的を脅かすことを回避するという保全機関の規則と統合している。The Long Run GER® による認定 (ボックス 8.3) などの認証制度や認定のプロセスも企業が利益、保全、社会的な成果の間における最適なバランスを確保する上で役に立つ。

Ol Pejeta Conservancy のライオン © ブレント・A.・ミッチェル

実践例 5.4.3: 知識や教訓を共有することで保全に適合する土地利用を行うよう PPA の近隣地域やその他の利害関係者に勧めること

他の種類の PPA 同様、観光ベースの PPA の成功は、周辺の土地利用の性質に強く依存している。多くの場合、環境の劣化や土地の分断、持続不可能な土地利用などが野生動物の個体数や生息環境に影響を与え、それによって観光の価値にも影響を及ぼしている。協力的な態度を確保し、観光による経済的に競争的な土地利用としての保全に関する情報や知識を普及させることで、保護地域の対象範囲を拡大させ、会社の自然資産を強化させることができる (ケニアのケーススタディ 6 を参照)。例えば、保全を基盤とした観光業が農業と競争できるような価値を有していることを実証することで、ケニアの Maasai Mara では Cottars 1920s Camp[99] が 2,670 ha もの地域に密着した形で野生動物の移動を守り、来訪客の体験を高め Olderkesi のコミュニティに収益をもたらす Olderkesi Conservancy[100] の開発を支援している。Grootbos Private Reserve[101] では南アフリカの Fynbos floral system の環境・経済価値を示し、それにより近隣の土地所有者に土地を放牧地から保全の対象地へと変換するよう説得に成功している。1991 年には 121ha あった元の保全地は 2015 年までには 19,000 ha にまで拡大しており、Walker Bay Fynbos Conservancy[102] として正式に PPA となった。最後に、PPA は一般市民の意識を向上させ情報を提供できる。例えばブラジルの Caiman Ecological Refuge[103] では NGO である SOS Pantanal[104] の設立を支援しているが、この NGO は公共や研究、政府などの利害関係者に対するパンタナルの状況とその課題に関する啓発活動において中心的な役割を果たしている。これにより Caiman Charter for the Pantanal が設立され、パンタナルが重要なバイオームとして認識されるようになった。

原則 5.5: 宗教団体は所有地に PPA を開発することで保全に貢献できる

宗教や信仰に基づいた組織が所有している PPA には神聖な建物 (寺院、修道院など) の周辺地域や宗教団体が所有し管理している土地、信仰との結びつきがあり巡礼先となりうる自然の聖地などが含まれる。多くの自然の聖地は保全の価値も高く (Dudley et al., 2010)、宗教的な土地は細分化した重要な生態系を守っている。保全を信仰に密接に結びつけることで、自然にとって価値のある土地の売却に対する強力な阻害要因を生み出している。信仰を基盤とした PPA は保全に関する考え方の主流とは完全に分離している人にも届くという点で重要である。

実践例 5.5.1: より広い信仰の目的を、場所を基盤とした保全活動と統合するよう信仰グループに勧めること

世界の主要な信仰グループのほとんどが、その信念体系を保全の目的と明示的に結び付けている声明を、主に聖典を参照することで出している (Palmer& Finlay, 2003)。また、信仰グループの多くが土地を所有しており、保全のために貸し出しているか (ボックス 5.5 参照) 信仰グループが積極的に管理している。例えばブラジルでは Soka Institute[105] が、仏教団体が所有している PPA を維持しており、ブラジル領アマゾンで 35 のコミュニティに属する 87,000 人以上もの住民に苗木を配布するなど、環境の回復や環境教育に関連する行動に集中している。

実践例 5.5.2: 積極的なパートナーシップやアドバイスを通じて信仰グループを支援すること

信仰グループの多くは保全にコミットしているものの実際の管理経験に乏しい。保全コミュニティからのサポートにより、諮問委員会に奉仕するなどのメカニズムを通じて保全との関係性を強化できる。A Rocha[106] と呼ばれるグループは教会と共に教会付属の墓地やその他のヨーロッパ中の教会の所有地における自然保護区の発展に取り組んでいる。このような場所では、例として、残りの景観から姿を消してしまった樹齢の長いヨーロッパイチイ (*Taxus baccata*) の個体を支援するなどの活動を行っている。同様に、イギリスにある教会の多くが教会の墓地の全体ないし一部を自然保護区 (例えば Norfolk Wildlife Trust[107] とのパートナーシップによる) として管理し、多くの場合自然保護区のサイト管理について埋葬地の管理者にアドバイスを提供する「Caring for God's Acre」[108] と共に取り組むことを含めて教区民が管理やモニタリング、その他の活動に直接関わるよう勧めている。

ボックス 5.5

PPA 設立に向けた宗教的な寄付の活用 : レバノンの Jabal Moussa の事例

神話によって有名になっているアドニス川を境界線とする、レバノン山脈の Jabal Moussa と呼ばれる山岳地帯について 1861 年にフランスの歴史家であるアーネスト・レナン氏が自著「Mission de Phénicie」においてレバノンで「最もワイルド」でありながらも「最も目覚ましい」地域として記述している。大半をマロン教会 (ローマ・カトリック) の総主教やいくつかの教会の基本財産が有している同地域は何世紀にもわたり守られ続けてきており、林業、木炭生産、小規模の放牧や農業活動において近隣の住民と共生的な関係性を構築している。しかし、20 世紀末までには建物の拡大や道路工事、あらゆる密猟 (伐採、採石、狩猟) 活動などが豊かな生物多様性と動植物のサンクチュアリを脅かし始めた。

2007 年に、山岳の中心にある有名なローマ街道とハドリアヌス皇帝による森林の碑銘近くで道路を爆破しようとした試みの後、地域の自然愛好家や都市部にいるその友人らが地域の文化遺産や自然遺産の保全のため「Association for the Protection of Jabal Moussa」[109](APJM)NGO を発足させた。しかし、レバノンの法律では私有地における自然保護区を認めていなかった。そこで APJM は山岳地域の大部分を貸借する目的で宗教的な寄付と 10 年間の賃貸契約の交渉と資金調達を行った。APJM は次に様々な国際団体や会議を頼り、レバノン政府に同サイトの重要性について説得してもらい、2008 年には UNESCO 生物圏保存地域、2009 年には世界的な重要野鳥生息地 (IBA、BirdLife International の基準に基づく)、そして同年に IUCN の加盟国となりその後植物重要地域 (IPA) および生物多様性重要地域 (KBA、実践例 1.3.1) に選ばれた。

今日、Jabal Moussa は地域の有名なエコツーリズムによる訪問先となっており、地元の若者がガイドを務めるハイキングのパッケージツアーや地元の住民が運営するベッド・アンド・ブレックファスト型のゲストハウス、そして地元の女性が APJM が出資している中央ワークショップ / キッチンで作る様々な一般的な工芸品や食品などを提供している。これらの製品は保護区への入り口で販売されており、徐々にレバノン各地のアウトレットでも販売されるようになってきている (最も有名になった特産品は蜂蜜とタイム)。開始時には 1,000 人に満たない訪問者であったが、2017 年の時点では保護区で 22,000 人ものエコツーリストを受け入れている。社会経済活動には養蜂や天然樹木の苗床なども含まれ、保全の取り組みに貢献している。

10 年経ったこの素晴らしい取り組みにより、国際的な考古学者はカナンの青銅器時代 (紀元前 2500 年) から中世のマムルーク朝までの重要な残遺物を記録し始め、植物学者はその数が増えつつある絶滅危惧種を調査し、APJM は教会の土地について 50 年間の更新可能な貸借契約に向けて交渉を始めながら地元民との絆を深め長期的な保全に可能な限り多くの利害関係を与えるように努めている。この PPA は徐々に自然、文化、住居者、世界中からの訪問者にとって保護地域となりつつある。

著者 : ピエール・ドゥーメット、Association for the Protection of Jabal Moussa

Jabal Moussa の食品や手芸品 © Association for the Protection of Jabal Moussa

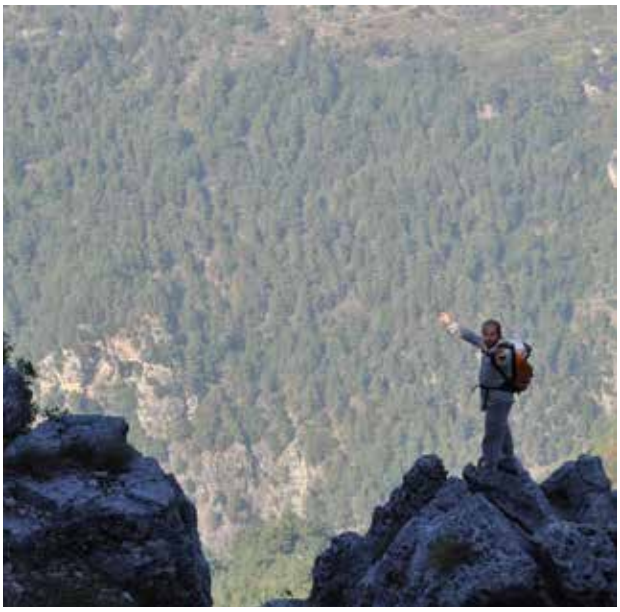

Jabal Moussa 地域のガイド © Association for the Protection of Jabal Moussa

第 6 節
国立保護地域との連携

この節の対象者：

本節の内容は PPA の全国ネットワークを構築している者 (政府、NGO など) や、PPA 合意の形成について責任を負うサブ国家レベルの政府機関やその他の団体、既存の PPA を所有しているか PPA の設立を検討している土地所有者を主な対象としている。

国の保護地域制度 (実践例 1.2.1) は、PPA 自体が有する価値と PPA がもたらす差違や多様性 (管理、ガバナンス、利害関係者、生態系の価値など) の両方の観点から PPA による貢献を認識すべきである。PPA は国家や世界の保全に向けた取り組みにおいて重要でありながらもその貢献は過小評価されており、寄与している成果を認識し補強する必要がある。

政府や保全セクターでは、国際的な保全目標を満たし、より包括的な景観規模の保全計画を実現するために PPA を国の保護地域制度に取り込むことについて関心が高まりつつある。多くの国々では、国の保護地域制度に非政府的な保護地域のガバナンスタイプを取り込むという概念は比較的新しいものである。しかし、過去 20 年にわたる先住民や地元民によって統治されている保護地域との経験により、全てのガバナンスタイプを含めることの必要性が示されてきた。場合によっては PPA は国の保護地域から独立して設立されていることがあるが、別のケースでは保全による対象範囲による重要なギャップを埋めるよう政府や NGO により積極的に奨励されていることもある (実践例 1.2.1)。PPA 所有者やそれらが掲げる目的の多様性は国の保護地域制度の調整に際して課題をもたらしうるが、そのような多様性は強みにもなる。

PPA を国家保護地域制度に取り込む上で成功に繋がる前提条件として、国の調整機関 (普通は政府) と PPA の所有者 / 管理者の間において信頼が必要である。そのような信頼は PPA が何であるか (第 1 節参照)、どのように管理され (第 2 節参照)、資金を調達し (第 3 節参照)、将来の状態を確保しているか (第 4 節参照) に関する明確な相互理解に基づいているべきである。また、所有者は国の保護地域制度に含まれることによる便益や義務を理解しているべきである。

原則 6.1：PPA が国の保護地域制度の一部として他のタイプの保護地域と連携している場合には保全に便益がもたらされる

国の保護地域制度の一部としての PPA の連携により、政府が管理する保護地域や PPA、その他の種類の保護地域に対して様々な保全の便益をもたらすことができる。これらの便益は保護地域のネットワークを拡大する際のより良い優先順位付け、保護された移動経路に対する理解の深まり、そして景観全体で管理に関する連携の強化などが挙げられる。

実践例 6.1.1：PPA の国家制度への包含は土地所有者の同意を得てから行うべきである

2016 年の IUCN 世界自然保護会議は PPA を支持する決議を承認している (ボックス 1.5 参照)。この決議では、IUCN メンバーに「保護地域による対象範囲やその他関連している情報について世界保護地域データベースや CBD などにそのような地域の所有者との協働および合意の下で報告する際には、IUCN Protected Area Standards の要件を満たしている民間保護地域を含めること」と呼びかけている (IUCN, 2016a)。PPA を含める際には、土地所有者の同意を得てから国家制度に含めるべきである (Clements et al., 2018 を参照)。これは、例えばイギリスにおける PPA の報告に関して開発された協働プロセスなどによって実現できる (ケーススタディ 12 参照)。

実践例 6.1.2：国家制度に加盟することによって、既存の PPA の状況を超えるような、追加の法的義務・管理義務を課すべきではない

既存の PPA がその設立後に国家制度に含まれているか加入している場合は、それにより追加の法的または管理上の義務が既存の PPA の条件の範疇を超えて土地所有者に課せられていないことが重要である。

原則 6.2：効果的な国の保護地域制度を構築する上で、PPA は他の保護地域のガバナンスタイプを補完できる

PPA は国家制度に複数の便益をもたらすことができ、これは保護下にある面積の合計を増加させるだけでなく国家制度における生息環境の種類の代表性、連結性の向上、保護地域の他の種類のバッファー、そして生態系のサービスの保護なども含まれる (Fitzsimons & Wescott, 2008a,b)。PPA は主に私有地で、あるいは私有地でのみ見られる特定の生態系や種を確保する上で最も合理的なメカニズム

でもある。例えば、ケニアの絶滅危惧種である東アフリカのクロサイ (*Diceros bicornis michaeli*) の半分が PPA(Leménager et al., 2014; ケーススタディ 6 を参照) に生息している。しかしながら、国家制度は非常に優先度が高いとされた自然価値を有する PPA も、比較的価値が低いと見なされている PPA も両方認識すべきである (原則 1.2 参照)

実践例 6.2.1 : 政府による PPA の承認は PPA を国家制度に取り込む上で重要な最初のステップとなる

承認は個別 PPA、同じ組織 (ローカル、全国、または地域レベルの NGO、研究、ビジネス、宗教グループなど) に所属する複数の PPA、保護地域の当局 (管轄政府など) による PPA メカニズム (規約や地役権など) など、様々なレベルで確保できる (原則 1.3 参照)。理想的には、関連する管轄レベルにおいて何が PPA を構成しているかといった定義は透明性を担保するため公共政策の文書やガイドラインに明示され、IUCN による PPA の定義に沿っているべきである (パート A 参照)。承認には空間的な要素があり、正式に認められた PPA は土地所有者による同意の下で制度マップに掲載され、ローカル、国家、または地域での保全計画立案に大きく貢献している。例えば、Strategy for Australia's National Reserve System 2009-2030 では、オーストラリアにおける包括的で適切かつ代表性を担保した保護区制度の構築という目的に貢献するものとして、異なる保護地域のガバナンスタイプの重要性を明確に認識している (NRMMC, 2009、オーストラリアのケーススタディ 1 を参照)。ペルーでは、政府機関の SERNANP が作成している公式のマップに国家およびサブ国家保護地域と併せて国内に存在する全ての PPA を含めている。

実践例 6.2.2 : PPA の承認とサポートは様々な規模 (全国、地方、地域) で行える

PPA へのサポートは様々な管轄レベルで提供できる。例えば、オーストラリアでは国家による目録に関して国家による認識が重要であるものの、サイトを法的に保護するためには州の法律が必要である場合があり、地域の当局が財務インセンティブを提供できることがある。連邦国家であるアルゼンチンでは国家レベルでの保護地域に関する法律は制定されていない (案が 1 つ草案されたことはある) が、これはサブ国家レベルで行われている。国内に 23 ある州のうち、12 が保護地域に関する法律において PPA について言及している。例えばミシオネス州の法律では、20 年間のコミットメントを求めており、管理計画に関するガイドラインを制定している。他の国々では異なる国家やサブ国家の管轄が PPA を認める上で重要になることもある。コロンビアでは、多くの PPA が国の保護地域制度 (SINAP) によって認識されているが、自治体による保護地域の多くはそうでない。80 を超える自治体が保護地域制度を設立している (自治体 (Sistema Municipal de Áreas Protegidas SIMAP[110]) またはローカル (El Sistema Local de Áreas Protegidas SILAP[111]))。中央的なガイドラインが欠けているためこれらの制度は異なるが、多くの地域の保全制度において民間保護地域は重要な構成要素となっている。SIMAP と SILAP は、自治体の領土区画化計画 (自治体による保全や環境保護地域を指定している) と部門的な計画、およびサブ国家保護地域制度を繋げるリンクを確立できる可能性を秘めている。

ボックス 6.1

繋がりの構築 : ベリーズの Northeast Biological Corridor

ベリーズは国家計画を通じて生物多様性の保全に重要であると特定された 3 つのコリドーのうち 1 つを最近保護した。北東コリドーは政府の保護地域である Freshwater Creek Forest Reserve を Shipstern Conservation & Management Area と Fireburn Reserve という 2 つの PPA と繋げている。間にある土地の一部は木材管理会社である Balam Jungle Estate が所有している。現在、NGO の保護区管理者と同社の間では政府の承認を得た上で信託について交渉中である。同社は保全に向けて土地の一部を取っておくという過去の合意内容を遵守しており、それにより所有地に対する税率を優遇してもらうことを期待している。ベリーズ政府の観点からは、近隣のコミュニティや農地に北東コリドー内の森林や湿原から環境サービスを提供することは経路の設置に向けた重要な要因であった。水の安全保障を維持するという価値のみならず、主要な森林ノードの間における森林の接続性を保守することは、脆弱なクチジロペッカリー (*Tayassu pecari*) やジャガー (*Panthera onca*) など幅広い種類の種の長期的な生存を支援するものである。ベリーズの北東コリドーは同国で大きな成功を収めている絶滅危惧種のメキシコクロホエザル (*Alouatta pigra*) と、近いうちに対象内になるジェフロイクモザル (*Ateles geoffroyi*) の再導入プログラムの拡大を可能にする。両種とも野生動物の違法取引から没収し再生した動物である (Mitchell et al., 2017)。

著者 : ポール・ウォーカー、Wildtracks Conservation and Wildlife Rehabilitation Centre, Belize

メキシコクロホエザル © E.・ギシス /Wildtracks

コロンビアの Kasaguadua Natural Reserve © スー・ストルトン

実践例 6.2.3 : PPA を取り込むにあたり、国の保護地域制度はその戦略を調整すべきである

国の保護地域制度に PPA を取り込む戦略の策定はオーストラリア (ケーススタディ 1 参照) や南アフリカ (ケーススタディ 10) のように政府主導、民間 /NGO セクター主導 (コスタリカのケーススタディ 4 参照)、または両側の取り組みによるハイブリッド型のアプローチによって行うことができる (イギリスのケーススタディ 6 参照)。このようなアプローチに関係なく、双方向での信頼関係や透明性を担保し明確に表現した二重のメリットの担保は長期的な成功の可能性を高めるだろう。ブラジル、コロンビア、ペルー [112] などは公式の保護地域制度に PPA を含めているラテンアメリカの数少ない国家である。コロンビアでは、場合によっては PPA と国家保護地域制度 (SINAP) の連携は Network of Natural Reserves of Civil Society[113] によって行われている。このような NGO のいくつかは地域を本拠地としており、民間保護区を対象とした管理計画の実施に向けた主な資源管理者でもある。

実践例 6.2.4 : PPA と国家制度の連携は、全ての保護地域のガバナンスタイプにおける機関や管理者に促進されるべきである保全活動に数々の便益をもたらす

国家制度との統合による便益は、世界の保全目標を達成し国家および地方規模でそのような保全目標を実施する能力の向上 (代表性、連結性、生態系サービスなど)、様々なガバナンスタイプによる将来の保護地域のより効果的な配置とそれによる既存の土地所有者が保全している資産の実現可能性の向上、公有地や私有地を横断して発生している脅威や生態学的プロセスの連携した管理を実現する可能性、絶滅危惧種の保全に向けた調整と必要であれば再導入、およびコミットしている土地所有者を取り込むことによる保護地域と国家制度の支持者を増やすことなどが挙げられる。最終的には、場所や資産、それぞれのガバナンスタイプの方向性に対する理解が深まることでさらに知識のある保全計画の立案が可能になる。

ボックス 6.2

コロンビアのオリノコワニを救うための保護地域ガバナンスタイプを通じた協働

オリノコワニ (Crocodylus intermedius) の保全は絶滅のリスクに深刻に晒されている種を守るための PPA と国家制度の間における連携の一例である。The Palmarito Foundation[114] はコロンビア発の NGO であり、2011 年以来世界で最も絶滅が危惧されている種の一つの保全に取り組んできた。種の分布地域である Llanos 地域はコロンビアとベネズエラが共有しており、地域全体で生き残っているクロコダイルの数は 2,000 匹にも満たないと推定されている。2008 年以来、Palmarito Foundation は合計 76,000 ha となる 20 もの PPA を促進させてきた。景観規模での保全計画により、Palmarito Foundation はなど、歴史的な分布地域各地にこれまで 102 匹もの捕獲繁殖したクロコダイルを再導入してきた (El Tuparro Natural National Park で 41 匹、La Aurora PPA(32 匹)、そして将来の公共保護地域[115] である Cravo Norte River(29 匹) (Balaguera- Reina et al., 2017))。

著者 : ラファエル・アンテロ、Palmarito Foundation

実践例 6.2.5 : 国家保護地域制度の一部としての PPA の公式な取り込みには承認やサポートが含まれるべきである

国家制度に PPA を含めることは、生物多様性の保全に向けた貢献の認識から保護や管理を担っていることに対する改良した財務インセンティブ (第 3 節参照) など様々な形で行える。しかし、PPA 所有者の誰もが国家制度に「取り込まれる」ことを望んでいるわけではないことを認識する必要がある。そのような抵抗は、政府が (政府が管理している) 保護地域に投資するのではなく PPA を報告するといった行動に対する懸念に根ざしていることがあり、これは一部からは政府が難しい判断を回避しつつ国際的な義務を満たす方法として捉えられている (Fitzsimons & Wescott, 2007)。所有地がそのような目標達成に向けて対象となるかどうかについて全国ネットワークのコーディネーターが PPA 所有者と連絡を取ることは必要不可欠である。土地所有者の中には認識されたいものの所有地をそのような目標について対象外として扱ってもらいたいと願う者もいる可能性がある (Clements et al., 2018 と第 7 節を参照)。

実践例 6.2.6 : PPA が政府による仕組みの一部として認識されることを望まない場合は、他のメカニズムにより別の形で「認識」できる

PPA 土地所有者が国家による認識を望まない場合は、その代替的なメカニズムとして、PPA としての土地の正当性を認識するプロセスや、PPA による保全結果の向上に向けて他の保全アクターから支援を受けられる方法などが含まれているべきである。第 7 節では正式な政府による認定なしに国際レベル (そしてそれによる暗黙の承認) で報告する際の選択肢についてより詳しく述べているが、これはもっと明瞭性が求められている領域である (Clements et al., 2018)。

実践例 6.2.7 : 複数のガバナンスタイプを取り込んだ国家の保護地域制度の創出には全ての保護地域管理者との積極的で広範な連携が求められる

国家保護地域制度の連携は、単にリストを作成するだけでは実現できない。コミュニケーションを構築し、連携した制度を実現するための議論を行うためには年次フォーラムや戦略ワークショップ、共通の課題について議論しよりよい連携を目指すための障壁を解決するための実践会合のコミュニティが含まれる。一部の国では、私有地の保全に関する全国会議 (例えばアメリカの Land Trust Alliance Rally、オーストラリアの National Private Land Conference、ブラジルの National Confederation of Private Natural Heritage Reserves CNRPPN など) を開催し、共通の課題を特定することで PPA セクターを強化している。International Land Conservation Network による会議は同セクターを強化するための新たなグローバルフォーラムである。IUCN の国内委員会は PPA と政府の間における良好な関係性を構築するために重要な役割を果たす (イギリスのケーススタディ 12 を参照)。連携に向けてより正式なアプローチをとることで成功する場合もある。例えば、ケニアでは、正式に選出された理事会で年に数回会議を開き、全てのガバナンスタイプの保護地域の代表者が諸問題について議論する。これに向けて全ての保全機関をまとめ、例えば保全機関に関する法案の作成など、政府による政策立案に向け直接インプットを与えていることが含まれる。

実践例 6.2.8 : 国家保護地域戦略や計画の策定時には PPA の代表も参画しているべきである

景観や管轄レベルでの保全地域や保護地域の計画とその実施における効果を高めるためには、戦略計画立案の過程の早い段階で PPA の統治機関も関わるべきである。PPA ネットワークや NGO を国家の保護地域委員会に含めることが論理的なアプローチであろう。例えば、ベリーズでは法律によって the Belize Association of Privately Protected Areas(BAPPA) も国の保護地域諮問委員会の席を確保している。

第 7 節
民間保護地域の記録

この節の対象者：

土地所有者や、保護地域に関する全国的な報告を担当している政府機関。両者とも PPA を記録する選択肢を有している。

保護地域の全国的な記録は国際合意における重要な要素であり、生物多様性条約 [116](CBD) や持続可能な開発目標 14 および 15[117] における特定の目標などの、採択されている目標に向けた進捗を各国が実証する機会となっている (南アフリカのケーススタディ 10)。世界的なレベルでは、これらの目標は、国家政府やその他情報源から得られたデータをまとめている世界保護地域データベース (WDPA) から主に得られた指標を用いて追跡している。

世界中のほぼ全ての国家政府が WDPA に保護地域について報告している (ボックス 7.1 参照) が、PPA について報告しているのは現在 28 ヶ国の政府のみである (UNEP-WCMC & IUCN, 2018)。政府の中には国家制度内で PPA を認識していないものもあり、所有者の中には PPA を一覧に含めたくないと考える者もいる (実践例 6.2.5、6.2.6)。しかし、WDPA への報告は PPA が果たす役割の認知度を上げる道でもあり、世界的な民間による保全の取り組みのコミュニティの一部として個別の PPA の立ち位置とそれが保護地域制度で果たしている役割を強調している。WDPA に報告することで、土地所有者は国際的な計画立案や協働、目標において参考となる知識の生産に参加している。国家レベルでは、PPA の視認性を上げることは、連携した保全ネットワークの開発を促進し政府からのサポートの増加を刺激することにつながる。

原則 7.1：PPA は世界保護地域データベースに記録されているべきである

PPA は、生物多様性や生態系サービスの保全活動を全国や世界規模で強化する多大な機会を表している。これらのメリットが長く続いていくためには、PPA に認識、サポート、インセンティブを提供する必要がある。重要な観点として、PPA がマップ化され文書化されていることを担保し、その範囲やそれによる貢献が理解されることを可能にするという点が挙げられる。正確に文書化した PPA は保全活動やその他の土地利用などの計画の立案に役立たせることができる。例えば、メキシコ政府 [120] は IUCN が定義する全てのガバナンスタイプに属する保護地域の WDPA への報告について良い進捗を見せている。

ボックス 7.1

世界保護地域データベースと保護地域の管理効果に関する世界データベース

Protected Planet[118] は IUCN と UNEP による協力の下で UNEP-WCMC が運営している取り組みである。世界保護地域データベースと保護地域の管理効果に関する世界データベース (GD-PAME) もこれに含まれる。UNEP- WCMC は CBD により、全ての国の保護地域に関するデータを照合する義務を負っており、保護地域に関する最も包括的な世界規模のデータベースを保持している。PPA が WDPA に含まれるためには、PPA が IUCN による保護地域の定義を満たしている必要がある。WDPA に保護地域について報告する場合は、全てのデータ提供者は以下の情報を提供する必要がある：

- GIS 形式の保護地域の空間境界線 (シェープファイルなど)
- WDPA スキーマの形式に沿った記述的な情報
- 署名したデータ提供契約
- 元の情報

上記の詳細は WDPA マニュアル [119] に記述されている。いずれかのデータベースへの提出や詳細情報の要求については protectedareas@unep-wcmc.org に問い合わせていただきたい。

実践例 7.1.1：政府、民間土地所有者、第三者機関らは WDPA や GD-PAME に PPA に関するデータを提供できる

WDPA のデータは、政府が提供および確認を行ったデータ (「国家確認済み」) と非政府データ提供者が提供し、非政府専門家が確認したデータ (「専門家確認済み」) に分類される (実践例 7.1.5)。そのため PPA は政府、土地所有者、または第三者 (関心を示す NGO やネットワーク) によって WDPA や GD-PAME に報告できる (Bingham et al., 2017、ブラジルのケーススタディ 2、イギリスのケーススタディ 12、実践例 5.1.1)。政府が現在認識していない PPA も、既に認識されている PPA とは容易に区別できる形で WDPA に報告できる。そのため WDPA のユーザーは、政府が認識している保護地域に関する情

Chumbe Island Coral Park Limited は島を MPA として指定し報告できるようタンザニアの半自治的なザンジバル政府との交渉に成功している (ボックス 1.7)。
© Chumbe Island Coral Park

報やその他の確認済みの保護地域などを必要に応じて簡単に選定できる (Bingham et al., 2017)。

実践例 7.1.2 : 政府は民間土地所有者の合意を得た場合のみ PPA について報告すべきである

政府は IUCN による保護地域の定義を満たしている国内の全ての地域について報告することが勧められるが、これには PPA も含まれる。PPA を報告する際、政府は関係者 (PPA の責任を負う個人や組織など) の合意を得てから行うべきである (実践例 6.1.1、実践例 6.2.6、オーストラリアのケーススタディ 1)。データ共有に関する合意に署名する場合 (保全の規約など)、データがどのように利用されるのかについて土地所有者が完全に把握し同意することが重要である。政府は WDPA に既に報告した PPA のデータを確認し、まだ同意していない土地所有者からデータ共有について合意を得るべきである。土地所有者が合意しない場合は、政府は WDPA から関連データを除外するよう UNEP-WCMC に要求すべきである。民間土地所有者による既存の全国ネットワークや発展中のネットワークとの関わりは WDPA への報告に関する議論を促進させる上で効果的である (第 8 節参照)(Clements et al., 2018)。

実践例 7.1.3 : PPA データは報告機関によって標準化されるべきである

ほとんどの場合、政府は単一の担当者を通じて UNEP-WCMC に報告している。政府の担当者に複数の管轄区から取得したデータを照合する義務が生じている場合は、各管轄区は標準化した形式により PPA について報告すべきである。特定のデータ提供者と試験運用を行うことでそのような手順のための効果的な制度を構築できる (イギリスのケーススタディ 12 を参照)。これは、全ての管轄区が PPA の定義や、データ共有前に土地所有者の同意を確保するための一貫したプロセスについて共通の理解を示していることを意味している (第 6 節参照)。これは UNEP-WCMC に複数の担当者が報告を行っているという稀なケースにおいても当てはまる。例えば、オーストラリア政府による WDPA への報告に用いられる Collaborative Australian Protected Area Database(CAPAD)[121] は州や特別地域政府が保持しているデータベースから大部分を照合している。Strategy for Australia's National Reserve System 2009- 2030(Commonwealth of Australia, 2010) では、国内のサブ国家政府は保護地域に対する共通のスタンダードについて合意しており、その中には IUCN による保護地域の定義との整合性も含まれており、CAPAD への報告に向けて共有された基準を確立している。このような形でデータを収集している政府は、PPA の報告に関するガイドラインがサブ国家政府機関やその他の NGO パートナーに提供しているアドバイスに組み込まれていることを担保すべきである。

実践例 7.1.4 : 政府が PPA の報告ができない、または報告する意志がない場合、報告を行う能力を有する別の当局がその義務に任命されるべきである

国家政府が PPA について報告する能力がかけている場合 (例えば保護地域に関する中央型のデータベースが存在しない場合)、WDPA と GD-PAME へ報告する義務を遂行する能力を有した別の機関を任命することが望ましい (イギリスのケーススタディ 12 参照)。そのような当局を通じて報告されたデータは、当局が政府により書面で正式に任命されている場合は「国家確認済み」として見なされる。PPA の場合は民間土地所有者の全国ネットワークや大規模な土地を所有する NGO などが政府の代わりに報告するという重要な役割を担うことも可能である。例えば、バハマでは NGO である Bahamas National Trust を WDPA に対する国家のデータ提供者として任命している。Bahama National Trust が提供するデータはデータベース内では「国家確認済み」としてラベル付けされている。

実践例 7.1.5 : PPA 土地所有者は報告に際して自ら直接行うか、国家政府に任せるか、第三者を通じて行うか検討し、データ検証の選択肢について認識しているべきである

非政府のデータ提供者は UNEP-WCMC に直接報告するか、国家政府を通じて行うか選択できる。直接報告する場合は、UNEP-WCMC は国家政府や関連する非政府の専門家に確認してもらうよう調整する。どの確認経路を取るかはデータ提供者が決める。両方の選択肢にそれぞれの利点があり、土地所有者は自身の PPA にとってどの選択肢が最も適切か慎重に検討すべきである。PPA が国家政府によって認識されていないのであれば専門家による確認が最も適切かもしれないが、州による確認も PPA に向けた全国的なサポートに向けた足掛かりになりうる。土地所有者は個別に報告することを望むかもしれないが、非政府の第三者機関を通じて報告を行うことも検討できる。例えば、土地所有者の全国ネットワークは大規模なデータセットを効率的に報告する上で役割を果たしうる (第 8 節参照)。組織化されたネットワークによる全国規模でのデータの照合やその後の WDPA への報告は他の利害関係者による PPA の認識を生み出す上で効果的であると考えられる。そのようなネットワークは他者による報告を支援するために必要な能力やスキル (GIS スキルなど) を有した個人が存在している

場合に特に効果的である。ネットワークは個人よりも体系的な確認作業とマッピングに向けた資金調達や、必要に応じた外部のサポートの要請に適しているかもしれない。

実践例 7.1.6 : 第三者データ提供者は土地所有者の合意を得た場合のみ PPA について報告すべきである

政府系データ提供者と同様に、非政府のデータ提供者はデータを提供する前に全ての関連する土地所有者から同意を得ていることを担保すべきである。特に、土地所有者は WDPA に貢献する前に PPA の位置や境界線が (貴重な資源の存在などにより) 機密性が高いものであるかどうか検討すべきである (実践例 7.1.7)。全国規模での PPA の確認作業を検討している組織には、イギリスで行われ PPA のマッピングを行った Putting Nature on the Map プロジェクトが参考になるかもしれない (ケーススタディ 12 参照)。同プロジェクトでは IUCN イギリス委員会、イギリス政府、土地所有 NGO による代表者が協働し、それによって国内の PPA の範囲について複数の利害関係者による合意に至っている (Crofts et al., 2014; Bingham et al., 2017)。

実践例 7.1.7 : データ提供者は機密データの制限に際して利用できる選択肢について熟知すべきである

データ提供者によりデータが機密性の高いものと見なされた場合は利用制限を設けることができる。これは特に脆弱な種や天然資源を管理している PPA にとって有用な選択肢である。利用制限が適用されている場合でもデータは UNEP-WCMC が他者と共有せずに国家や世界の統計情報として利用できるため有用である。利用制限については 2 つの制限レベルを用意している :

1. データは商業団体による利用またはその代理人による利用を除き、全てのユーザーと全ての目的に対して利用可能となっている。

2. データは UNEP-WCMC と国連環境計画と IUCN が利用でき、それ以外には共有できない。

実践例 7.1.8 : データ提供者はデータ確認プロセスの原則について熟知すべきである

非政府データ提供者によるデータは国家または専門家によるデータ確認プロセスの対象となる。どちらに依頼するかはデータ提供者が決める。国家による確認作業は政府機関内の WDPA 担当者が実施する。専門家による PPA の確認については、WDPA は IUCN の世界保護地域委員会 (WCPA) のメンバーによる自主的な支援を頼る。このような場合、WCPA メンバーには PPA の専門性や対象となる国や地方に関する知識に基づいた支援を依頼する。確認作業の主な目的は検討対象の地域が PPA の定義を満たしており、それにより WDPA に登録する資格を有しているかどうかを確認することである。確認作業を担う国家や専門家は両方とも他の地域の専門家や利害関係者と関わり、地域の文脈を完全に理解していることを担保すべきである。

2018 年以降、UNEP-WCMC は毎年政府に要約したデータを提供するというポリシーを敷いている。このサマリには国内における専門家が確認した保護地域の数と面積に関する詳細が含まれている。

第 8 節
民間保護地域ネットワークが果たす役割

この節の対象者：

PPA を運営している、あるいは運営を検討しているオーナーや土地所有者、ネットワークのまとめ役や管理者、生物学的な保全戦略を支援している NGO 代表者が読むべきである。

一般的に PPA ネットワークは所有者と実践者の同盟であり、一部では民間組織や NGO が含まれることもある。ネットワークは PPA の声をまとめる上で強力な役割を果たしている。ネットワークはそのスコープ、規模、強さにおいて大きく異なる。例として、土地トラスト協会や保全土地所有者連盟などは多様な形で制度化した土地保全の現象を多くの国々へ広めている。アメリカを本拠地とする Land Trust Alliance[122] は 1982 年以来運営されており、アメリカ各地にある 1,000 を超える土地トラストの会員を代表している。また、同様のネットワークもヨーロッパで発展している。[123]The Australian Land Conservation Alliance[124] は最近になり保全に関する規約を遵守している NGO から私有地の保全に関心を示す様々な土地トラストや NGO へと拡大した。さらに、コスタリカ、チリ、アルゼンチン、ブラジルなど多くの国々では PPA の全国ネットワークを有している。場合によっては地域ベース (州や地方ベースなど) のネットワークも発展しており、これらが全国フォーラムで集まっている。例えばペルーのアマゾン地域 (ケーススタディ 8 を参照) では、様々な地方のネットワークが毎年開催される Amazonian Private and Community- based Conservation Conference('Amazonía que Late') に集まっており、Amazonian Voluntary Conservation Network も発展しつつある。

PPA ネットワークは通常、財務会計や管理、土地の法的な保護など様々な課題についてメンバーの能力を強化するために設計されている (Ruseva et al., 2016)。国によっては、ネットワークは PPA の登記についても役割を担っている (第 6 節、7 節参照)。ほとんどの場合、ネットワークは体験や課題の共有を目的とした会合を開催し、所有者による能力の開発や、政府からより良い条件を確保する上で欠かせない存在である。ネットワークの役割はメッセージや結果を集めて大きくし、土地所有者と政府の間で対話を促進させることで PPA の成功に貢献している。PPA ネットワークは景観の連結性を実現することのみを目的とした複数の保有権を有したネットワークを包括することもある (Crosthwaite et al., 2013 など)。

チリの Bosque Pehuen © ファン・パブロ・ミランダ

原則 8.1：ネットワークは土地所有者の利害や懸念事項について代表する上で有効なメカニズムである

業界団体と同じ機能を果たしている PPA ネットワークは、PPA のニーズを表現するプラットフォームを創出し、PPA の設立や管理に向けて障壁を撤廃しインセンティブを構築するよう集団としてロビー活動を行うことができる。

実践例 8.1.1 : 全国および地方の PPA ネットワークは、公的及び私的な所有者の関心を代表し、説明し、守るための役割を果たす必要がある

PPA ネットワークは集団的に策定したコミュニケーションやアドボカシーの戦略を通じて透明性を有し一貫したメッセージやコンテンツを作り出すことができる (実践例 2.6.1)。例えば、コミュニケーション能力を強みとする人物を広報担当者に任命することで個別メンバーの強みを最大化できる。また、PPA の管理に対するコミットメントにより、前向きな評判を生み出すべきである。ペルーでは、サン・マルティンで PPA を所有し、自身が運営する NGO「Amazónicos por la Amazonia」[125] を通じて保全コンセッションも保持するカリナ・ピナスコ氏が良い例として挙げられる。カリナ氏は長年にわたり地方内の数百もの土地所有者を代表し声となるリーダーを務め続け、メディアと政府やドナー投資家などと連絡を取り続けてきている (実践例 1.3.2)。

実践例 8.1.2 : ネットワークは、PPA に対する支援を増加させるための効果的な提唱者となれる可能性がある

財務インセンティブや経済的インセンティブは政府や法的な決定により提供されることが多い (第 3 節)。PPA ネットワークは、生物多様性や環境サービスの保全について公的なサポートを生み出しやすい。ネットワークはファシリテーターとして機能し、政府や NGO、双方向ドナー機関などに融資を求める上で支持を得やすい。ブラジルのサンパウロでは、PPA 所有者のネットワーク [126] によるアドボカシーの取り組みは、生態系サービスへの支払いや保護計画プログラムをはじめとする PPA 所有者向けの数々の支持体制の設立において決定的な要因となった。これらのプログラムは、土地所有者が本来負担する政府に対する納税義務を免除することにより、土地所有者が PPA を設立するインセンティブとなっている。同じプログラムでは、PPA 土地所有者が National Environmental Fund(FNMA) にアクセスし、農業信用のローンにおいて優遇されることを可能にしている (Monteferri & Coll, 2009)。

ボックス 8.1

アメリカの Land Trust Alliance

1982 年に設立された Land Trust Alliance(LTA) は世界で最も古く世界最大の PPA 組織のネットワークである。[127]LTA は全国の土地保全組織として、全国で 500 万人を超えるメンバーが支援する 1,000 を超える加盟土地トラストを代表している。ネットワークは教育資料を提供し、基準を公布し、実践者を召集している (Land Trust Rally は年間 1,800 人を超える参加者を誇っている)。LTA は保全に向けた資金調達を推進し、PPA に対する税制優遇措置を弁護している点で重要である。また、別のプログラム (ボックス 8.2 参照) を通じて認定 [128] も行っており、5 年ごとに基礎調査を実施し、PPA 運動の成長の寸評を提供している (Bernstein & Mitchell, 2005)。

著者 : ブレント・A.・ミッチェル、QLF

原則 8.2 : ネットワークは PPA 土地所有者に支持体制を提供できる

ネットワークは規模の経済による便益を受け、ほとんどのメンバーが独自には対価を払えないような技術支援や法的支援能力を開発している (原則 2.5)。そのようなサービスを提供することで国内の事実上の PPA システムを通じて一貫性を担保し、土地所有者に PPA を設立するよう勧めることができる。例えば、Argentine Network of Private Natural Reserves[129] では個別の土地所有者を支援することにより、ミシオネス州における PPA の数を 3 年間で 30% も増加させている。

実践例 8.2.1 : PPA ネットワークは専用の職員や外部専門家、ピアサポート (お互いの学びあい) などを通じてメンバーのために様々な技術や法的サービスを一元化できる

これらのサービスとして次のものが挙げられる :

- PPA 所有者を対象に行政、法律、技術に関する課題について研修やアドバイスを提供 (ペルーのケーススタディ 8 参照)
- PPA 所有者 / 管理者 (既存の PPA と設立準備中の PPA の両方) に支援を提供できる組織についてアドバイスし、土地所有者に資金へのアクセスを提供したり書類作成の支援を行うなどして負荷を軽減
- 問題が生じたときに法的弁護、支援、メディアへの連絡などの防御を提供
- 標準化されたフォーマットの開発 (実践例 8.3.1) や能力開発などを通じて公共機関への個別 PPA の報告を促進 (第 7 節参照)
- モニタリング、管理効果評価 (原則 2.4 参照)、ネットワークの監査などを含めた管理、戦略、および年間作業計画のガイダンスや会員による確認の準備
- ネットワークは防火管理や外来種の抑制などの実践的な問題について土地所有者を支援できる。また、土地所有者と組織の両方に対して「専門家」へのアクセスを用意しておくことがアドバンテージとなりえる。
- 事業計画、土地トラスト、エコツーリズム、生態系サービスへの支払いの仕組み、マーケティング、持続可能な製品などの活動について PPA 用のマニュアルやガイドラインを作成
- ピアツーピア (相互学習) による指導やサポート、情報交換を促進 (ブラジルのケーススタディ 2、ペルーのケーススタディ 8 を参照)
- 複数の PPA または PPA ネットワークを横断した共同プロジェクトを開発 (ケニアのケーススタディ 6、ペルーのケーススタディ 8 を参照)

PPA ネットワークや保全地全般のネットワークへの関与は、社会的なサポートや管理のサポートに向けて様々なポジティブな便益をもた

らしうる。例えば、オーストラリア南東部の複数の保有権を含む保護区ネットワークでは、公共保全地や民間保全地の管理者の半分以上 (55%) がネットワーク内の他の管理者と定期的に連絡を取り合っており、半分を僅かに下回る割合 (48%) がネットワークに参加することで管理体制を変更し、54% がサイトでの管理判断はネットワーク内の他のサイトにおける行動の影響を受けている (Fitzsimons & Wescott, 2007)。

原則 8.3 : ネットワークは PPA のモニタリングと検証において役割を果たすことができる

ネットワークは PPA の保全目的の特定、検証、モニタリングを行う上で役に立つ (原則 2.4)。

実践例 8.3.1 : PPA の基準が政府によって必須とされている場合、コンプライアンスの設定と認証にネットワークが役に立つ

ネットワークは保全価値 (実践例 1.1.3) や、所有者やネットワークの専門家が従うことができるモニタリングおよび評価 (実践例 2.4.1) のプロトコルを特定するためのフォーマットを作成することができる (ボックス 8.1 参照)。例えば、コロンビア [130] ではネットワークがモニタリングをサポートし PPA による検証データを要約することが一般的な慣習となっている。

ボックス 8.2

アメリカの土地トラスト認定制度

政府による規制に備え、Land Trust Alliance はアメリカで自発的な認証制度を設立し、その管理に向けて委員会を設置している。当該の委員会 [131] は土地トラスト認定を取得するためにグループが必要とする、具体的な基準や厳格な文書化の制度を開発している。認定制度はガバナンス、財務、取引、管理という 4 つのテーマに沿って整理された 65 の指標に基づいている。また、委員会は Land Trust Alliance による独立したプログラムを運営している。2018 年 2 月の時点で、アメリカの 46 の州や領地において認定された土地トラストが 398 件ある。

著者 : ブレント・A.・ミッチェル、QLF

原則 8.4 : ネットワークは PPA による商品の宣伝において重要な役割を果たしている

それぞれの PPA は持続可能な商品やサービスを提供するスモールビジネス手法に結びついていることが多い。ネットワークはこれらの商品のマーケティングを行い、PPA をサプライヤーや市場に繋げることができる。

実践例 8.4.1 : ネットワークは個別の PPA による商品やサービスの宣伝を一元化し、商品やサービスの開発について指導できる

商品やサービスのマーケティングは PPA による成果や商品を披露する空間を創り出せる (ボックス 8.3 参照) が、プロセスが明確でなければメンバー間の競争を発生させてしまうこともある。成功すれば、教訓を記録し、そのような成功がどうすれば再現できるかを示したガイダンスを添えるべきである。ネットワークは商品について一元的なブランドや認証制度を設けることができる。しかし、個別のブランドや証明書を開発する前に、ネットワークは既存の国家または国際的な認証制度や基準を活用しサポートすべきである。観光に関しては、基準は Global Sustainable Tourism Council's Destination Criteria[132] などの国際的に認められている基準に基づいているべきである。ペルー (ケーススタディ 8 参照) では、PPA ネットワークが、メンバーが提供している観光サービスのガイドを出版している。また、The Argentine Network of Private Natural Reserves(RARNAP) ではエコツーリズムの機会を提供している PPA のパンフレットを作成しており、祝日の度に RARNAP がソーシャルメディアを経由して宣伝している。ネットワークは PPA の宣伝に際してオーナーが提供する情報しか用いることができないため、メンバーと関わり、実行可能で適切な場合は共同活動に参加することが重要である。

原則 8.5 : PPA ネットワークはそのミッションや目的に構造やガバナンスを合わせるべきである

ネットワークの設計とガバナンスは、例えばメンバー数や地理的な範囲、タスクの複雑性などの期待される目標の達成に向けて比例的で十分であるべきである。

ペルーの Loreto にある PPA Paraíso Natural Iwirati で販売されている工芸品 © Conservamos por Naturaleza / SPDA

ボックス 8.3

The Long Run: 観光型 PPA の支援

The Long Run[137] は PPA を全面的に支援している観光ビジネスの数少ない世界的なネットワークである。イギリスを本拠地とする NGO であり、保全や社会的なエンパワーメントの原動力としてビジネスを用いることにコミットし、自然を基盤とした観光によって支えられている PPA のオーナーや管理者をまとめている。The Long Run の目標は「ホリスティックなアプローチによる経済発展に向け、持続可能な形で利用するため、世界的に生態系を保全すること」であり、保全、コミュニティ、文化、商業の 4C を包含している。

The Long Run は観光 PPA が継続的に保全活動とその社会インパクトを拡大するよう支援し刺激するために設立された。The Long Run はメンバーがピアツーピア (相互学習) 型の学習や経験の共有、イノベーションを促進させ、現地や遠隔で技術支援を提供している。人々をまとめ、戦略的な計画立案を行い、知識を文書化し普及させることで、The Long Run は相互交流を育み学習を加速化させ、似たような考えを持つ者同士によるコミュニティに道徳的なサポートを提供している。また、The Long Run は観光ベースの PPA の集団としての声を強め、他の PPA が後についてくるよう刺激するために情報の普及を通じて実践例を披露している。メンバーの実績の評価を実施するため、The Long Run は前向きな変化を促進させるために観光ベースの PPA が 4C を軸にバランスの取れたアプローチを採用する必要性を認識した上で Global Ecosphere Retreats ®(GER) 基準を開発している。この基準は事業運営における全ての観点における社会や生物多様性の検討事項を統合し、長期的に PPA の保全結果を持続させるための回復力のある財務モデルを採用するための評価基準や戦略的フレームワークを提供している。メンバーはネットワークに加盟してから 5 年以内に The Long Run のサポートを活用しつつ基準の要件を満たすことにコミットしている。一旦基準が満たされれば、メンバーは観光ベースの PPA の卓越性の中心として認識される。The Long Run のメンバーは 2020 年までに 800 万 ha を超える自然を守り 200 万人もの人々の生活に良いインパクトを与えることを目指している。

著者 : デルフィン・マレレット・キング、The Long Run

タンザニア・ザンジバルの Chumbe Island の空撮 © Chumbe Island

実践例 8.5.1: 目的や目標の声明を作成し、ネットワークの確立に向けて地理的な範囲を定義すること (地域、地方、全国など)

目的や目標は変わりうるものの、どの時点でもネットワークはパラメーターについて確実に把握しているべきである。ネットワークは国際、大陸、国家、サブ国家、地域などのレベルで確立できる。例えば、Latin American Network of Voluntary Reserves のような大陸レベルのネットワークは地域型のアプローチにより運営されている一方で、ネットワークに加盟している国々の多くは全国ネットワークや地域レベルの PPA ネットワークを有しており、後者が日々の活動の基本となっている。ネットワークは全て機能型であるが、それぞれの種類のネットワークに対して明確なスコープと目的を設定しておくことは重要である。地域ネットワークは通常共通の問題や目標を掲げているオーナーをまとめているため、ネットワークの目的やガバナンス、運営体制を設置し、活動を計画し実施することが容易である。最近になり、the International Land Conservation Network と呼ばれる国際ネットワークが形成された。[133] アメリカの Land Trust Alliance をモデルにしたこのネットワークは土地の保全に関する世界的なコミュニティを力づけることを目指しており、Lincoln Institute of Land Policy[134] のプロジェクトとして運営されている。

実践例 8.5.2: ネットワークを制度化することで個人に依存させないこと

誰がネットワークを確立させるかも重要である。しかし、リーダーシップとそれに伴う組織としての方向性は時間と共に変わることがある。ネットワークでは外部者よりもそのメンバーに頼り、役割を回していくことでリーダーシップを共有し分散していくことが望ましい。コロンビアで用いられている方式では、「herederos de la naturaleza」(自然の継承者) と呼ばれる PPA 向けのプログラムにおいて、オーナーが自身の連携スペースに自分の子供を関わらせることを奨励している。

実践例 8.5.3: ネットワークは非公式に始めることもできるが、正式な組織へ進化した方がよりしっかりとしたものになる

ネットワークは具体的なニーズが現れるとその都度対応することが多いため、ネットワークが進化するとともに目的や目標を見直すことは重要になる。戦略計画や年間作業計画の策定はビジョンを構築し、優先事項を定義し、予算に応じて活動内容を決める上で役に立つため大いに推奨される。非公式のネットワークは短期的には効果的であることもあるが、正式化したネットワークの方が長い時間とともに持続しやすく、またインクルーシブでもある (サモアのケーススタディ 9 を参照)。

ネットワークが営利目的を掲げているか非営利であるかにより選択肢は様々であり、その多くは了解覚書 (MOU) の下における簡単な善意による合意やそれと同等のものから始まる。ネットワークが進化するにつれて、多くの場合は何らかの法人格 (財団、NGO など) を形成する。ネットワークの確立には様々なモデルがあり、政府登記型、民法の法人ステータスによる民間型、MOU の下で民間として定義されたものなどがある。法的なステータスはネットワークの成功とは関係ない。目的が明確でガバナンスが定義されていれば、それぞれが妥当で成功できることが示されている。

実践例 8.5.4: ネットワークは会員の権利や義務、責任などを定義すべきである

ネットワークは、会員制度がどのように機能するのか明確に定義すべきである。例えば、ナミビアで 100 万 ha 以上を包括している Greater Sossusvlei Namib Landscape Association[135] ではメンバー間の協働や協力を育み促進させること、また、妥当で合意がされれば、それぞれの計画立案や管理、開発などを景観レベルで調和させることを目的に掲げている。これは署名されている規約や共同管理開発計画などに含まれている、共有されているビジョンや目的、原則などによって実現されることである。ネットワークが非所有者、NGO などの利害関係者といった、異なる権利や責任を有し異なるカテゴリーに所属する会員を区別していることもある。メンバーの名簿を維持することは非常に重要で、メンバーシップは一般公開されていることが望ましい。

実践例 8.5.5: ネットワークは過度な影響を減らし客観性を維持するため、独立した組織であることが望ましい

ネットワークは土地所有者による取り組みであると見なされる必要がある。それにより、利害関係者は問題や機会が生じた際にネットワークが代表している関心事項について混乱しない。しかし、既存の組織はネットワークの設立支援に向けて重要な役割を果たすことがある。例えば、アメリカの Land Trust Alliance においては Lincoln Institute of Land Policy[136] がこの役割を果たしており、現在は International Land Conservation Network に対して同じ役割を担っている。そのような組織によるサポートはほとんどの場合一時的なものである。

原則 8.6: 他の組織と同様に、PPA ネットワークもその活動を支援し持続させる方法を見つけるべきである

ネットワークの運営には予算が必要である。最初から財務上の義務をメンバーに対して明確に示し、外部財源の用途については透明性を担保しておくことが肝心である。

実践例 8.6.1: ネットワークは収益プログラムを設けることができるが、一部の国ではこれを別の営利団体として設立すべきである

PPA ネットワークの中には観光や持続可能な活動に関係するメンバー PPA による商品の販売を担う会社を設立している (実践例 3.6.1)。別のケースではメンバーが会費を支払うこともあるが、そのような収入がネットワークの運営にかかる費用を賄う上で十分であることは稀である。

ボックス 8.4

ナミビアのナミブランド自然保護区 : 土地所有者協会

ナミビア南西部にある NamibRand Nature Reserve[138] は過去に家畜によって過度に食い荒らされ、隣接している保全地域として再生された 17 の畜産農場によって構成されている。同保護区は現在 200,000 ha 以上もの面積を有しており、景観や生物多様性の保全の強化のために極めて重要なナミブ的生態系の管理を目指している。同地は 10 名の異なる個人や企業によって所有されており、それぞれが個別の所有権を維持しているものの、寄附行為に署名し単一の非営利保全協会へと所有地を誓約している。土地所有者は全体的なガバナンスを担保するために協会の理事となっており、保全管理計画や保護区における日常の管理作業を実施するために職員が任命されている。同保護区は財務的に自立しており、全ての運営や資本支出は来訪者が保護区内の観光施設を訪問した際に支払う公園料によって賄えている。野生動物の専用地区などの土地利用のゾーン化や、1 施設あたりベッド数は最大 25 台までといった規則などのその他の制限を設けることで、環境の持続可能性をさらに担保している。ナミブランド自然保護区は隣接している Namib- Naukluft National Park へのバッファーゾーンを形成しているため、政府により重要な環境パートナーとして見なされている。

著者 : ニルス・オデンダール、ナミブランド自然保護区

© ナミビア・ナミブランド自然保護区の Wolwedans

今後の展望：
PPA の可能性の実現に向けた機会

C

グローバルレベルでは、保護地域のガバナンスへの注目は比較的近年に見られる現象である。約 20 年ほど前までは、保護地域の管理は政府が責任を持つものとして広く考えられてきた。この考え方は、最初の民間土地トラストが最初の国立公園と同じくらい古いにも関わらず世界の多くの地域で今も根強く残っている。天然資源の民間における管理はさらに古くまで遡る。しかし、異なる種類の保護地域に対する理解が深まり、そのようなガバナンスの多様性によって得られる便益の認知度が高まるにつれて、生物多様性の保全における成功のポテンシャルも拡大しつつある。

多様なガバナンスの必要性

生物多様性は生態系の機能の礎となっており、生態系サービスの提供は人類の福利にとって必要不可欠である (CBD, 2010)。保護地域におけるガバナンスの多様性は生物多様性の現場での保全の仕組みを支えている。異なる種類の保護地域にはそれぞれ異なる強みや課題があり、自然の長期的な保全活動の効果性に影響を与えている。例えば、政府による保護地域では所有権の変更が一般的に見られないものの、PPA では考えられる。一方で、民間であることから、PPA は政府の保護地域よりも政治的な変化に左右されにくい。そのため、ガバナンスの種類における多様性は如何なる保護地域制度にも弾力性をもたらしているのである (Leménager et al., 2014)。

PPA は良好な市民意識にも貢献しうる。民間発で自主的な行動であることから、PPA の設立と管理は個人が保全活動に参加する一つの方法である。これは、そのような者が個人であろうが世帯としての土地所有者、NGO のメンバー、ディレクター、取締役、PPA を有している企業の職員だろうが当てはまることである。大規模な原野地域から絶滅危惧種を含む極小の私有地まで、PPA はあらゆる人間に対して非常に直接的な関わり方を提供している。

公益のための民間の手段

IIUCN では、PPA が民間の団体によって設立され管理されながらも数々の公益を提供しているという現実を表現するために、民間保護地域 (privately protected areas) という用語を採用している。PPA がもたらす便益には生物多様性の域内保全、生息地の保全、復元と連結性、水供給などの生態系機能、ジオ遺産保全、研究への提供、宗教的な愛着、個人的な達成感、そして多くの場合公共アクセスも含まれる。

PPA は保護地域を管理している公共機関よりも費用を抑えて公益を提供できていることが多い。民間の手段によって管理されていることから、PPA は政府による土地や水域の購入や管理にかかる公共費用、すなわち納税者の負担を削減している。各国は PPA を奨励し支援することでこれらの便益を最大化できる。

Món Sant Benet における植林 © Fundació Catalunya La Pedrera

PPA の未来

全ての保護地域と同じく、IUCN による保護地域に関するガイダンスで定義したような約束や理想を PPA が達成するためには多くの課題が残されている (Dudley, 2008)。IUCN WCPA による「民間保護地域の未来」報告書ではこれらの課題を特定しており、PPA をさらに発展させていくための全体的な勧告として、本ガイドラインの策定を含めた 8 つの提言を含めている (Stolton et al., 2014)。世界中の PPA 不動産については、何がうまく機能し何が機能しないかなどを含め、我々はまだまだ多くのことを学ばなくてはならない。また、PPA がよりよく記録されることが必要であると同時に、これらのサイトがどこで失敗しているか特定できるシステムも必要としている (Mascia & Pailler, 2011)。

社会が気候変動や生物多様性の破綻など我々の時代における最大の環境危機に直面するにあたり、他の種類の保護地域や保全地域と合わせて PPA も永久的な自然の解決策を示しているのである (Lopoukhine et al., 2012)。

ケーススタディ

D

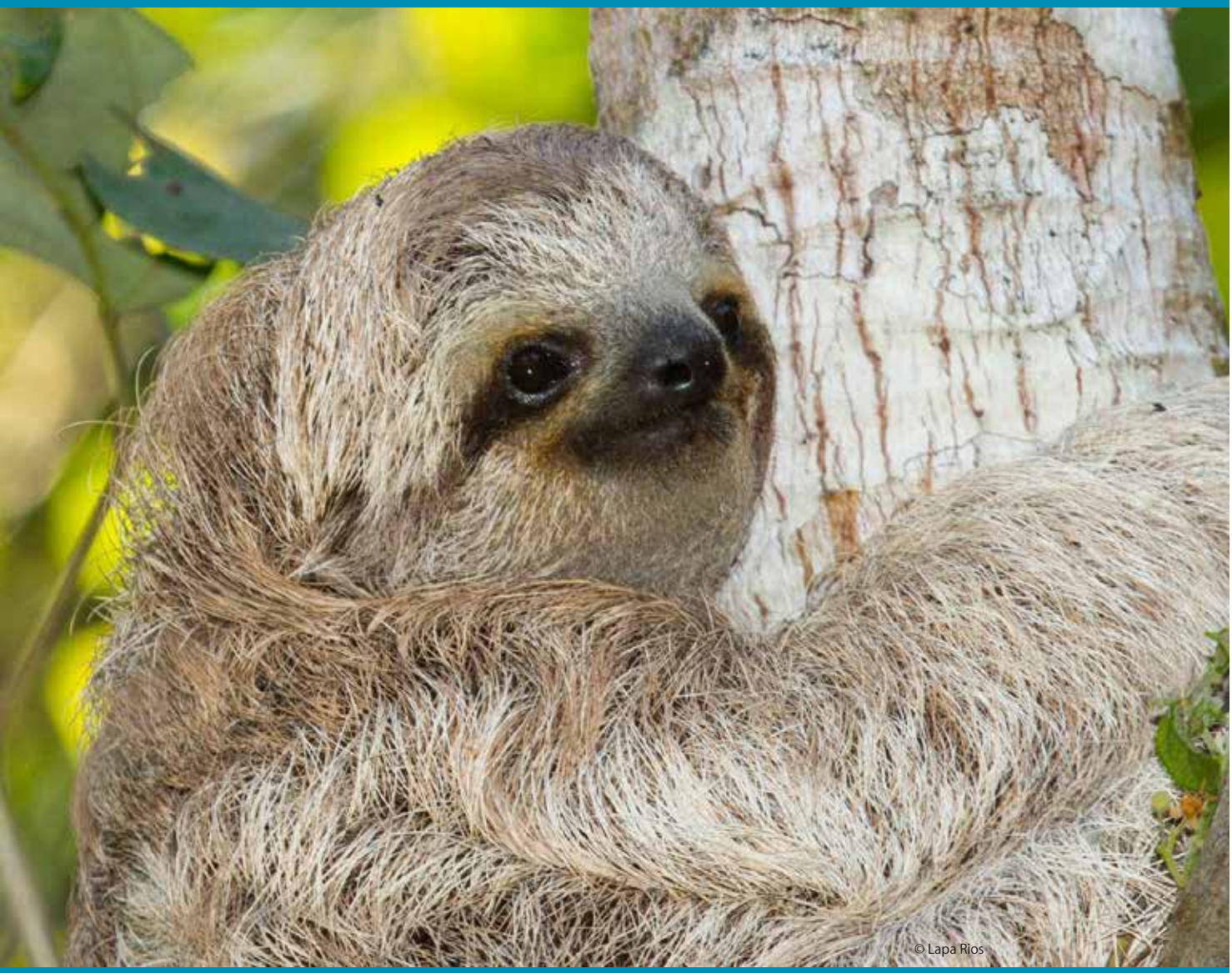
© Lapa Rios

最後の節では世界中から選定した 12 件のケーススタディを紹介している。それぞれが本書で紹介している様々な実践例を描くために選ばれている。それぞれのケースにおける主な着眼点は表 1 にまとめており、各スタディの冒頭で繰り返し述べている。PPA に関心を持つ者は全てのケーススタディがまとめて世界の PPA の多様性を代表していることから、まとめて読むことを勧める。

ケーススタディ 1

オーストラリアの公共、民間、および先住民保護地域による全国保護区制度

ジェームズ・A.・フィッツシモンズ、The Nature Conservancy & ディーキン大学

PPA が保護地域の全国ネットワークに取り込まれている度合いは世界で様々であり、国内ですらもばらつきが見られることがある。オーストラリアは、PPA が国家のシステムの重要な一部として認められており (パート B 第 6 節を参照)、ネットワークへの包含に向けた積極的な促進が実現しているものの、様々な種類の PPA のさらなる統合がまだ必要とされている一例として、情報を提供している。

概要

オーストラリアは土地管理に対して責任を負う連邦国家であり、その中には 6 つの州と 2 つの特別地域が主に管理している公共の保護地域が含まれる。1990 年代半ばまでそれぞれの州や特別地域が独自に保護地域対象地を主に公共地から設置しており、アプローチに関する連携はほとんど行われていなかった。生物多様性条約を批准したことにより、オーストラリア政府とその州および特別地域は協働し、包括性、充足性、代表制 (comprehensiveness, adequacy and representativeness; CAR) の原則を用いて科学に基づいた National Reserve System を開発するという合意に至った。これは、オーストラリアに 80 以上もあるバイオリージョン 1 つ 1 つにおける生態系の代表的なサンプルが保護地域に含まれていることを担保しようとするものであった。

しかし、これは公共の保護地域対象地の拡大のみで実現できることではなく、民間所有地や先住民の土地において保護に向けた調整を取り込むことでシステムが強化されることが認識された。また、政策上の承認に加え (例えば JANIS, 1997; NRMMC, 2005, 2009)、オーストラリア政府は 2 つのプログラムを通じて資金を提供した。その片方が NGO や州政府による民間所有地の戦略的な買収における購入価格のうち最大 3 分の 2 までを提供する National Reserve System Program(NRSP) であり、もう片方がこれらの土地保有権を保護区制度へ取り込まれるよう促進した先住民保護地域プログラムであった。National Reserve System Program の下で購入された土地については、資金提供に関する重要な基準として、土地が保護区システムの代表性を改善しているかどうかが定められている (生物地理学的に代表性が不十分である地域や生態系に集中)。

National Reserve System への PPA の取り込み

Creighton Hills 保全規約で巣箱に篭るフクロギツネ (Trichosurus vulpecula)

1996 年から 2013 年にかけて、オーストラリア政府による NRSP は、州政府あるいは土地トラストやコミュニティグループなどがそれぞれ新たな公共保護地域または PPA の設立に向けて買収した民間所有地の購入価格の 3 分の 2 を負担した。オーストラリア政府と土地購入者の間における資金提供合意では、National Reserve System(NRS) に含まれるために土地が購入されていることを明記している (Fitzsimons, 2006)。購入価格の残りの 3 分の 1 は別の資金源から捻出する必要があり、土地トラストの場合はこのようなモデルに内在しているレバレッジによって刺激されることが多い慈善的な資金源が提供していることがほとんどであった (Humann, 2012)。NRSP を通じて購入された民間所有地は土地の所有権について法的拘束力を有し永続的に将来の所有者にも継承されていくことが規定されている契約か、最低限の時間として 99 年間の契約が設定されていた (NRMMC, 2005; Fitzsimons, 2006)。

オーストラリアの NRS における PPA の取り込みはバイオリージョン

発煙の儀式 ; Bush Heritage Australia のニューサウスウェールズ州にある Naree Station Reserve への Budjiti 出土品返還の一部 (2018 年 4 月)© サラ・エックレス

や生態系の代表性を向上させた (Taylor et al., 2014)。土地トラストはオーストラリア政府と購入案件について前もって相談し、申請前に土地が資金提供の対象になる資格を有しているかどうか確認するよう促された。

タスマニア州では、これまた代表性に乏しい生態系に注目し、オーストラリア政府が民間所有地に対し保全規約を締結するよう対象を絞ったアプローチを通じて豪 3000 万ドル (約 US$2200 万) を提供している。土地所有者には、NRS に正式に貢献するという明確な理解の下 (実践例 7.1.2)、所有地の森林の保全に向けて前払いと管理支援のオファーが提示された (Gilligan & Syneca Consulting Pty Ltd, 2007)。

課題

保全規約の大半は National Reserve System への取り込みに貢献するという明示的な目的のために制定されているわけではなく、土地所有者の大半も所有地が含まれるように明確に許可している訳ではない。しかしながら、一部の州では NRS に含めるための許可を明確に得ていないまま (実践例 7.1.2)、事実上 NRS の代表である Collaborative Australian Protected Areas Database に全ての保全規約を含めている (Fitzsimons, 2015)。PPA の所有者が国家や国際データベースに含まれるための許可を与えることに関する IUCN の決議内容を遵守するためには、これを解決する必要がある。

まとめ

- 強力な科学や政策のガイダンスが、NRSP を通じた PPA の設立を含め、将来の保護地域の拡大の優先化に役立っていた (実践例 1.2.1)。
- 複数年間にわたる専用の土地買収予算により、交渉が何年もかかることが多い土地買収のプロセスに対する信頼性を担保していた (原則 1.4 および実践例 1.2.1)。
- 潜在的な新規 PPA は、代表性に乏しいバイオリージョンや生態系の保護レベルを向上させるという国家の目標を満たしている場合のみ資金が提供された (実践例 1.2.1)。
- 規約によって設立されるプログラムを通じて制定されているほとんどの保全規約は、PPA として認められているものの、国家保護地域システムへ取り込まれるために明示的に設立されていない。本ネットワークに含められるためには、土地所有者による承認を正式に得るためのさらなる取り組みが必要となる (実践例 6.1.1、6.2.7)。

Creighton Hills 保全規約におけるコアラ (Phascolarctos cinereus)
© ジェームズ・フィッツシモンズ

ケーススタディ 2

ブラジルの民間自然遺産保護区：公共政策としての民間の取り組み

レナタ・ボンフィム、RPPN Eluz、**ベト・メスキータ**、独立コンサルタント、**フラヴィオ・オヒドス、**National Confederation of Natural Heritage Private Reserves(CNRPPN)、**マリア・クリスティナ・ウェイランド・ヴィエラ**、Association of RPPN and Other Private Reserves Minas Gerais

ブラジルでは PPA は法律により永久的に認識されている。一旦 PPA として宣言されれば所有者によっても政府によっても取り消すことはできない (実践例 4.1.1)。永続的な保護が土地所有者にとって主な便益とされている。この制度は強力で成長しつつある、技術およびピアサポート (お互いの学びあい) を提供しているネットワークによって支持されている (原則 8.2)。

概要

ブラジルは民間自然遺産保護区 (ポルトガル語で RPPN) と呼ばれ定着し拡大しつつある制度を定めている (Pellin & Lima Ranieri, 2016)。RPPN は永続的に守られ、土地所有者による取り組みによって創出されている (De Vasconcellos Pegas & Castley, 2015)。これらの地域では、地域の資源の保護活動と対立しないという前提に基づいて科学研究、観光、レクリエーション、教育などの活動が許されている。RPPN は 1990 年に台頭し、2000 年以降は連邦法によって保護地域の全国制度に取り込まれている。これは永続的な保護を提供できることから重要なことであり、土地利用は異例の場合を除き政府でさえ変えることができなくなる。土地は民間所有地のままである。売却や譲渡が可能であるが、保護地域の証明書も新たな所有者に譲渡される。

保護地域ネットワークにおけるギャップを埋める

ブラジルには 1,500 近い PPA が存在しており、その面積は合計 772,000 ha にもなる。国家保護地域の面積が 7600 万 ha を超えていることを踏まえると大きくはないが、RPPN は生物多様性の度合いが高い地域を保護するために良い場所に設定されていることが多い。RPPN は対応する政府機関よりも優れた管理を行える。乱暴な指標ではあるが、国家保護地域では 45,000 ha もの面積に対し管理人が 1 人しかいない計算になっている。RPPN ごとに最低 1 名の管理人を設置しているとして計算すると、RPPN では 550 ha あたり管理人が 1 人いることになる。これらの数字は巨大な国における平均でしかないが、この指標は規模の感覚を得るためには十分だろう。最近行われたマットグロッソ・ド・スル州における管理の効果性に関する評価では、RPPN は政府機関よりも優れた管理が行われていたものの、両方とも改善を要するという調査結果が得られている (Pellin & Lima Ranieri, 2016)。

RPPN は連邦政府、州、あるいは地方自治体とどのレベルの政府でも認定できるが、承認する政府による財務インセンティブという意味では多くを得られない。固定資産税減税の対象にはなるが、アメリカ (ケーススタディ 11 参照) とは違い、RPPN が最も密集しているパンタナルのバイオームを除けば、これは主な推進力ではない。全国ネットワークを通じて、財務的な持続可能性の達成に関するアドバイスの提供など、お互いにサポートしている。例えば、サンパウロ州やパラナ州では RPPN 所有者協会が生態系サービスへの支払いの仕組みの確立に成功している。ネットワーク上のリーダーがこのテーマに関するガイドブックを作成中であり、ネットワーク内での管理スキルも育まれつつある。国家制度の観点からは、政府は多くの直接投資を行っていないものの保全能力の向上を確認している。

RPPN Costau do Santinho のシロガシラアジサシ (Sterna trudeaui)
© ブレント・A.・ミッチェル

RPPN は国内で平等に分散している訳ではない。湿原帯のパンタナルではこの種類の PPA の数は比較的少ないが、平均すると 1 つ 1 つの面積は大きい。対照的に、ブラジル国内の全ての州に PPA が存在するものの、圧倒的に多い PPA 数を誇っているのは大西洋岸森林のバイオームである。しかし、これらの規模は平均して大幅に小さい。

RPPN は世界中の動物園で行われていたゴールデンライオンタマリン (Leontopithecus rosalia) の飼育下繁殖プログラムからの再導入を通じて国際社会の目に留まった。PPA が生息環境を提供したのである。大西洋岸森林は生物多様性のホットスポットであり、国内の個体数の 3 分の 2 が生息している。そのため、元の森林のうちたった 16% しか残っておらず、80% 以上が民間所有地となっている。そのため新たな公共保護地域をここで設立することは難しい。これは、PPA が生息環境の分断化に対応し、他のアプローチでは効果が限られてしまう地域で連結性を提供している優れた例なのである。

ジャガー (Panthera onca)© Project Oncafari

まとめ

- RPPN は永続的に保護されており、保護地域としてのステータスは政府でさえ変更できない (公共事業の開発においてどうしても他の選択肢がない場合は例外)(実践例 4.1.1)。
- RPPN は公共保護地域としては代表性に乏しいバイオームにおいて存在していることが多いため保全において格段に大きな役割を果たしており、様々なガバナンスタイプが混在する保護地域のモザイクにおいて連結性を提供している (原則 6.2)。
- 州および国家レベルでの RPPN のネットワークは個人の土地所有者に対し技術やピアサポート (お互いの学びあい) を提供することにコミットしている (実践例 8.2.1)。
- 全国ネットワークはデータベースを管理しており、RPPN は保護地域の全国制度の一部として見なされている。保護地域の世界データベースにおける RPPN の登録件数を増やすために国家タスクフォースが現在取り組んでいる (実践例 7.1.1)。

ケーススタディ 3
中国の土地トラスト保護区

ジン・トン、The Nature Conservancy China Program

伝統的に中国では全ての土地が「人民」のものであり、そのため「私有地」は存在しない。2008 年以来、森林保有権の改革に向けた一連の政策が土地の所有権と契約による管理権を分離し、民間人や組織が土地の所有権を変更せずに管理権を有する機会が訪れた。一方で、保全に向けた資金供給チャネルを多様化し、社会資本による投資も含めることを求める声が上がっている。中国経済の急成長や成長しつつある国内の慈善事業により、一般市民が財務的に保全を支援することも可能となっている。これらの展開により、最終的には過去 10 年にわたり中国における新たな民間保全モデルの誕生につながり、中国の保護地域制度に民間の資金や管理が持ち込まれた。この新たなモデルはアメリカの典型的な土地トラストモデルを適応させたものであり、それにより「土地トラスト保護区」と呼ばれている。本ケーススタディでは、PPA がごく最近まで実現不可能であった国において PPA を設立するという例を示している (パート B 第 1 節を参照)。

概要

現在、中国の国土のうち 15% 以上が保護地域として設置されており、それにより 2,750 もの自然保護区が最も高いレベルで法的な保護を受けている。しかし、中国の保護地域制度にはまだ多くの保全に関するギャップが存在し、制度内のほとんどの地域または県レベルの保護区は実質的に「名ばかりの公園 (ペーパーパーク)」となっており、その多くが資金不足に悩み、執行局や管理職員がおらず、地域の経済部門と頻繁に衝突している。例えば、ジャイアントパンダ (*Ailuropoda melanoleuca*) の生息環境のほぼ半分 (46%) が既存の自然保護区の対象になっていない。

Laohegu はそのような保全ギャップの 1 つであった。四川省平武県に位置している Laohegou はパンダにとって重要な移動経路であり、現在ある 2 つの国家パンダ保護区を繋いでいる。老齢林や国有の植林地、周辺の共同林などを含む約 11,000 ha もの森林を対象範囲としており、推定されているパンダの個体数は 10 頭である。商業的な伐採は国家森林保護プログラムによって禁じられているが、防火活動などのごく限られた保全活動のみが実施されており、狩猟や漁業、非木材生産物の収集などの持続不可能な天然資源の採取が近隣の村民によって行われている。

2011 年には The Nature Conservancy(TNC)China Program が地方自治体と協働し、アメリカの土地トラストのモデルに基づいた中国初の土地トラスト保護区の設立を検討した。TNC China は 22 名の中国有数の起業家の支援を得て、Sichuan Nature Conservation Foundation(SNCF)(これはのちに Paradise Foundaiton[139] へと改名) と呼ばれる新たな組織を設立した。その 1 年後、SNCF は中国初の保全貸借契約を結び、次の 50 年間にかけて 11,000 ha もの森林区画を管理する権利を得た (実践例 1.4.2)。保護に向けて法的な防護措置をさらに統合するため、Laohegou は正式に国家レベルの自然保護区として

Laohegou 自然保護区 @ TNC

2013 年 9 月に宣言され、地方自治体の監督下で SNCF がその資金提供者および管理権利所有者となった (実践例 1.1.1)。SNCF は保護区の設立に向けて最初の 3 年間で US$330 万を投資し、それ以降は約 US$500,000 ほどの年間運営費を費やしている (Stolton et al., 2014)。

保護区を管理するため、SNCF は地域の NGO である Laohegou Nature Conservation Center(LNCC) の創立のスポンサーとなり、LNCC は日常の管理作業のために植林地の元職員や近隣の住民を雇い、TNC China から技術支援を受けた (実践例 2.5.1)。TNC China と代表的な研究機関の研究者らが主導して、Laohegou は綿密な基礎調査を実施しオープンスタンダードの枠組みを用いて管理計画を立案した (実践例 2.5.4)。人間による攪乱を回避するための厳しい出入りの管理や、森林警察との密接な協力関係により違法活動を発見し対応するための保護区全体の警備制度と法の執行が定期的に保護区内で実施されている。比較的シンプルながらも信頼性がある、カメラトラップを用いた生態系監視システムが 2014 年後半より実装されており、保全活動の効果の評価に役立っている (実践例 2.4.1)。

保全活動の他に、Laohegou では近隣のコミュニティによる所得の向上 (実践例 2.3.2) と、保護区の管理に向けて持続可能な資金確保に向けたメカニズムの試験運用も行っている (実践例 3.2.1)。近隣のコミュニティを含めるために拡大地域を設定し、地域における環境に優しい開発を指導するために基本計画も策定された。SNCF はコミュニティによる生態系に優しい農産品を前よりも高い価格で外部の高級品市場に繋げられるような仕組みの確立に一役買った。販売による売り上げはコミュニティの所得を増強し、保護区内で狩猟や散策を行いたい地元の住民からの圧力を緩和している。2015 年には SNCF が社会企業に出資し、保護区内で行われている養蜂によって手に入る蜂蜜を用いてはちみつワインの生産と販売を開始し、この事業による利益は保護区の運営費に充てられる。

Laohegou 自然保護区における養蜂 @ ニック・ホール

Laohegou 土地トラスト保護区の設立以来、非常に前向きな変化が起きている。十分な資金や適格な職員、確固たる管理計画により、PPA はほぼ全ての破壊的な人的活動を排除できており、最新の全国の個体数調査によると今日パンダの個体数も 13 頭にまで増えており、固有の魚類も川に戻ってきている。一方で、拡大地域における世帯の約 3 分の 1 が生態系に優しい農業を通じて所得を倍増させている。土地トラストモデルは様々な政府機関や保全組織、事業会社によって広く認知されるようになり、このモデルが現在の政府主導の保護地域制度にとって効果的な補完となることを実証した。

Laohegou 以外では、TNC China やそのパートナーは、既存の管理が劣悪な保護区の完全または部分的な管理責任を負う市民社会組織など、このアプローチの柔軟性を示すためにその他のモデルを模索している。「地域のコミュニティにグリーンな生活の解決策を提供しつつ中国にとって最も重要な土地や水域を守り持続可能な形で管理する社会の能力を拡大する方法としてローカル化した土地トラストモデルを試し、民間の貢献による長期的な保護区管理の融資メカニズムを作り出してきました。我々は、この新たなモデルが中国の現在の保護地域制度にとって重要な補完制度になりうると考えています」と TNC China の科学ディレクターのジン・トン博士は語る。アメリカの土地トラスト運動から着想を得て、23 もの国際および国内の環境 NGO や財団が 2017 年 11 月に China Civic Protected Areas Alliance を立ち上げ、コミュニケーションや資金調達、規格、政策、能力開発などのプラットフォームを提供することで「中国の土地トラスト運動」を触発させようと目指している (パート B 第 8 節参照)。この同盟の長期的なビジョンは市民や民間組織、個人などを通じて中国の陸地の 1% を協働で守ることである。

まとめ

- SNCF の設立は土地トラスト保護区モデルにとって不可欠であった。SNCF は保護区の設立と管理を支援するための慈善的な資金を受け取る資金調達機関として機能し、土地の管理権を保持するために保全に向けた貸借契約に署名する団体としても適切であった (実践例 8.2.1)。
- Laohegou の地元民が運営している管理チームは保護区の長期的な管理を実現するにあたり非常に重要である (実践例 2.5.6)。
- PA 周辺の「拡大地域」の概念は保護区内の保全活動を保護区周辺で行われる生態系に優しいコミュニティ開発に結びつけている (実践例 2.3.2)。
- 土地の管理に向けた資金の提供のための持続可能で多様化した財務計画は PPA モデルの長期的な安定性と実現可能性にとって必要不可欠である (原則 2.3、3.2)。

ケーススタディ 4

PPA と観光：コスタリカの Lapa Rios におけるサイトベースの例

デルフィン・キング、The Long Run、**カレン・ルイス**、Lapa Rios

コスタリカを代表する保全ツーリズムの取り組みである Lapa Rios は、保全の原動力としての観光ビジネスと、ビジネス全体を通じて浸透している明確に表現されかつ埋め込まれた保全目標 (原則 5.4) の力や、様々なレベルでの協働の重要性 (実践例 5.1.2)、そして保全、コミュニティ、文化、商業を統合した 4C フレームワーク (ボックス 8.3) などのアプローチの活用がビジネスによる保全に対するインパクトを強化し、将来の生物多様性をさらに確保できるか (原則 1.5) を、示している。

Lapa Rios は IUCN 世界保護地域委員会 の専門家による確認を経て WDPA に含まれるようになった @ Protected Planet, UNEP-WCMC

概要

Lapa Rios はコスタリカのオサ半島にあり [140]、Golfo Dulce が太平洋にぶつかる地点近辺に位置している。半島は世界で最も炭素密度が高い森林が存在し、世界有数のレベルの生物多様性を育んでいる (Taylor et al., 2015)。人間の人口増加率が持続不可能で採取的な事業が半島を脅かしていた 1990 年代、ジョン・ルイスとカレン・ルイスが 420　ha 相当の海からオサ半島の尾根まで伸びる土地を購入した。ルイスらは「どのような形で伐採したとしても、残っている熱帯雨林の方が価値がある」ということを実証しようとしたのである。彼らの目標は 300 ha を超える原生林を守り、80 ha ほどの草原区画を再生させ、「... 地域のコミュニティに収入を得る機会を与え、保全や持続可能な環境管理に関する意識を高める」ことであった (カレン・ルイス、創業者)。

保全、コミュニティ、文化、商業 (4C) を繋げたアプローチを活用して、ルイスらはまさにその通りのことを実現したのである。森林は劇的に回復し、活発な二次林の成長が現在全ての劣化した地域を覆うようになっている。この地域では 400 種もの鳥類、500 種ほどの樹木、4 種類のサル、さらにジャガーやバク、ナマケモノなどが生息している (Toft & Larsen, 2010)。エコツーリズムが保全を目指した競争的な経済ドライバーとなり得ることを実証している。創造的な考え方、持続性、コアバリュー、そして戦略的な取り組みなどが全て成功に貢献している。

オサ半島を保全する機会としての責任ある観光

土地を購入した所有者らの動機は、半島内の隣接している熱帯雨林を守るためにロッジや保護区を設立することだった。彼らは地域で持続可能な生活の糧を提供し、保護区を財務的に支援し続けるためにも、既存の経済ドライバーと競争できる代替が必要であることを理解していた。Lapa Rios の場所と豊かな生物多様性は独特の観光の機会を提供していた。

最初から目標として土地の保全とコミュニティ、商業的な目的を統合していた。この組み合わせにより、ビジネスの DNA の一部に保全を組み込むことができたのである (実践例 5.4.2)。そのため、保全という目的と共に、Lapa Rios はエコツーリズムにおける最高の環境管理の方法の実証に乗り出したのである。バンガローや建物は地域の先住民の文化を取り入れ、再生可能な材料を用い、水を太陽光で熱し、地元の食べ物を提供した (実践例 2.3.2 参照)。オープンな設計により空気が循環し、空調の必要性を省くとともに網のみによって隔たれた野生動物の体験を来訪客に提供したのである。来訪者の体験は自然やロッジの低インパクトな存在を中心に展開された。2010 年に策定した持続可能性基本計画はビジネスの新たな発展のための枠組みを作成している。これまでに、本事業は保護区の保全のために US$100 万以上を投資している。

協調性のある成功

長期的な成功を実現するため、観光会社は協調する必要があった (実践例 2.3.2)。そのため、Lapa Rios は以下の事項に注目した：

- オサ半島の住民に優先的に雇用やビジネスの機会を提供
- 職業訓練を通じて基本的な能力開発を実施
- 従業員、コミュニティのメンバー、および来訪客に対し環境教育を継続して実施

55 人いる Lapa Rios の従業員全員が地域の出身者であり (実践例 2.5.6)、食料のほとんども地元から調達している。オーナーはチームに積極的に投資しており、継続的な研修を提供し職場環境を改善し続けている。その結果、従業員の離職率は非常に低く (毎年 2-4 人)、10 名以上が 20 年以上勤務し続けてきた。従業員は全員 Lapa Rios コミュニティによる取り組みに関わっている。そのため、彼らは自分で選んだコミュニティの取り組みを支援する時間を与えられ、コミュニティのリーダーとして見なされている。これは Lapa Rios のコミュニティによる行動の妥当性や Lapa Rios の保全目的における従業員の関与を強化している。教育や能力開発における投資は学校のインフラ開発から環境教育まで様々な形で行われており、ナチュラリスト・ガイドの養成学校も 2017 年に開設した。1991 年には、Lapa Rios が地域初の小学

© コスタリア・オサ半島の Lapa Rios

校を建設し、それ以来オサ半島地域にある 13 もの学校にいる 600 人以上の子供達にそのインパクトを拡大してきた。

地域の人々やロッジの来訪客が自然を経験し、それについて学び配慮するための機会は多く創り出されている。その 1 つの例が「ファミリーハイキング」プログラムがあり、従業員が家族とともにガイド付きのハイキングに連れ出され、森林やその動植物をガイドによる解釈つきで体験できる。また、「Twigs, Pigs and Garbage」ツアーに参加することで、職員とその家族は廃棄物や水とエネルギーの消費を削減する方法について洞察を得られる。ランチでは職員とその家族は体験したことや日常生活との関連性について話し合う。その結果、従業員は自身の仕事について誇りを持つようになり、子供達も早いうちから保全活動を支持するようになる。

課題に対応していく

協働は Lapa Rios を将来のために確保する上で特に重要であった (実践例 5.4.2)。Lapa Rios の所有権を超えてその生物多様性を守るという課題について意識しているルイス夫婦は、1999 年に保全 NGO や環境を専門とする弁護士や観光専門家を招いて「Ecolodge Owner's Dilemma」会議を開催した。会合は「オーナーが次へ進んでいったあともどのように観光事業を支えている土地や人々を守れるか」についてブレーンストーミングを行うことを目指していた (原則 4.1)。いくつかの解決策が検討され、当たり前の反応として土地を合法的に確保し環境や社会を意識した購入者のみに売却するという反応が得られた。Lapa Rios のオーナーは、地域や旗艦となる保全事業にとって経済ドライバーであり続ける保護区の能力を脅かすような土地の開発や分割を制限する保全地役権や規約を活用する機会について学んだ。当時、コスタリカの法制度では地役権という選択肢は利用可能であったが私有地の文脈ではまだ試されていなかった。会合後、ルイス夫婦は数々の購入者候補と顔を合わせ、その中にはビジョンが一致している者もいた。そのほとんどが最終損益を気にしていた。全ての購入者が欲しいわけではないものの、ルイス夫婦は 2013 年に地役権に署名し、「売却の手続きを容易にし、保全か拡大または開発かといった交渉を行う必要性を省いた」。これにより、Lapa Rios はコスタリカで初めて民間事業に地役権が適用された事例となったのである (実践例 4.1.1)。

ワークショップによる 2 つ目の成果により、オーナーらのビジョンと完全に一致している管理会社である Cayuga Sustainable Hospitality を巻き込んだ。この会社はプロフェッショナルな経営をもたらし、スキルや来訪客の満足度、コミュニティの接続性、規模の経済などを向上させた。これによりオーナーは適切な購入者が見つかるまで、ロッジ運営における日常業務から引き下がりながらも保全活動やコミュニティの要素が事業を支え続けることを可能にしたのである。The Long Run による GER® 承認プロセス (ボックス 8.3) を実施し、コスタリカの観光認証も実施することでオーナーの要件が満たされ続けることを担保した (1.1.3)。

まとめ

- Lapa Rios のエコツーリズム事業の経済的な成功は PPA の持続可能性にとって不可欠である (実践例 5.4.1)
- 利益と保全の対立を緩和するため、保全や商業、コミュニティや文化の検討事項を統合した事業について明確な目標を立てることが役に立つ (実践例 5.4.2)
- コミュニティの包含は将来の生物多様性の成果を担保する上で重要である (実践例 2.3.2、2.5.6)
- 協働により PPA にスキルをもたらし、アドボカシーを支援し、影響を拡大し、具体的な課題に対する解決策を提示できる (実践例 2.5.4)
- 永続的な保全を目指して地役権を伴う土地を確保することで所有者に安心感をもたらし売却の手続きを直裁簡明にした (実践例 4.1.1)

ケーススタディ 5

国家自然遺産：ドイツの自然環境の保全における民間の関与への貢献

Guelp 湖はバードライフ・インターナショナルのドイツにおけるパートナーである NABU-Stiftung Nationales Naturerbe が管理している
@トーマス・ステファン / ドイツ連邦自然保護庁

ジセラ・ストルペ、BfN Vilm、**カリン・ライター**、BfN Bonn、**ティルマン・ディッセルホフ**、NABU

ドイツは 2005 年に連邦政府所有の広大な土地を連邦州 (Länder)、保全 NGO、および財団へ譲渡し、永続的に自然環境を保全する目的でこれらの土地を保護する国家プロジェクトを始動させた。これらの大規模な土地譲渡は国家自然遺産 (NNH : National Natural Heritage) と呼ばれ、ドイツにおける環境 NGO や財団の保全地の管理者としての役割を大幅に前進させた。このケーススタディでは主に本ガイドラインの第 2 節に記述している、保全アプローチの品質や効果、一貫性を担保し監視するメカニズムに関する様々な実践例について説明している。

国家自然遺産の歴史

1990 年の冷戦の終焉とドイツの再統合により、ドイツ国内の数々の軍事基地や褐炭の採掘地や東ドイツと西ドイツの境界線に沿った地域 (「グリーンベルト」) の用途がなくなった。農業などの集中的な土地利用が欠如していたことから、この地域のほとんどが高い保全価値を有しており、数多くの希少種や絶滅危惧種の生息地となっていた。さらに、軍事訓練などの土地利用は生息地の攪乱 (砲火、戦車の跡など) をもたらしており、絶滅の危機にある先駆種が地域で増殖することを可能にしていた。その結果、ドイツの連邦政府は自然環境の保全価値が高く連邦政府が有していた土地を連邦州や保全 NGO、および財団に無償で譲渡するプロジェクトを立ち上げた (実践例 1.2.1)。これは国家自然遺産 [141](NNH) アプローチと呼ばれたが、連邦政府が所有していた土地はさらなる土地利用の必要性がなくなれば私有化されることが法律によって定められていたことから独特の取り組みとなった。

政府は 2005 年から 2013 年にかけて約 156,000 ha 相当の連邦政府所有地 (うち 120,000 ha が元軍用地であった) を自然環境の保全に向けて無償で譲渡した (BMUB, 2017)。同プログラムは 2018 年に連立政権合意により更新され、最終的には合計 186,000 ha 相当の保全用地となる。下記に概要を示すその他の施策と共に戦略的な選定基準を用いることで、既存の保護地域の完全性を向上させ、保全価値の高い土地を維持し、ドイツ全体での野生動物の経路の確保に貢献した。

NNH サイトの最大所有者はドイツ連邦環境財団 (Deutsche Bundesstiftung Umwelt, DBU) である。DBU はドイツ政府が国有の鉄鋼会社の私有化による収入により 1990 年に設立した機関である。DBU は現在 NNH 用地のうち約 70,000 ha を有している。保全 NGO や財団が 25,000 ha を有しており、28,000 ha が連邦州に譲渡され、33,000 ha が連邦環境省の監視下で今も連邦政府が所有している。これらの地域の全ては現在厳格な自然環境の保全要件に基づいて管理

されている。NNH の所有者はプロジェクトの目的を遵守し、適切な管理施策を実施し、定期的な報告手順を設定することを義務付けた契約に署名している (下記参照)。

目的、管理、およびモニタリング

NNH サイトにおける主な目的は林地の如何なる商業利用も停止させることであり、段階的な廃止のスピードは森林の状態に応じて設定する。積極的な森林管理は全ての (近) 自然林において譲渡日から直ちに終了するが、その他の森林生息環境では、自然の植生群落の再確立を支援する目的で短期または中期「変換」管理を実施することが許されている。これはドイツ生物多様性戦略で設定している原生的自然地域の面積目標（大規模な原生的自然地域では 2020 年までに表面積の 2%、森林利用が発生していない森林地域では 2020 年までに 5%) の達成を支援するものである。森林の種類の中には従来の管理慣習により特有の保全価値が発展したものもあり、元森林地帯、一部のオークやシデ類によって構成される林、雑木林などがこれにあたり、引き続き積極的な管理を要している。また、来訪者を守るために一部の安全対策を引き続き実施する。

自然のプロセスやダイナミクスは全ての森林の長期的な保全ビジョンであるものの、湿原や淡水における生息環境は継続した積極的な管理と適切な土地利用 (大規模な放牧など) が保全価値を維持するために、全ての価値ある「人工」生息地 (草原、ヒース地帯など) に対して求められている。一部の NNH サイトは過去の土地利用の影響を受けており部分的に劣化または汚染されていることから、より貴重な生息環境への変革を加速化したり保全するためには回復や保存に向けた施策が必要となっていることが多い。

NNH 所有者はそれぞれのサイトに対してビジョンを策定しており (実践例 2.2.1)、年間報告を行い、環境省や連邦自然保護庁 (BfN) などと相談しつつ大規模な NNH サイトの管理計画を策定している (実践例 2.5.4、原則 3.5)。全ての管理施策の成功の度合いを評価し必要に応じてサイトの管理を調整するため、モニタリングも管理計画に含まれている (実践例 2.2.2、原則 2.4)。「モジュール型」のモニタリング手法が現在開発中であり、これにより、NNH 所有者は様々な人工および自然の生息環境や種群に合わせて基本的なモニタリングのプロトコルとより詳細にこだわるプロトコルを選択できる。多くの NNH サイト (特に保全 NGO が有している土地) では、サイトのモニタリングにボランティアが関わっている (実践例 2.5.3)。

まとめ

- 様々な機会を通じて連邦州 (Länder)、保全 NGO、および財団へ連邦政府所有地を無償で譲渡し、ドイツ全体で効果的に地域が保全される結果となったが、その中には PPA として捉えることができる土地もある (実践例 1.2.1)。

- 譲渡された土地は永続的に保全され、契約や地役権 (保全 NGO や財団の場合) によってもその義務が規定されている (実践例 4.1.1)。

- 自然環境の保全管理に関する詳細かつ法的拘束力を有した指示は政府が新所有者に対し出している (実践例 2.1.1)。

- NNH サイト各地の所有者には毎年報告を行う義務が与えられていることから、政府は各地のガバナンスについては強い役割を維持している (実践例 2.4.1)。

国家自然遺産のうち約 6,000 ha が元の西ドイツ - 東ドイツ国境線沿いのグリーンベルトに位置している © クラウス・レイドーフ

ケーススタディ 6

ケニアのレワ野生生物保護管理公園：野生動物保護管理モデルの成功事例

トゥカ・ジルモ、レワ野生生物保護管理公園

1984 年に 2,000 ha のサイの保護区として始まったレワ野生生物保護管理公園は野生動物の保護に関する有数のモデルとなり、東アフリカにおける保全とコミュニティ開発のカタリストとなっている。レワ野生生物保護管理公園は野生動物とその生息環境の保全モデルとして機能している。同公園は種の保護と管理、コミュニティ型保全開発プログラムの立ち上げとサポート、野生動物の価値に関する近隣住民の教育を通じてモデルとしての役割を果たしている。保護管理公園はパート B 第 2 節で述べたガイドラインの多くと、特に IUCN グリーンリストの基準を満たした PPA として優れた例となっている (ボックス 1.1)。

概要

クレッグ家が 1920 年代に初めてレワ・ダウンズを訪れ、50 年以上放牧場として土地を経営してきた。1980 年代初期には、アンナ・メルツという女性がクレッグ家を訪れ、ある依頼を提示した。アフリカ全土でのクロサイ (Diceros bicornis) の個体数の減少に恐怖感を抱いたメルツはクロサイの保護区を設立し、絶滅危惧種となったサイの残りの個体数を守りたかったのである。これが最終的にはクレッグ家による 16,000 ha もの牧場全体を保護管理公園の形成に捧げる結果につながり、その後さらに他の農家が有していた 3,000 ha を超える土地と 5,500 ha を超える国有林も追加された。

今日、保護管理公園は世界の野生の個体数のうち絶滅が危惧されているグレビーシマウマ (*Equus grevyi*) の 12%、ケニアの絶滅寸前のクロサイの 12% 以上、そしてケニアのシロサイ (*Ceratotherium simum*) の 14% 以上、そして 70 を超える東アフリカのその他の大型哺乳動物や 440 種を超える鳥類を抱えている。2013 年には、ケニア山国立公園 / 自然林世界遺産の一部としてリストアップされ IUCN により保護地域の管理の代表例として先駆的な「グリーンリスト」地域の 1 つとして選定されたことでレワは世界的に認知されるようになった (ボックス 1.1 参照)。サイの保護区としての初期の頃からレワはその保全の慣習を育み発展させてきた。今日は絶滅危惧種を保護しているだけでなく新たな保全地域や政府所有の国立公園などで再増殖させるために動物を移送し、コミュニティ所有の保全機関やその他ケニア各地の民間保全機関に実践例を共有している。レワの境界線はケニア山国立公園やケニア北部の放牧地広域への経路を確立させており、野生動物による周辺の景観への移動に関する連結性を確保できている。レワは近隣住民と協働し、生態系の集団的な管理を促進させている。これを示す

クロサイ © レワ野生生物保護管理公園

重要な例であり最初の肝要なステップとして、レワと西隣のボラナ野生保護区との境界にある柵の撤去 (ボックス 5.4 参照) を行い、37,000 ha を超える土地での野生動物の自由な移動を可能にしている。

レワではコミュニティによるエコツーリズムや文化ツーリズム事業を支援しており、持続可能な観光業や絶滅危惧種の管理、コミュニティベースの観光業および保全活動の実践例を模索している者が訪れる場所となっている。

変化する環境とレワ周辺における保全に関する課題

ケニア全体での劇的な野生動物の個体数の減少は、人間と野生動物のための景観の確保に取り組みつつ、保護管理公園の管理の強化を求める声が強まる結果となった。これは、資源の効果的な配分 (実践例 2.3.1)、説明責任や透明性の促進、保全におけるコミュニティ参加の受け入れ (実践例 2.1.3)、関連している有権者とのパートナーシップの構築、そして保護地域の価値の普及 (実践例 2.5.2、2.5.5) などを意味していた。

レワのコミュニティ開発プログラムはコミュニティベースの保全活動の代表的な例へと進化しており、医療、教育、水道、企業開発などの分野を通じて地域のコミュニティに直接的および間接的な便益をもたらしている (実践例 2.3.2)。レワは現在 21 の学校を支援し、4 つの診療所や 13 箇所ある共同体水道供給施設を管理し、成人教育プログラムや女性向けのマイクロクレジット制度や農業技術指導プログラムを維持している。このような様々なコミュニティ開発プログラムを通じてレワは保護管理公園周辺のコミュニティのニーズを満たすため保全アジェンダを活用しそれによって生活の改善に直接貢献している。レワは近隣住民による保全への関与や天然資源の持続可能な活用が核となる保全地域の長期的な実現可能性にとって鍵となることを認識している (実践例 2.1.3)。レワによるコミュニティでの取り組みは、ケニア北部をはじめとして強靭なコミュニティを発展させ、生活を変え、平和をもたらし天然資源を維持することを目標とした 33 のコミュニティ型保全機関を統括する組織である Northern Rangelands Trust[142] の設立につながった。また、レワはケニア野生生物公社 (KWS) やコミュニティの森林協会、近隣の牧場や考えが似通っておりレワのアプローチや成功に欠かせない保全パートナーともパートナーシップを組んでいる (実践例 2.5.2)。

レワは研究やモニタリングについては厳格なアプローチを採用しており、十分な資格を有し経験を積んでいる職員を配置し、放牧地、肉食動物、有蹄類、サイ、ゾウ、昆虫、鳥類などのテーマに関する応用研究に対応している。また、KWS 獣医事務所が常時配置されていることで完全な野生動物の獣医部門を設けている (実践例 2.5.5)。警備と反密猟事業では最先端のモニタリング技術を周辺のコミュニティによる関与と組み合わせて活用している。レワの警備隊は保護管理公園内の野生動物を守るだけでなく、景観を通じて人間や野生動物の両方の安全を強化している。反密猟チームのメンバーは国家警察予備員のメンバーでもあり、ケニア政府より保護管理公園や周辺のコミュニティにおける危険性のあるケースに対応し調査を行う任務に当たっている (実践例 2.5.5)。保護管理公園の CEO であるマイク・ワトソン氏は次の通り述べている :「長年にわたり、人にも野生動物にも有益な形で現在や未来を管理するためには、保全活動が最善のやり方であり続けてきました。保全活動を通じて、我々が守る絶滅危惧種にも未来があり、この景観を頼る人々も野生動物に直接価値を付加できているのです。」

まとめ

- レワのコミュニティ開発プログラムは、地域のコミュニティと密接な協働型の関係性を構築し、コミュニティによる天然資源への負荷を緩和させるように設計されている (実践例 2.1.3)。

- レワでは、進化し続ける保全活動やコミュニティの生活の課題や、多角化しつつある収益源 (実践例 2.3.1) に基づいて組織運営の効果性を経営計画や実践例、組織の戦略計画 (実践例 2.2.3) の継続的な実施を通じて実現している。

- 国家や地方政府における関連部門や、民間および共同体保全機関、地域や国際的な保全団体、地域や学術機関などとの野生動物の個体数調査、警備パトロール、疾病監視や臨床管理などをパートナーシップ通じて行っている。レワはケニア森林公社とコミュニティの森林協会とのパートナーシップを通じて共同で 2 箇所ある国有林を管理している (実践例 2.5.5)。

ケーススタディ 7

ニュージーランドにおける社会運動としての私有地の保全

マイク・ジェブソン、QEII National Trust

The Queen Elizabeth II National Trust(QEII) モデルは、遺産を作りたいと考える私有地の所有者の思いを支持し、その上に構築していくことでニュージーランドにおける私有地の協力的な保全を実現するモデルとして証明されている。このモデルは、認知やサポートが PPA に向けて強力なインセンティブとなることを記述している原則 3.4(パート B、第 3 節) の優れた例である。QEII の成功は、永続性 (実践例 4.1.1、4.1.7)、確固な法的および制度的枠組み (実践例 1.1.1)、そして各所有者が達成していることに対する認識といった、PPA に関する実践例における多くの側面によって支えられている。

ニュージーランドのオタゴ中央部における QEII 最大の規約地 (53,000 ha) にある Mahu Whenua 上空を飛ぶ在来種でキアと呼ばれるミヤマオウム (Nestor notabilis)© ビル・ウォレス、National Trust

概要

過去 40 年にわたり、私有地の保全は、ニュージーランドの自然遺産に対する当時の政府による農業生産の補助金の影響について懸念していた少数の農家リーダーが広めていた未知な概念から、大きな成功を納めている PPA 運動へと変わった。この運動は、財務インセンティブが非常に限られているにも関わらず、農地の所有者やその他の農村部の土地所有者の多くの賛同を得るようになった。

この運動は The Queen Elizabeth II National Trust(QEII) が主導した。QEII は独自の法律 (Queen Elizabeth the Second National Trust Act 1977) に基づいて政府からは概ね独立した形で運営されているが、ニュージーランド政府が出資している。政府との融資に関する合意の一部として、QEII は、私有地の生物多様性の保護や守られている経路や景観への追加に関する国家の優先事項を満たす規約を確保する活動に特化している。これはニュージーランドの生物多様性国家戦略の一部として長らく行われてきた慣習 (実践例 1.2.1) である。Queen Elizabeth the Second National Trust Act 1977 では、公共の保全地を補完するためのニュージーランドの保護地域制度の一部として規約を支援するための確固な法的および制度的枠組みを制定している (実践例 1.1.1)。しかし、規約は土地所有者によって政府や環境 NGO が土地所有者のコンプライアンスを遵守させるための規制ツールとして捉えられていない。むしろ、農村部の土地所有者が大切にしている土地の将来に関する思いを支援するパートナーシップのツールとして捉えられている。

民間の土地所有者にとっての特別な地域の保護を支援することで、QEII は過去 40 年間にわたりニュージーランドのほぼ全域を通じて平均して毎週 2 件の新しい規約 (規模は平均 40 ha) を確保してきた。今日、QEII の永久的な受託統治の下に置かれているこの PPA のネットワークは 4,450 件以上もの規約 (180,000 ha) を抱えており、毎年約 110 件の新しい規約 (平均 3,800 ha) のペースで拡大し続けており、その勢いは衰えを見せていない。一旦私有地の所有権に登記されると、QEII の規約は保全を目的として保護地域を永遠に「オープンスペース」として扱うことで永続性を提供している。(実践例 4.1.1)

QEII の規約は、政府や省庁による介入、鉱業、採石、油田ガス開発、商業的な林業、宅地開発、およびその他の環境への配慮に乏しい商業利用や開発などから守る強固な法的保護を提供している。農地を対象とした規約は、自然遺産や景観の保護という目的と整合性が取れ続けている小規模な家畜の放牧を行っている一部の土地を除き、土地での農業利用をやめさせている。珍しく、最後の選択肢としてしか用いられることがないものの、法廷における規約条件の執行措置は、規約合意の法的な堅牢性を証明している。この強制措置は、提供している保護に対する信頼感をもたらしたため、他の規約の所有者からは喜ばれている。

全ての登記された規約は定期的にモニタリングが実施されており (約 2 年に 1 回)、その費用は QEII が負担している。モニタリングの訪問は土地所有者に管理に関するアドバイスを提供し運営を支援し、規約対象地を買収した新しい土地所有者を刺激することが主な目的である (実践例 8.2.1)。

規約の土地所有者は全員 QEII National Trust の生涯会員となり、地域の規約イベントへ招待され、保護地域を認定する標識を受け取り、QEII が出版している「Open Space」誌で認知され、モニタリングの一環として規約に基づいた管理に関するアドバイスを受ける (実践例 8.2.1)。QEII の地域職員と良好な関係性を構築し実現していることに誇り持つこれらの規約所有者は、近隣の知人にも隣接している自然地域を保護するよう勧め、広範な景観における残りの自然の特徴や生息環境を守るような規約のグループの形成に繋がっている。

ニュージーランドの QEII や民間土地保全の設立に関して先駆者であるゴードンとセリア・スティーブンソンが所有する Waikato の農場にある QEII 初の法的に保護された茂みである
© QEII National Trust.

保全における社会責任

QEII のモデルでは PPA の実践例の要素のほとんどを抱えているが、その成功をもたらす上で顕著な財務インセンティブ (税額控除や補助金) が欠けていることから世界的に見ても珍しい。QEII モデルは土地所有者が土地の法的な保護を確保するためにかかる費用を一部負担することを義務付けている。土地所有者は土地管理や運営にかかる継続的な費用のほとんどについて責任を負い続ける (例外的に隔年のモニタリング費用は QEII が負担する)。ニュージーランドにおいて規約を遵守するほとんどの土地所有者は「正しい行いである」と信じ、QEII 規約 (実践例 3.4.1) を通じて生み出した遺産について誇りに思い、認められているため、土地の特別地域を保護している。これは、財務インセンティブよりも、このような誇りや遺産の感覚の上に QEII モデルは成り立っているのである。

ニュージーランドの代表的な農家の間では、規約によるコミットメントは天然林や自然の湿原、その他の重要な自然遺産を優良な営農活動と計画立案の一環として保護することは社会的に責任ある行為であると見なされている。これまでにニュージーランドの羊や牛の農場のうち約 20% が QEII 規約を有し農地内の自然地域を守っており、これは常に拡大し続けている。環境に対する意識が高い個人の中には豊かな自然遺産を有している土地を保全活動を行い管理や保護を行う意図で購入している者もいる。これらの土地所有者は購入後に永続的な保護を提供するため、QEII と共に土地の規約や投資の確保に取り組む。

まとめ

- 前衛的な農家のリーダーらが QEII 設立に向けた原動力となった。農村部のルーツを有していることから、中央政府や地方自治体の代表者とは協働しづらかったであろう状況においても QEII とパートナーシップを組み保全活動に取り組むための信頼感を多くの土地所有者に与えている (実践例 8.5.6、4.1.5)。このモデルは 40 年前の開始以来、全ての政府から超党派的な支持を得続けてきた。
- 全ての規約は合意済みの目的や目標、各土地所有者の独特の状況に当てはまるように適応できるような条項や条件を有している (実践例 1.2.1)。
- 規約は堅牢で永久的な法的保護を提供している (実践例 4.1.1、4.1.7)。
- 農村部の土地所有者と共同で取り組む QEII の地域の代表者は実用的な保全活動家であり、地域のコミュニティの中で暮らしている (実践例 8.2.1)。
- QEII 内で規約による保護を最も推し進めているのは既存の規約所有者である (実践例 8.1.2)。

ケーススタディ 8

ペルーの民間保全ネットワーク

クリステル・シェスケ、ブルーノ・モンテフェリ、Sociedad Peruana de Derecho Ambiental

ペルーの PPA が政府から受けている支援は比較的少なく、国内の PPA を対象とした全国規模の組織や協会は存在しない。その結果、ペルーの各地方でネットワークが形成されており、Sociedad Peruana de Derecho Ambiental(SPDA) や Amazónicos por la Amazonía(AMPA) などの NGO が PPA をネットワークへと編成している。公式の全国 PPA ネットワークがないにもかかわらず、NGO 主導の取り組みが PPA を全国レベルで繋げている。過去 10 年ほどにわたり、これらの PPA ネットワークの強みや弱み、課題などに関する多くの知見が得られており、ここで記述すると共にパート B 第 8 節の原則や実践例にも反映されている。

概要

ペルーでは PPA の枠組みは 1990 年代後半から 2000 年代初期に設立された。これにより、民間または共同体が所有している土地に設立される民間保全地域や公共地における保全やエコツーリズムのコンセッション、保全契約など、土地区画に対し一般市民が公的に認めた保全に向けたコミットメントを行える一連の法的なメカニズムが制定されている。

ペルーには現在 5 つの PPA ネットワークが存在している (表 5 参照)。民間の保全に向けた取り組みはいくつかの異なる法的なツールを通じて実現可能となっており、多くの場合ネットワークが複数ないし全ての例を取り込んでいる。その結果、加盟者のニーズも大きく異なる。例えば Amazonas では、一部の PPA はエコツーリズムを通じて保全活動の財源を効果的に確保する術を有している都市部の起業家が有している一方で、別の PPA は巨大な面積を有し、農業や家畜が生活の中心となり水源を確保するために森林の保全活動を行っている農村コミュニティが管理している。前者の場合は PPA の管理者が長年にわたり同じ人物であることが多いが、所有者がコミュニティである場合、PPA の管理者は民主的に選出され数年に一度顔ぶれが変わる委員会に左右され、その結果内部でもネットワークに対しても管理の継続性を担保できていない状態となっている。両者とも異なる世界観や優先事項、ニーズなどを有している。しかし、PPA ネットワークの加盟者における異種性は、全く異なる保全の利害関係者の間で議論や学びを育めるような多様性と代表性をネットワークにもたらしている。

ネットワークは PPA の効果性を様々な形で改善している。例えば、Amazonas ネットワークは 2017 年と 2018 年に小規模の助成金を受け取り、エコツーリズムサービスにおける研修の実施など、これまで優先化してきた活動を実施するための自立した基金を初めて提供できた。Amazonas ネットワークは複数の PPA メンバーを含む観光客向けの回路を創り出しており、それを共同で宣伝している。San Martin では、ネットワークメンバーの一部がサブグループとして非木材生産物をそれぞれの PPA から販売するための協同組合を設立した。いくつかのケース (Amazonas の Milpuj La Heredad や Bosque Berlin などの民間保全地域) では、PPA ネットワークにおける公的な認知度と参加により管理者の中で復活した活力によって保全活動に改めて取り組み、新たなプロジェクトを立ち上げ、地域のリーダーとして動き取り組みを拡大するように動機づけている。

Peruvian National Protected Area Service の事務局長であるペドロ・ガンボア氏が Amazonas の PPA ネットワークである RED AMA のメンバーに民間保全における取り組みについてお礼を述べる © Conservamos por Naturaleza / SPDA

課題

保全についてはありとあらゆる実践例のガイドが用意されているものの (パート B 第 2 節)、ペルーでは PPA の管理者のうちそれらを活用している者はほとんどいない。言語の壁や研究と実務のギャップは保全科学において広く知られている問題となっている (Knight et al., 2008)。PPA ネットワークは PPA 間での知識共有を可能にし (実践例 2.5.2)、NGO やその他の主体が対象となるメンバーを設定し能力構築のための研修を提供することを容易にしている (実践例 8.2.1)。例えば、SPDA は Amazonas ネットワークにそれぞれの PPA に対する脅威と戦うための法的なツールに関する一連のワークショップを提供し、AMPA は San Martin ネットワークのメンバーに対しプロジェクト設計と管理に関する研修を実施している。Amazonas では、SPDA が地方ネットワークのために直接業務にあたるコーディネーターを雇っている。また、Loreto では、SPDA と AMPA の両方が地方のネットワークを支援するため定期的な会合や事務所のための資金といった支援を提供している。同様に、ペルーの PPA ネットワークは資金調達に苦しみ国家や国際的な助成金や奨学金プログラムへのアクセスが限られているものの、San Martin、Amazonas、Madre de Dios などのネットワークは NGO によるプロジェクト設計や助成金申請書の作成などに関する協力を得て、小規模なプロジェクトに向けて資金を確保することに成功している。

表 5. ペルーにおける PPA ネットワークの寸評

	Amazonas	Madre de Dios	San Martin	Loreto	Ucayali
ネットワーク名	Red de Conservación Voluntaria de Amazonas(RED AMA)	Red de Conservación de la Biodiversidad de Madre de Dios	Red de Conservación Voluntaria y Comunal de San Martín	Red Amazónica de Conservación Loreto(RACOL)	Asociación de Concesionarios Conservacionistas de la Biodiversidad BioRed Ucayali
PPA メンバー数	14	16	34	23	13
保護対象の総面積 (ha)	125,316.96	6,543	700,000	5,431.7	110,125.73
代表している PPA のタイプ	民間保全地域	民間保全地域、エコツーリズムコンセッション、保全コンセッション	民間保全地域および保全コンセッション	民間保全地域および保全コンセッション	エコツーリズムコンセッションおよび保全コンセッション
現在活動中	活動中	活動休止	活動中	活動中	活動中
正式に設立済み	設立済み	未設立	未設立	設立済み	設立済み
独自の予算有り	あり	なし	なし	なし	なし
ウェブサイト / オンライン上のプレゼンス	SNS	なし	SNS	SNS	SNS

全体的に多くの課題に直面しているものの、これらのネットワークは対話やコラボレーションのための重要な空間を提供しながら、地方自治体やその他利害関係グループに向けて地域の保全活動を推進する能力を証明している。例えば、PPA メンバーは違法伐採などの PPA に影響を及ぼす環境犯罪に対する当局の動きの遅さや欠如について不満を述べることが多い。San Martin、Amazonas、および Loreto における経験から、PPA ネットワークが圧力をかけることで当局がもっと早く対応することが示されている。これらのネットワークを強化しその長期的な独立性と持続可能性を担保することは保全活動に取り組む政府や NGO の両方にとって優先すべき課題である。

Reserva Nacional Tambopata と Tambopata 川に隣接している PPA Bahuaja の所有者が、アマゾンの生物多様性のため景観の回廊を作っている © Conservamos por Naturaleza / SPDA

まとめ

- ネットワークは、同様の考えを有する人々によるコミュニティに所属し認められているという感覚を与えることから、PPA 管理者にとって強力な動機となりえる (実践例 8.1.2)。
- PPA ネットワークは環境重視の政治行動のプラットフォームを提供する。ペルーでは、多くの地方環境局が汚職や非効率性、資源の欠如に悩まされており、その結果環境犯罪はおおっぴらに行われ、処罰されていない (実践例 8.1.1)。
- PPA ネットワークは重要な知識共有のプラットフォームとなっている (実践例 8.2.1)。
- ネットワークは非営利組織や同様の組織として正式に設立されれば共同プロジェクトの機会や資金を提供できる (実践例 8.2.1)。
- ネットワークは共同事業のアプローチのためのプラットフォームを提供している (実践例 8.4.1)。
- 大規模な NGO の関与はネットワークの機能において重要な要素であることが多い (実践例 2.5.4)。

特別な謝辞 : 本ケーススタディの執筆にあたり、ホセ・バルガス、マルティン・ヴァスケス、フェルナンド・アレヴァロ、カリーナ・ピナスコの諸氏に大いにご協力いただいた。

ケーススタディ 9

マロロレレイ・レクリエーション保護区：サモアにおける協働の成功

モエウム・ウイリ、Ministry of Natural Resources and Environment

2010 年に、カトリック教会の土地委員会を通じて教会から Bluebird Lumber and Hardware Ltd(BBL) が 12 ha の土地を購入した。購入時の森林の状態は非常に悪かった。土地所有者によると、森林面積の半分以上が破壊され、元の樹木が伐採されゴムの木やカエンボク (Spathodea campanulata) に取って代わられていた。BBL Company のオーナーであるトゥイアオポ・ファーマウシリ・アンドリュー・アー・リキ氏は在来種の樹木や果樹を植え始めた。全ての隣接した土地はカトリック教会が所有しており、孤立した民間の住宅地が近隣に点在していた。土地所有者は、隣接地の所有者との管理の取り組みを調整するなど、生物多様性にとって最も良い結果を確保するために、あらゆる機会を利用して他の関係者と協働している (実践例 2.5.2、2.5.4)。

概要

マロロレレイはサモアの首都アピアより約 7 km 離れた場所にある小規模の高地コミュニティである。涼しい地域にある土地を購入する新たな居住者が増えつつあるウポル島中央部にある新たに開発された地域に位置している。この土地は比較的平たく最も高い標高に位置しており (約 600 m)、東部と西部の両方にある保護区に隣接している谷へと低下しており、2 本の小川が海岸へ流れ出ている。

この地域には地域固有の鳥が生息しており、その中には絶滅危惧種も含まれる。また、この場所では、サイクロンの時期の強風の影響から守られた天然林のパッチが残されている。この地域がなければ、この島の高地の天然林は壊滅的な影響を受けていたと考えられる。土地所有者の動機については、次のような意見がある：「サイトの持続可能な管理によりマロロレレイ保護区の回復力を強化し、パートナーと協働することで我々の在来の野生動物や生物多様性に対する支援を担保すること。我々は希少な固有種や生態系の保全に向けて保護している土地を増やそうとするサモアの取り組みを支持しています。」

課題

購入時には、劣化した土地には空き地や農場が数多く存在していた。外来の植物種が支配し、ラットなどの侵略的外来種が蔓延していたのである。同保護区には絶滅の危機に瀕している 2 種類の在来の鳥 (ma'o と呼ばれるハシグロオオミツスイ (*Gymnomyza samoensis*) と manumea もしくはオオハシバト (*Didunculus strigirostris*) が生息しており、現在継続中の調査ではこれらの種はラットが巣を捕食する危険性に晒されていることが分かった。

パートナーシップを通じた解決策の発見

マロロレレイ・レクリエーション保護区の成功は様々な他のグループとの協働によってもたらされている。保護区の設立前には、2012 年に Central Savaii Uplands Biodiversity Rapid Assessment(BIORAP) が

2008 年に Magiagi 村で実施した研究調査中に捕獲され解放された ma'o のオス (*Gymnomyza samoensis*)© リベッカ・スターネマン

実施され、評価対象となった土地と強い家族的な関係性を有していたことから、現在の土地所有者であるファーマウシリ氏は評価に関わった。この過程は土地所有者を効果的に巻き込み、生物多様性の持続や、得られた知識や便益が地元のコミュニティで共有されることを担保するために果たしうる役割に対する関心を刺激していた。2012 年の BIORAP のサクセスストーリーは BBL による私有地となっている 12 ha の土地をマロロレレイのために確保し、野生動物や生物多様性全般のために保全するという決断に繋がった。

2015 年にマロロレレイ・レクリエーション保護区は、天然資源環境省 (MNRE) と BBL の間におけるパートナーシップによる国家保護区として、生物多様性の日を記念して設立された。このような認識はマロロレレイ・レクリエーション保護区が ma'o や manumea の生息地であることを認めるものであった。サイトの設立以来、MNRE は BBL と 2015 年に交わした了解覚書に基づいて密接に協働して来た。サイトの基礎情報を収集するために、2016 年には生物多様性の評価が実施され、その結果から、IUCN レッドリストに含まれている ma'o や manumea の存在が示された。これらの種の危機的な個体数の状態やラットの存在に関する主な懸念は問題の解決に向けて数々の関心を有するパートナーによるコラボレーションを作り出した。このパートナーシップを通じて地域の外来の害虫を駆除し鳥類を含む野生動物をさらに守ることを目指したプロジェクトが発足した。

2017 年 9 月には、オークランド動物園とニュージーランド政府の公共開発保全信託基金による出資と PelGar International、Samoa Conservation Society、BBL による技術支援により Malololelei Pest

マロロレレイ・レクリエーション保護区のプラットフォームから見える Apia の北西部の景色 © モエウム・ウリ

Management Project が立ち上がった。MNRE は現在プロジェクトの実施をリードし管理を行っており、活用できる資金の状況によっては次の 2 年間プロジェクトを続ける予定である。

BBL は数々の関連するパートナーや利害関係者と密接に協働し続けることに意欲的である。これには Catholic Church Land Board(原則 5.5)、天然資源環境省 (MNRE)、Samoa Conservation Society などの NGO、地域の団体やドナー機関などによる保護区の管理の向上に向けたサポートが含まれる。

MNRE の最高責任者はこの考えを共有しており、次の通り述べている :「サモア政府は MNRE を通じて、政府とのパートナーシップにより、重要なパートナーの皆さんによる固有の生物多様性の保全と保護に向けた多大なサポートや取り組みについて非常に感謝しています。我々のミッションは国の重要な景観の持続可能な管理と陸地や海域の資源の保全に向けた全ての重要な利害関係者が効果的に参加できることを担保することなのです。そして BBL とのこのようなパートナーシップによって、サモアがこのようなマイルストーンを達成する上で BBL などの民間土地所有者が果たした役割を賞賛しています」。

まとめ

- 保護地域の持続可能な発展に向けてコミュニティのサポートを関与させ感謝すること (実践例 2.1.4)。
- 社会における全ての異なるグループを含め、生物多様性の保全課題を推進していく際にジェンダーのバランスが担保されていること。多様な声はより強靭で効果的な意思決定に繋がる (実践例 2.5.4)。
- 行動するために資金を待たないこと。可能であれば、何か行動を起こしてから妥当な場合に金銭による支援を受けること (実践例 3.7.1)。
- 小さいところから始め、大きくしていくこと。保護地域は数々の小規模なサイトであっても、まとまることで、広範でよく管理されたネットワークを形成できる (実践例 8.2.1、8.5.3)。
- 地域のコミュニティや土地所有者が保全活動をリードできる機会を提供すること (原則 1.3)。それにより、政府やドナー機関、専門家らが支援し取り組みを持続させていくためにアドバイスを提供できる。

ケーススタディ 10

PPA の設立 : 南アフリカの教訓

キャンディス・スティーブンズ、BirdLife South Africa

南アフリカは世界に 17 あるメガダイバーシティ国家の 1 つとして認識されており、約 6000 万人の人口を抱えているだけでなく、様々な開発ニーズや機会に直面している。多様な生態系は国内の人々や国家経済の健康や健全性を支えている。南アフリカ政府による国家開発計画 2030 では、「あらゆる観点から自然環境を保護する必要性」を認識しており (Government of South Africa, 2015a)、生物多様性国家戦略とアクションプランでは保護地域の拡大を鍵となるツールとして特定している (Government of South Africa, 2015b)。南アフリカの国家保護地域拡大戦略 (Government of South Africa, 2010) では、国家の政策目標や愛知ターゲット 11 などの国際的な目標を達成するためには国家、民間、共同体の所有地における保護地域の拡大が必要となる。以下のケーススタディでは、本ガイドラインのパート B 第 3 節で示している主な原則に基づいてどのように南アフリカの PPA が設立されているか検討し、管理の実践例と革新的なインセンティブの両方がどのようにこの過程に取り込まれているか簡単に述べる。

Sneeuwberg Protected Environment PPA の土地所有者は管理当局を構成しており管理計画を策定し実施している © BirdLife South Africa

概要

南アフリカは、土地所有者の同意を伴い、法的なステータスや権利、所有権に基づいた土地に対する義務の違いなどを区別せずに国有地または私有地を対象とした国の法律を通じて保護地域の正式な宣言を提供している。南アフリカの私有地における保護地域は、何よりもまず保護地域であり、PPA としての信頼性があり公式な承認の明確な例である (実践例 1.1.1)。現在、南アフリカにおける陸上の保護地域対象地の 35% が私有地であり 5% が共同体によって所有されている (図 2)。

南アフリカでの保護地域の定義は、地理的に設定した陸域または海域であり、Protected Areas Act の条項に基づいて正式に保護され、生物多様性の保全を主な目的として管理されている地域としている (SANBI, 2016)。南アフリカでは詳細な空間計画を用いて国家と地域の両方のレベルで保護地域の拡大戦略を策定している (実践例 1.2.1)。南アフリカの広範な政策や法的枠組みは、保護地域 (protected area) と保全地域 (conservation area) の違いを説明している。保護地域は自然環境の保全を主な目的に設定している一方で、南アフリカで定義している保全地域ではそうではない (SANBI, 2016)。南アフリカにおける保護地域や保全地域は別々に認められ報告されており、PPA とその他の効果的な保全施策 (OECM) の違いの具体的な 1 例となっている (付録 1 と Mitchell et al., 2018 を参照)。

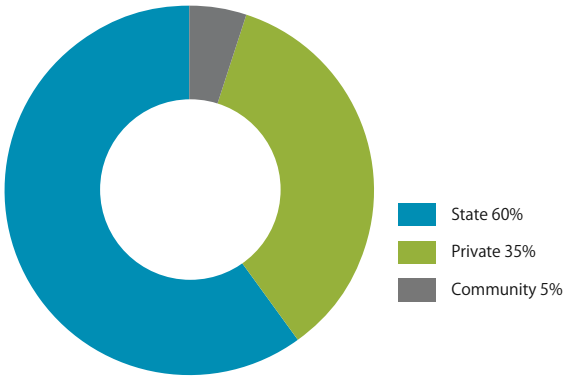

図 2 : 南アフリカにおける保護地域 の所有 (%)

民間および共同体による土地管理を通じた保護地域の拡大

南アフリカの私有地や共同体所有地における保護地域の拡大に関する主なツールは、National Biodiversity Stewardship Initiative である。生物多様性の管理 (Biodiversity stewardship) は保全当局が主導し保全 NGO の支援の下、民間および共同体の土地所有者と合意を形成することで生物多様性に関する優先地域において土地を確保するためのアプローチである (SANBI, 2015)。生物多様性の管理に関する合意は上記の通り正式に宣言された保護地域の合意の階層を提供しており、30 年から 99 年間の期間による永続性から法的拘束力を持たない合意まである (図 3 と実践例 3.1.2 参照)。この階層は PPA の設立に向けて利用できる様々な法的メカニズムを示している。顕著なものとして、法的な保護や永続性の度合いが高まるにつれて土地利用管理の制限や土地所有者の便益や生物多様性税などのインセンティブなども増大している (ボックス 3.2 参照)。

生物多様性の管理は、土地所有者の自主的な選択により私有地または共同体所有地における保護地域を正式に認めるよう宣言するために、国立公園 (契約国立公園 (Contract National Park) と呼ばれる)、自然保護区 (Natural Reserve)、保護環境 (Protected Environment) と

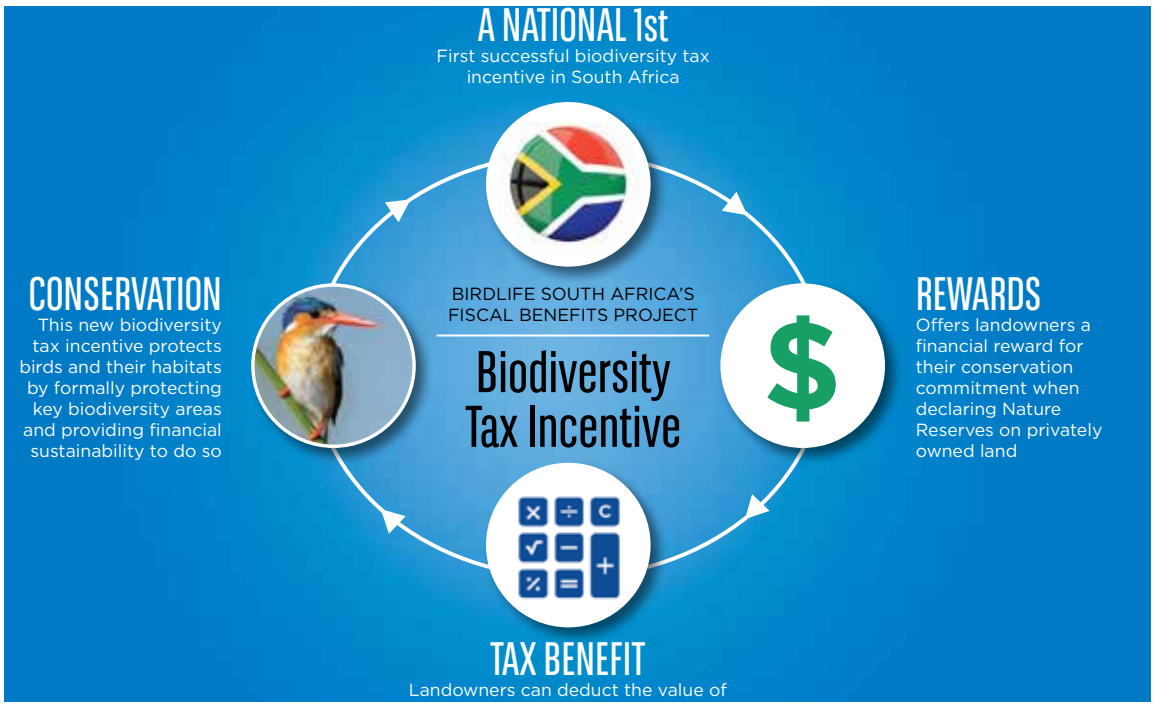

図 3：生物多様性管理に関する合意の階層：生物多様性の管理は、PPA の設立を可能にする南アフリカの詳細な制度構造と実用的な実施枠組みを表している

主に 3 種類の PPA を活用している。それぞれの種類の PPA では法律に基づき詳細な管理計画と年間管理監査が求められる (実践例 2.1.1)。

契約国立公園と自然保護区は生物多様性や生態系の価値が最も高く、生物多様性の保全を主目的として正式に宣言される地理的な地域である (実践例 1.2.1)。国立公園は Protected Areas Act に基づいて南アフリカの国立公園の管理を担い、生物多様性管理アプローチによって定義された手続きと同様の平行した手続きにより私有地や共同体所有地におけるこのような形態の保護地域の宣言に関わる South African National Parks(SANParks) の権限下に入る。南アフリカにおける実践例では、これらの合意に関する宣言期間は最低 99 年間または永続性ものとして宣言されなくてはいけないと規定している。これらの合意には、採取的な活動など持続不可能な土地利用を禁止するといったより厳格な管理規制が適用される。南アフリカにおける PPA のトップカテゴリーに入るこの種類の PPA は Income Tax Act を通じて専用の生物多様性税のインセンティブにもアクセスできる (ボックス 3.2 参照)。自然保護区も財産法を通じて不動産権利の保証を義務付けており、将来の土地所有者の変化に関係なく保護地域のステータスを担保している。

保護環境は複数の民間所有地を通じて宣言できる保護地域である。この形態の PPA は生物多様性の価値や景観規模での生態系の機能を有した比較的大規模な地域を対象としており、僅かながらも柔軟な性質により、管理の制限が緩和され生物多様性の保全が生産的な景観でも許容されている。実践例では保護環境が最低 30 年間から最長 99 年間まで、または永続的なものとして宣言されるべきであると記している。管理計画は利害関係者と共に地域に対して策定され、保全当局や保全 NGO による支援を経て土地所有者らが実施する (ボックス 2.2 参照)。

まとめ

生物多様性の管理の実践コミュニティや南アフリカの法的及び制度的枠組みは PPA の設立を支持する基礎的および機関的な構造であり、南アフリカにおける堅牢な PPA の設立の成功の鍵となっている。南アフリカの生物多様性管理アプローチから得られた最も顕著な教訓を以下に示す：

- 南アフリカにおける国家、民間、または共同体の所有地における保護地域は全て国の法律により保護地域として正式に認められ、そのように報告される (実践例 1.1.1、7.1.2)。
- 南アフリカの PPA は土地所有者による自主的かつ長期的なコミットメントを通じた自然環境の保全を主目的として設立される (実践例 1.2.1、3.1.1、3.2.1)。
- 生物多様性管理は南アフリカの PPA 設立における最も成功したアプローチを代表しており、PPA は制度的な枠組みと実践コミュニティによって促進される (実践例 3.4.1.、3.7.4)。
- PPA は毎年監査の対象となる詳細な管理計画の策定が義務付けられている (実践例 2.1.1、2.4.2)。
- 南アフリカの PPA は南アフリカ初の効果的で財務的な持続可能性を直接支援する生物多様性税のインセンティブにより革新的な保全活動に向けた融資にアクセスできる (実践例 3.1.1、3.1.2、3.2.1)。

ケーススタディ 11

エセックス郡グリーンベルト :「一般的な」アメリカ型土地トラスト

ブレント・A.・ミッチェル、IUCN-WCPA 民間保護地域とネイチャー・スチュワードシップに関する専門家グループ (会長)、エド・ベッカー、Essex County Greenbelt Association

アメリカにおける PPA は土地トラストと呼ばれる専門組織が設立し、監視活動を行い、場合によっては管理も担う。永続性は土地保有制度に組み込まれている法的な手段を通じて確保され (実践例 4.1.1)、インセンティブは主に開発権利の自発的放棄、不動産や所得およびこれらの権利の価値に関連するその他の税の減税によって得られる (実践例 3.7.4)。

アメリカの「一般的な」土地トラスト

エセックス郡グリーンベルト協会 (「Greenbelt」) の名前はマサチューセッツ州ボストン市の北部および東部の管轄と、拡大しつつあった市街地から残っている森林や草原を守ろうとした当初の取り組みに由来している。1961 年以降、この民間土地トラストは地域を通じて 7,000 ha 以上もの土地を守ってきた。これらの地域がどのようにして保護されるに至ったかは Greenbelt がどのように機能しているかを示しており、アメリカ各地にある他の土地トラストと類似している。

Greenbelt は他の NGO や地方自治体、または州の保全機関が所有し管理している約 1,600 ha の私有地において保全活動を支援してきた。しかし、残りの 5,500 ha については、Greenbelt が 2 つのお互いに大きく異なる方法で土地の法的権限を維持している。この土地のうち半分を僅かに下回る規模が自由保有権の「民間」保護区であり、合計 362 区存在している。これは、公的な目的を有しながらも「民間の」組織である NGO(Greenbelt が全ての保護区における公共アクセスを維持しているためカッコつきで「民間」としている) が全体を所有していることを意味している。これらの所有地のほとんどは、レクリエーションや教育などの目的と並んで保全を主な目的としているため、IUCN による PPA の定義を満たしている。Greenbelt が土地を所有し保護し、永続的に管理することが期待されている。1974 年に Greenbelt に寄付され NGO の本部となっている Allyn Cox Reservation が良い例である。海岸沿いの高地および塩性湿地である 12 ha の区画である Reservation はウォーキングや野生動物の観察、アウトドアのイベント実施などを行う公共の場所として高い人気を得ている。

さらに 2,800 ha の土地を保全地役権により保護している。地役権 (easements) はマサチューセッツでは restriction と呼ばれており、民間による所有を維持しつつも所有地の用途を限定している。地役権は不動産の所有に関する「三本の棒 (bundle of sticks)」の喩えによって説明されることが多い (実践例 4.2.1)。所有地の地役権は鉱物権やアクセス権、住宅を建設する権限など、一般的に土地所有者が有しているかもしれない権利の一部分のみを対象としている。保全地役権は所有地で行われる特定の活動を防ぐまたは禁止する権限など、これまで全く譲渡されることがなかったか、譲渡されたとしても稀であったような権利に対応しており、そのため付与された地役権は「消極的地役権」とも呼ばれていた (全ての地役権が PPA の基準を満たしているわけではないが、多くが満たしている)。

© エセックス郡グリーンベルト協会

土地評価チーム © エセックス郡グリーンベルト協会

伝統的に、アメリカの法律は土地利用に対する永久的な制限を嫌い (つまり、永久的な制限、あるいは実質的に永久的)、地役権の概念の延長には、1981 年の National Conference of Uniform State Laws によって採択された Uniform Conservation Easement Act によって体現されているコモン・ローの法定改正が必要であった。この法律では保全地役権が永続性を有しその後の全ての土地所有者に対しても法的拘束力を有していることを規定していた (実践例 4.1.7)。また、地役権を与えられたエンティティが制限された区画周辺の土地も保有しなくてはいけないというコモン・ローの要件も撤廃した。保全地役権は特定の権利を永遠に「奪う」ものであり土地の所有権に登記されるものの、権利がただ消えることはできず、他のエンティティが保有することになる。そのため、Greenbelt の役割や土地トラストによって好まれている。Greenbelt はコンプライアンスの遵守を監視しなくてはいけない 222 件の所有地に対する制限を保有しており、必要であれば地役権の内容を強制する。

保全地役権は土地の理論的な不動産価値を下げるため、土地所有者は固定資産や所得に対する減税という形で便益を享受する。自由保有権保護区のドナーや土地トラストの事業運営を支援するドナーにも所得税による便益が適用される可能性がある。これらは強力なインセンティブである (原則 3.7 を参照)。

アメリカ各地の PPA

Greenbelt はアメリカ全国にある 1,300 以上も存在する土地トラストの 1 つである (Land Trust Alliance, 2015)。本ケーススタディの題名にも関わらず、「一般的な」土地トラストは存在しない。Greenbelt は正規職員を 14 人雇用している。The Nature Conservancy などの一部の土地トラストは格段に大きい組織であるが、土地トラストのほとんどは Greenbelt よりも小規模である。土地トラストの中には職員を全く雇っていないものもある。土地トラストの大半は Land Trust Alliance が公布している「標準と慣習」を採用しており、これまでに 400 を超える土地トラストが土地トラスト認定委員会によって最高の基準を満たしていると認定されている。

もちろん、アメリカにはこれ以外にも様々な種類の PPA が存在する。中には完全に個人の取り組みによるものもあり、実際全ての PPA のサブタイプが存在している。特筆に値することとしては、恒久的な学術研究の領域が挙げられる。多くの大学は、国家の歴史の中でも早い段階で、土地の払い下げによって創立されている。土地は時間とともに大学の資金調達のために売却するために州が与えていたが、一部の地域は生態系の研究用に取り置き、現在も PPA として残っている。

アメリカの私有地における保全は保護の永続性の強調によって特徴付けられ、主に土地所有者に対して生じる減税という形ではあるものの様々なインセンティブによって促進されている。しかし、土地の保全が完全に経済的な判断によって行われていると結論づけることは過ちである。土地所有者の主な動機が経済的なものではなく内在的なものであることは多くの研究が示しており、インセンティブは管理の感覚に基づいて行動することを可能にしている (原則 3.4)(例えば、Farmer et al., 2016)。土地所有者のジョージ・レオンハード氏がなぜ兄弟と共に保全地役権によって農場を保護しようとしたか語っている :「自分の土地に家が乱立しているような様は見るに堪えませんでした」。

まとめ

- 土地の保護に関するメカニズムやインセンティブは既存の法律や規制から適応できる (実践例 3.7.4)。
- 高度に発展した土地保有制度により、永続的な保護は特定の土地所有者ではなく土地所有権自体に付属されることで担保できる (実践例 4.1.1)。
- インセンティブは価値ベースであると耐久性があり、市場システムと統合できる (実践例 3.2.1)。
- 個人的な管理や専門的な仲介団体は民間保護地域の設立や管理、監視において重要な役割を果たしている (実践例 8.2.1)。

ケーススタディ 12

PPA を有名に：イギリスにおける PPA を WDPA に加える取り組み

スー・ストルトン、IUCN UK National Committee

イギリスは IUCN による保護地域の定義やカテゴリー、ガバナンスタイプに基づいて全ての自然や景観の保全地域を評価する制度を構築し、全てのガバナンスタイプに対応した世界で最初の国の 1 つである (「2008 年ガイドライン」)。The UK Putting Nature on the Map(P-NOTM) プロジェクトでは、これまで認識されていないコミュニティや民間および地域の保全地域が IUCN の 2008 年保護地域ガイドラインに基づいて評価され、WDPA へ報告するための制度も構築した。本ケーススタディは本ガイドラインのパート B 第 7 節における実践例をどのように実現できるかを示した一例である。

概要

イギリスにおける自然環境の保全や景観の保護の起源は 100 年以上前に発生した 3 つの全く別々の運動にまで遡る。この 3 つの運動とは、科学や生態学的な観点から自然を保護する施策を求める声、産業化によってもたらされた審美的な被害に対する懸念、そして労働者がレクリエーションを目的として田舎にアクセスできるようになるという要求であった。これらの懸念事項は 1949 年の National Parks and Access to the Countryside Act としてまとめられた。これはイギリスの非政府組織 (NGO) による強力な保全運動の出現につながり、土地の所有や政治的な影響の行使により自然や景観の多くの地域の保護に貢献し、運動も維持され続けてきた。

イギリスにおける民間保護地域 (PPA) の発展は自然や景観の保護に取り組む NGO の関与によって支配されてきた。現在 500 万人もの会員を有するナショナルトラスト (NT) などの団体や 100 万人を超える会員を有する王立鳥類保護協会 (RSPB) は 19 世紀のうちに設立されている。両方とも 1900 年前に自然保護区を設立し始め、それ以来景観や自然のために保護しているサイトの数もほぼ毎年増え続けてきた。地理的に特化した最初の野生動物トラストは 1926 年に設立され、現在イギリスにはそのような団体が 47 ある (主にイングランドやウェールズのカウンティにあり、スコットランドと北アイルランドに 1 つずつ)。併せて、これらのトラストは 80 万人以上もの会員と 1,000 区を超える自然保護区のネットワークを有している。また、湿原や原野、森林、植物や猛禽類など特定の対象に取り組む NGO なども独自に土地を購入し自然保護区制度を発展させてきた。これらの団体は全て会員制であり、英国法の下で慈善団体として運営されており、政府からは完全に独立している。さらに、何千人もの個別農家や土地所有者が国家の法律を通じてサイトベースの保護活動に関わっている。共同体の所有地、特に「コモンズ」も様々な保全による便益をもたらしている。

IUCN の定義をイギリスの保全活動に適用

データは主に個別の団体が地域で記録し、活動の一部は政府機関も関わっているものの、世界保護地域データベース (WDPA) に報告されていたイギリスの保護地域に関するデータは複数の観点から不十分であった。これらのデータは 2008 年ガイドラインを用いて収集されておらず、包括的ではなく、中には IUCN の定義を満たしていない可能性がある地域も含まれ、逆にデータベースに含めるべき地域が除外されていた。さらに、一部の地域はサイトの管理目的に基づいて分類されておらず、多くの場合ガバナンスタイプも正しく記録されていなかった。2010 年に当時の WCPA 会長が IUCN イギリス委員会に、現在 WDPA に報告されていない多くの PPA や共同体保全地域を抱える他の国々にとって模範となるようイギリスの全てのガバナンスタイプに対

ナショナルトラストは私有地の保有面積がイギリスでも最大規模のものであり、約 600 もの PPA を管理している © ナイジェル・ダッドリー

Slimbridge Wetland Centre は、イギリスで PPA を管理している数々の NGO の 1 つ Wildfowl & Wetlands Trust が管理している © ナイジェル・ダッドリー

し 2008 年ガイドラインを適用するプロジェクトをリードするよう呼びかけた。

その結果が The Putting Nature on the Map(PNOTM) プロジェクトであった。これは IUCN による保護地域の定義をイギリス国内で満たしている場所を全て特定し、それぞれに適切な IUCN による管理カテゴリーやガバナンスタイプを割り当てることを目標としていた。そのために、PNOTM は 5 段階のプロセスを策定した：

1. 保護地域である可能性があるサイトを全て特定
2. 2008 年ガイドラインに基づいてイギリス特有のガイドラインを作成
3. IUCN の定義に従い、何が保護地域であり何がそうでないかを決定
4. 管理カテゴリーやガバナンスタイプを割り当てる
5. データを収集し、WDPA を含め報告する

PNOTM が開発されるにつれて、プロジェクトに対する理解を広め一貫した基準が採用される必要性があることが明らかになった。そのために、プロジェクトでは 3 つの改革を実施した：

1. **英国ハンドブックの作成 .** 2008 年ガイドラインをイギリスの文脈においてどのように適用できるか示す (IUCN NCUK, 2012)。
2. **Statement of Compliance(SoC).** 個別のサイトや具体的な指定が IUCN の定義に沿っているかどうかを体系的に検討する標準的な質問群に基づいて行う保護地域の評価の概要を述べるステートメント。これらのステートメントは土地所有者が PNOTM プロジェクトと協力して開発し、土地所有者はデータを WDPA に含めることが目的であることをよく理解している (実践例 7.1.6)。このプロセスにより、指定タイプごとに個別のサイトやサイト群が 2008 年ガイドラインを満たしているかどうかを確認する場合に見られる重要な課題を特定している。SoC は透明性を有した資料であり、関心を持つ関係者が確認できるように IUCN NCUK ウェブサイト [143] より取得できる。
3. **全国評価パネル .** IUCN の保護地域に関する国際基準に詳しいイギリスの WCPA 専門家によって構成されるパネルは各 SoC を詳細に確認し、サイト・指定が 2008 年ガイドラインを満たしているかどうか提言を行う。これにより WDPA によるデータ検証の要件を満たしている (実践例 7.1.8)。

課題

一旦保護地域のステータスが確認されると、データ提供者は保護地域とそれぞれに提案されている管理カテゴリーやガバナンスタイプの一覧を編集するよう勧められる。政府の法令による自然保護団体については、確立したデータプロトコルが遵守される。しかし、これまで扱うことがなかった NGO によるデータセットの場合では、イギリスの保護地域に関する大量の新たなデータを収集し、評価パネルによる確認後、世界保護地域データベース (WDPA) を管理している国連環境計画世界自然保全モニタリングセンター (UNEP-WCMC) に転送された (実践例 7.1.4)。

データ収集は今も難しい。WDPA によるデータ標準は多くの新たな利害関係者にとって新しいものであり、追加のタスクはすでに多くのデータ管理作業を担当していた職員が必ずしも受け入れようとするものではなかった。これを乗り越えるため、PNOTM は Scottish Wildlife Trust とパイロット試験を行い、依頼している作業の実用性を試し実証し、様々な NGO のデータ職員と対面で説明し、データ管理者向けに UNEP-WCMC 主催の研修ワークショップやウェビナーを開催した (実践例 7.1.3)。

PNOTM は WDPA へのイギリスの保護地域に関するデータフローに変化をもたらし、これまで WDPA に報告されていたものとは極めて異なるイギリスの保護地域ネットワークに関する視点を提供した。本文書の文脈に限って言えば、NGO が所有し管理し 500,000 ha 近い土地を保護している数千もの PPA の存在が明らかになり、これまで正確に記録されることがなかった多様なガバナンスタイプが記録された。公共セクターにおける保全のための資源が減少し一部の地域における政策のコミットメントが弱まっている中で、保全に対するこのような貢献は貴重なものである (Crofts & Phillips, 2013; Crofts et al., 2014)。

まとめ

- PPA の報告は保護地域の全国ネットワークの理解に重要な貢献をしている (実践例 6.2.1)。
- 政府の協力を得ながらも独立して行われる全国レベルでのプロセス (実践例 7.1.1) は PPA オーナー / 管理者が 2018 年ガイドラインの内容や基準を国家の文脈に沿って理解し適用する上で有用である。
- データ収集は必ずしも容易ではなく、初めてデータを提供する団体の支援に向けて UNEP-WCMC との密接な協力が必要である (原則 7.1)

参考資料

E

© Conservamos por Naturaleza / SPDA

参考文献

Avalon Marshes Landscape Partnership (2011). Supplementary Document – Full Project List. Available at: http://www.somersetwildlife.org/hres/Microsoft%20Word%20-%201.11%20-%20Full%20Project%20List%2010%2011%2011_SML.pdf

Balaguera-Reina, S.A., Espinosa-Blanco A.S., Morales-Betancourt, M.A., Seijas, A.E., Lasso, C.A., Antelo, R. and Densmore III, L.D. (2017). 'Conservation status and regional habitat priorities for the Orinoco crocodile: Past, present, and future'. *PLoS ONE* 12(2): e0172439. Available at: https://doi.org/10.1371/journal.pone.0172439

Bernstein, J. and Mitchell, B.A. (2005). 'Land trusts, private reserves and conservation easements in the United States'. *PARKS* 15(2):48–60. Available at: http://parksjournal.com/wp-content/uploads/2017/07/parks_15_2.pdf

Bezaury-Creel, J.E., Ochoa-Ochoa, L.M. and Torres-Origel, J.F. (2012). *Base de Datos Geográfica de las Reservas de Conservación Privadas y Comunitarias en México Versión 2.1 Diciembre 31, 2012*. The Nature Conservancy. 2 Capas ArcGIS 9.2 + 1 Capa Google Earth KMZ + 1 Archivo de Metadatos en texto. Unpublished, available in CD format.

Bingham, H., Fitzsimons, J.A., Redford, K.H., Mitchell, B.A., Bezaury-Creel, J. and Cumming, T.L. (2017). 'Privately protected areas: advances and challenges in guidance, policy and documentation'. *PARKS* 23(1):13–28. Available at: https://doi.org/10.2305/IUCN.CH.2017.PARKS-23-1HB.en (Accessed: 26 September 2018).

BMUB (2017). *Das Nationale Naturerbe. Naturschätze für Deutschland*. Berlin, Germany: Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz, Bau und Reaktorsicherheit (BMUB). Available at: https://www.bmu.de/fileadmin/Daten_BMU/Pools/Broschueren/nat_naturerbe_bf.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Borrini-Feyerabend, G., Dudley, N., Jaeger, T., Lassen, B., Pathak Broome, N., Phillips, A. and Sandwith, T. (2013). *Governance of Protected Areas: From understanding to action.* Best Practice Protected Area Guidelines Series no. 20. Gland, Switzerland: IUCN. Available at: https://portals.iucn.org/library/node/29138 (Accessed: 26 September 2018).

Clements, H.S., Selinske, M.J., Archibald, C.L., Cooke, B., Fitzsimons, J.A., Groce, J.E., Torabi, N. and Hardy, M.J. (2018). 'Fairness and transparency are required for the inclusion of privately protected areas in publicly accessible conservation databases'. *Land* 7: 96. Available at: https://doi.org/10.3390/land7030096. (Accessed: 26 September 2018).

Cohen, S., Dengate, J., Morrell, L. and Lee, K. (2015). 'The media and protected areas'. In: G.L. Worboys, M. Lockwood, A. Kothari, S. Feary and I. Pulsford (eds.) *Protected Area Governance and Management*, pp. 441–472. Canberra, Australia: ANU Press. Available at: http://press-files.anu.edu.au/downloads/press/p312491/pdf/CHAPTER15.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Colorado State Land Board (2017). Conservation Bank for Preble's Meadow Jumping Mouse. Available at: http://www.glo.texas.gov/wslca/downloads/conferences/2017/winter/surface-committee/CO_Prebles-Meadow-Jumping-Mouse-Conservation-Bank.pdf (Accessed: 6 October 2018)

Commonwealth of Australia and each of its States and Territories (2010). *Australia's Strategy for the National Reserve System 2009-2030*. Canberra. Available at: https://www.environment.gov.au/system/files/resources/643fb071-77c0-49e4-ab2f-220733beb30d/files/nrsstrat.pdf. (Accessed: 26 September 2018).

Commonwealth of Massachusetts and the Nature Conservancy (2010). *BioMap2 Conserving the Biodiversity of Massachusetts in a Changing World*. Massachusetts Department of Fish & Game and The Nature Conservancy. Available at: https://www.mass.gov/files/documents/2016/08/wi/biomap2-summary-report.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Conservation Measures Partnership (CMP) (2013). Open Standards for the Practice of Conservation. Available at http://cmp-openstandards.org/wp-content/uploads/2017/06/CMP-OS-V3.0-Final-minor-update-May-2107.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Convention on Biological Diversity (CBD) (2010). *Convention on Biological Diversity Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020*. UNEP/CBD/COP/DEC/X/2. Available at: https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-10/cop-10-dec-02-en.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Cowan, G.I., Mpongoma, N. and Britton, P. (eds.) (2010). *Management effectiveness of South Africa's protected areas*. Pretoria: Department of Environmental Affairs.

Crofts, R., Dudley, N., Mahon, C., Partington, R., Phillips, A., Pritchard, S. and Stolton, S. (2014). *Putting Nature on the Map: A Report and Recommendations on the Use of the IUCN System of Protected Area Categorisation in the UK*. UK: IUCN National Committee UK. Available at: https://portals.iucn.org/library/sites/library/files/documents/2014-040.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Crofts, R. and Phillips, P. (2013). 'Putting Nature on the Map: Applying the IUCN Protected Areas Management Categories in the UK'. *PARKS* 19.1. Available at: https://doi.org/10.2305/IUCN.CH.2013.PARKS-19-1.RC.en

Crosthwaite, J., Fitzsimons, J., Stanley, J. and Greacen, J. (2013). '"Networking the networks": coordinating Conservation Management Networks in Victoria'. In: J. Fitzsimons, I. Pulsford, and G. Wescott (eds.) *Linking Australia's Landscapes: Lessons and Opportunities from Large-scale Conservation Networks*, pp. 209–220. Melbourne, Australia: CSIRO Publishing.

Cumming, T.L. (2007). 'Conservation incentives for private commercial farmers in the Thicket Biome, Eastern Cape, South Africa'. MSc thesis. Grahamstown, South Africa: Rhodes University. Available at: http://vital.seals.ac.za/vital/access/manager/Repository/vital:4745 (Accessed: 26 September 2018).

De Vasconcellos Pegas, F. and Castley, G. (2015). 'Private reserves in Brazil: Distribution patterns, logistical challenges, and conservation contributions'. *Journal for Nature Conservation* 29:14–24. Available at: https://doi.org/10.1016/j.jnc.2015.09.007

Dinerstein, E., Olson, D., Joshi, A., Vynne, C., Burgess, N.D., Wikramanayake, E., Hahn, N., Palminteri, S., Hedao, P., Noss, R., Hansen, M., Locke, H., Ellis, E.C., Jones, B., Barber, C.V., Hayes, R., Kormos, C., Martin, V., Crist, E., Sechrest, W., Price, L., Baillie, J.E.M., Weeden, D., Suckling, K., Davis, C., Sizer, N., Moore, R., Thau, D., Birch, T., Potapov, P., Turubanova, S., Tyukavina, A., De Souza, N., Pintea, L., Brito, J.C., Llewellyn, O.A., Miller, A.G., Patzelt, A., Ghazanfar, S.A., Timberlake, J., Klöser, H., Shennan-Farpón, Y., Kindt, R., Lillesø, J-P.B., van Breugel, P., Graudal, L., Voge, M., Al-Shammari, K.F. and Saleem, M. (2017). 'An ecoregion-based approach to protecting half the terrestrial realm'. *BioScience* 67:534-545. Available at: https://doi.org/10.1093/biosci/bix014 (Accessed: 26 September 2018).

Dodds, R. (2012). 'Eco-tourism for Education and Marine Conservation: the Chumbe Island Coral Park in Zanzibar'. *TÉOROS* Special Issue: 91–97. Available at: https://journals.openedition.org/teoros/1990 (Accessed: 26 September 2018).

Dudley, N. (ed.) (2008). *Guidelines for Applying Protected Area Management Categories*. Gland, Switzerland: IUCN. Available at: https://doi.org/10.2305/IUCN.CH.2008.PAPS.2.en (Accessed: 26 September 2018).

Dudley, N. (2011). *Authenticity in Nature: Making choices about the naturalness of ecosystems*. London, UK: Earthscan.

Dudley, N., Bhagwat, S., Higgins-Zogib, L., Lassen, B., Verschuuren, B. and Wild, R. (2010). 'Conservation of biodiversity in sacred natural sites in Asia and Africa: a review of scientific literature'. In: B. Verschuuren, R. Wild, J. McNeely and G. Oviedo (eds.) *Sacred Natural Sites*, pp. 19–31. London, UK: Earthscan.

Ellwood, E., Crimmins, T. and Miller-Rushing, A. (eds.) (2017). 'The role of citizen science in biological conservation'. *Biological Conservation*. 208:1–188. https://doi.org/10.1016/j.biocon.2016.10.014

Farmer, J.R., Brenner, J.C., Drescher, M., Dickinson, S., and Knackmuhs, E.G. (2016). Perpetual private land conservation: the case for outdoor recreation and functional leisure. *Ecology and Society* 21(2):46. Available at: https://doi.org/10.5751/ES-08515-210246

Farmer, J.R., Knapp, D., Meretsky, V.J., Chancellor, C. and Fischer, B.C. (2011). 'Motivations influencing the adoption of conservation easements'. *Conservation Biology* 25:827–834. Available at: https://doi.org/10.1111/j.1523-1739.2011.01686.x (Accessed: 26 September 2018).

Fitzsimons, J.A. (2006). 'Private Protected Areas? Assessing the suitability for incorporating conservation agreements over private land into the National Reserve System: A Case Study of Victoria'. *Environmental and Planning Law Journal* 23:365–385.

Fitzsimons, J.A. (2015). 'Private protected areas in Australia: Current status and future directions'. *Nature Conservation* 10:1–23. Available at: https://doi.org/10.3897/natureconservation.10.8739 (Accessed: 26 September 2018).

Fitzsimons, J.A. and Wescott, G. (2007). 'Perceptions and attitudes of land managers in multi-tenure reserve networks and the implications for conservation'. *Journal of Environmental Management* 84:38–48. Available at: https://doi.org/10.1016/j.jenvman.2006.05.009 (Accessed: 26 September 2018).

Fitzsimons, J.A. and Wescott, G. (2008a). 'Ecosystem conservation in multi-tenure reserve networks: The contribution of land outside of publicly protected areas'. *Pacific Conservation Biology* 14: 250-262. Available at: https://doi.org/10.1071/PC080250 (Accessed: 26 September 2018).

Fitzsimons, J.A. and Wescott, G. (2008b). 'The role of multi-tenure reserve networks in improving reserve design and connectivity'. *Landscape and Urban Planning* 85:163–173. Available at: https://doi.org/10.1016/j.landurbplan.2007.11.001 (Accessed: 26 September 2018).

Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) (2017). *Free, Prior and Informed Consent: An indigenous peoples' right and a good practice for local communities: Manual for project practitioners*. Rome: FAO. Available at: http://www.fao.org/3/a-i6190e.pdf. (Accessed: 26 September 2018).

Franks, P, Martin, A. and Schreckenberg, K. (2016). From livelihoods to equity for better protected area conservation. *Briefing*. International Institute for Environment and Development (IIED). Available at: http://pubs.iied.org/pdfs/17370IIED.pdf (Accessed: 5 October 2018)

Gilligan, B. and Syneca Consulting Pty Ltd (2007). *Review and Evaluation of the Tasmanian Private Forest Reserves Program*. Report for the Tasmanian Department of Primary Industries and Water, Hobart. Available at: https://dpipwe.tas.gov.au/Documents/PFRP-Evaluation-Report.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Gobierno de Chile (2015). Declara lugar de interés científico para efectos mineros area ubicada en Región de Magallanes, Provincia de Tierra del Fuego, Comuna de Timaukel. Diario Oficial No. 41.219

Gordon, A., Bull, J.W., Wilcox, C. and Maron, M. (2015). 'Perverse incentives risk undermining biodiversity offset policies'. *Journal of Applied Ecology*. 52:532-537. Available at: https://doi.org/10.1111/1365-2664.12398 (Accessed: 26 September 2018).

Government of South Africa (2010). *National Protected Area Expansion Strategy for South Africa 2008. Priorities for expanding the protected area network for ecological sustainability and climate change adaption*. Pretoria, South Africa: Department of Environmental Affairs. Available at: https://www.environment.gov.za/sites/default/files/docs/nationalprotected_areasexpansion_strategy.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Government of South Africa (2015a). *The National Development Plan*. Pretoria: Department: The Presidency.

Government of South Africa (2015b). *National Biodiversity Strategy and Action Plan*. Pretoria, South Africa: Department of Environmental Affairs. Available at: https://www.cbd.int/doc/world/za/za-nbsap-v2-en.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Greiber, T. (ed.) (2009). *Payments for Ecosystem Services. Legal and Institutional Frameworks*. Gland, Switzerland: IUCN. Available at: https://portals.iucn.org/library/node/9497 (Accessed: 26 September 2018).

Grêt-Regamey, A., Sirén, E., Brunner, S.H. and Weibel, B. (2017). 'Review of decision support tools to operationalize the ecosystem services concept'. *Ecosystem Services* 26:306–315. Available at: https://doi.org/10.1016/j.ecoser.2016.10.012

Gross, J.E., Woodley, S., Welling, L.A. and Watson, J.E.M. (eds.) (2016). *Adapting to Climate Change: Guidance for protected area managers and planners*. Best Practice Protected Area Guidelines Series no. 24. Gland, Switzerland: IUCN. Available at: https://doi.org/10.2305/IUCN.CH.2017.PAG.24.en (Accessed: 26 September 2018).

Groves, C.R. and Game, E.T. (2016). *Conservation planning: informed decisions for a healthier planet*. Greenwood Village, Colorado: Roberts and Co.

Halliday, L., Castley, J.G., Fitzsimons, J.A., Tran, C. and Warnken, J. (2012). 'Fire management on private conservation lands: Knowledge, perceptions and actions of landholders in eastern Australia'. *International Journal of Wildland Fire* 21:197–209. Available at: https://doi.org/10.1071/WF10148 (Accessed: 26 September 2018).

Hardy, M.J., Bekessy, S.A., Fitzsimons, J.A., Mata, L., Cook, C., Nankivell, A., Smillie, K. and Gordon, A. (2018a). 'Protecting nature on private land using revolving funds: Assessing property suitability'. *Biological Conservation* 220:84–93. Available at: https://doi.org/10.1016/j.biocon.2018.01.026 (Accessed: 26 September 2018).

Hardy, M.J., Fitzsimons, J.A., Bekessy, S.A. and Gordon, A. (2017). 'Exploring the permanence of conservation covenants'. *Conservation Letters* 10:221–230. Available at: https://doi.org/10.1111/conl.12243 (Accessed: 26 September 2018).

Hardy, M.J., Fitzsimons, J.A., Bekessy, S.A. and Gordon, A. (2018b). 'Factors influencing property selection for conservation revolving funds'. *Conservation Biology* 32:276–286. Available at: https://doi.org/10.1111/cobi.12991 (Accessed: 26 September 2018).

Hardy, M.J., Fitzsimons, J.A., Bekessy, S.A. and Gordon, A. (2018c). 'Purchase, protect, resell, repeat: an effective approach for conserving biodiversity on private land?' *Frontiers in Ecology and the Environment* 16:336–344. Available at: https://doi.org/10.1002/fee.1821 (Accessed: 26 September 2018).

Hockings, M., Stolton, S., Leverington, F., Dudley, N. and Courrau, J. (2006). *Evaluating Effectiveness: A framework for assessing*

management effectiveness of protected areas, 2nd Edition. Gland, Switzerland: IUCN WCPA and Brisbane, Australia: University of Queensland. Available at: https://doi.org/10.2305/IUCN.CH.2005.PAG.14.en (Accessed: 26 September 2018).

Hora, B., Marchant, C. and Borsdorf, A. (2018). 'Private Protected Areas in Latin America: Between conservation, sustainability goals and economic interests. A review'. *eco.mont* 1:87–94. Available at: https://doi.org/10.1553/eco.mont-10-1s87 (Accessed: 26 September 2018).

Humann, D. (2012). 'A personal journey to innovation'. In: P. Figgis, J. Fitzsimons and J. Irving (eds.) *Innovation for 21st Century Conservation*, pp. 16–23. Sydney, Australia: Australian Committee for IUCN. Available at: https://www.iucn.org/sites/dev/files/import/downloads/innovation_for_21st_century_conservation_low.pdf (Accessed: 26 September 2018).

International Union for Conservation of Nature (IUCN) (2016a). *A Global Standard for the Identification of Key Biodiversity Areas*, Version 1.0. First edition. Gland, Switzerland: IUCN. Available at: https://portals.iucn.org/library/node/46259. (Accessed: 27 September 2018).

International Union for Conservation of Nature (IUCN) (2016b). *WCC-2016-Res-036-EN Supporting privately protected areas*. Gland, Switzerland: IUCN. Available at: https://portals.iucn.org/library/sites/library/files/resrecfiles/WCC_2016_RES_036_EN.pdf (Accessed: 6 February 2018).

International Union for Conservation of Nature and World Commission on Protected Areas (IUCN/WCPA) (2016). *IUCN Green List of Protected and Conserved Areas: User Manual,* Version 1.0. Gland, Switzerland: IUCN. Available at: https://www.iucn.org/sites/dev/files/content/documents/iucn_green_list_user_manual_version_1.0_september_2016_nov.pdf. (Accessed: 26 September 2018).

International Union for Conservation of Nature National Committee UK (IUCN NCUK) (2012). *Putting nature on the map identifying protected areas in the UK: A handbook to help identify protected areas in the UK and assign management categories and governance types to them*. Mold, UK: IUCN National Committee UK. Available at: https://iucnuk.files.wordpress.com/2017/05/pnotm-handbook-small.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Joint ANZECC/MCFFA National Forest Policy Statement Implementation Sub-Committee (JANIS) (1997). *Nationally agreed criteria for the establishment of a comprehensive, adequate and representative reserve system for forests in Australia*. Canberra, Australia: Joint ANZECC/MCFFA National Forest Policy Statement Implementation Sub-Committee. Available at: http://www.agriculture.gov.au/SiteCollectionDocuments/rfa/publications/nat_nac.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Jonas H.D., Barbuto, V., Jonas, H.C., Kothari, A. and Nelson, F. (2014). 'New steps of change: looking beyond protected areas to consider other effective area-based conservation measures'. *PARKS* 20(2):111–128. Available at: https://doi.org/10.2305/IUCN.CH.2014.PARKS-20-2.HDJ.en (Accessed: 26 September 2018).

Jonas, H.D., MacKinnon, K., Dudley, N., Hockings, M., Jesses, S., Laffoley, D., MacKinnon, D., Matallana-Tóbon, C.L., Sandwith, T., Waithaka, J. and Woodley, S. (2018). 'Editorial essay: Other Effective Area-based Conservation Measures: From Aichi Target 11 to the post-2020 biodiversity framework'. *PARKS* 24 (Special issue):9–16. Available at: https://doi.org/10.2305/IUCN.CH.2018.PARKS 24 SIHDJ.en

Keppel, G., Morrison, C., Hardcastle, J., Rounds, I.A., Wilmott, I.K., Hurahura, F. and Shed, P.K. (2012). 'Conservation in tropical Pacific island countries: case studies of successful programmes'. *PARKS* 18(1):111–123. Available at: https://doi.org/10.2305/IUCN.CH.2012.PARKS-18-1.GK.en (Accessed: 26 September 2018).

Knight, A.T., Cowling, R.M., Difford, M. and Campbell, B.M. (2010). 'Mapping human and social dimensions of conservation opportunity for the scheduling of conservation action on private land'. *Conservation Biology* 24(5):1348–1358. Available at: https://doi.org/10.1111/j.1523-1739.2010.01494.x

Knight, A.T., Cowling, R.M., Rouget, M., Balmford, A., Lombard, A.T. and Campbell, B.M. (2008). 'Knowing but not doing: selecting priority conservation areas and the research-implementation gap'. *Conservation Biology* 22:610–617. Available at: https://doi.org/10.1111/j.1523-1739.2008.00914.x (Accessed: 26 September 2018).

Knight, A.T., Grantham, H., Smith, R.J., McGregor, G.K., Possingham, H.P. and Cowling, R.M. (2011). 'Land manager willingness-to-sell defines conservation opportunity for protected area expansion'. *Biological Conservation* 144:2623–2630. Available at: https://doi.org/10.1016/j.biocon.2011.07.013 (Accessed: 26 September 2018).

Knight, A.T., Sarkar, S., Smith, R.J., Strange, N. and Wilson, K.A. (2011c). 'Engage the hodge-podge: management factors are essential when prioritising areas for restoration and conservation opportunity'. *Diversity and Distributions* 17(6):1234–1238. Available at: https://doi.org/10.1111/j.1472-4642.2011.00789.x (Accessed: 26 September 2018).

Lafarge (2007). *Driving Quarry Restoration*, Paris: Lafarge. Available at: https://www.cbd.int/financial/privatesector/france-privatewwflafarge.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Land Trust Alliance (2015). *National Land Trust Census Report*. Washington, DC, USA: Land Trust Alliance. Available at: http://s3.amazonaws.com/landtrustalliance.org/2015NationalLandTrustCensusReport.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Lausche, B. (2011). *Guidelines for Protected Areas Legislation*. Gland, Switzerland: IUCN. Available at: https://portals.iucn.org/library/node/10133 (Accessed: 26 September 2018).

Leménager, T., King, D., Eliott, J., Gibbons, H. and King, A. (2014). 'Greater than the sum of their parts: environmental complementarity between public, private and communities protected areas'. *Global Ecology and Conservation* 2:238–247. Available at: https://doi.org/10.1016/j.gecco.2014.09.009 (Accessed: 26 September 2018).

Leung, Y.-F., Spenceley, A., Hvenegaard, G. and Buckley, R. (eds.) (2018). *Tourism and Visitor Management in Protected Areas: Guidelines for Sustainability*. IUCN Best Practice Protected Area Guidelines Series No. 27. Gland, Switzerland: IUCN. Available at: https://portals.iucn.org/library/node/47646

Levitt, J.N. (ed.) (2014). *Conservation catalysts. The academy as nature's agent*. Cambridge, USA: Lincoln Institute of Land Policy. Available at: https://www.lincolninst.edu/sites/default/files/pubfiles/conservation-catalysts-full_0.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Lopoukhine, N., Crawhall, N., Dudley, N., Figgis, P., Karibuhoye, C., Laffoley, D., Miranda Londoño, J., MacKinnon, K. and Sandwith, T. (2012). 'Protected areas: providing natural solutions to 21st Century challenges'. *S.A.P.I.EN.S:* 5(2).

Maphisa, D.H., Smit-Robinson, H., Underhill, L.G. and Altwegg, R. (2017). 'Management factors affecting densities of common grassland birds of high elevation grasslands of eastern South Africa: Ingula as a Case Study'. *Avian Research* 8(5). Available at: https://doi.org/10.1186/s40657-017-0063-8 (Accessed: 26 September 2018).

Marnewick, M.D., Retief, E.F., Wright, D.R. and Theron, N.T. (2015). *South Africa's Important Bird and Biodiversity Areas Status Report 2015*. Johannesburg, South Africa: BirdLife South Africa. Available at: https://www.birdlife.org.za/images/IBA/Documents/IBA%20Status%20Report%20low%20res.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Mascia, M.B. and Pailler, S. (2011). 'Protected area downgrading,

downsizing, and degazettement (PADDD) and its conservation implications'. *Conservation Letters* 4:9–20. Available at: https://doi.org/10.1111/j.1755-263X.2010.00147.x (Accessed: 26 September 2018).

Mascia, M.B., Pailler, S., Krithivasan, R., Roshchanka, V., Burns, D., Mlotha, M.J., Murray, D.R. and Peng, N. (2014). 'Protected area downgrading, downsizing, and degazettement (PADDD) in Africa, Asia, and Latin America and the Caribbean, 1900–2010'. *Biological Conservation* 169:355–361. Available at: https://doi.org/10.1016/j.biocon.2013.11.021 (Accessed: 26 September 2018).

Mayorquín, A., Valenzuela, S. and Orlando Rangel Ch, J. (2010). 'Evaluación de la efectividad de manejo en reservas naturales de la sociedad civil: una propuesta metodológica' (Assessing management effectiveness in Natural Reserves of Civil Society: a methodological proposal) *Caldasia* 32:381–397. Available at: https://revistas.unal.edu.co/index.php/cal/article/view/36230 (Accessed: 26 September 2018).

Mesquita, C.A.B. and Weyland Vieira, M.C. (2004). *Reservas Particulares do Patrimônio Natural da Mata Atlântica*. São Paulo, Brazil: Conselho da Reserva da Biosfera da Mata Atlântica. Available at: http://www.rbma.org.br/rbma/pdf/caderno_28.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Mitchell, B.A. (2005). Editorial. *PARKS* 15(2):1–5. Available at: http://parksjournal.com/wp-content/uploads/2017/07/parks_15_2.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Mitchell, B.A., Fitzsimons, J.A., Stevens, C.M.D. and Wright, D.R. (2018). 'PPA or OECM? Differentiating between privately protected areas and other effective conservation measures on private land'. *PARKS* 24 (Special Issue):49–60. Available at: https://doi.org/10.2305/IUCN.CH.2018.PARKS-24-SIBAM.en (Accessed: 26 September 2018).

Mitchell, B.A., Walker, Z. and Walker, P. (2017). 'A governance spectrum: Protected areas in Belize'. *PARKS* 23(1):45–60. https://doi.org/10.2305/IUCN.CH.2017.PARKS-23-1BAM.en

Monteferri, B. and Coll, D. (2009). *Conservación Privada y Comunitaria en los Países Amazónicos.* Lima, Peru: Sociedad Peruana de Derecho Ambiental (SPDA).

Natural Resource Management Ministerial Council (2005). *Directions for the National Reserve System: A partnership approach*. Canberra, Australia: Natural Resource Management Ministerial Council. Available at: https://www.environment.gov.au/system/files/pages/35ded9a1-0a17-47fa-a518-05f7bfe045ce/files/directions.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Natural Resource Management Ministerial Council (2009). *Australia's Strategy for the National Reserve System 2009–2030*. Canberra, Australia: Natural Resource Management Ministerial Council. Available at: http://www.environment.gov.au/system/files/resources/643fb071-77c0-49e4-ab2f-220733beb30d/files/nrsstrat.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Neugarten, R.A., Langhammer, P.F., Osipova, E., Bagstad, K.J., Bhagabati, N., Butchart, S.H.M., Dudley, N., Elliott, V., Gerber, L.R., Gutierrez Arrellano, C., Ivanić, K.-Z., Kettunen, M., Mandle, L., Merriman, J.C., Mulligan, M., Peh, K.S.-H., Raudsepp-Hearne, C., Semmens, D.J., Stolton, S. and Willcock, S. (2018). *Tools for measuring, modelling, and valuing ecosystem services: Guidance for Key Biodiversity Areas, natural World Heritage Sites, and protected areas*. Gland, Switzerland: IUCN. Available at: https://doi.org/10.2305/IUCN.CH.2018.PAG.28.en (Accessed: 26 September 2018).

Odendaal, N. and Shaw, D. (2010). 'Conservation and economic lessons learned from managing the NamibRand Nature Reserve'. *Great Plains Research* 20(1):29–36. Available at: https://www.jstor.org/stable/23782173 (Accessed: 26 September 2018).

Ojidos, F. (2017). *Conservação em ciclo contínuo: modelo de gestão para financiamento de Reserva Particular do Patrimônio Natural*. São Paulo, Brazil: Nazaré Paulista. Available at: https://escas.org.br/download/produtos-finais/nazare-15/Flavio-Silva-OJidos.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Palmer, M. and Finlay, V. (2003). *Faith in Conservation: New approaches to religion and the environment*. Washington, DC, USA: The World Bank. Available at: http://siteresources.worldbank.org/INTBIODIVERSITY/214584-1112712965549/20480342/FaithInConservationNewApproachesPreface2003.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Pasquini, L., Fitzsimons, J.A., Cowell, S., Brandon, K. and Wescott, G. (2011). 'The establishment of large private nature reserves by conservation NGOs: key factors for successful implementation'. *Oryx* 45:373–380. Available at: https://doi.org/10.1017/S0030605310000876 (Accessed: 26 September 2018).

Pellin, P. and Lima Ranieri, V.E. (2016). 'Voluntary preservation on private land in Brazil: characterisation and assessment of the effectiveness of managing Private Reserves of Natural Heritage'. *Brazilian Geographical Journal: Geosciences and Humanities Research Medium* 7(1):33–52.

Pence, G.Q.K., Botha, M.A. and Turpie, J.K. (2003). 'Evaluating combinations of on- and off-reserve conservation strategies for the Agulhas Plain, South Africa: a financial perspective'. *Biological Conservation* 112(1-2):253–274. Available at: https://doi.org/10.1016/S0006-3207(02)00413-5 (Accessed: 26 September 2018).

Rissman, A.R. and Butsic, V. (2011). 'Land trust defense and enforcement of conserved areas'. *Conservation Letters* 4:31–37. Available at: https://doi.org/10.1111/j.1755-263X.2010.00136.x (Accessed: 26 September 2018).

Röttger, C., Strauss, A. and Horstmeyer, N. (eds.) (2016). *Nature Conservation in Eastern Europe, Caucasus and Central Asia*. Bonn, Germany: Bundesamt für Naturschutz. Available at: https://www.bfn.de/fileadmin/BfN/service/Dokumente/skripten/Skript447.pdf (Accessed: 5 October 2018)

Ruseva, T., Farmer, J. and Chancellor, C. (2016). 'Networking for conservation: Social capital and perceptions of organizational success among land trust boards'. *Ecology and Society*, 21(2). Available at: https://doi.org/10.5751/ES-08618-210250 (Accessed: 26 September 2018).

Saavedra, B., Simonetti, J.A. and Redford, K.H. (2011). 'Private conservation: the example that the Wildlife Conservation Society builds from Tierra del Fuego'. In: E. Figueroa B. (ed.). *Biodiversity Conservation in the Americas: Lessons and Policy*, pp. 357–392. Editorial FEN-Universidad de Chile. Santiago, Chile: Besegraf Ltda.

Sayre, R., Roca, E., Sedaghatkish, G., Young, B., Keel, S., Roca, R.L. and Sheppard, S. (eds) (2000). *Nature in Focus: Rapid Ecological Assessment*. Island Press, Washington, DC.

Selinske, M.J., Coetzee, J., Purnell, K. and Knight, A.T. (2015). 'Understanding the motivations, satisfaction, and retention of landowners in private land conservation programs'. *Conservation Letters* 8:282–289. Available at: https://doi.org/10.1111/conl.12154 (Accessed: 26 September 2018).

Selinske, M.J., Cooke, B., Torabi, N., Hardy, M.J., Knight, A.T. and Bekessy, S.A. (2016). 'Locating financial incentives among diverse motivations for long-term private land conservation'. *Ecology and Society* 22(2):7. Available at: https://doi.org/10.5751/ES-09148-220207 (Accessed: 26 September 2018).

Selinske, M., Hardy, M., Gordon, A. and Knight, A. (2017). *Policy brief for Privately Protected Areas Futures 2017: Supporting the long-term stewardship of privately protected areas*. Available at: https://osf.io/znsdq/download (Accessed: 26 September 2018).

Servicio Nacional de Áreas Naturales Protegidas por el Estado SERNANP, Sociedad Peruana de Derecho Ambiental (2014).

Documento de trabajo 10: Áreas de Conservación Privada. Peru: SERNANP. Available at: http://www.sernanp.gob.pe/documents/10181/255769/%C3%81reas-de-Conservaci%C3%B3n-Privada-Documento-de-trabajo-10.pdf/b77fd3a7-f235-40fa-839a-b60889e343fe (Accessed: 26 September 2018).

Shackleton, C.M., Cundill, G. and Knight, A.T. (2009). 'Beyond just research: experiences from Southern Africa in developing social learning partnerships for resource conservation initiatives'. *Biotropica* 41:563–570. Available at: https://doi.org/10.1111/j.1744-7429.2009.00559.x (Accessed: 26 September 2018).

Solano, P. and Wust, W. (2005). *Manos para mejores tiempos: experiencias exitosas de conservación en el Perú*. Peru: Sociedad Peruana de Derecho Ambiental (SPDA). Available at: https://spda.org.pe/?wpfb_dl=103 (Accessed: 26 September 2018).

South African National Biodiversity Institute (SANBI) (2015). *The business case for biodiversity stewardship. A report produced for the Department of Environmental Affairs*. Developed by Cumming, T., Driver, A., Pillay, P., Martindale, G., Purnell, K., McCann, and Maree, K. South African National Biodiversity Institute, Pretoria. Available at: https://www.sanbi.org/wp-content/uploads/2018/04/sanbi-biodiversity-stewardship-business-case-factsheet.pdf (Accessed: 26 September 2018).

South African National Biodiversity Institute (SANBI) (2016). *Lexicon of Biodiversity Planning in South Africa*. Beta Version, June 2016. Pretoria, South Africa: South African National Biodiversity Institute. Available at: http://biodiversityadvisor.sanbi.org/wp-content/uploads/2016/06/2016_06_02-Lexicon.pdf (Accessed: 26 September 2018).

Smith, F., Smillie, K., Fitzsimons, J., Lindsay, B., Wells, G., Marles, V., Hutchinson, J., O'Hara, B., Perrigo, T. and Atkinson, I. (2016). 'Reforms required to the Australian tax system to improve biodiversity conservation on private land'. *Environmental and Planning Law Journal* 33:443–450. Available at: http://hdl.handle.net/10536/DRO/DU:30087854 (Accessed: 26 September 2018).

Stolton, S., Hockings, M., Dudley, N., MacKinnon, K., Whitten, T. and Leverington, F. (2007). *Management Effectiveness Tracking Tool. Reporting Progress at Protected Area Sites*. 2nd Edition. Gland, Switzerland: WWF International.

Stolton, S., Redford, K.H. and Dudley, N. (2014). *The Futures of Privately Protected Areas*. Gland, Switzerland: IUCN. Available at: https://portals.iucn.org/library/node/44856 (Accessed: 26 September 2018).

Tasos, H., Dieterich, M., Ibisch, P.L., Mihok, B. and Selva, N. (2014). The challenge of implementing the European network of protected areas Natura 2000. *Conservation Biology* 29(1):260–270. Available at: https://doi.org/10.1111/cobi.12366

Taylor, M.F.J., Fitzsimons, J. and Sattler, P. (2014). *Building Nature's Safety Net 2014: A decade of protected area achievements in Australia*. Sydney, Australia: WWF-Australia.

Taylor, P., Asner, G., Dahlin, K., Anderson, C., Knapp, D., Martin, R., Mascaro, J., Chazdon, R., Cole, R., Wanek, W., Hofhansl, F., Malavassi, E., Vilchez-Alvarado, B. and Townsend, A. (2015). 'Landscape-scale controls on aboveground forest carbon stocks on the Osa Peninsula, Costa Rica'. PloS *One* 10: e0126748. Available at: https://doi.org/10.1371/journal.pone.0126748 (Accessed: 26 September 2018).

The Nature Conservancy (TNC) (2018). *Private Lands Conservation: Conservation Buyer Program*. Arlington, USA: The Nature Conservancy. Available at: https://www.nature.org/en-us/about-us/who-we-are/how-we-work/private-lands-conservation/ (Accessed: 26 September 2018).

The Nature Conservancy and Conservation International (TNC and CI) (2012). *Practitioner's Field Guide for Marine Conservation Agreements: Best Practices for Integrating Rights-based Incentive Agreements into Ocean and Coastal Conservation Efforts*. Final V2. Narrangansett, Rhode Island: The Nature Conservancy. Available at: http://www.reefresilience.org/wp-content/uploads/Practitioners_Field_Guide_for_Marine_Conservation_Agreements_2012.pdf

Thompson Jr., B.H. (2004.) The Trouble with Time: Influencing the Conservation Choices of Future Generations, *Natural Resources Journal*, 44:601. Available at: http://digitalrepository.unm.edu/nrj/vol44/iss2/13 (Accessed: 26 September 2018).

Toft, R. and Larsen, T.H. (2010). *Osa, where the Rainforest Meets the Sea*. Zona Tropical Publications.

Tourenq, C., Field, T. and Searle, A. (2016). 'Restoration of Banrock Station Ramsar wetlands, South Australia: over 20 years of successful involvement by a private agribusiness'. In M.J. Mulongoy and J. Fry (eds.) *Restoring Life on Earth: Private-sector Experiences in Land Reclamation and Ecosystem Recovery*. CBD Technical Series no. 88, pp. 25–36. Montreal, Canada: SCBD. Available at: https://www.cbd.int/doc/publications/cbd-ts-88-en.pdf (Accessed: 26 September 2018).

United Nations (UN) (2007). United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples. Available at: https://www.un.org/development/desa/indigenouspeoples/declaration-on-the-rights-of-indigenous-peoples.html (Accessed: 26 September 2018).

UN Environment World Conservation Monitoring Centre (UNEP-WCMC) (2017). *World Database on Protected Areas User Manual 1.5*. Cambridge, UK: UNEP-WCMC. Available at: www.wcmc.io/WDPA_Manual (Accessed: 26 September 2018).

UN Environment World Conservation Monitoring Centre and International Union for Conservation of Nature (UNEP-WCMC and IUCN) (2018). Protected Planet: The World Database on Protected Areas (WDPA) [On-line], October 2018, Cambridge, UK: UNEP-WCMC and IUCN. Available at: www.protectedplanet.net

Wilson, K.A., Underwood, E.C., Morrison, S.A., Klausmeyer, K.R., Murdoch, W.W., Reyers, B., Wardell-Johnson, G., Marquet, P.A., Rundel, P.W., McBride, M.F., Pressey, R.L., Bode, M., Hoekstra, J.M., Andelman, S.J., Looker, M., Rondinini, C., Kareiva, P., Shaw, M.R. and Possingham, H.P. (2007). 'Conserving biodiversity efficiently: what to do, where and when'. *PLoS Biology*, 5: e223. Available at: https://doi.org/10.1371/journal.pbio.0050223

Worboys, G.L., Lockwood, M., Kothari, A., Feary, S. and Pulsford, I. (eds.) (2015). *Protected Area Governance and Management*. Canberra, Australia: ANU Press. Available at: http://press-files.anu.edu.au/downloads/press/p312491/pdf/book.pdf?referer=372 (Accessed: 26 September 2018) Also available at: https://doi.org/10.26530/OAPEN_569111 and https://doi.org/10.22459/PAGM.04.2015.

Worboys, G.L. and Trzyna, T. (2015). 'Managing protected areas'. In: G.L. Worboys, M. Lockwood, A. Kothari, S. Feary and I. Pulsford (eds) *Protected Area Governance and Management*, pp. 207–250. Canberra, Australia: ANU Press. Available at: https://doi.org/10.26530/OAPEN_569111and https://doi.org/10.22459/PAGM.04.2015

World Tourism Organization (UNWTO) (2016). *The Transformative Power of Tourism: a paradigm shift towards a more responsible traveller*. Affiliate Members Global Reports, Volume 14. Madrid, Spain: UNWTO.

Young, M.D., Gunningham, N., Elix, J., Lambert, J., Howard, B., Grabosky, P. and McCrone, E. (1996). *Reimbursing the future: an evaluation of motivational voluntary, price-based, property-right, and regulatory incentives for the conservation of biodiversity*, Parts 1 and 2. Biodiversity series, Paper no. 9. Canberra: Department of the Environment, Sport and Territories.

巻末注

1. www.iucn.org/theme/protected-areas/publications/best-practice-guidelines
2. www.conservacionpatagonica.org/home.htm#
3. www.nps.gov/tapr/index.htm
4. www.iucn.org/theme/protected-areas/our-work/iucn-green-list
5. www.sneeuberg.com/pages/conservation/
6. www.cbd.int/nbsap/
7. www.keybiodiversityareas.org/about
8. www.birdlife.org/worldwide/programme-additional-info/important-bird-and-biodiversity-areas-ibas
9. www.ramsar.org/
10. whc.unesco.org
11. www.unesco.org/new/en/natural-sciences/environment/ecological-sciences/
12. www.conservamospornaturaleza.org/destino/reserva-ecologica-chaparri/
13. www.fpwc.org/
14. www.fpwc.org/caucasus-wildlife-refuge/
15. /portals.iucn.org/library/node/46447
16. portals.iucn.org/library/node/44188
17. portals.iucn.org/library/node/44114
18. singita.com/region/singita-grumeti/
19. www.chumbeisland.com/
20. caiman.com.br/en/
21. portals.iucn.org/library/node/46476
22. www.eskom.co.za/news/Pages/2018Jun3.aspx
23. www.iucn.org/pa_guidelines
24. papaco.org/moocs/
25. www.environment.gov.za/sites/default/files/legislations/nema_amendment_act57.pdf
26. www.protectedplanet.net/
27. www.gbif.org/
28. www.iucnredlist.org/
29. www.nationalredlist.org/
30. www.keybiodiversityareas.org/home
31. earth.google.com/web/
32. earthengine.google.com/
33. www.globalforestwatch.org/
34. www.planet.com/
35. www.bushheritage.org.au/
36. www.bushheritage.org.au/places-we-protect/new-south-wales/naree
37. earthdata.nasa.gov/earth-observation-data/near-real-time/firms/active-fire-data
38. fires.globalforestwatch.org/home/
39. frepesp.org.br/sim-rppn/
40. www.theconservationlandtrust.org/eng/el_cani.htm
41. www.seasonsinafrica.com/lodges-in-south-africa/kruger-lowveld-lodges/the-outpost-kruger-national-park/makuleke-history/
42. www.theislandfoundation.com/
43. www.lafarge.co.ke/4_A_3-Haller_Park
44. www.bushheritage.org.au/
45. /iris.thegiin.org/
46. cmp-openstandards.org/
47. www.miradi.org/
48. asiconservachile.cl/acch/
49. www.protectedplanet.net/c/protected-areas-management-effectiveness-pame
50. www.landtrustalliance.org/about-us
51. institutolife.org/en/
52. www.thelongrun.org/
53. knowhownonprofit.org/how-to/how-to-set-up-a-volunteering-programme
54. www.rspb.org.uk/
55. www.natureconservancy.ca/en/
56. www.facebook.com/CREWCitSciZA/
57. naankuse.com/
58. www.fundacaogrupoboticario.org.br/en/what-we-do/nature-preserves/pages/nature-preserver-salto-mora-to-public-usage.aspx
59. www.natureconservancy.ca/en/
60. www.fjocotoco.org/
61. www.conservamospornaturaleza.org/
62. www.conservamospornaturaleza.org/colabora/dona-tu-talento/
63. www.conservamospornaturaleza.org/explora/
64. www.conservamospornaturaleza.org/accion/dona/
65. galianoconservancy.ca/
66. galianoconservancy.ca/walkalong/
67. www.americanprairie.org/
68. www.americanprairie.org/wild-sky-beef
69. www.colorado.gov/statelandboard
70. escas.org.br/download/produtos-finais/nazare-15/Flavio-Silva-OJidos.pdf
71. thomasfoundation.org.au/the-david-thomas-challenge/
72. busquedas.elperuano.pe/normaslegales/reconocen-el-area-de-conservacion-privada-las-naranjas-ub-resolucion-ministerial-no-147-2018-minam-1637750-1/
73. iwjv.org/funding-opportunity/north-american-wetlands-conservation-act-nawca)
74. www.fijiwater.com/company.html
75. www.conservation.org/projects/Pages/sustainable-development-for-fiji-people-sovi-basin.aspx
76. www.ecosystemmarketplace.com/
77. www.afoclt.org
78. www.bfn.de/en/activities/national-natural-heritage.html
79. ec.europa.eu/environment/life/funding/lifeplus.htm
80. chile.wcs.org/Karukinka.aspx
81. www.iucn.org/about/members/national-and-regional-committees
82. www.borana.co.ke/
83. caiman.com.br/en/ecological-refuge/
84. www.sinaldovale.org/about-us
85. www.sixsenses.com/resorts/laamu/sustainability
86. www.upm.com/Responsibility/forests/Biodiversity/Pages/default.aspx
87. federation.edu.au/research/technology-parks-and-nanya-station/nanya-station
88. www.banrockstation.com.au/take-5-with-dr-christophe-tourenq/
89. www.isvolunteers.org
90. cedarcreek.umn.edu/about
91. www.attenboroughnaturecentre.co.uk/
92. www.mvotma.gub.uy/component/k2/item/10010680-area-de-manejo-de-habitats-y-o-especies-esteros-y-algarrobales-del-rio-uruguay-rio-negro-proyecto-de-ingreso
93. www.segera.com/
94. tahinz.com/our-story/
95. www.wolwedans.com/
96. www.wolwedans.org/
97. www.borana.co.ke/conservancy/
98. maasaimaraconservancies.co.ke/
99. cottars.com/
100. www.seedballskenya.com/cottars-wildlife-conservation/4594243181
101. www.grootbos.com/en
102. www.fynbos.co.za/
103. caiman.com.br/en/ecological-refuge/
104. www.sospantanal.org.br/
105. cepeam.org.br/
106. www.arocha.org/en/
107. www.norfolkwildlifetrust.org.uk/wildlife-in-norfolk/churchyards
108. www.caringforgodsacre.org.uk/
109. www.jabalmoussa.org/
110. Forexamplesee:www.cali.gov.co/dagma/publicaciones/131788/-sistema-municipal-de-areas-protegidas---simap/
111. www.yolombo-antioquia.gov.co/NuestraAlcaldia/SaladePrensa/Paginas/SISTEMAS-LOCALES-DE-%C3%81REAS-PROTEGIDAS-SILAP.aspx
112. geo.sernanp.gob.pe/geoserver/principal.php
113. www.resnatur.org.co
114. www.fundacionpalmaritocasanare.org/
115. www.fundacionpalmaritocasanare.org/proyecto/caiman-llanero/andwww.iucn.org/sites/dev/files/content/documents/palmaritoprivatepas.pdf
116. www.cbd.int/
117. sustainabledevelopment.un.org/
118. www.protectedplanet.net
119. English:wcmc.io/WDPA_Manual;Français:wcmc.io/WDPA_Manual_FR ;Español:wcmc.io/WDPA_Manual_ES;русском:wcmc.io/WDPA_Manual_RU;عربي:www.wcmc.io/WDPA_Manual_AR
120. protectedplanet.net/country/MX
121. www.environment.gov.au/land/nrs/science/capad
122. www.landtrustalliance.org/
123. elcn.eu/elcn/summary
124. www.alca.org.au/
125. ampaperu.info/
126. See:fflorestal.sp.gov.br/programa-estadual-de-apoio-as-reservas-particulares-do-patrimonio-natural-completa-10-anos/andfrepesp.org.br/representatividade-2/
127. www.landtrustalliance.org
128. www.landtrustaccreditation.org/index.php
129. reservasprivadas.org.ar
130. www.resnatur.org.co/sobre-resnatur/proyectos-alianzas/proyecto-gef-g5/
131. www.landtrustaccreditation.org/
132. www.gstcouncil.org/gstc-criteria/gstc-destination-criteria
133. www.landconservationnetwork.org
134. www.lincolninst.edu
135. www.landscapesnamibia.org/sossusvlei-namib/
136. www.lincolninst.edu/
137. www.thelongrun.org/
138. www.namibrand.org/
139. www.pfi.org.cn/en/board/
140. www.laparios.com/
141. www.bfn.de/en/activities/national-natural-heritage.html
142. www.nrt-kenya.org/
143. iucnuk.wordpress.com/projects/putting-nature-on-the-map/
144. www.cbd.int/convention/articles.shtml?a=cbd–02;TranslationsofthetextareavailableinArabic,Chinese,English,French,Russian,Spanish
145. www.cbd.int/doc/c/9b1f/759a/dfcee171bd46b06cc91f6a0d/sbstta-22-l-02-en.pdf;otherlanguageversionscanbefoundat:https://www.cbd.int/meetings/SBSTTA-22

用語集

追加性 : 介入なしには発生しえなかった影響のアクション (IUCN による定義)。民間保護地域の文脈で用いる場合は、国家が運用する保護地域制度 (つまり、政府による管理) の完成よりも補完する非政府アクターによる行動を指す。

付属地役権 : 土地とともに継承される隣接不動産を利用する権利。地役権によって便益を得る土地区画は要役地である。承役地は地役権を提供する土地区画である。付属地役権は、要役地の所有者が放棄した場合を除き、常に土地と共に継承される。付属地役権の対象となる土地は要役地に便益をもたらした土地である承役地である。しかし、ある土地の所有権に付属している地役権である場合、これは付属地役権となる。付属地役権は大陸法が支配的である PPA に対する地役権の実施について容易に用いることができる唯一の法的ツールであることが多い。大陸法は元イギリス帝国の植民地であった国々またはアングロサクソンによる伝統の影響を受けている国々のみで見られる英米法よりも広く普及している。

生物多様性 : 特に陸地、海域およびその他水中生態や生態的複雑性などの全ての源に存在し、それらの一部を構成している生き物における変異性。これには種内の多様性、種間の多様性、および生態系の多様性が含まれる。[144]

市民科学 : 一般社会のメンバーによる自然界に関するデータの収集と分析。一般的に専門的な科学者との協働的なプロジェクトの一部として実施される (Ellwood et al., 2017)。

保全地役権 : 貢献と引き換えに税控除という結果をもたらす不動産に対する利害の資格を有する慈善団体への権利譲渡。保全地役権の目的は、将来の世代のために、土地またはその資源を保全または保護することである。しかし、保全地役権により、土地所有者は私有地の権利を維持し、その土地で生活し土地を活用することができる。保全地役権は法的拘束力を有している。地役権は土地所有者と政府機関の間において法的に強制可能な土地保全契約を結ぶ。地役権による制限は土地とともに移転する。保全地役権は全ての将来の土地所有者に対して拘束力を有する。PPA の目的に関しては、土地と譲渡する人役権のタイプ (下記参照) として具体的な法律によって確立されるか、付属地役権を通じて 2 区画の土地の間で形成されるべきである。

規約 : 頻繁に何かを行う、あるいは控えるための、2 者間における合意、契約、または書面上の約束。約束または合意を形成する個人は契約履行者と呼ばれ、そのような約束が対象とする者は非契約者と呼ばれる。規約は、妥当に合意に至ったのであれば法廷により強制可能である契約合意の一種である。特定の行動を禁止するように表現でき、そのような場合には消極的誓約条項と呼ばれることもある。不動産の取引を統治する法における規約のカテゴリーは主に土地とともに移転する規約と所有権の規約の 2 種類である。規約は不動産に付属し土地から分離されるかそれなしに土地を譲渡できない場合に土地とともに移転していると見なされる。そのような規約は、元の土地所有者ならびにその後の各所有者がその負担の対象であるかその便益に対する権利を有している場合に存在する。

人役権 : 個人の便益となり土地に結びついていない役権。所有者による他人の土地を利用する個人権利であり、要役地の所有権に依存していない。人役権は土地が売却されても土地とともに移転しない。さらに、地役権により便益を受ける個人も地役権を譲渡することができない。人役権は両者を保護するために文書化すべきである。人役権の書面化と役権の範囲と期間を定義することにより、後の誤解を防ぐことができる。公共事業社は人役権を多くの場合有している。PPA の目的上、保全人役権は土地の所有者が変わる場合も土地と共に移転する特別な種類の役権として法により明確に成立される必要がある。

エコツーリズム : 環境を保全し、地域の人々の健全性を持続させ、インタープリテーションや教育が関わるような自然地域における責任ある観光 (Leung et al., 2018)。

平等な便益 : 開発の取り組みによる両ジェンダーに対する最終的なインパクトを指す。結果に平等にアクセスでき男女の両方により活用されるべきであることを示唆している。機会の平等性は両ジェンダーが同じ便益を必ずしも示唆しているわけでない (IUCN による定義)。

公平 : 人々の平等な機会や基本的な能力の開発へのアクセスを求める。これは経済や政治の機会や教育などの基本的なサービスへのアクセスを妨げる障壁を撤廃し、人々 (全ての年齢の女性および男性 、状態および地位) がそのような機会を享受し便益を得られるようにすべきである。公平は正義を意味しており、つまり 1 人 1 人またはグループに合法的に権利を主張できるものを与え、各人または人間グループの具体的な条件や特徴 (性別、ジェンダー、階級、宗教、年齢など) を認識することである。公平とは差別を行う理由を与えずに多様性を認識することを指している (IUCN による定義)。

フィーシンプル (単純不動産権): 如何なる条件や制限、制約、その他所有権に対する主張から自由であり、所有者が売却したり意志または継承により他者へ譲渡できる土地の完全所有権。フィーシンプルの所有権はほぼ無期限である。絶対的単純不動産権とも呼ばれる。現在、法は条件や制限を課すという指示が明確に記されている場合を除き、土地をフィーシンプルとして与える意志があると考えている。コモン・ローの国で不動産に関する最も一般的な所有方法であり、不動産に対して個人が有することができる最も完全な所有者権益である。フィーシンプルに基づいた PPA における独立した取り組みは通常第三者による検証は不可能であり、そのためその透明性や意図は必ずしも自明ではない。この場合の実践例には公的に検証可能な土地とともに移転する保全に向けた制約の確立や、将来の管理費用などを提供する専用の信託基金などの長期的な財務支援の仕組みを含むべきである。

統治機関 : 地域の意思決定や管理に対する権限と義務を有している

と認められている機関、個人、先住民、コミュニティグループまたはその他団体。

ガバナンスタイプ : ガバナンスタイプは、特定の保護地域に対し「誰が管理の権限と義務を有し説明責任を負うのか」に基づいて定義される (Borrini-Feyerabend, 2004)。

先住民共同体保全地域 (ICCA): 慣習法またはその他の効果的な手段を通じ、定住性あるいは可動性という形で先住民や地域のコミュニティにより自主的に保全され、多大な生物多様性の価値や生態的な便益と文化的な価値を有した自然または改変された生態系

土地所有者 : 本ガイドラインの文脈においては、土地所有者は PPA の義務を負う主な統治体のことを指す。現時点では海洋バイオームにおける PPA の例が非常に少ないため、本ガイドラインでは PPA が対象としているバイオームや生態系 (海域、陸域または淡水) に関わらず全ての PPA を包含し土地所有者という用語を用いている。ここでは、所有が議論している実践例に明らかに関連している場合に「土地所有者」という用語を用いている。

土地トラスト : コミュニティを定義しその生活を豊かにする土地や水域を保護する恒久的な土地保全機関。土地トラストは将来誰が土地を所有していようと保護施策が適用され続けるよう恒久的な保全地役権を確立することでこれを実現する。土地トラストは土地所有者と協働し、所有地の自然価値を保護し地域の景観的な美しさが未来の世代のために維持されることを担保する。保護した所有地は土地所有者によって寄付されたり、トラストが土地を購入することもできる。

自然を基盤とした観光 : 自然や未開発の形態で天然資源を利用した観光の一形態。自然を基盤とした観光は未開発の天然資源や野生動物を楽しむことを目的とした観光である (Leung et al., 2018)。

自然保全 : この文脈では、自然は常に遺伝子、種、生態系レベルでの生物多様性を意味しており、またジオ多様性、地形および広範な自然価値を意味していることも多い。保護地域の文脈では、保全は地域内での生態系や自然・半自然の生息地、それぞれの自然環境における種の実現可能な個体数、そして飼いならされたり栽培された種の場合は、その独特の特徴を発展させた環境の維持を意味している (Dudley, 2008)。

ネットワーク : 本ガイドラインにおいては、ネットワークとは具体的に世界中に確立されている PPA 所有者による多くの民間保全ネットワークのことを指している。このようなネットワークの実践例については本ガイドラインのパート B 第 8 節で述べており、ペルーの事例 8 で説明している。

迅速生態評価 (REA):REA とは陸域または地方の迅速生態評価は柔軟かつ加速化し対象を絞った植生類型や種の調査のことである。REA では遠隔センサー画像、上空からの認識、現場のデータ収集、空間情報の可視化などを組み合わせ、様々なスケールで保全計画に向けた有用な情報を生成する (Sayre et al., 2000)。

回転基金 : 民間土地の購入と保全を意識した購入者への転売を行い、その過程で永久的な保護合意 (例えば保全規約や役権) を追加し、土地の保全価値を保護する目的として組織 (通常は保全組織) が運営する専用の基金。土地の売却による収入は基金を補充するために活用され、土地保全に継続的に再投資できるようにする (Hardy et al., 2018 a,b,c)。

権利者 : 保護地域の文脈では、「権利者」とは土地、水域、あるいは天然資源に関する法的な権利あるいは慣習権利を社会的に付与された者のことを指す。

利害関係者 : 保護地域の文脈では、「利害関係者」はこれらの地域に関して直接的または間接的な関心や懸念を有しているが、必ずしも法的または社会的に認識されている権利を有していない者を指す。

伝統的な生態学的知識 (TEK): 伝統的な生態学的知識は、(人間を含む) 生きている者による、お互いやその環境との関係性に関する文化的な発信を通じて何世代にも渡り受け継がれてきた知識や信念の累積的な体系である。さらに、TEK は資源活用の慣習において歴史的な継続性を有した社会の属性である。これらは往往にして非産業的または比較的技術的に進歩していない社会であり、その多くは先住民や部落による社会である (カナダ国際開発研究センター)。

開発権の譲渡 (TDR): 農地を含む地域の自然・文化資源を恒久的に保護するために、対象地域で計画された開発を、経済成長や開発を目的とした他の地域へ変更するために用いられたゾーニングの手法。TDR のプログラムによって、所有している土地の一部ないし全てを開発しないことを選択した土地所有者は金銭的に補償される。これらの土地所有者は、土地から「開発権」を法的に分離し、これらの権利を別の土地所有者に別の場所で利用できるように権利を売却できるように、自治体の区画の下で選択肢を与えられる。開発権を分離した土地は、保全役権やその他の適切な制約的規約によって恒久的に保護される。譲渡した開発権が適用される土地の開発価値は、新規または特別な利用、高い密度または強度、あるいは TDR オプションなしでのゾーニングは許可されないなどの、その他の規制上の柔軟性などによって高められる。

用役権 : 別の者が所有する土地における権利で、通常一定の期間あるいは死亡時まで適用される。用役権は本来の所有者を除外して土地を利用し、土地の便益や所得を享受し、土地を貸し出し貸借料を回収する権利である。用役権は土地を利用する完全な権利を有しているが、土地を破棄したり破壊することはできない。用役権の適用範囲は、合意によって定義され明記された期間中に特定の言及された性質のみを対象としているか、子供の結婚や配偶者の再婚などの特定の条件が満たされた場合に失効となるか、共有されるために複数の品に与えられるか、一定期間は特定の個人に与えられ、何らかのイベントが発生した後には別の者に与えられることができる。用役権は土地とともに移転しないものの、土地を利用し便益を受けることのみを指し、限定的な期間やスコープを有しているため、PPA におけるその活用はより堅牢で永久的かつ法的拘束力を持つツールが導入されるまでの過渡的な保護ツールとして見なすべきである。

付録 1:PPA と保護地域以外の地域をベースとする生物多様性保全手段

過去 10 年程度にわたり、地域ベースの保全に関する新たな管理の指定が台頭した。CBD の 2020 年愛知ターゲット 11 では、「保護地域または保護地域以外の地域をベースとする生物多様性保全手段」に言及している。IUCN は保護地域以外の地域をベースとする生物多様性保全手段 (OECM) を定義するにあたり中心的な役割を果たしてきた。2018 年に CBD が提言している通り、UNEP-WCMC は OECM に関するデータを収集し始め WDPA または同等のデータベースへの統合を開始する。これによる結果の 1 つが OECM の定義を満たしつつも PPA の定義を満たしていない民間による保全の取り組みについて、新しい OECM の定義に基づいて UNEP-WCMC に報告することが可能になる。

「保護地域以外の地域をベースとする生物多様性保全手段」とは何か？

「保護地域以外の地域をベースとする生物多様性保全手段」(OECM) は CBD の締約国会議に提出された勧告の草案において次のように定義されている :「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。」。[145]

PPA と民間 OECM の区別

The Futures of Privately Protected Areas 報告書 (Stolton et al., 2014) とその後 WCPA PPA 専門家グループによって刊行されたガイダンス (Bingham et al., 2017) では、PPA は IUCN による保護地域の定義に当てはまる地域であることを非常に明確にしている。PPA は OECM と PPA に当てはまることはできない。IUCN による保護地域の定義を満たすのであれば、それは保護地域である。国家データベースや世界保護地域データベースへの PPA の報告に関して認識されている課題がある (Bingham et al., 2017) ものの、これは地域の分類に影響を及ぼすものではない。

OECM ガイドラインの原案 (IUCN, 2018) では「区別の基準として、保護地域は保全を主な目的に設定しているのに対し、OECM はその目的に関わらず地域内での生物多様性の保全を実質的に実現していること」と提案している。オーストラリアや南アフリカなど一部の管轄ではすでに私有地の分類において PPA や OECM として認められる私有地の保全に関する合意の種類を特定している (Mitchell et al., 2018)。

民間保護地域と民間 OECM は両方ともお互いを陸域景観や海域景観において補完しあい愛知ターゲット 11 の定性的・定量的な観点に意味のある形で貢献する可能性を秘めている。さらに、OECM は PPA のステータスの確保に向けた準備段階として機能することも考えられる (ボックス 9 参照)。

ボックス 9

OECM から PPA へ : 南アフリカの事例

OECM と PPA の間には明確な区別があるものの、OECM は PPA として地域を宣言する準備段階として利用できる。南アフリカのある民間土地所有者は、クワズール・ナタール州南部の濃霧地帯にある分散した 1,900ha もの草原所有地を生物多様性管理プログラムにより PPA として宣言したいと考えていた (南アフリカのケーススタディ 10 参照)。しかし、この所有者は政府による PPA を支援する義務を果たす能力について懐疑的であった。BirdLife South Africa が間に入り、まずは生物多様性管理の低カテゴリーであり OECM の記述を満たす生物多様性合意に署名した。次の 2 年間の間に土地所有者は政府や NGO の各パートナーと良好な関係性を築き、BirdLife South Africa を通じて政府と自然保護区としての指定に向けて交渉を始めるに至った (Mitchell et al., 2018)。

ブレント・A.・ミッチェルは、米国マサチューセッツ州に本拠を置くケベックラブラドール財団（QLF）アトランティック環境センターの上級副会長です。職歴の初期には、アメリカ最古の土地トラストである The Trustees of Reservations で、フィールド生物学者として働いていました。1987 年に QLF に入所して以来、50 か国以上とのプロジェクトや交流を通じて、自然保護への民間からのアプローチを推進してきました。ブレンは現在、IUCN 世界保護地域委員会の、民間保護地域とネイチャー・スチュワードシップに関する専門家グループの会長を務めています。また、アメリカ合衆国国立公園局のスチュワードシップ研究所の創設パートナーでもあります。

スー・ストルトンは、1991 年にナイジェル・ダッドリーと Equilibrium Research を設立しました。彼女の PPA への関心は 20 年以上前にさかのぼります。1999 年に、保護地域の計画と管理のための新しい戦略を明らかにした「保護のためのパートナーシップ」という本をナイジェル・ダッドリーと共同編集し、社会のより広範なセクションを包含するための保護地域ガバナンスの必要性を強調しました。これに続き、WWF のために企業 PPA レポートを取りまとめました。2013 年から 2014 年にかけて、彼女はケント・レッドフォードとナイジェル・ダッドリーとともに、当ガイドラインの基礎となった「民間保護地域の未来」レポートを取りまとめました。スーとナイジェルはいつか PPA の所有者かパートナーになりたいと思っており、それまでは、英国のウェールズ中部にあるディフィ生物圏保存地域を形成するいくつかの PPA に積極的に関わっています。

ファン ベザウリー - クリールは、The Nature Conservancy のメキシコ代表者であり、渉外担当ディレクターです。現団体に勤務する前は、メキシコのカリブ海沿岸の非営利団体であるアミーゴス・デ・シアンカーンの常任理事を、また保護地域担当のメキシコ政府機関とともに、WWF メキシコプログラムの代表者兼ディレクターを務めていました。メキシコ出身で、都市計画と地域計画のバックグラウンドを持つ建築家である彼は、国立保護地域評議会、国立森林委員会生物多様性基金、モナークバタフライ基金の技術評議会、メソアメリカンサンゴ礁基金のメンバーです。また、さまざまなメキシコの NGO の理事会にも参加しています。彼は、1974 年から家族規模で小さな PPA を管理していました。また、シアンカーン生物圏保護区の最も生物学的に重要な土地区画の開発を制限しながら、土地所有者が開発権を売却することで補償を受けられるようになる、開発権の移転メカニズムを設計および実装しました。その後、メキシコの立法者や環境機関と協力し、民間や地域の保護活動の価値を認める認証プロセスを定義および確立し、メキシコの認証済み PPA のかなりの部分を組み込むことに直接関与してきました。彼は、地域の保全パートナー NGO とともに、「コンサーバンシーのメキシコ私有地保全イニシアチブ」の設立を支援しました。現在、このパートナー NGO の多くが、重要な民間および社会的土地保全地域ネットワークを設立・発展させています

ヘザー・C.・ビンガムは、国連環境計画世界自然保全モニタリングセンター（UNEP-WCMC）を中心に、世界保護地域データベース（WDPA）の管理に 5 年間取り組んできました。彼女は、先住民、地域コミュニティ、民間の関係者が管理する保護地域を文書化する UNEPWCMC の作業をコーディネートする責任者です。非政府ソースからのデータの検証プロセスの開発や、保護地域の多様性をより適切に反映するための WDPA スキーマの再設計を監督しました。これらの進歩により、WDPA は、データベースの品質と精度を保ちながら、幅広いガバナンス主体からのデータに直接対応できるようになりました。彼女は、シェフィールド大学で自然保護と生物多様性の生物学の修士号を取得しています。

トレーシー・カミングは、国連開発計画（UNDP）の生物多様性ファイナンスイニシアチブ（BIOFIN）のテクニカルアドバイザーです。南アフリカ出身の彼女は、生物多様性政策と生物多様性金融において 15 年以上の経験があり、特に民間および共用の保護地域、インセンティブ、および国の開発アジェンダへの生物多様性の主流化についての経験を有します。南アフリカで長年にわたり SANBI の生物多様性スチュワードシップポリシーアドバイザーを務め、全国で実践コミュニティを立ち上げる等、国、州、NGO の利害関係者に対する国の生物多様性スチュワードシッププログラムへの技術的、戦略的、法的アドバイスの提供を主導しました。経済学と環境科学の学士号と環境科学の修士号を有しています。

ナイジェル ダッドリーは、プロフェッショナルとしての職業生活のほとんどをフリーランスとして活動し、Equilibrium Research でスー・ストルトンと協力して長年働いてきました。その間、彼は 70 か国以上の NGO、国連機関、国際ドナー、政府と協力し、多くの論文、報告書、本を執筆してきました。彼は「保護地域管理カテゴリー適用ガイドライン」の編集者であり、IUCN ベストプラクティスガイドラインである「保護地域ガバナンス：理解から行動まで」の共著者です。両著共に、保護について誰が決定を下すかに関する課題についての検討を行いました。また、当ガイドラインの基盤を形成し、サイトのボランティア・NGO メンバー・擁護者として民間保護イニシアチブへの長年の関心を反映する、「民間保護地域の未来」レポートをまとめたチームの一員でした。ナイジェルはクイーンズランド大学の非常勤フェローであり、IUCN 世界保護地域委員会の運営委員会メンバーです。

ジェームズ A. フィッツシモンズは、The Nature Conservancy(TNC) のオーストラリアプログラムの保護ディレクターであり、TNC の保護計画、科学、実施、オーストラリアの政策機能とその実施を監督しています。これにはオーストラリア北部の広大な熱帯サバンナ、多様な中央砂漠、オーストラリア南部の温暖な河口、マレーダーリング盆地の湿地と氾濫原、都市景観における主要な保護プログラムも含まれます。彼はディーキン大学の非常勤教授であり、実用的な保全計画と保護地域、保全政策と法律について広く執筆を行っており、4 冊の本を共同編集しています（21 世紀の保全のためのイノベーション、オーストラリアの景観をつなぐ、自然を評価する：保護地域と生態系サービス、大きく大胆で青い：オーストラリアの海洋保護区からの学び）。彼は、州・国内・および国際レベルで、保護地域政策の問題について政府に定期的に助言しています。The Nature Conservancy に勤務する前は、ビクトリア州環境評価評議会の上級プロジェクト責任者であり、オーストラリア最大の川であるマレー川沿いの保護地域と公有地の使用に関する提案書を作成していました。それ以前は、ビクトリア州の持続可能性・環境局に所属し、保護地域と保全政策の問題に取り組み、国立保護区システムに追加する絶滅の危機に瀕した草地、草地性の疎林、湿地の選択と購入に尽力し、オーストラリア南東部におけるこれらの生態系の保護地域を大幅に増加させました。彼はオーストラリア南東部の危機に瀕している生態系と種を含む 130 ヘクタールの PPA を所有、管理、研究しています。

デルフィン マレレット - キングは、現在、英国を拠点とする慈善会員組織である The Long Run を率いており、観光をベースとした PPA のグローバルネットワークをサポートし、知識交換とアドボカシーのプラットフォームを提供するとともに、PPA の優れた基準である GlobalEcosphereRetreats® という基準を提供しています。彼女はフランスで開発経済学を学び、その後英国とケニアで海洋保全の大学院研究を行いました。ケニアに拠点を置き、保護地域（政府、地域、PPA）と地域の接点として、アフリカやアフリカを超えた地域でフリーランスコンサルタントをしています。海洋や陸域の保全、コミュニティの関与、地域のための社会経済的影響のモニタリング、国内・国際組織に焦点を当て、20 年以上働いてきました。2014 年に技術援助の責任者としてロングランに参加する前は、ケニアのライキピア野生生物フォーラムの運営を 6 年間支援し、エワソ生態系の完全性を保護し社会・経済的発展を支援するという 1 つのビジョンの下で、地域の保護地域・PPA・その他の土地利用者を団結させました。2016 年、彼女は英国に移り、The LongRun の CEO に就任しました。

ケント・H.・レッドフォードは、2012 年に設立された米国メイン州ポートランドを拠点とするアーキペラゴコンサルティング（archipelagoconsulting.com）の代表です。 アーキペラゴコンサルティングは、個人や組織の自然保護活動を改善するために設立され、地球環境ファシリティ (GEF)、米国国立公園局、ムーア財団、マッカーサー基金、パッカード財団、アメリカ動物園水族館協会などと協力してきました。 アーキペラゴコンサルティングの前は、ニューヨークの野生生物保護協会（WCS）で 14 年間を過ごしました。更にその前は、Nature Conservancy のラテンアメリカ部門で科学とスチュワードシップの責任者として 5 年間過ごし、「危機に晒されている公園 (Parks in Peril)」プログラムを担当していました。キャリアの皮切りは、10 年間勤務したフロリダ大学の教員で、熱帯保護研究プログラムと熱帯保護開発プログラムを共同設立しました。ハーバード大学で生物学の博士号を取得しました。キャリアを通して保護地域の問題に取り組み、IUCN が 2014 年に発行した「民間保護地域の未来」の共著者（スー・ストルトンとナイジェル・ダッドリーと）となりました。現在、合成生物学と生物多様性保全に関する IUCN のタスクフォースの議長を務めています。

ペドロ・ソラーノは、自然保護問題で 30 年以上の経験がある環境法の専門家です。この間に、自然保護地域、民間およびコミュニティベースの保全戦略、エコツーリズム、気候変動および環境ガバナンスに関連するさまざまなテーマの専門知識を身につけました。自然保護区システムと自然遺産規制のためのペルーの法的枠組みの設計と策定に携わっています。ペルーでの PPA の設計と管理を促進するために、2005 年に民間およびコミュニティベースの保全イニシアチブを立ち上げ、PPA をわずか 2 から 250 近くに増やしました。
講義や会議への招へいも多く、国内および国際的な大学や機関のコースをリードしています。自然遺産、保護地域、ボランタリーな保全、気候変動、環境法をテーマとして、10 冊以上の本と数百の記事を発行しています。IUCN WCPA と世界環境法委員会の両方のメンバーであり、PPA に関する IUCN スペシャリストグループのメンバーでもあります。現在は、1986 年に設立されたラテンアメリカの主要な組織であるペルー環境法協会（SPDA）の事務局長であり、1988 年から勤務しています。また、アマゾン保全協会（ACA）、アマゾン流域保全協会（ACCA）、汎アメリカ環境防衛協会（AIDA）の理事も務めています。

国際自然保護連合

WORLD HEADQUARTERS
Rue Mauverney 28
1196 Gland, Switzerland
電話番号 : +41 22 999 0000
ファックス : +41 22 999 0002
www.iucn.org

Fundación Mar Adentro

PRIVATELY PROTECTED AREAS
PRIVATE MEANS - PUBLIC BENEFIT